

モバイル市場の競争環境 に関する研究会

中間報告書 (案)

2019年4月

目次

第1章	はじめに	1
第2章	これまでの政策の概要	3
第3章	モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言	5
	1. 緊急提言の取りまとめ	5
	2. 緊急提言を受けた対応	16
第4章	利用者料金に関する事項	18
	1. 利用者の理解促進	18
	2. 広告表示の適正化	21
	3. 中古端末の国内流通の促進	26
	4. 利用者料金等のモニタリング	31
第5章	事業者間の競争条件に関する事項	34
	1. 接続料算定の適正性・透明性の向上	34
	2. ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証	44
	3. 音声卸料金の適正性の確保	49
	4. MVNOによる多様なサービス提供の実現（セルラーLPWAの提供）	52
	5. MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与	55
	6. 第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用	58
第6章	モバイル検討会報告書フォローアップ	66
第7章	将来的な課題についての検討	71
第8章	おわりに	76
	参考資料	77

第1章 はじめに

携帯電話は、その契約数が1億7千万を超え、様々な社会経済活動の基礎となるとともに、国民にとって不可欠なコミュニケーションの手段となっており、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できる環境整備がますます重要となっている。

モバイル市場においては、2019年10月にMNO（Mobile Network Operator）1社の新規参入が見込まれているが、現時点においては、MNO3社の契約数シェアが均衡しつつある一方で、MNOによる他の電気通信事業者の買収等によるグループ化が進み、実質的に3グループに収れんされている。その中で、MVNO（Mobile Virtual Network Operator）の契約数は増加傾向にあるものの、直近1年間の純増数はMNOの純増数を下回り、その市場シェアは11.5%に留まっており、MNO3社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている。

こうした競争環境下における我が国のモバイル市場については、他の先進国と比較して利用者料金が総じて高く、また、その推移を見ても、下がる傾向が鈍い状態にあることが指摘され、また、端末購入者に対して大幅な割引を行う慣行が広く見られることに伴って、利用者の正確な理解が妨げられ、競争が働く前提である利用者による適切かつ自由なサービス選択が阻害される、利用者間の不公平が生じるという課題が認められる。

本研究会は、こうしたモバイル市場について、情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できる環境整備に向け、事業者間の公正な競争を更に促進するための方策について検討することを目的に2018年10月から開催され、利用者料金その他の提供条件と事業者間の競争条件の両面について、利用者の視点に立った検討を行った。

具体的には、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）の目的や過去の検討における問題意識を踏まえ、検討に当たっての基本的視点として次の3つの事項を整理し、その視点に立って検討を行った。

- (1) 事業者間の公正な競争の促進による利用者利益の確保
 - ・ MVNOを含めた事業者間の公正な競争環境が確保されているか。
- (2) 利用者のニーズに合ったサービス・端末の選択の確保
 - ・ 利用者が自らのニーズに合ったサービス・端末を選択できる環境にあるか。

- ・ 利用者による自由な事業者選択を阻害する要因はないか。
 - ・ 利用者が利用しやすい料金でサービスが提供されているか。
- (3) 技術進歩の成果を利用者が享受できる環境の確保
- ・ 最新の技術を利用したサービスが広く利用可能となっているか。

検討に当たっては、過去の検討における課題も踏まえ、モバイル市場の競争環境に関する主要な論点に関し、有識者、関係事業者、消費者団体、販売代理店関係団体等からのヒアリング等を行い、議論を深めた。

そうした中で、利用者料金その他の提供条件に関する論点について、多くの関係者及び構成員が共通して指摘する課題が明らかになってきたことから、2019年1月17日の第6回会合で、ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG（以下「消費者WG」という。）と合同で、モバイル市場において早急に取り組むべき事項を盛り込んだ「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」（以下「緊急提言」という。）を取りまとめ、公表した。

緊急提言の取りまとめの後、その他の論点に関し、さらに関係事業者、事業者団体、中古端末流通関係団体等からのヒアリング等を行い、議論を深め、今般、モバイル市場における公正競争を促進する観点から取り組むべき事項について、緊急提言で提案した事項や今後取り組むべき事項も含め、全体像を中間報告書として取りまとめた。

本中間報告書をもとに、関係各方面において必要な対応が迅速に行われることを期待する。

第2章 これまでの政策の概要

モバイル分野においては、事業法の目的に則り、携帯電話の利用者料金その他の提供条件や事業者間の競争条件等を適正化し、利用者の利益の保護を図りつつ、事業者間の公正な競争を促進することにより、多様で高度なサービスが低廉な料金で提供され、利用者の利便の確保が図られるよう、各種政策が実施されてきた。

事業法による規律として、2003年の改正により、携帯電話の利用者料金その他の提供条件についての事前規制が撤廃される一方で、同年及び2015年の改正により、契約の締結等をしようとする際の提供条件の説明義務等の利用者保護規律が強化された。また、2001年の改正により、一定規模を超える端末シェアを有するMNOに接続料及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を課す第二種指定電気通信設備制度（以下「二種指定制度」という。）が創設されるなど、競争条件の整備のための規律が強化されてきた。こうした事業法の規律に基づき、総務省において各種の施策が実施されてきた。

具体的には、提供条件の説明義務については、利用者が自らの契約の内容を適切に把握し、適切なサービスを選択できるようにするため、提供する役務の内容や料金に加え、2017年の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（2016年3月総務省総合通信基盤局策定、2018年9月最終改定。以下「消費者保護ガイドライン」という。）の改正により、期間拘束・自動更新を伴わない料金プランの紹介やオプションサービスや端末代金を含めた毎月の請求額等を説明事項に追加するなど、状況に応じて充実が図られてきた。

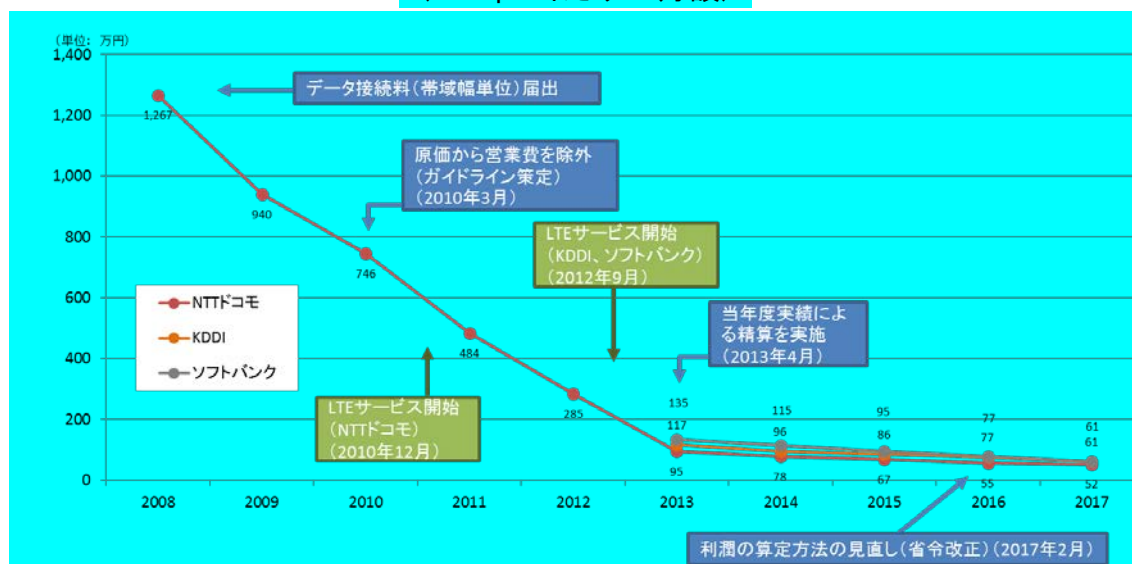
通信役務を利用するために必須のものである端末の販売に関する取組も継続的に実施されてきた。2016年にスマートフォンの購入者に合理的な額の負担を求めることとする「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」を策定し、2017年に同ガイドラインを「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」（2017年1月10日策定、2018年8月28日最終改正。以下「モバイル指針」という。）に統合した上で求めるべき合理的な額の基準を明確化するなど、状況に応じ、随時、端末購入補助の適正化のための見直しが進められてきた。

総務省では、これらの説明義務やガイドライン等に照らして不適切な事案があった場合や、料金プランの在り方等について利用者保護等の観点から必要と判断した場合には、事業者に対し、個別に指導や要請等を行うことにより、必要な取組が行われている。

事業者間の競争条件については、上述の二種指定制度の対象事業者として、2002年2月には株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）及び同社のグループ8社並びに沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー」という。）が、2005年12月にはKDDI株式会社（以下「KDDI」という。）が、2012年12月にはソフトバンクモバイル株式会社が指定された。現在、NTTドコモ、沖縄セルラー、KDDI及びソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）の4社が指定されている¹。

二種指定制度の下、公正な競争が行われるためには、接続料の適正性及び透明性の確保が重要である。制度創設の当初には、具体的な算定方法はMNOの自主的な判断に委ねられていたが、2010年の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下「二種指定ガイドライン」という。）の策定、2016年の第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。）の制定等により、算定方法の整備が進められてきた。こうして整備された接続料算定方法の下で、データ伝送交換機能に係る接続料は、これまで一貫して減少しており、2014年度から2017年度までの3年間では、各社とも約33%から47%減少している。

図表1 データ伝送交換機能に係る接続料（回線容量単位）の推移
（10Mbps当たり・月額）



¹ 株式会社NTTドコモ及び同社のグループ8社は、2008年7月に合併。ソフトバンクモバイル株式会社は、2015年7月にソフトバンク株式会社へ商号変更。

第3章 モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言

1. 緊急提言の取りまとめ

本研究会は、2018年11月26日の第4回会合で、消費者WGと合同で緊急提言案をまとめ、同年12月18日までの間、一般からの意見募集を実施した。意見募集には、法人・団体15件、個人64件の合計79件のご意見が寄せられた。2019年1月17日に消費者WGと合同で開催した第6回会合で、寄せられたご意見も踏まえ、一部修正の上で、緊急提言を取りまとめ、公表した。

緊急提言は、累次の検討・取組を進めてきた課題のうち、いまだ解消されていないものとして、「シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現」と「販売代理店の業務の適正性の確保」について、早急に取り組むべき事項を取りまとめたものである。

モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言

1. 本提言の位置づけ

携帯電話は、その契約数が1億7千万を超え、様々な社会経済活動の基礎となるとともに、国民にとって不可欠なコミュニケーションの手段となっている。

携帯電話をはじめとする電気通信サービスの在り方については、利用者視点に立ち、①利用者がニーズに合ったサービスや端末を選択できるようにすること、②事業者間の公正な競争を促進することにより利用者利益の確保を図ること、③技術進歩の成果を利用者が速やかに享受できる環境を整備することという3つの基本的な視点から検討を進めることが重要である。

モバイル市場の競争環境に関する研究会（以下「モバイル研究会」という。）及びICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG（以下「消費者WG」という。）では、2018年10月以降、それぞれ3回にわたりヒアリングを行い、検討を重ねてきた。

ヒアリングを通じ、多くの関係者及び構成員が共通して指摘する課題が明らかになってきたことを踏まえ、本緊急提言は、モバイル研究会と消費者WGとが合同でモバイルサービス等の適正化に向けて早急に取り組むべき事項を整理したものである。

本緊急提言を踏まえ、総務省等において必要な措置が早急に講じられることを期待する。

2. シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現

(1) 背景

携帯電話の利用者料金に対する規律については、累次に渡る電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正により規制緩和がされてきており、1997年に認可制から届出制とされ、2004年には事前規制が完全に撤廃されている。現在、携帯電話市場では設備面及びサービス面の両面での競争が行われ、携帯電話事業者がそれぞれ工夫しながら多様なサービスを多様な料金プランにより提供している。

一方で、料金プランの中には、利用者が正確に理解することが困難なものや利用者を過度に拘束するようなものなどが出てきており、その結果として、利用者の適切かつ自由な選択が阻害され、事業者間の公正な競争が不当に制限されているという問題が指摘されている。

携帯電話の利用者料金に関し、携帯電話事業者による継続的な工夫にもかかわらず、問題が指摘され続けている状況に鑑みると、利用者の利益を阻害するような料金プランを抜本的に見直し、携帯電話事業者による公正な競争の中で真に利用者のためになる工夫が進められるように取り組んでいくことが求められる。

(2) 通信料金と端末代金の完全分離

① 問題点

通信サービスと端末のセット販売については、次のような点が指摘された。

- 通信サービスと端末はセットで購入するものとの強い印象を与え、両者が本来は別のものであるという理解を妨げている。
- 同じ携帯電話事業者が提供する同じデータ通信容量のプランであるにもかかわらず購入する端末によって通信料金が異なるという不公平や、通信料金の割引が特定の端末の利用者に限定されているという不公平が生じている。
- 端末購入から一定期間で通信料金の割引が終了し、その後は通信料金が上昇するため、必要以上に新規端末に買い替える誘因が働く。

- ハイエンド端末を中心に過度な端末購入補助が行われることにより、ハイエンド端末とローエンド端末の実売価格が接近し、市場メカニズムが有効に機能していない。また、同様の補助ができないMVNOとの競争上のイコールフットィングの問題がある。
- 「実質0円」というような表示に見られるように、端末代金と通信料金との区分が不分明で、利用者が何に対して幾ら支払っているか理解しづらい。
- 一定の条件の下で端末割賦代金の残債を免除する販売手法（端末買換えサポートプログラム）は、依然として通信役務の継続を残債免除の条件としており、残債免除を受けるまでの間の解約を利用者に躊躇させるとともに、実質的に残債免除後の契約継続も求めるものであるため、利用者の困り込みにつながっている。
- 他の業界にも残価設定クレジットはあるが、他の商材と結びつけられることはない。それに対して、通信役務と結びついた端末買換えサポートプログラムは、通信役務に関するスイッチングコストを高めている。

② 提言

端末は、通信役務を利用するに当たって欠かせないものであり、まず、こうした端末の購入等を条件とする通信料金の割引等については、通信料金と端末代金の分離が不十分であることにより、次のような問題を生じさせている。

- 同じデータ通信容量等のプランであるにもかかわらず、購入する端末によって通信料金が異なるという不公平や、通信料金の割引等が特定の端末の利用者に限定されるという不公平があること。
- 利用者が料金プランを正確に理解した上で他の料金プランと比較することが困難となり、自らのニーズに沿って合理的な選択を行うことができないこと。
- 通信料金の割引等が一定期間に渡り行われるなど、割引等を受けるために通信役務の継続利用が求められる場合もあり、利用者を過度に拘束し、事業者間の公正な競争が阻害されること。

したがって、端末の購入等を条件とする通信料金の割引等を廃止することにより、上記の問題点を解消することが適当である。

また、通信役務の一定期間の継続利用を条件とする端末代金の割引等については、上記2点目及び3点目の問題を有するものであり、分離の徹底の

観点から、見直すことが適当である。このような割引等は、携帯電話事業者が直接行うだけでなく、キャリアショップや量販店等の販売代理店を通じて行われる可能性があり、それについても併せて対応することが必要である。

特に、端末買換えサポートプログラムについては、同じプログラムへの再加入が残債免除の条件から除かれたが、依然として次のような問題があり、抜本的に見直すことが必要である。

- 残債免除までの間のプログラムへの継続加入が残債免除の条件とされており、その間の通信役務の継続利用が必要となっている。
- 残債免除を受けないとプログラム加入の便益が全く得られないため、上記3点目の問題が格段に大きくなる上に、残債免除を受けないという選択肢が実質的に機能するか疑義がある。
- 機種変更が残債免除の条件とされており、新端末の購入後に通信契約を解除する場合には新端末の残債や解約料等のスイッチングコストが存在するため、利用者は残債免除を受けた後も通信役務を継続利用することとなる可能性が高い。

(3) 行き過ぎた期間拘束の禁止

① 問題点

期間拘束を伴う通信契約の関係については、次のような点が指摘された。

- 期間拘束とその自動更新により、事業者乗換えのスイッチングコストが高くなっている。
- 期間拘束なしの料金プランについて、その料金が高かったり、継続的に同じ事業者と契約しているにもかかわらず長期契約者割引を受けられなかったりするなど、利用者にとって実質的な選択肢となっていない。
- 契約途中で解約する際の違約金について、その算定根拠が明らかとなっておらず、また、その水準が高いことが、事業者乗換えの妨げとなっている。
- F T T H等とセットで契約した場合、当該契約に係る拘束期間のずれが事業者乗換えの妨げとなっている。

② 提言

行き過ぎた期間拘束は、利用者が携帯電話事業者を乗り換える上での制約であり、事業者間の公正な競争を阻害することとなる。また、技術革新の

著しい電気通信事業分野では、将来を見通した上で利用者が合理的な選択をすることは困難である。特に、ヒアリングにおいて、多くの関係者及び構成員が共通して指摘した以下の期間拘束については、見直すことが適当である。

ア 期間拘束のない契約の料金その他の提供条件が、期間拘束のある契約の料金その他の提供条件に比べて著しく劣り、実質的な選択肢となっておらず、それについての合理的な理由がない場合には、利用者を過度に拘束するものであり、見直すことが求められる。また、期間拘束の期間が著しく長期に渡り、その合理的な理由がない場合も、同様である。

イ 解約に係る違約金の水準については、合理的な算定根拠に基づき設定されるべきものであり、違約金の水準が著しく高い場合には、スイッチングコストにより利用者を過度に拘束し、事業者間の公正な競争を阻害するものであるため、見直すことが求められる。

ウ 期間拘束の自動更新については、変化の激しいモバイル分野で拘束期間終了後の更新の要否を契約当初の段階で判断することは困難であり、利用者を過度に拘束するものである一方で、更新に係る手続の手間の省略を望む利用者もあり得る。このため、更新が利用者の真正な意思に基づき行われるよう、契約当初の段階で自動更新とするかどうか選択可能とし、拘束期間終了の段階で更新するかどうか及び自動更新の選択を変更するかどうかについて利用者の意思を確認するとともに、自動更新の有無により料金等に差を設けないことが求められる。

さらに、期間拘束のある複数の契約のセットでの締結は、各サービスの期間拘束の始期や長さが異なり、利用者が違約金を支払わずに複数のサービスを同時に解約できない場合には、利用者を過度に拘束するものであることから、いずれのサービスも同時に無料で解約できる期間を設定することなど改善策を検討することが適当である。

(4) 合理性を欠く料金プランの廃止

① 問題点

上記のほか、過度に複雑な料金プランなどについて、次のような点が指摘された。

- 同じ携帯電話事業者が提供する同じ通話頻度、同じデータ通信容量の

通信サービスであるにもかかわらず、プランによって通信料金が異なる場合がある。

- 基本料とデータプランを別々に提供しているにもかかわらず、基本料が安いプランでは少ないデータ量を選択できないなど、組合せに制約がある。

② 提言

通常の提供条件の説明により利用者が理解することが期待できないような過度に複雑な料金プランや合理性を欠く料金プランは、利用者の正確な理解を妨げるとともに、料金プラン相互の比較を困難とし、利用者の合理的な選択を阻害するため、見直すことが適当である。

例えば、音声通話について同一の内容の基本料について、使用する端末や選択するデータプランの別により料金が異なるなど、同じ通話頻度、同じデータ通信容量の通信サービスであるにもかかわらず、プランによって通信料金が異なり、不合理に「同一サービス同一料金」になっていない場合があり、利用者間の不公平を生じるとともに、利用者の混乱を招き、その合理的な選択の妨げとなることから、見直すことが求められる。

(5) 取組の方向性

市場競争の下においては、携帯電話事業者による工夫と競争によって多様なサービスが多様な料金プランで提供され、利用者が提供条件を十分に理解した上で、自らのニーズに応じてサービスを適切かつ自由に選択し、低廉な価格で利用できることが望ましい。その際、携帯電話事業者によるサービスや提供条件の工夫と競争は、利用者の利益を阻害するものとならないための最低限の基本的なルールを守りつつ行われることが必要である。

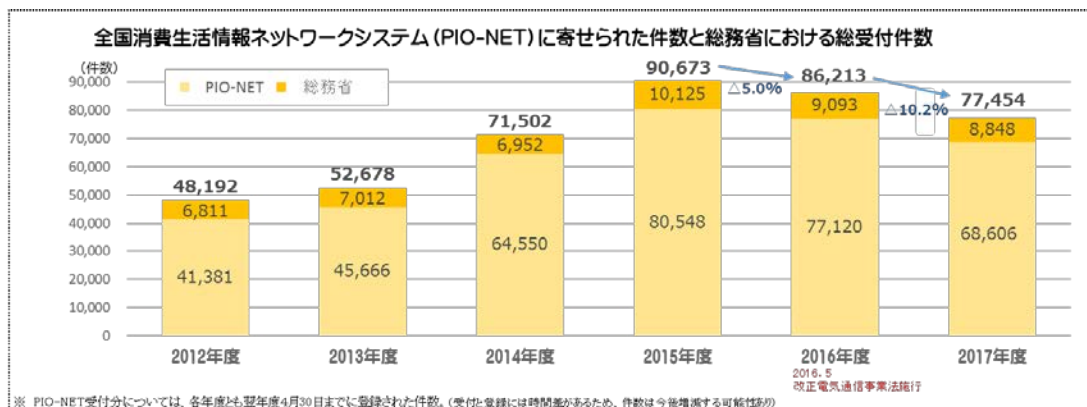
このため、以上で提言した事項について、携帯電話事業者による実効性のある料金プランの見直しが行われるよう、総務省において、最低限の基本的なルールとして料金その他の提供条件に関する禁止行為を定め、それに違反した場合には業務改善命令を行いうることとすること等について、電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を検討し、速やかに実施に移すことが適当である。また、措置の効果をデータに基づき検証できるよう、総務省において、携帯電話事業者における販売奨励金や端末購入補助の詳細や端末に係る収支の状況などのデータを定期的に把握することが必要である。

3. 販売代理店の業務の適正性の確保

(1) 背景

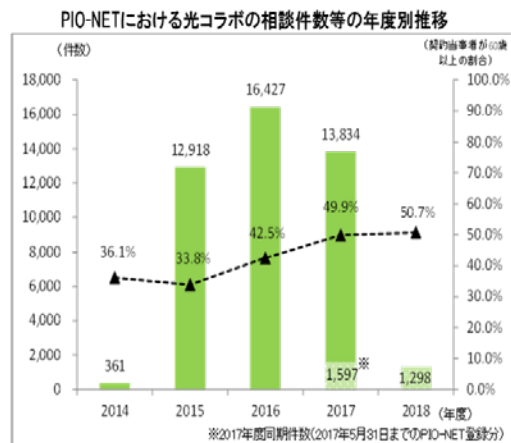
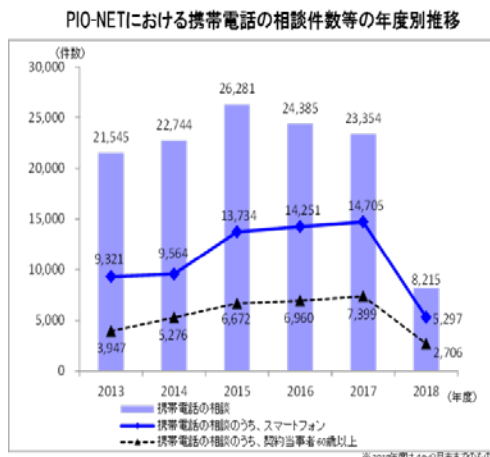
電気通信事業法では、新規参入や料金の事前規制を緩和する一方、消費者保護ルールを充実する等、累次の法改正が行われてきた。2003年にはサービス提供条件の説明義務や苦情等処理義務が導入され、2015年には契約書面交付義務、事業者による代理店に対する指導等の措置義務、初期契約解除制度、勧誘に当たっての不実告知等や勧誘継続行為の禁止等の規律が設けられたところである。

この2015年の電気通信事業法改正による消費者保護ルールの導入以降、全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）及び総務省に寄せられた電気通信サービスに関する苦情相談件数は減少しており、消費者保護ルールの導入について一定の効果が見られる。しかしながら、その傾向は緩やかであり、依然として高い水準にある。



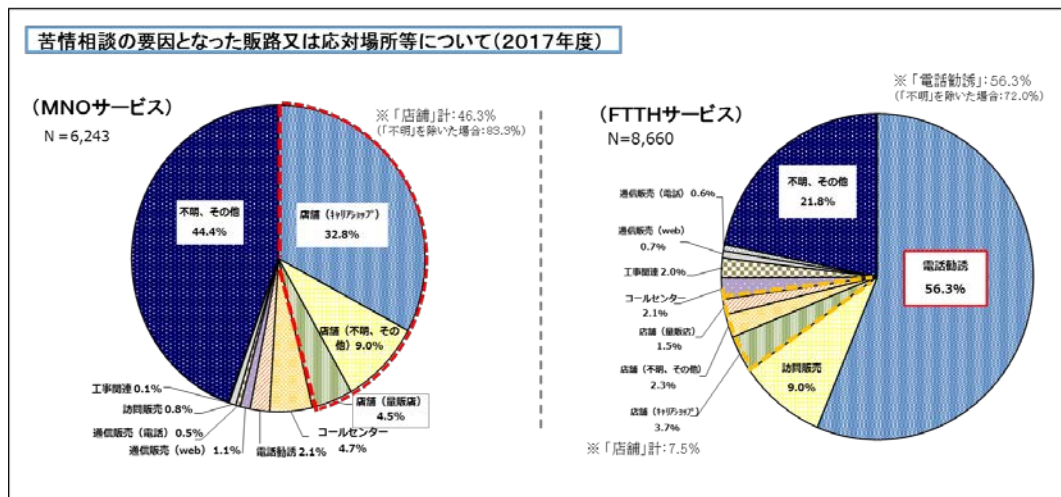
出典：総務省「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合（第5回）」（2018年6月28日）配付資料

P I O - N E Tを用いた独立行政法人国民生活センターの分析によれば、携帯電話やF T T Hサービスに関する苦情相談件数は、それぞれ2万件超（携帯電話）、1万件超（F T T Hのうち光コラボサービス）といった高い水準で推移している。



出典：「光回線サービスの卸売に関する勧誘トラブルにご注意！第2弾」（2018年7月26日 国民生活センター報道発表資料）、「セット契約やスマートフォンの使い方などの携帯電話のトラブル」（2018年9月13日 国民生活センター報道発表資料）

また、2017年度にPIO-NET及び総務省に寄せられた苦情相談に基づく総務省の分析によれば、苦情相談の要因となった販路等としては、携帯電話（MNO）についてはキャリアショップや量販店等の「店舗販売」（46.3%：「不明」を除いた場合は83.3%）が、FTTHサービスについては「電話勧誘」（56.3%：「不明」を除いた場合は72.0%）という販売形態が、それぞれ高い比率となっており、販売代理店に起因した苦情相談が多く生じている。



出典：総務省「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合（第5回）」（2018年6月28日）配付資料を基に作成。2017年度にPIO-NET及び総務省に寄せられた苦情相談の約3分の1を無作為抽出し、サービス別に分析したもの。

(2) 問題点

上述のP I O-N E T及び総務省に寄せられた苦情相談の中身を見ると、次のような内容が挙げられており、その多くが不適切な勧誘、説明に起因するものとなっている。

【携帯電話】

- 通信容量が大きな料金プランを勧められ言われるまま契約したが、後で必要のないものだったと分かった。
- スマートフォンを契約したら、不要なタブレット端末やヘッドフォン、充電器等の付属品とのセット契約だった。
- スマートフォンに追加でタブレット端末、光回線等も契約したが、スマートフォンすら使いこなせない。

【FTTH】

- 大手通信事業者からの電話だと思い契約したが、別の事業者だったので費用負担なく解約したい。
- 契約先のプラン変更だと思ったら、別会社との契約になっていた。
- (変更する必要がないにもかかわらず) 光回線の変更が必要であるかのような勧誘により契約してしまった。

また、消費者WGにおいては、販売代理店の業務について、次のような点が指摘された。

- 携帯電話について、契約内容が複雑化、説明時間も長時間化し、契約内容や料金を消費者が正しく認識できておらず、また必ずしも消費者が希望する契約内容になっていない。
- 光コラボの代理店による電話勧誘に係る苦情相談が相変わらず多く、「新しいサービスのご案内です」と言われたので契約中の事業者だと思ったなど、勧誘時に事業者名について誤解を与える勧誘となっている。
- 携帯電話については、「〇万円キャッシュバック」、「実質〇円端末」をうたうショップ店頭のパスターやロードサイドショップの立て看板が未だに見られる。
- 「実質〇円」等の広告表示においては特定の適用条件等を認識しづらいものもあり、結果、特典が受け取れないといった苦情が寄せられている。

消費者WGで指摘のあった上記3点目の指摘に関しては、販売代理店独自の過度な端末購入補助が依然として行われていると考えられるが、これは通信料金の高止まり、利用者間の不公平及びMVNOの新規参入・成長の阻害という点で懸念がある。

通信サービスと端末をセット販売する場合の過度な端末購入補助については、総務省において「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」（2017年1月）が策定され、事業者に対してその適正化を図っているものの、販売代理店は同指針の対象外となっていることから、市場全体に対して十分な効果を上げていない状況にある。

なお、携帯電話の販売代理店においては、消費者利益の確保に向けた自主的な取組として、2014年に設立された一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会による「あんしんショップ認定制度」が全国的に展開されており、2018年12月末時点で認定ショップ5,422店（全キャリアショップの67%）の規模となっている。また、光コラボの事業者・販売代理店については、一般社団法人テレコムサービス協会による「重要事項説明項目とトークの手引き」（光卸を利用したF T T Hサービスの電話勧誘時の説明話法に係るガイドライン）が策定されており、それぞれの業界団体において独自に苦情相談の改善につながる取組が進められている。しかしながら、その浸透度合いは現状十分とは言えず、今後、これらの販売代理店への一層の普及・浸透が課題となっている。

（3）提言

販売代理店に対する指導については、2015年の電気通信事業法の改正により、事業者において、委託した業務に係る指導等の措置を行うことが義務付けられるとともに、総務省においても、「提供条件の説明義務違反」、「不実告知等の禁止違反」、「勧誘継続行為の禁止違反」に限っては、事業者のみならず販売代理店に対しても業務改善を命じることが可能となっている。

しかしながら、一次販売代理店の下にある二次、三次の販売代理店等を含め、事業者による指導が十分に行き届いていない状況が見られるとともに、販売代理店における独自の過度な端末購入補助や、利用者に誤認を与えるおそれのある勧誘や独自の店頭広告等の不適切な業務実態については、総務省において業務改善を命じることができない等、必ずしも適切な担保措置が講じられているとは言えない状況にある。加えて、総務省において、そ

の実態把握が十分にできているとは言い難い状況にある。

販売代理店は、電気通信サービスの契約において、利用者に最も身近な窓口であり、その業務が適正に行われることは、利用者の利益を確保する上で必要不可欠となっている。このため、これらの問題点の解消に向け、以下について、電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を講じることが適当である。

ア 販売代理店の存在を事業者経由で間接的に把握するのではなく、行政が直接把握するための必要最小限の制度として、届出制を導入する。

イ その上で、勧誘行為において社名や勧誘目的であることを明示しない等、利用者に誤解を与えるような電気通信事業者及び販売代理店の不適切な勧誘行為を禁止し、違反した場合には業務改善命令を行いうることとする。

ウ 加えて、電気通信サービス契約の媒介と一体として行われる販売代理店の業務において、電気通信サービスに関して利用者の利益を阻害するような不適切な実態があれば、業務改善命令を行いうることとする。

なお、販売代理店においては、3.(2)に掲げた一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会が運営する「あんしんショップ認定」の取得や、一般社団法人テレコムサービス協会が策定しているガイドラインの活用等にさらに積極的に取り組むことにより、利用者にとって誠実で信頼できる販売代理店となっていくことが期待される。

4. 今後の検討の方向性

以上、総務省等において、早急に取り組むべき事項として、「シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現」及び「販売代理店の業務の適正性の確保」の2つの項目を軸に整理した。

モバイル研究会では、引き続き、MVNOを含めた事業者間の公正な競争条件を確保する観点から、接続料の算定方法の見直し、IoT向けサービスに係る競争ルール等について検討を深めるとともに、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(2018年4月)で取り上げられた事項について実施状況の検証を行うこととする。

消費者WGでは、電気通信サービスの消費者保護の確保の観点から、契約継続時間の長さや高齢者への適切な対応など、契約時の説明の在り方のほか、利

用中や解約時の説明の在り方、一定規模以下の法人のサービス利用の保護の在り方等について検討を深めることとする。

併せて、モバイル研究会及び消費者WGは、本緊急提言に沿った取組の進捗状況についてフォローアップを行うこととする。

2. 緊急提言を受けた対応

緊急提言を受け、総務省において、次の内容を定める事業法の改正法案が作成され、その改正法案は、2019年3月に第198回国会（常会）に提出されたところである。

- ① 携帯電話事業者及び販売代理店による次の行為を禁止し、違反した場合を業務改善命令の対象とすること。
 - ア) 端末の販売等に関する契約の締結に際し、通信サービスの利用者（当該サービスの提供を受けようとする者を含む。）に対し、通信サービスの料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとしてその他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約させること。
 - イ) 通信サービスの利用者に対し、契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める料金その他の提供条件を約し、又は販売代理店に約させること。
- ② 販売代理店に総務大臣への届出義務を課すこと。
- ③ 電気通信事業者及び販売代理店による、勧誘の相手方に対して自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為その他利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為を禁止し、違反した場合を業務改善命令の対象とすること。

事業法の改正法案は、成立した場合には公布の日から6か月以内に施行することとされており、それまでに総務省令等で制度の詳細を定める必要がある。具体的な制度の整備に関しては、緊急提言の意見募集や本研究会での検討の過程において、具体的な基準を明示することが望ましいとの意見や事業者による運用の見直し等に必要な期間に対する配慮を求める意見が出されたところである。制度の検討に際しては、モバイル市場に与える影響も見極めつつ、関係事業者が行うべき対応が明確となり、実効性ある取組が行われるよう、携

携帯電話事業者、販売代理店等の関係者の意見も十分に聴いた上で、できる限り明確な基準が整備されることが望ましい。

携帯電話事業者等の関係者においては、緊急提言の趣旨や事業法の改正法で措置される内容等を踏まえ、同法の施行を待つことなく、料金プランの抜本的な見直し等のモバイルサービス等の適正化に向けた取組を積極的に行うことが期待される。それに加え、携帯電話事業者においては、その販売代理店における適切な業務の実施の確保のための取組を積極的に行うことが期待される。

緊急提言や事業法の改正法を受けた見直しにより、料金プランが非常に大きく変わることが想定されることから、利用者に不利益が生じないように、利用者が自らに合った料金プランを適切に選択できるようにすることが一層重要となる。このため、利用者に対する説明や情報の提供等の充実を図ることが必要であり、携帯電話事業者等の関係者において適切に取り組むことが求められる。また、総務省においては、消費者保護ガイドラインの見直しなどにより、混乱が生じることがないような適切なルール整備を検討することが望ましい。

また、通信料金と端末代金の完全分離等の料金プランの見直し等により、販売代理店における業務の在り方が変化していくことも想定される。販売代理店は、利用者と直接接する重要な役割を担っており、地域の拠点としても、その重要性は高いものであることから、その果たす役割を含め、販売代理店の在り方について、携帯電話事業者、販売代理店等の関係者において十分な検討と意識の共有が行われることが望まれる。

以上のような取組の進捗状況やあるべき方向性等については、緊急提言で触れたとおり、本研究会においても、消費者WGとともに、適時なフォローアップを行うこととする。

第4章 利用者料金に関する事項

1. 利用者の理解促進

(1) これまでの取組等

利用者料金その他の提供条件について、利用者が十分に理解した上でサービスを選択できるよう、事業法は、携帯電話事業者と販売代理店に対して、契約の締結前に利用者に提供条件の説明を行うことや提供条件を記載した書面を交付することを義務づけている。この説明義務や書面交付義務に関して、消費者保護ガイドラインは、「毎月など定期的に支払う料金その他の金銭的費用については…オプションサービスや端末を含め、毎回請求されることが見込まれる総支払額（合計金額）及びその内訳を明示し、これらを記載した説明書面等を交付等することが適切である」としている。また、総務省は、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会（以下「モバイル検討会」という。）報告書を踏まえ、2018年6月、携帯電話事業者に対して、「契約時以外での料金プランの見直しに関する相談の機会を充実させる等、利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策を実施する」よう指導したところである。

これらを踏まえ、様々な料金プランが出てくる中で、利用者が支払額を適切に把握できるように、携帯電話事業者では、月ごとの支払額を示すなどの工夫をしてきている。

しかし、例えば、2年間の期間拘束のある料金プランについて、一定の条件の下で最初の1年間等の限られた期間のみ割引が行われる場合に、月ごとの支払額を提示するのみでは、利用者が適切に拘束期間全体での自らの支払額を把握することが難しいのではないかと指摘もある。

公正取引委員会調査（2018年6月）²では、「MNOと契約した場合の一定期間の費用総額のイメージを持ってないまま、一括で示される端末値引き額の大きさに誘引されて、本来の選好に沿った選択をできていない消費者がいる可能性がある」ことから、「MNO各社は少なくとも期間拘束契約をする場合には、当該期間において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましい」と指摘されている。

² 「携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）」（2018年6月28日公正取引委員会）

(2) 意見

本研究会において、主要論点として「通信サービス・端末を合わせた拘束期間全体での支払総額を利用者に提示することなど、利用者による理解促進の取組を検討することが必要ではないか」と示して討議を行った中で、関係事業者及び構成員から、次のような意見が示された。

ア 関係事業者

- ・ 利用者に渡す契約書面において、月々の支払総額とその26か月分の推移をグラフで示している。なお、プラン変更等により支払う料金が変ることや2年間の支払額にて契約するものではないことから、2年間の総額表示ではなく、あくまで目安として毎月の支払金額をグラフとして提示している。(第3回会合：NTTドコモ)
- ・ 消費者保護ガイドラインに沿って、通信料金と端末代金を含めた請求予定額の変化が分かる帳票を提示し、利用者の予見可能性を確保している。(第3回会合：KDDI)
- ・ 現在、シミュレーションツールで月額料金の支払額の推移を提示している。総額表示については、利用者のニーズ等を踏まえ、今後検討したい。(第3回会合：ソフトバンク)

イ 構成員（消費者WGの構成員を含む。）

- ・ 2年間の期間拘束を行っているにもかかわらず、1年目だけに適用される割引を設定した上で、1年目の月額料金を前面に出した広告が行われており、消費者が惑わされている。期間拘束を行う場合には、一定期間の定期契約であることを明示するとともに、その期間での料金を利用者に示すべきではないか。
- ・ 初月の料金の安さで利用者に訴求されることがあるが、利用者は先々のことまで把握していないので、単月の金額を表示する場合には、拘束期間とその期間の総額を表示するのが良いのではないか。
- ・ 総額表示に賛成。ただし、緊急提言を受けて、端末の提供方法が今後変更・多様化していくことが想定されるため、従来にはなかった端末の提供方法が出てきた場合にどのように表示すべきかについても検討すべきである。

(3) 対応の方向性

料金プランが複雑化してきている中で、利用者が支払額を正確に理解し、必要に応じて比較検討を行うことが難しくなっている。特に、期間拘束のある契約が締結される中で、拘束期間よりも短い期間に限って適用される割引が提供され、その割引が適用された月の支払額を利用者に訴求することも行われており、結果として、支払額の正確な理解や比較検討にかかる手間が増大し、利用者による正確な理解や比較検討が難しくなっている。

公正取引委員会調査（2018年6月）の指摘も踏まえると、少なくとも期間拘束のある契約については、利用者が拘束期間全体に渡る負担の総額を正確に理解し、比較検討できるようにすることが、利用者による自らのニーズに応じたサービス選択の確保及びそれを通じた公正競争の促進のために重要である。そのため、携帯電話事業者においては、期間拘束を伴う料金プランについては、単月の支払額のみでなく、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を併せて示すことが適当である。これは契約更新の際も同様である。

その際、提示すべき場面については、携帯電話事業者において、契約前の提供条件の概要の説明の際に行うとともに、利用者が料金プランを選択する際に参考とできるよう、各社のウェブサイトにおいて確認することを可能とすることが適当である。また、提示すべき内容については、従量制の料金部分がある場合には、複数の典型的に想定される利用方法ごとの目安を示すことや、ウェブサイトにおいて、利用者が条件を入力して確認することが可能な料金シミュレーションにおいて提示することなど、利用者にとって確認がしやすい工夫を行うことが適当である。

以上のような支払総額の目安の表示を事業法の改正法の施行の時点で実現するため、総務省においては、消費者保護ガイドラインの改正を含め、速やかに必要な措置を講ずることが適当である³。

³ 関連して、販売代理店での待ち時間・契約手続時間が長いとの指摘については、消費者WGにおいて大手携帯電話事業者各社からその短縮に向けた取組について発表があり、消費者WG中間報告書（案）において「各社の取組による待ち時間・手続時間の削減の効果、利用者の反応、有効であった方策等について、MNO各社から報告を受け、検証を行い、ベストプラクティスの共有を行うことが適当である。また、MNO各社が既に取り入れている取組であっても、利用者の認知があまり進んでいない取組については、認知向上に向けた方策も併せて検討することが適当である。」とされている。

2. 広告表示の適正化

(1) これまでの取組等

通信関係4団体⁴で構成する電気通信サービス向上推進協議会では、2004年3月に、通信サービス特有の広告表示について、実例を交えて規定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」（以下「自主基準等」という。）を策定している。同協議会では、自主基準等について、広告表示に関して問題となった事例など、その時々課題を踏まえて、適時に改訂してきている（最終改訂2018年1月）。

また、同協議会では、通信関係4団体を構成する事業者の全国向けテレビ広告及び新聞広告について、全件を四半期に一度、自主基準等に照らして問題がないか事後的に審査する取組を実施している。審査後、問題等の指摘を受けた広告については、事業者にフィードバックするとともに、指摘内容を事業者名及びサービス名を伏せた形で、同協議会のホームページで公表している。なお、店頭広告やウェブ広告については、現状では、同協議会による審査の対象とはされていない。

このように関係者による自主的な取組が継続的に行われてきているが、携帯電話に関する広告表示については、販売代理店の店頭広告、テレビCMやウェブ広告などにおいて一部の利用者にしか適用されない安価な料金プラン（条件付最安値）を強調した広告が行われており、問題であるとの指摘がある。特に、MNOの販売代理店では、店頭で、「端末実質0円」という広告表示や、高額のカッシュバック等を訴求する広告表示が行われているとの指摘がある⁵。

消費者庁は、2018年11月に、携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）上の考え方等を公表⁶した。その大要は以下のとおりである。

- ・ 全国の消費生活相談センターには、携帯電話等の移動系通信の端末の販

⁴ 一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟。

⁵ 第3回会合（2018年11月14日）「第1回消費者保護ルールの検証に関するWG北構成員提出資料」

⁶ 消費者庁「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方等の公表について」（平成30年11月13日報道発表）

売において、想定外のオプション契約が必要であった、スマートフォンの回線契約のほかに光回線契約を締結させられたといった相談がみられる。これらの相談事例は必ずしも広告表示に起因するものではないが、事業者による適切な表示が行われることにより、一般消費者の想定外の契約締結の防止に資することから、今般、携帯電話等の広告表示に係る景品表示法上の考え方等を整理した。

- ・ 携帯電話事業者又は販売代理店における携帯電話等の広告において、例えば、特段の条件なく安価に携帯電話等を購入できるように表示しているが、実際には、当該代金で携帯電話等を購入するためには様々な適用条件が設定されており、当該代金を支払うだけでは携帯電話等を取得できないような場合がある。こうした表示方法により、取引条件について、実際のものより取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるときは、景品表示法上問題となるおそれがある。また、当該適用条件が広告に記載されていたとしても、例えば、文字が小さい場合や配置箇所が強調された代金の表示と離れている場合など、一般消費者がその内容を正しく認識できないような場合は、同じく景品表示法上問題となるおそれがある。
- ・ 携帯電話等の広告表示においては、安価な販売価格が適用されるための詳細な適用条件を記載する代わりに「詳しくは店員に（店頭で）」との記載が散見されるところ。しかし、携帯電話等を安く販売するための適用条件である料金プランやオプション等について、具体的な内容や金額を広告に明瞭に記載していない場合、一般消費者は、必要以上の費用負担をしているおそれがある。携帯電話事業者又は販売代理店は、携帯電話等の広告表示において、景品表示法違反のおそれのある行為が行われることのないよう十分に注意するとともに、適用条件や費用負担の具体的な金額を明瞭に記載し、丁寧な説明を行うなど、一般消費者に対する適切な情報提供に努めることが求められる。

(2) 意見

本研究会において、販売代理店の店頭における広告表示をはじめとする携帯電話に係る広告表示の在り方について、関係事業者及び構成員から、次のような意見が示された。

ア 関係事業者

- ・ 販売代理店における利用者に誤認を与えるおそれのある広告表示について、適切な表示が確保されるよう、「店頭展示ガイドブック」の販売代理店への配布や販売代理店の広告物の事前・事後チェックの実施といった対応を実施している。今後も販売代理店の独自広告物の確認を徹底していく。(第3回会合：KDDI)
- ・ 携帯電話事業者では、広告表示の適正化に向けた新たな自主的な取組として、キャリアショップの広告表示に関し、次のとおり、新たな取組を行う予定である。(第10回会合：電気通信事業者協会)
 - ① 事前チェックの取組として、2018年12月から、店頭掲示物について、原則として携帯電話事業者の指定する様式に限定する（指定外の広告については、従前より実施している事前チェックを徹底する）とともに、SNSについて、端末売価訴求及び還元訴求を不可能とする等事前のルールを定めること（実施済）。
 - ② 事後チェックの取組として、2019年度上期中に、店頭掲示物及びチラシについて、電気通信事業者による自主的な調査を行い、不適切事例の是正及び再発防止を図るとともに、その結果について、業界団体（電気通信サービス向上推進協議会を想定）へ報告すること。
- ・ 今後、広告表示適正化のために、次のとおり、電気通信サービス向上推進協議会としての新たな取組を行う予定である。(第10回会合：電気通信サービス向上推進協議会)
 - ① 現在実施している全国向けテレビ広告及び新聞広告の事後的な審査の取組について、新たに消費者目線での確認を行う体制を整備し、2019年8月から運用を開始すること。
 - ② 次の課題に関し、2019年6月までに自主基準等の改訂の要否を検討し、改訂を要する場合には、2019年中に改訂し、運用を開始すること。
 - (a) キャッシュバックなどに関する注記の在り方など店頭における広告表示に関する課題
 - (b) 料金の安さが殊更に強調され、制約条件が分かりづらいことなど条件付最安値表示に関する課題
 - (c) 強調表示と注釈表示との近接性などのウェブ広告での課題
 - ③ 携帯電話事業者における販売代理店の店頭での広告表示に関する事後的な確認の取組について、その結果の報告を受け、適切に機能しているかを外部から監査すること。

イ 構成員（消費者WGの構成員を含む。）

- ・ 販売代理店での広告についても、業界団体での対応を促進していくべき。電気通信サービス向上推進協議会での広告表示関係の取組が行われているので、この取組をさらに強化し、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会などの参加も得て、販売代理店も含めた取組を行うべきではないか。

(3) 対応の方向性

利用者は、広告表示にかかわらず、店舗などで具体的な条件等を確認することが可能であり、また、契約の締結等の前に提供条件の概要の説明を受けることになっているが、実際には、広告により一定の選択を行った上で店舗などでの説明を受けることになっており、より有利な選択肢があったとしても事前段階で排除されてしまうという問題が起こっている可能性がある。一方で、広告については、商業的なものではあるものの、携帯電話事業者や販売代理店による表現行為であり、その内容についての規制は、最小限であることが望ましい。これらを踏まえ、まずは携帯電話事業者などの関係者において、景品表示法上問題となるおそれのある広告など不適切な広告が掲示されないよう、自主的な取組を強化することが望ましい。

具体的には、店頭での広告表示に関しては、携帯電話事業者や販売代理店において、本研究会や消費者WGでの議論、消費者庁の見解等を踏まえ、不適切な広告が掲示されないよう、事前及び事後の確認などの対応を自主的に進めることが望ましく、また、携帯電話事業者にあつては、販売代理店に対する指導を適切に実施することが求められる。この点については、前述のとおり、各携帯電話事業者において広告表示の適正化に向けた新たな自主的な取組を行う予定であることから、それらの取組の着実な実施が期待される所であり、その実施状況等について注視していくことが適当である。なお、この取組は、キャリアショップにおける広告表示を対象とするものであるが、各携帯電話事業者においては、併売店や量販店における広告表示の適正化に関し、さらなる自主的な取組の実施について検討することが望ましい。

また、電気通信サービス向上推進協議会においては、現行の自主基準等について、その見直しの要否も含め検討するとともに、自主基準等の運用の強化について検討することが望ましい。具体的には、店頭広告に関しては、本研究会や消費者WGでの議論、消費者庁の見解等を踏まえつつ、現行の自主基準等の内

内容及びその運用について検討することが望ましい。また、テレビCMに関しては、「条件付最安値を強調した広告が行われており問題である」、「現在の事業者団体の自主基準に基づくチェック体制では、文字サイズなど明確に問題ありと線引きできる広告しかチェックできていない」等の指摘があることを踏まえ、条件付最安値を強調したテレビCMの内容が表示全体として利用者にとどのように伝わっているのかという観点や、消費者庁の近年の調査等⁷を踏まえた動画広告における打消し表示についての留意点も考慮しつつ、現行の自主基準等の内容及びその運用について検討することが望ましい。さらに、ウェブ広告（動画広告を含む）に関しては、消費者庁の近年の調査等も参照しつつ、現行の自主基準等の内容及びその運用について検討することが望ましい。この点については、前述のとおり、同協議会において広告表示の適正化に向けた新たな自主的な取組を行う予定であることから、それらの取組の着実な実施が期待されるところであり、その実施状況等について注視していくことが適当である。

⁷ 消費者庁「打消し表示に関する実態調査報告書」（2017年7月）、「スマートフォンにおける打消し表示に関する実態調査報告書」（2018年5月）、「広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書」（2018年6月）、及び「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点（実態調査報告書のまとめ）」（2018年6月）。

3. 中古端末の国内流通の促進

(1) これまでの取組等

利用者は、使用する端末を買い替えつつ携帯電話サービスを利用しており、最近の調査⁸では、使い終えた古い端末について、61.8%の利用者が廃棄又は自ら保管している一方で、30.8%の利用者が携帯電話事業者の買取り又は無償での引取りを利用し、6.6%の利用者がリサイクルショップ等に譲渡している。しかし、国内での中古端末の供給量は、海外に比べて少ないとの指摘がある⁹。

モバイル検討会報告書では、中古端末の流通が人為的に阻害されないよう、総務省において、次の措置を実施することが必要であるとされた。

- ・ 下取り端末の流通・販売を行う者に対してMNOが当該下取り端末の国内市場での販売を制限することは、業務改善命令の対象となることを明確化するガイドラインを策定すること。
- ・ MNOが中古端末（盗品・不払い端末と確認されたものを除く。）のSIMロック解除に応じることを確保するため、SIMロック解除ガイドラインを改正すること。
- ・ 中古端末の格付けに関する民間の共通指針の策定の取組や中古端末の流通阻害要因の排除等に向けた民間の取組を後押しすること。

これを受け、総務省において、2018年8月にモバイル指針を改正し、①下取り端末の流通・販売を行う者に対してMNOが当該下取り端末の国内市場での販売を制限することは、業務改善命令の対象となることを明確に規定し、また、②2019年9月1日以降、中古端末のSIMロック解除に応じることを求めているところである。

また、リユースモバイル・ジャパン（RMJ：Reuse Mobile Japan）及び一般社団法人携帯端末登録修理協議会（MRR：Mobile Terminal Registered Repair Council）に加盟する有志企業が2018年7月に立ち上げた「リユースモバイル関連ガイドライン検討会」¹⁰において、消費者・関連事業者にとって安心で安全な中古端末取引市場の形成と発展に向け、端末の格付基準、端末内の利用者情

⁸ 「電気通信事業分野における市場検証（平成29年度）年次レポート」（2018年8月）

⁹ モバイル検討会報告書（2018年4月）、本研究会第5回会合（2018年12月26日）リユースモバイル関連ガイドライン検討会提出資料。

¹⁰ 総務省は、同検討会にオブザーバとして参加している。

報の処理及び関連法令の遵守等に関し、基本的な考え方及び事業者等が中古端末の流通・検査・販売等を行う際に留意すべき事項を整理した「リユースモバイルガイドライン」を作成し、2019年3月8日に公表して、同日から適用することとした。ガイドラインでは、主に次のような措置を関連事業者に求めている。

- ・ 古物営業法等の法令遵守を徹底すること。
- ・ 買取りに際しては、パスワード等によるロックが解除されているか、端末内の利用者情報が消去されているか、バッテリーの発熱等がないか等を確認する「安心安全評価」を実施すること。
- ・ 検査・格付けに際しては、「安心安全評価」に加え、外装の傷や破損の状況を確認し、S・A・B・C・J¹¹の5段階で評価する「外装評価」と、ボタンやスピーカ、カメラ等の機能が動作するかを確認する「機能評価」を実施すること。
- ・ 販売に際しては、上記3つの評価結果を表示すること。
- ・ 端末内のデータについては、買取りの際及び検査・格付けの際に初期化を行うとともに、検査・格付けの際に上書き消去¹²を行うこと。上書き消去ができない端末を買い取る際には、買取依頼者に対してその旨を示すこと。利用者情報を消去できない端末については、廃棄又は資源化するか、記憶領域を含む基板を除いて部品取り用として販売すること。

(2) 意見

本研究会において、中古端末の国内流通の促進に向けた民間の取組や関係ガイドラインを踏まえた携帯電話事業者の取組について、関係事業者及び構成員から、次のような意見が示された。

ア 関係事業者

- ・ 中古端末に関する利用者の不安を払拭するためには、中古端末関係事業者において適切な取扱いが行われていることを利用者が確認できることが必要である。(第5回会合：リユースモバイル関連ガイドライン検討会)
- ・ 関係者が安心して中古端末を取引できる市場を形成し、消費者にとって

¹¹ 「J」は激しい損傷や破損が見られるいわゆるジャンク品を指し、消費者向けの中古端末とはしないことが望ましいもの。

¹² 端末内の記憶領域に対して無意味な疑似データの書込み（上書き）を行うことでデータを消去する方法。

幅広い端末の選択肢が用意されることは、モバイル市場の公正競争に寄与するものである。(第5回会合：リユースモバイル関連ガイドライン検討会)

- ・ 下取りした端末を第三者に販売するにあたり、第三者に対し国内市場での販売を制限している事実はなく、また、これまでも利用者から回収した端末は、データを初期化した上で、アフターサービス用としての再利用、メーカーやパートナー企業等の事業者への売却等、経済合理性に基づき処理しており、中古端末の流通・販売を制限しているものではない。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 販売後の端末のSIMロックの解除については、2011年4月以降、「SIMロック解除ガイドライン」を踏まえ、率先して取組みを実施してきており、今後は2018年8月28日付モバイル指針の改正を受け、中古端末のSIMロック解除に対応(ウェブでの無料受付にも対応)するとともに、解約後のSIMロック解除可能期間(解約後100日以内)の制限を2019年3月末までに撤廃する予定である¹³。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 下取り端末の流通・販売を行う者に対する当該端末の国内市場での販売の制限を業務改善命令の対象とするガイドラインや中古端末のSIMロック解除を求めるガイドラインについて、ガイドライン改正を踏まえ対応する。(第5回会合：KDDI)
- ・ 下取り端末の流通・販売を行う者に対して当社による当該端末の国内市場で販売制限は行っておらず、ガイドラインを遵守している。(第5回会合：ソフトバンク)
- ・ 中古端末のSIMロック解除については、ガイドラインに定められた対応期日(2019年9月1日)に向けて準備中である。(第5回会合：ソフトバンク)

イ 構成員

- ・ 民間のガイドライン策定を通じ消費者が安全に安心してリユースモバイル端末を利用できる環境を整備することは良い取組である。ガイドラインには、消費者側の視点が入ることが重要である。周知にもしっかりと取り組んでほしい。
- ・ 中古端末市場が確立することを期待している。特に端末内のデータの削除については丁寧にやっていただきたい。端末の初期化だけではなく、フェリカの情報も消去する必要があるという点は、是非積極的に周知して

¹³ NTTドコモは、2019年2月20日からウェブサイト及び店頭において中古端末のSIMロック解除の受付を開始している。

いただきたい。

- ・ 民間のガイドラインにおいては、エンフォースメントの仕組みについても検討してほしい。

(3) 対応の方向性

通信料金と端末代金の完全分離が行われることにより、利用者は、端末単体での代金を正確に認識した上で端末を購入することになることから、そのニーズに適合した適切な選択が行われ、結果として、端末の選択肢の多様化が進むことが想定される。

また、モバイル指針の改正により、2019年9月以降、中古端末のSIMロック解除が可能となることから、中古端末の流通が促進されることが期待されるところであり、SIMロックを行っている携帯電話事業者においては、モバイル指針に沿ったSIMロックの解除が円滑に行われるよう、必要な体制の検討・準備を進めることが求められる。

そのような中で、利用者が安心して中古端末を下取りに出したり、売買したりすることができる必要がある。そのため、電気通信事業者等及び流通を担う関係事業者において、端末データの確実な消去など利用者情報の取扱いが適切に行われることが重要である。また、中古端末は1台1台異なる状態にあるものであり、購入しようとする者が適切な判断をできるよう必要な情報を分かりやすく提供していくことが重要である。

そのため、リユースモバイル関連ガイドライン検討会によるガイドラインの作成等の取組は望ましいものであり、同検討会に参加している事業者においては、ガイドラインに沿った対応を可能な限り早期に開始することが望ましく、同検討会においては、関係事業者によるガイドラインへの準拠状況等について継続的にフォローアップを行っていくことが望まれる。また、利用者が安心して中古端末を売買できるようにするためには、ガイドラインに準拠した取扱いや格付が行われているかどうかを利用者が簡単に確認できることが重要であり、同検討会においては、ガイドラインの周知に取り組むとともに、ガイドラインの遵守を担保する仕組みの検討を進めることが期待される。さらに、同検討会では、関係事業者によるガイドラインの運用実態を踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくことが望ましい。

総務省においては、中古端末の流通実態の把握を進め、必要に応じ、改善の

ための取組を行うことが必要である¹⁴。

¹⁴ 規制改革推進会議においても、「総務省と公正取引委員会はMNOが下取りした利用者の端末の流通が不当に制限されていないかなど端末流通実態について直ちに調査し、その後も必要に応じて調査を行う。問題がある場合には、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき必要な是正措置を講じる。」こととされている（「規制改革推進に関する第4次答申」（2018年11月19日規制改革推進会議））

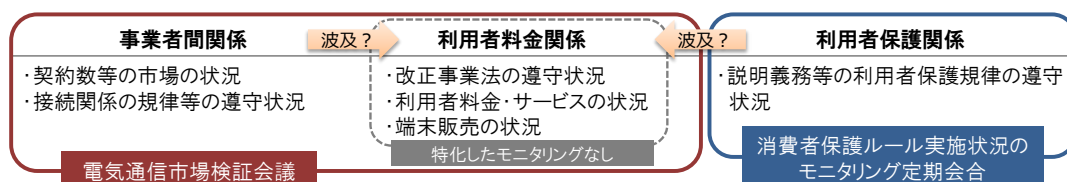
4. 利用者料金等のモニタリング

(1) これまでの取組等

携帯電話事業者が提供する料金プランが複雑化し、頻繁に変更される中にあって、その全体像を把握するためには、多くの情報の整理や分析を継続的に行うことが必要となっている。

モバイル市場に関する定期的なモニタリングとしては、現在、契約数シェア等の市場の状況及び主に事業者間関係に係る規律の遵守状況のモニタリング（電気通信市場検証会議）と、利用者に対する説明義務等の利用者規律の遵守状況のモニタリング（消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合）が実施されている。他方、利用者料金その他の提供条件については、事前規制が撤廃されていることもあり、研究会など政策課題についての検討の場は断続的に設置されてきているが、利用者料金その他の提供条件の状況や総務省の取組や事業者の取組による効果に特化した定期的なモニタリングは行われていない（図表2参照）。

図表2 モバイル市場に関する定期的なモニタリングの状況



(2) 意見

本研究会において、主要論点として「利用者料金その他の提供条件に関する課題を継続的に把握し、その適切性の確保に向けた政策の立案につなげるため、利用者料金等の状況を継続的にモニタリングする体制の整備について検討することが必要ではないか」と示して討議を行った中で、関係事業者及び構成員から、次のような意見が示された。

ア 関係事業者

- ・ これまでも省令に基づく事業データの報告を行い、総務省の検討会等におけるヒアリング要請にも真摯に対応しており、政策立案に必要なデータ提供に積極的に協力している。（第3回会合：NTTドコモ）

- ・ 利用者料金等の状況のモニタリング体制整備については、市場競争を阻害するような過度な規制とならないよう慎重に検討すべき。(第3回会合：KDDI)
- ・ 競争が進展しているモバイル市場における料金等については、競争環境の中で市場原理に委ねることが原則であり、規制は最小限とすべき。(第3回会合：ソフトバンク)

イ 構成員（消費者WGの構成員を含む。）

- ・ 適切な料金水準の指標として、海外比較、国民アンケート等があるが、それらに依拠して政策を進めるとぶれる可能性があるため、客観的な根拠やエビデンスに関するデータの収集の仕組みを作ることが非常に重要である。
- ・ 携帯電話料金については、金額だけでなく、ネットワークの質、速度、エリアの状況等も含めて、多面的、多角的に比較する必要があるのではないか。事業者が低廉な料金を出しても、利用者のデータトラヒックは増えているので、利用者が支払う金額は上昇する。こうした点を経年で総合的に捉えて分析する必要がある。
- ・ 海外の料金についても、低廉化の傾向にあたり下げ止まっていたりする場合に、その背景や理由を調べた上で比較検討していく体制を構築することが重要である。
- ・ 利用者料金について、可能な限り中立的かつ継続的に定点観測が行われる必要がある。規制当局である総務省が料金プランとその内容について詳細に調べると、何らかの規制を惹起させる側面もあるため、学会や公益性の高い研究機関と総務省が協調する形で中長期にわたる連続的な調査を行う体制も考えられるのではないかな。
- ・ モニタリング定期会合や覆面調査といった既存の仕組みを活用することもあっても良いのではないかな。
- ・ 総務省内の固定通信関連の部署や関係省庁との分析手法や知見の共有も可能性としてあるのではないかな。
- ・ 利用者料金がどうあるべきかの議論をするためにも、モニタリングは重要。価格や契約数量といったデータを集めるだけでなく、その分析を落着いてじっくり行うための場を設けることが重要。

(3) 対応の方向性

緊急提言を受けて行われる事業法の改正やそれを踏まえた携帯電話事業者

各社の料金プラン・端末販売方法の見直し、MNOの新規参入など、今後、モバイル市場は大きく変わることが見込まれている。そのような中で、モバイル市場における公正競争の促進に関する取組の効果を定性的・定量的に検証していくことは重要であり、更なる取組の必要性や方向性についての検討の前提ともなるものであることから、従来から行われている市場の状況や事業者間関係に係る規律に関するモニタリング及び消費者保護に係る規律の遵守状況に関するモニタリングに加えて、利用者料金その他の提供条件の状況やこれに関する利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析することが有用である。

そのため、個別の政策課題を議論する場とは別に、専門家の意見を交えて、携帯電話事業者の取組や料金その他の提供条件の状況、各種規律の遵守状況、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析するモニタリング体制を整えることが適当である。

具体的な検証においては、定性的な分析に加え、定量的な分析が重要であり、必要なデータの整理と関係事業者からの提供に関する調整やそれらのデータを元にした分析手法等の検討が必要であることから、2019年度においては、その検討と並行して、まずは事業法の改正法の施行後を目途に試行的に把握・分析を始めることとし、その結果も踏まえて、2020年度から本格的に実施することが適当である。

第5章 事業者間の競争条件に関する事項

1. 接続料算定の適正性・透明性の向上

(1) これまでの取組等

接続料算定については、二種指定制度の導入の後、累次に渡る見直しが行われ、その適正性の向上が図られてきている。

具体的には、2010年の二種指定ガイドラインの策定により、接続料算定方法が整備されるとともに、その適正性の検証のため、算定根拠の総務大臣への提出が規定された。また、同年に行われた事業法の改正により、接続会計の整理・公表義務が導入された。2015年の事業法の改正を受けた2016年の二種接続料規則の制定及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）の改正により、接続料算定方法及び接続料の算定根拠の提出の省令化が図られた。さらに、2017年の二種接続料規則の改正により、利潤（資本調達方法）の算定方法の厳密化等が行われ、2018年の総務省による事業者に対する要請により、BWAに係る原価及び需要の接続料への適正な反映が措置された。

その算定方法は、原価、利潤及び需要（以下「原価等」という。）の予測値に基づいて算定する「将来原価方式」を採用する第一種指定電気通信設備制度（以下「一種指定制度」という。）とは異なり、2010年の二種指定ガイドラインの制定当初から原価等の実績値に基づいて算定する「実績原価方式」が採用されている。原価等の実績値は、当年度終了後の接続会計の整理を経て、翌年度になって確定することから、当年度には、前々年度の実績値に基づいて算定される接続料により支払いを行った上で、当年度末及び翌年度末に前年度の実績値及び当年度の実績値に基づき算定される接続料により精算が行われることになっている。

接続料はMVNOの役務提供に係る主要な原価であるにもかかわらず、最終的な支払額が当年度末や翌年度末にならないと確定しないことから、MVNOにおいて、予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じているとの指摘がある。また、接続料の低下局面にあっては、前々年度の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることになり、MVNOにおいて、過大なキャッシュフロー負担が生じているとの指摘もある。

また、接続料の算定根拠については、認可制となっている一種指定制度では、

認可に係る意見募集の際等に公表されているのに対して、届出制となっている二種指定制度では、現状においては、届出を受けた総務省においてのみ、届け出られた接続料の適正性の確認のために用いられている。

〔接続料の算定方法〕

接続料の算定方法は、例えば、データ伝送交換機能に係る接続料については、次のような形となっている。

- ・ 前年度末に、その時点での最新の実績値である前々年度の原価等の実績値に基づいて当年度の接続料が算定される。
- ・ 当年度の開始後、前年度末に算定された接続料により暫定的な月々の支払いが行われる。なお、一部のMNOは、MVNOのキャッシュフロー負担の軽減のために、支払猶予を行っている。
- ・ 当年度末に、その時点での最新の実績値である前年度の原価等の実績値に基づいて算定される接続料により、一次精算が行われる。
- ・ さらに、翌年度末に、その時点での最新の実績値である前年度の原価等の実績値に基づいて接続料が算定され、接続料の急激な変動があると認められる場合には、当該接続料により、二次精算が行われる。

〔接続料算定の検証〕

現在、接続会計の整理・公表、接続料の算定根拠の総務大臣への提出により接続料の水準や算定プロセスが検証されている。

認可制である一種指定制度では、認可を行う場合も行わない場合も審議会への諮問が行われるが、二種指定制度では、届出制の下、事業法第34条第3項の規定により、接続料が接続約款に適正かつ明確に定められていないとき、二種接続料規則に定める方法により算定された金額を超えるものであるときは、変更命令の対象となるものの、変更命令を行わない場合には審議会への諮問等が行われない。

また、一種指定制度では、認可に係る意見募集の際等において接続料の算定根拠が公表されているが、二種指定制度では公表されていない。

モバイル検討会報告書では、「接続料については、これを支払う事業者に対して、その算定根拠について透明性が確保されることが重要である」、「接続料

の当年度精算を行うかどうかについては、その予見性の確保のため、実施基準の明確化が重要であり、これに向けた検討を、総務省において行うことが必要である」と指摘されている。

また、公正取引委員会調査（2018年6月）では、「接続料の検証における一層の透明化を図るために、例えば、有識者や専門家による定期的な議論を通じて、透明性・公平性を確保しつつ、接続料が能率的な水準となっているか、各大手携帯電話事業者は能率的な経営を持続的に行っているかどうかなどの観点から、接続料の具体的かつ定期的な検証を行うことが考えられる」と指摘されている。

(2) 意見

① 適正性の向上

本研究会において、接続料算定の適正性の向上に関し、主要論点として「モバイル検討会では、先々を見越した「将来原価方式」による接続料算定についてMVNOから要望があり、その報告書では、予見性の確保のため、実績年度の値による遡及精算（当年度精算）の実施基準の明確化の必要性について指摘されたところである。このような指摘等も踏まえ、二種指定設備設置事業者とMVNOとの間の公正競争確保の観点から、接続料の算定方式について見直しを行うことが必要であるのではないか」と示して討議を行った中で、MVNO及びMNO並びに構成員から、次のような意見が示された。

ア MVNO

- ・ 接続料について、MNOは自らの短期的・中長期的な計画をもとに事業展開することが可能だが、MVNOは過去のトレンド等から将来を推測するほかなく、競争条件が同等とはいえない。（第2回会合：一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会（以下「MVNO委員会」という。））
- ・ 当年度の接続料算定の早期化を要望する。（第2回会合：MVNO委員会）
- ・ 需要の増加が見込まれるデータ接続料を中心に、その水準について今後の見通しがMNOより提示されることが望ましい。「将来原価方式」は、予見性向上の観点から参考となる方式である。（第2回会合：MVNO委員会）
- ・ 短期的・中長期的それぞれにおいてMVNOの予見性向上が図られるよう幅広く議論され、そのメリット・デメリットを踏まえ、適切な制度的措置がされることを希望する。（第2回会合：MVNO委員会）

- ・ 「将来原価方式」等により接続料の予見性が高まれば、MVNOが経営資源をより積極的に事業展開に活用でき、魅力的なサービスの開発や品質・サポートの向上等、利用者利便の向上が期待できる。(第2回会合：株式会社ケイ・オプティコム (以下「ケイ・オプティコム」という。))
- ・ 接続料の予見性に関して、MNOと大きな情報格差があるため、今後もモバイル通信が発展していくであろうことを踏まえて、「将来原価方式」を採用するのが適切である。(第2回会合：日本通信株式会社 (以下「日本通信」という。))

イ MNO

- ・ 実際に要した設備コストを利用に応じて応分に負担することが原則であり、現状の「実績原価方式」は適切である。(第5回会合：KDDI)
- ・ MVNOの負担軽減のため、支払猶予や前年度・当年度精算を実施している。(第5回会合：NTTドコモ、KDDI)
- ・ MVNOの負担軽減は、割引率を乗じた暫定的支払いにより対応可能。(第5回会合：ソフトバンク)
- ・ 当年度精算の実施基準を明確化すべき。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 設備・サービスの競争環境下にある中で、先々の費用や需要を合理的に予測することは極めて困難である。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 複数の事業者が設備競争しており、技術の進展が早く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから、「将来原価方式」での算定に必要な将来のコストや需要予測は困難である。(第5回会合：KDDI)
- ・ 仮に見直しを検討する場合でも、実際にかかった費用を全額回収する現行ルールを考え方を逸脱しないことが大前提である。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 仮に「将来原価方式」を導入する場合においても、乖離額調整の原則化が必要である。(第5回会合：KDDI)
- ・ 研究会等において十分な議論が尽くされ判断されるべき。十分な検討期間を設けて、方針を決定すべき。(第5回会合：NTTドコモ、KDDI)
- ・ 将来原価の導入は適当ではないが、仮に導入する場合には、当然MVNOにおいても自らの将来需要について責任を負うことが必要である。(第5回会合後書面回答：NTTドコモ)
- ・ 省令やガイドライン等に規定しているコスト分計に必要なデータについては、精査に相応の期間を要するため、算定期間の短縮化は困難である。(第5回会合後書面回答：NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
- ・ NTT東西の接続料の認可申請の時期と比べて、算定に要する期間とし

でも大差はない。(第5回会合後書面回答：ソフトバンク)

ウ 構成員

- ・ 接続料の低下は、技術やサービス、需要やコストの変化によるところもあるが、制度的な見直しによるところもある。固定網の接続料では、10年、20年かけて市場環境に合わせて制度整備してきた。モバイルはインフラとしての重要性が高まっており、また、当初はMNO間の接続が主であったが、MVNOの出現によりインフラ競争からサービス競争になっているため、改めて議論が必要である。
- ・ 算定方式は、予測精度の高さ、将来の予見性、算定にかかるコストや労力のバランスで選択すべき。予測精度については、数字的な裏づけをもって選択することが必要ではないか。将来の予見性については、例えば、3年先までの接続料が固定される方式や、1年ごとにローリングしていく方式等いろいろあると思う。どのようなやり方があるのかを専門家の方に出していただいて、比較検証するプロセスが必要ではないか。
- ・ 将来の予測は、精算をしない限りは、事業者が納得いく結論にはならないと思うので、精算をどうするのかも考えながら議論することが必要である。
- ・ 予測の精度が高ければ乖離額は少なくなるので、まずは一定の精度で予測ができるかどうか、過去データを使って試算してみたらいいのではないか。
- ・ 費用が全額回収されるのであれば、結局、回収の時期の違いにすぎないので、全額回収とするのかが一つの論点である。また、予測をどうするのか、最終的に調整する時期をどうするのかという論点がある。時期にずれがあると事業者が撤退した場合の回収漏れのリスクがある。いずれにしても接続料が低下する局面では事業の予見性の観点から予測方式の方が良いと思う。
- ・ 接続料推移の最近の傾向を見ると、予測可能な時代に入ってきている印象がある。支払猶予を一定程度推奨したり義務づけたりしても、結局MNOにとって回収困難な状態にならないように合理的な将来予測はしなければならぬだろう。今集まっているデータで不十分であれば、そのデータを集める仕組みを整えた方が良いのではないか。そのプロセスが、接続料算定の透明性の向上についても解決の方向につながっていくと思う。
- ・ 固定では既に実績が積み重ねられているため、全くの手探りではな

い。支払猶予よりも、本来のコストに基づいた水準に近づける意味では、2年前のデータを使った実績方式に比べれば、将来方式を導入する価値がある。

- ・ モバイルの場合は複数社体制なので、どうデータを出して議論するかは固定と違う。資本コストの算定のときは、経営環境の違いを尊重するというので、計算式だけを統一した。また、モバイルの場合の経済環境のスピードの違いは考慮しなければならず、予測の精度はせいぜい3年ではないか。
- ・ 将来予測の試算（第8回事務局資料）は非常に良好な結果であり、将来原価方式を導入する方向で検討を進めるのが良いと思う。なお、東京オリンピック・パラリンピックでのテレビとネットの常時配信など非連続的な市場の変化が起きそうな年もあり、将来予測をするときには、過去の実績の外挿だけでは読み誤る。事業者は、モバイルのトラフィックの増加予測などもしつつ、設備増強をしている。
- ・ 「将来原価方式」を導入していく方向性に賛成である。こういった価格に影響を及ぼす事柄については丁寧に議論することが必要であり、専門家による検討体制を設けることは、大変重要である。
- ・ 今後の検討課題として、5Gに移ったときの設備投資動向等については若干変動要因があることがある。ただし、3Gから4Gへの移行では設備を丸ごと取換えだったが、4Gから5Gへの移行ではソフトの入替え等により使い回しができ、それほど大きな設備投資の変化はないと事業者から聞いている。
- ・ 接続料の精緻化の検討は重要。他方、一種指定制度でも二種指定制度でもとなると行政の事務負担が心配。重要度を判断の上、行政リソースのシフトも考えなければならないのではないか。

② 透明性の向上

本研究会において、接続料算定の透明性の向上に関し、主要論点として「公正取引委員会の指摘も踏まえ、接続料の算定の一層の透明性を確保する方策について検討することが必要ではないか」と示して討議を行った中で、MVNO及びMNO並びに構成員から、次のような意見が示された。

ア MVNO

- ・ 接続料算定の透明性の一層の向上は、MVNOの活性化につながりうることから、算定根拠等がMNO間の競争において重要な経営データであるこ

とを念頭に置きつつも、公正取引委員会の提言を含め、広く議論されることが望ましい。(第2回会合：MVNO委員会、株式会社インターネットイニシアティブ(以下「IIJ」という。))

イ MNO

- ・ 接続料については、法令やガイドラインに則り算定を行うとともに、総務省の検証を受けている。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 接続料の算定根拠を毎年度総務省に提出し、適正性を確保しており、届出制において十分に対応している。(第5回会合：ソフトバンク)
- ・ 現時点で、一種・二種指定制度のルールを差分を変えるべき新たな事実は生じていない。仮にルールを変えるのであれば、一種・二種指定制度のこれまでの在り方を含めて慎重かつ十分な議論をすべき。(第5回会合終了後書面回答：KDDI)
- ・ 「報告し意見を伺う」行為自体が諮問と同等の行為になり得ることから、二種指定制度への新たなスキーム追加は過剰規制である。特定年度の実績を研究会等に単発的に提示する等であれば、手法や目的等を明確化した上で、関係者間でコンセンサスが得られた場合には検討の余地がある。(第5回会合終了後書面回答：ソフトバンク)

ウ 構成員

- ・ 二種指定制度では、届出制の下で接続約款の変更命令を行う場合のみ諮問することとなっている点について、今後新しいサービスや技術が登場してくることに鑑み、二種指定制度における検証をより深く行うべきではないか。
- ・ 接続料の公正性及び透明性を確保するためには、審議会などで、インカメラ手続を用意して、外には絶対出さないかわりに、データを全部出す仕組みを用意した方が良い。裁判所でも機微にわたる場合にはインカメラ手続でやっている。

(3) 対応の方向性

① 適正性の向上

MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、接続料に関する予見性の確保及びキャッシュフロー負担等の競争条件の同等性の確保が重要であり、接続料の算定方法についても、その適正性の一層の向上が必要である。

その点において、「将来原価方式」は、接続料が合理的な将来予測に基づき当年度開始前に算定されるため、当年度の接続料に関する予見性が向上すること、前々年度実績値に基づく支払いが不要となり、キャッシュフロー負担が軽減すること等のメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には、予見性の一層の向上も期待されるものである。原価等の正確な予測は難しい面があるとの指摘もあるが、事業者における設備投資、減価償却費等の予想の状況や近年の接続料の変化傾向等から、一定の精度の予測を行うことは可能と考えられる。また、予測と実績の乖離については、精算や乖離額調整を導入することによる対応が考えられる。

そのため、MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料（2019年度に届出）から「将来原価方式」により算定するべく、総務省においては、そのために必要な制度整備に速やかに着手すべきである。具体的な算定方法の在り方については、専門家による検討体制により、一種指定制度における接続料の算定方法に関する知見の蓄積も活用しつつ、次のような検討事項について集中的に議論を行うことが適当である（図表3参照）。あわせて、現在該当年度の翌年度末に実施されている接続料算定の早期化を求めることについて検討すべきである。

- ・ 二種指定制度では対象事業者が複数存在すること等を踏まえ、合理的な予測の方法を各社共通なものとして予め定める必要があるか。定める場合、どのような方法とすることが適当か。
- ・ 予測と実績の乖離については、いずれかの方法により事後的に調整することが適当であると考えられるところ、具体的にどのような方法により調整を行うことが適当か。
- ・ 「将来原価方式」により算定する接続料は、データ伝送交換機能のみでよいか。
- ・ 算定期間及び算定頻度をどのように設定するのが適当か。例えば、3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。
- ・ 原価等のさらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。

② 透明性の向上

MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料の水準や算定根拠などその算定のプロセスについて、一層の透明性の向上を図ることが重要である、また、一種指定制

度において、算定根拠等についての審議会での検証や公表により、その算定方法の精緻化が徐々に進められてきた経緯を踏まえると、二種指定制度における接続料についても、その算定根拠等を踏まえて、算定方法の一層の精緻化を検討することが必要である。

一方で、一種指定制度とは異なり、二種指定制度では、対象事業者が複数あり、競争環境下で役務の提供を行っていることから、一般に公表可能なデータの範囲には相違があることも考えられる。

そのため、総務省において、まずは、2019年度に適用される接続料（2018年度末に届出）から、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当である。また、接続料の算定方法の検討に際しては、実際に提出された算定根拠をその検討の場に示すことが適当である。

図表3 「将来原価方式」により算定する場合の要検討事項

	一種指定制度における「将来原価方式」の概要	二種指定制度において「将来原価方式」により算定する場合の要検討事項
①合理的な将来予測方法	<ul style="list-style-type: none"> 「原価」及び「利潤」の算定の基礎となる「設備管理運営費」と「正味固定資産価額」について、合理的な将来の予測に基づき算定すること、「需要」について、将来の合理的な通信量等の予測値を使用することが、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。）に規定。 これらの3項目の具体的な将来予測の方法は、法令やガイドラインで規定されておらず、基本的に事業者の判断に委ねられており、認可の過程でその適切性を判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 一種指定制度と異なり認可制ではないこと、対象事業者が複数存在することを踏まえ、具体的な将来予測の方法を予め定める必要があるのではないかな。 定めることとする場合に、どのような将来予測の方法とするのが適当か。 「原価」及び「需要」の算定方法については、これまで必ずしも十分な見直しが行われてきたとは言えないところ、さらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。
②予測と実績の乖離の調整	<ul style="list-style-type: none"> 一種接続料規則において、予測と実績の差額の調整は予定されていないが、光信号端末回線伝送機能（加入光ファイバ）においては、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性もあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を事業者のみに負担させることは適当ではないことから、事業者からの申請により事後的に「乖離額調整」が認められている（一種接続料規則第3条の規定に基づく許可）。 「乖離額調整」は、予測と実績の乖離に起因する接続料の支払差額を、次期接続料に反映する方法により行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予測と実績の乖離をどのような方法により調整することが適当か。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 二種指定制度で採用されている「精算」は、各社ごとの精算となるので、市場変化が激しい状況では「乖離額調整」よりもMVNO間の公平性は確保されるが、予見性の面で劣る。 ※ 「乖離額調整」では、差額が生じる時期と調整がされる時期が一致しないことから、市場変化が激しい状況において、MVNO間の公平性が確保されない可能性がある。 調整方法を予め定める必要はあるか。
③適用要件	<ul style="list-style-type: none"> 一種接続料規則により、新規であり、かつ、今後相当の需要が見込まれる役務である場合又は接続料の急激な変動を緩和する必要があるときに「将来原価方式」を用いることが可能。 現在、いずれも今後相当の需要が見込まれる役務として、NGNに関する機能と光信号端末回線伝送機能（加入光ファイバ）において用いられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 二種指定制度では音声伝送交換機能、データ伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の4つのアンバンドル機能が設定されているところ、「将来原価方式」の適用はデータ伝送交換機能のみでよいかな。
④接続料算定期間等	<ul style="list-style-type: none"> 接続料の算定期間は、一種接続料規則において「5年までの期間の範囲内」で選択可能とされている。 直近では、NGNに関する機能においては1年、光信号端末回線伝送機能（加入光ファイバ）においては3年から4年の算定期間をNTT東西が設定し、認可申請を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 接続料の算定期間や算定頻度をどのように設定することが適当か。例えば、3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。 接続料の報告時期について、現在は年度末に提出されているところ、これを早めることは可能か。

2. ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証

(1) これまでの取組等

モバイル市場において、MNOは、サブブランド等による低廉な料金でサービス提供を行い、また、グループ企業がMVNOとして低廉なサービスの提供を行っている。

これらのサービスについて、モバイル検討会では、MVNO側から、「ネットワークの速度が他のMVNOを大きく上回り、コスト面で他のMVNOは基本的に提供不可能な水準になっている」、「他のMVNOと比べて料金面で遜色がないが通信速度が圧倒的に速い」旨指摘され、MNO側からは、「グループ内外問わず、同条件でMVNOにネットワーク提供している」、「サブブランドを含め、MVNOと同条件でコスト負担している」旨の説明がされている。

モバイル検討会報告書では、サブブランドを含むMNOサービスの料金等の提供条件がその費用等との関係で適正な水準にあるか、MNOのグループ内のMVNOが、MNOからの事実上の金銭的補助があるために他のMVNOよりも利用者当たりで多額の料金を支払うことが可能となっているのではないかなど、MNOグループにおけるサービス提供条件やグループ内取引について、早急な検証の必要性が指摘されている。

(2) 意見

本研究会において、主要論点として「モバイル検討会報告書の指摘を踏まえ、検証を進めることが必要ではないか」と示して討議を行う中で、MVNO及びMNO並びに構成員から、次のような意見が示された。

ア MVNO

- ・ モバイル検討会報告書では、MNO 3 グループについての検証のための会計の専門家を含む体制を設け、検証を可能なところから早急に開始すべきとされており、その検証が速やかに行われることが望ましい。(第2回会合：MVNO委員会)
- ・ MNOのグループ会社によるMVNOと他のMVNOの間のイコールフットィングを確保することは、移動系通信市場における健全な競争の実現のため重要である。(第2回会合：IIJ)

イ MNO

- ・ MVNOやサブブランドの経営資源について、本来検証は不要である。また、利用者料金水準は競争に委ねるべきであり、接続料との比較検証は不要である。仮にグループ内取引を検証する場合には、電気通信事業者間に限定せず、各グループ会社から「事実上の金銭的補助」を受けていないか等、公平に検証すべき。(第5回会合：UQコミュニケーションズ株式会社(以下「UQ」という。))
- ・ 企業成長の手法として既存事業のリソースを新規事業へ活用することは基本であり、様々な企業が自社のリソースを背景にMVNOに参入している。MNOグループのサービス提供について検証するのであれば、MNOのみならず大手MVNOについても検討対象とすべき。(第5回会合：KDDI)
- ・ 不当な差別的取扱いの検証については、卸契約の届出及び接続約款の規定で担保可能である。卸契約の届出は、総務省が検証結果を公表している。(第5回会合：ソフトバンク)

ウ 構成員

- ・ 料金の議論以上に、公正競争条件の整備の議論が大事であり、その整備により、小売市場で自由な競争が行われ、競争で料金が下がって、より良いサービスが提供されていく状況をつくるのが政策の中心であって、**接続ルール**は非常に大事なポイントである。
- ・ 価格はビジネスの一番の根幹であり、これを全て公開することについては、ビジネスとしての問題もあり、二律背反のところもあるので、うまく知恵を絞って議論することが必要である。
- ・ 公正取引委員会調査(2018年6月)で専門家間の議論が必要とされており、これは、接続料金や利用者料金の適正性は、独占禁止法で直接的に取り扱うことが極めて困難という理解から来ていると思うので、総務省の所管という形で、具体的かつ定期的な検証を求めているのではないか。
- ・ スタックテストは固定では既に実績が積み重ねられているため、全くの手探りではない。
- ・ スタックテストを行う場合には、二種では、音声とデータの組合せが多様であり、費用の按分などの技術的な問題も出てくるため、まずはデータの取得及び検証を念頭に置いた準備作業が必要である。
- ・ 固定のスタックテストとの違いについて、おそらく営業費の割合は個別性が高く、それがどこから発生しているかを分析して、差分が優位か分析することも必要ではないか。

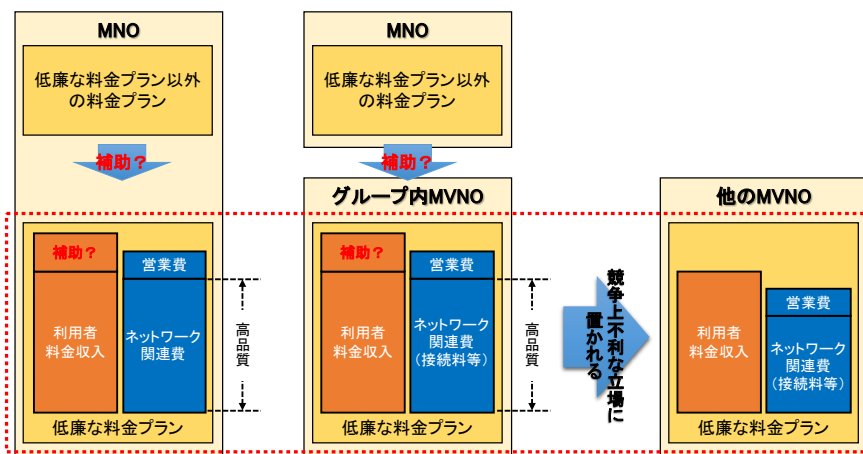
- ・ 料金プランには1年目が安くて、2年目が高いなどいろいろなものがあるため、平均契約期間を考えるとどちらが安いかなど、利用実態等も踏まえて検討することも必要ではないか。
- ・ 光サービス等とのセット割引や自社ECサイト利用による割引等の各種割引やキャンペーンにより、事業者のタリフと実際の利用者の支払額との乖離が発生し、複雑化している。また、通信料金と端末代金の完全分離による通信料金の競争活発化など今後の変化も見ながら比較方法を検討することが必要である。
- ・ いわゆるサブブランドについても検証の対象とする必要があり、法人が分かれている場合以上に調査が困難だが、事業者の協力を得て実態の正確な把握をすべきである。
- ・ サブブランドに対する補助については、サブブランドとは一体何か、ひとつのMNOの中で料金戦略上プランが分けられている場合との違いは何か、という議論も並行して進める必要があり、その際には、特にサブブランドに関する海外事例の確認も必要である。
- ・ 消費者はMNOのプランであってもMVNOと同等のプランであれば競合関係にあると判断し得る。市場画定は行政上の区切りではなく需要側がどう見るかという話。市場画定上の判断があれば市場を歪めるような価格付けについての検証が一定程度必要になる。

(3) 対応の方向性

MNOの低廉な料金プランやMNOのグループ内のMVNOの料金プランにおいて、費用が利用者料金収入を上回り、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出（回線容量の確保等）が行われると、他のMVNOは、速度等の品質の面で競争上不利な立場に置かれるものと考えられる（図表4参照）。一方で、そのような補助について、具体的にどのような形態で行われるのか、また、どのような場合に問題となるのかについては、さらなる検討が必要である。

モバイル市場における公正競争の確保に向けて、まずはMNOの低廉な料金プラン及びMNOのグループ内のMVNOのプランについて、接続料等の総額と営業費相当額との合計が利用者料金収入を上回らないものであるか等についての確認を行うことが適当である。

図表4 検証の必要性（イメージ）



そのため、総務省において、事業者から全ての料金プランについて必要なデータの提供を受けて確認を実施し、その結果について本研究会等で報告を受け、さらなる検証の在り方について検討していくことが適当である。

確認方法としては、例えば、次頁のような方法が考えられる。

【確認方法（案）】

二種指定設備設置事業者及びその特定関係法人であるMVNOが提供するサービスについて、料金プランごとに、接続料等総額と営業費相当額の合計が、利用者料金収入を上回らないものであるか等を確認。

$$\text{①接続料等総額} + \text{②営業費相当額} \leq \text{③利用者料金収入}$$

① 接続料等総額[円/契約]：

データ接続料額＋音声卸料金額＋その他の必要経費

・ データ接続料額[円/契約]：

$$\frac{\text{データ接続料算定に用いる帯域幅[bps] (※1)}}{\text{全契約数[契約]}} \times \text{補正係数 (※2)} \times \text{データ接続料単価[円/bps]}$$

※1：MNOの特定関係法人であるMVNOにあつては、契約帯域幅。

※2：当該料金プランに係る1契約当たり帯域幅の補正を行うもの。原則は、1。

・ 音声卸料金額[円/契約]：

音声卸基本料[円/契約]＋通話時間[分/契約]×音声卸通話料金[円/分]

・ その他の必要経費[円/契約]：

その他当該プランの提供に当然必要と考えられる設備に係る経費[円/契約]

→ データ伝送役務に係る中継系交換設備の経費等

② 営業費相当額[円/契約]：

利用者料金収入×移動電気通信役務に係る「営業費」の「営業収益」に対する割合を踏まえた値

③ 利用者料金収入[円/契約]：

当該料金プランにおける1契約当たりの収入額[円/契約]

注：下線は、事業者から提出を受けることが必要なデータ。12か月分の提出を求め、原則総務省及び研究会等構成員限りの扱いとし、検証方法及び検証結果の概要を公表する。

3. 音声卸料金の適正性の確保

(1) これまでの取組等

現在、MVNOは、音声役務について、自社の設備をMNOの設備に接続せずに卸契約による提供を受けており、その料金は、音声接続料ではなく、音声卸料金が適用されている。

MNOは、その音声卸料金について、従量制の料金のみを設定しており、またその設定方法については、利用者料金から割り引いて設定する「リテールマイナス」方式により設定しているとしている。例えば、NTTドコモは、基本料1,486円、通話料20円/30秒の従量制の利用者料金をベースとして、基本料666円、通話料14円/30秒の従量制の音声卸料金を2011年に設定しており¹⁵、その後接続料の低廉化や利用者料金の多様化が進んでいるが、音声卸料金の見直しは行われていない（図表5参照）。

図表5 音声卸料金等の設定状況

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
2011年	12月「従量制」音声卸料金設定		
2014年	6月「定額制」利用者料金設定 「カケホーダイ」 ・ 2,700円/月で通話無料	4月「従量制」音声卸料金設定 8月「定額制」利用者料金設定 「カケホ」 ・ 2,700円/月で通話無料	7月「定額制」利用者料金設定 「スマ放題」 ・ 2,700円/月で通話無料
2015年	9月「準定額制」利用者料金設定 「カケホーダイライト」 ・ 1,700円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒	9月「準定額制」利用者料金設定 「スーパーカケホ」 ・ 1,700円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒	9月「準定額制」利用者料金設定 「スマ放題ライト」 ・ 1,700円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒 10月「従量制」音声卸料金設定

※ 各社の利用者料金は、2年契約適用に係る金額を記載。

モバイル検討会では、MVNOから「引き下げる余地があるのではないか」、「準定額・定額プランの設定を希望する」旨の意見が示され、その報告書では、「音声サービスの公正な競争のためには、MVNOが依存する音声の卸役務において、適正な料金設定がなされていることが重要」と指摘されている。

(2) 意見

本研究会において、主要論点として「モバイル検討会の指摘も踏まえ、音声

¹⁵ 定期利用契約・2001回線以上契約の場合。利用者料金の基本料1,486円は、音声卸料金設定当時の金額。

の卸電気通信役務について、適正な料金設定がされているか検証することが必要ではないか」と示して討議を行った中で、MVNO及びMNO並びに構成員から、次のような意見が示された。

ア MVNO

- ・ MVNOがMNOと卸契約の下で同等のサービスや料金プランを提供できるかについて検証の上で、必要に応じてその料金水準が是正されることが望ましい。(第2回会合：MVNO委員会)
- ・ 中継・050IP電話事業者との提携・専用アプリ使用では、専用アプリのインストールが必要、緊急通報ができないなど、特にリテラシー弱者にトラブルが生じやすい。(第2回会合：楽天株式会社)
- ・ MNOが定額料金を主体としてサービスを展開している中で、事業者間協議を通してMVNO向け定額料金の提供を要望しても、MNOは実質的にそれを受け入れず、競争力の無い状態が継続している。(第2回会合：日本通信)

イ MNO

- ・ 音声卸料金は、リテールマイナスの方式で決定している。(第5回会合：KDDI、ソフトバンク)
- ・ 今後、MVNOの要望に基づいて音声卸料金の見直しの実施を検討する。(第5回会合：NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
- ・ 音声卸料金について、色々な割引を考慮した利用者料金をベースに考えていくこともあり得る。(第5回会合：ソフトバンク)
- ・ 音声卸料金の検証を行うのであれば、構成員限りの情報開示や総務省への届出によって行われたい。(第5回会合終了後書面回答：KDDI)
- ・ 定額制、準定額制の音声卸料金の設定については、MVNOの発着実績によってはMNOが赤字となるリスクがあり、MVNOのリスクをMNOが一方的に負うものではない。(第5回会合終了後書面回答：NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
- ・ 定額制の音声卸料金の設定については、音声定額料金を悪用して接続料を詐取するような不正行為がMVNOユーザを介して発生した場合には、対策を講じることが困難である。(第5回会合終了後書面回答：ソフトバンク)

ウ 構成員

- ・ 音声卸料金については、透明性や適正性に課題がある。色々な割引サービスを踏まえたリテールプライスは下がっていると思われるところ、音

声卸料金を下げる余地があるのではないか。

- ・ 実態としての音声の利用者料金は、割引サービスの利用の実態がわからないと検証できない。各社は、経営情報だというが、政策に必要なデータは、総務省や委員限りで提出し、政策議論を深めるために協力してほしい。
- ・ 長期増分費用方式に関する検討では、守秘協定を結んで、LRICモデルを構築するというやり方を続けてきた実績もあるため、十分可能だと思う。
- ・ 音声卸料金の高止まりは規制がないと競争阻害性が高まることの証左。実質的な料金が音声卸料金を下回っている場合は制度についての議論も開始する必要があるのではないか。
- ・ プライススウィーズが事実であれば競争政策上問題であり、速やかに対処する必要がある。アクセスの均等化を目指すという方向かと思う。

(3) 対応の方向性

音声卸料金は約10年に渡り見直しが行われていない例があるが、その間に、利用者料金については、定額制料金や準定額制料金の設定、料金割引の設定等が増えてきているなど変化が生じている。MNOが利用者に対して音声役務を提供する際の実質的な料金が音声卸料金を下回る場合には、音声役務についてMNOとMVNOとの間の公正な競争が期待できない。この点に関しては、一部の携帯電話事業者からは見直しの意向が示されているところ、音声卸料金の設定に当たっては、割引や定額によるもの等を含めた実質的な利用者料金との関係において公正な競争を阻害しない水準とする必要がある。

そのため、まずは現行制度の下で、音声役務を提供する際の実質的な利用者料金の水準と音声卸料金の水準について、利用者料金から「料金収入」を算出し、音声卸料金から「費用」を算出した上で、両者の比較を行う等の方法により、検証を行うことが適当である。

具体的には、MNOから、音声料金プランごとの契約者数、音声通話時間、収入等必要なデータの提供を求め、総務省において速やかに検証を行うべきである。

また、MNOは、自社のユーザに対し定額制料金や準定額制料金を設定しているが、MNOがMVNOへ提供する音声卸役務は、従量制料金のみとなっている。この料金設定が、MVNOにおける定額制料金や準定額制料金の設定を実質的に困難にするものであるか等、MNOとMVNOとの間の公正な競争環境の確保の観点から検討が必要である。

4. MVNOによる多様なサービス提供の実現(セルラーLPWAの提供)

(1) これまでの取組等

セルラーLPWA¹⁶は、低消費電力、ワイドエリアといった特長を有するIoT向けの通信サービスの提供を可能とする技術であり、電力、ガス、水道等のスマートメーター、各種センサー・機器の維持管理、物流等のM2M分野のほか、ウェアラブル、医療ヘルスケア等様々な分野での活用が期待されている。5Gによる本格的なIoT時代の到来を控え、4GにおけるセルラーLPWAについて、MNOとMVNOとの間の公正競争が確保され、MVNOによって多様なサービスが低廉な料金で提供されることが期待される場所である。

一部のMNOは、セルラーLPWAを従来のLTE方式のサービスに比べて低廉な料金でIoT事業者向けに提供している。他方で、データ伝送交換機能について、MNO各社とも、従来のLTE向けの接続料しか設定していないため、MVNOがセルラーLPWAを低廉な料金で柔軟に提供することが困難な状況である(図表6参照)。

図表6 セルラーLPWAに係る料金・接続料設定状況

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
セルラーLPWA専用プランにおける基本料最安値(IoT事業者向け)	※ セルラーLPWA専用の料金プランを設定していない。従来のIoT用の料金プランにおける基本料最安値は400円/回線・月 ¹⁷ 。	40円/回線・月(※1) (2018年1月設定)	10円/回線・月(※2) (2018年4月設定)
データ伝送交換機能における「回線管理機能」の接続料(MVNO向け)	89円/回線・月	82円/回線・月	70円/回線・月

※1：契約回線数500万1回線以上、内包データ量10KBの場合。

※2：内包データ量10KB、ソフトバンクのIoTプラットフォーム(初期費用：1万円/契約、月額費用：1万円~/契約)と併用する場合。

(2) 意見

本研究会において、主要論点として「公正競争確保の観点から、MVNOが二種

¹⁶ LPWAは「Low Power, Wide Area」の略。少ない電力で広いエリアをカバーする無線通信技術の総称。免許が必要な周波数帯を用いる「セルラーLPWA」の技術として、大別すると、低～中速の移動に対応し比較的伝送速度の速いeMTC(Cat. M1)、少量のデータ通信向けのNB-IoTの二種類がある。免許が不要な周波数帯を用いる「ノンセルラーLPWA」の技術として、SIGFOX、LoRa等がある。

¹⁷ NTTドコモは2019年4月9日に新たなIoT機器向け料金プランを発表(2019年4月25日提供開始)。そのうち、基本料最安値のものは150円/回線・月(内包データ量200KB)。

指定設備設置事業者と同様にセルラーLPWAサービスなどの多様なサービスを柔軟に提供できるよう、接続料の設定等必要な措置について検討することが必要ではないか」と示して討議を行った中で、MVNO及びMNOから、次のような意見が示された。

ア MVNO

- ・ MVNOがセルラーLPWAにおいても多様で高度な通信サービスを実現し、IoT社会の実現に貢献できるよう、必要な環境整備が求められる。多様で高度な通信サービスの実現のためには、既存4G LTEサービス同様に、L2接続¹⁸で提供されることが望ましい。(第2回会合：MVNO委員会、IIJ、ケイ・オプティコム)
- ・ セルラーLPWAの回線のMVNOへの提供に当たっては、MNOのリテール回線料金水準を踏まえた競争が成立しうるような料金設定が望まれる。事業者間協議の進展の具合によっては、リテールマイナスモデルなど新しいコストモデルの検討も視野に入れる必要がある。(第2回会合：MVNO委員会)
- ・ MVNOがMNOと競争可能なサービスを提供できる料金設定がされることが必要である。(第2回会合：ケイ・オプティコム)

イ MNO

- ・ IoTに係る新たな料金をお客様向けに提供する場合は、MVNOの要望を踏まえ、新たな卸料金の設定を柔軟に検討していく。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 接続料の設定等は均一な条件での提供となり、柔軟なサービス提供が困難であることから、IoT分野においては必要ない。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ LPWAの接続方式による提供は、従来のセルラーサービスと電波の利用効率や制御方法等が異なるため慎重な検討が必要である。(第5回会合：KDDI)
- ・ MVNOガイドラインにて、MNOの設備投資やイノベーションに配慮すること等について記載がある。(第5回会合：ソフトバンク)

¹⁸ L2 接続（レイヤ2接続）では、L3 接続と異なり、中継系交換設備をMVNOが管理・運営することになる。同設備は、IPアドレスの配布や認証、セッション管理といった機能を担うものであり、L2 接続では、MVNOにおけるサービス設計の自由度が高くなる。

(3) 対応の方向性

セルラーLPWAについて、MNOとMVNOとの間の公正競争が確保され、MNOだけではなくMVNOによっても多様なサービスが低廉な料金で提供されるようになるためには、MNOからMVNOに対し、セルラーLPWAが適正な料金で提供される必要がある。

セルラーLPWAの特性が十分発揮されるネットワーク開放が適正な条件の下で早期に実現するよう確保する方策について、専門家による検討体制により、集中的に議論を行うことが適当である。

5. MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与

(1) これまでの取組等

MNOによるMVNOへのネットワーク提供の促進については、事業者間の競争促進、利用者利益の保護の観点からだけではなく、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき実施されている①周波数割当てに係る審査、②電波の利用状況調査・評価において、電波の公平かつ能率的な利用の確保の観点からも進められている。具体的には、次のとおり実施されている。

① 周波数割当てに係る審査

- ・ 周波数割当てに係る審査は、事業者が最低限満たすべき基準（絶対審査基準）を満たした者について、よりよい計画を有する者を評価するために競願時審査を実施。
- ・ 2014年の周波数割当てからMVNOによる特定基地局の利用促進を認定の絶対審査基準としており、MVNOのより一層の促進を図るため、2019年4月上旬に予定している5G用周波数割当てに関する開設指針（2019年1月24日告示制定）において、競願時審査の配点について他の評価項目と比べて重み付けを実施。
- ・ また、特に、L2接続によりMVNOへネットワーク提供を行う具体的な計画がより充実している者を評価。
- ・ さらに、周波数割当ての開設計画で記載したMVNOに関する事項については、次回の周波数割当てにおいて計画の進捗状況等を審査基準として評価する方針を公表。

② 電波の利用状況調査

- ・ 周波数割当て計画の作成・変更や電波の有効利用に資する施策の推進のため、電波が有効利用されているかどうか調査を実施。
- ・ 周波数区分ごとに3年に1度行うこととされていた電波の有効利用調査について、技術革新のスピードが他周波数帯と比べて速い移動通信システム（携帯電話・全国BWA）については、2018年度より毎年実施。
- ・ 調査の中で、無線局の開設状況に加え、周波数の逼迫度（トラヒック）やMVNO促進の状況等について、周波数別、免許人ごとに調査・評価を実施し、公表。

(2) 意見

本研究会において、主要論点として「公正取引委員会の指摘も踏まえ、周波数割当てに係る審査や毎年度実施している電波の利用状況調査の評価について、モバイル市場の公正競争促進にも資するよう、MNOがネットワーク提供に継続的に取り組むインセンティブを与えるような措置の導入を検討することが必要ではないか」と示して討議を行った中で、MVNO及びMNO並びに構成員から、次のような意見が示された。

ア MVNO

- ・ 周波数の割当てにおいて、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを与えることはMVNOの普及促進に寄与するのではないか。(第2回会合：ケイ・オプティコム)

イ MNO

- ・ 現状の周波数割当てに係る審査や利用状況調査の評価において、「MVNOの促進に関する取組や利用料金等」を評価する際は、接続料水準のみならず、MVNOへのサポート品質等各社のNW提供の取組について、総合的に評価いただいているものと認識しており、今後も、接続料低減の程度のみを切り出して評価するのではなく、総合的な評価をしていただきたい。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ なお、MVNOを通じたサービス提供においては、MNOと資本関係のないMVNOに積極的に提供している実績についても考慮要素としていただきたい。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 総務省による周波数割当てにおける審査基準項目として、MVNOへの提供実績や提供計画の確認は既に実施されていると認識している。(第5回会合：KDDI)
- ・ 周波数割当てでは、割当て前に総務省がMVNOへの提供計画を審査し、割当て後も、MVNOへの提供実績が四半期毎に一般公開されている。従って、既にMVNO促進に継続的に取り組むインセンティブは確保されている。(第5回会合：ソフトバンク)
- ・ 接続料は算定ルールに則り算定した結果であり、その水準や低下の程度は、評価軸として馴染まない。(第5回会合：ソフトバンク)

ウ 構成員

- ・ 周波数割当てに関する方向性については、具体性を持たせることが必要であり、「総合的に」ということについて、例えば、MVNOの単純な社数で

はなく、MVNOがSIMを独自に発行できるようにHLR/HSSを開放する、4GベースのセルラーLPWAを提供するというような新たな取組の質的対応性も考慮して、もう少し明示できないか。

- ・ 現状は、望ましい取組をしており、周波数割当てに関する審査で丁寧に見ていると評価できるが、入札価格を高く提示することで、丁寧な重み付けが有名無実にならないことが重要である。
- ・ 電波の利用状況調査におけるMVNOへのサービス提供状況について、法人相手のもの、UQとワイモバイルの扱いなど、横並びで比較して良いのか、整理が必要である。
- ・ 新しいネットワークをアンバンドルして新しい事業者が新しいサービスを提供できるようにすることはこの項目に限らず重要なことであり、議論が必要。

(3) 対応の方向性

競争政策の観点のみならず、電波の有効利用の観点からもMVNOに対するネットワーク提供は重要であり、MNOがネットワーク提供に継続的に取り組むインセンティブを与えることが適当である。

MNOによるMVNOへのネットワーク提供については、その料金のみならず、MVNOへの機能開放の形態やサポート品質、多様かつ多数の者へのネットワーク提供など多様な要素が存在している。また、MVNOに対するネットワーク提供について、将来的な提供計画の内容だけでなく、多様かつ多数の者へのMVNOサービス提供の実績についても考慮することが重要である。

周波数割当てに係る審査に当たっては、上記のような多様な要素や提供実績の確認の必要性等を考慮し、多様かつ多数の者へのネットワーク提供が行われているかという観点のみならず、HLR/HSS連携機能開放等のMVNOへのネットワーク提供の多様性の観点からも実施することが必要である。また、競願時審査における配点の重み付けについては、MVNOに対するネットワーク提供の促進に向けた取組等個々の配点の重み付けを行う趣旨が適切に審査結果に反映されるよう配点のバランスに留意することが必要である。

電波の利用状況調査においては、その評価・公表を行うに当たり、より一層MVNOへのネットワーク提供に資するよう、継続的な取組が行われているかの検証等、評価・公表方法について引き続き検討を進めて行く必要がある。

6. 第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用

(1) これまでの取組等

2001年の事業法の改正で創設された二種指定制度は、電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場であるモバイル市場において、特定移動端末設備シェアの大きいMNOが、交渉上の優位性を背景に接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、一定規模を超える特定移動端末設備シェアを有するMNOに接続料及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を課すものである。二種指定制度における指定は、事業法において、当該電気通信事業者が設置する伝送路設備に接続される特定移動端末設備のシェアにより判断されることとされている。その基準値は施行規則において定められており、2001年の二種指定制度の導入当初は25%とされ、その後、2011年12月の情報通信審議会答申¹⁹を踏まえ、2012年6月に10%に改正された。また、対象となる特定移動端末設備は施行規則で定められており、二種指定制度の導入当初は携帯電話端末のみであったが、2014年12月の情報通信審議会答申²⁰を踏まえ、2016年3月にBWA(WiMAX2+、AXGPに限る。)端末が追加された。

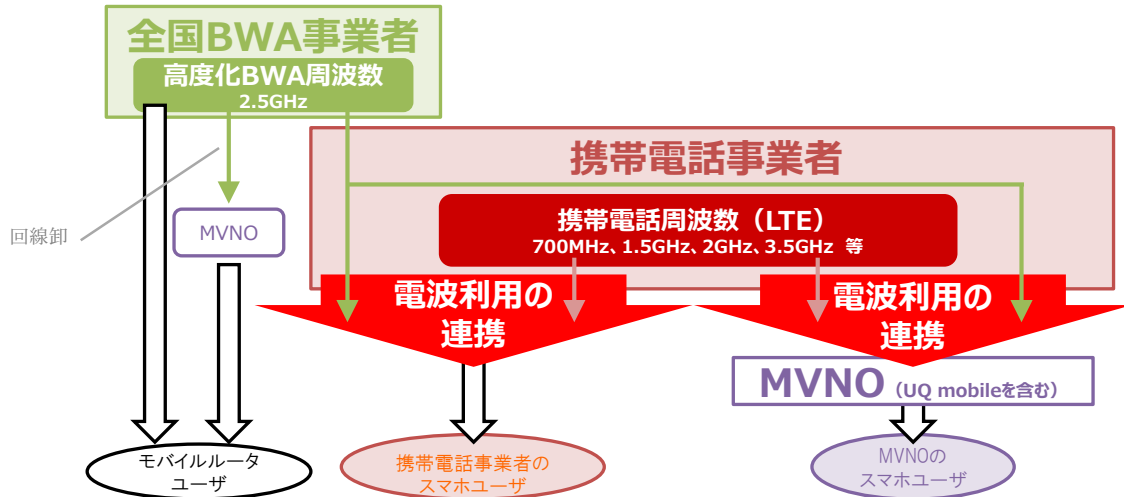
具体的な二種指定設備としては、2002年2月にNTTドコモ及び沖縄セルラーの設備が、2005年12月にKDDIの設備が、さらに、2012年12月にソフトバンクの設備が、それぞれ指定されている。その後、全国BWA事業者2社(Wireless City Planning 株式会社(以下「WCP」という。))及びUQ)の特定移動端末設備のシェアは、指定の基準値である10%を超える状況になっている。

これらの全国BWA事業者の特定移動端末設備は、その大半が「電波利用の連携」の結果によるものである。すなわち、携帯電話事業者において、全国BWA事業者の設置する電気通信設備を卸契約により利用することで、自社の電波と全国BWA事業者の電波を組み合わせることで自社のデータ伝送役務を提供しているものであり、一部の携帯電話事業者では、MVNOへの役務提供においても電波利用の連携を行っている(図表7参照)。この点については、前述の2014年12月の情報通信審議会答申においても、その検討の前提として指摘されているところである。

¹⁹ 2011年12月20日情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」。

²⁰ 2014年12月18日情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」。

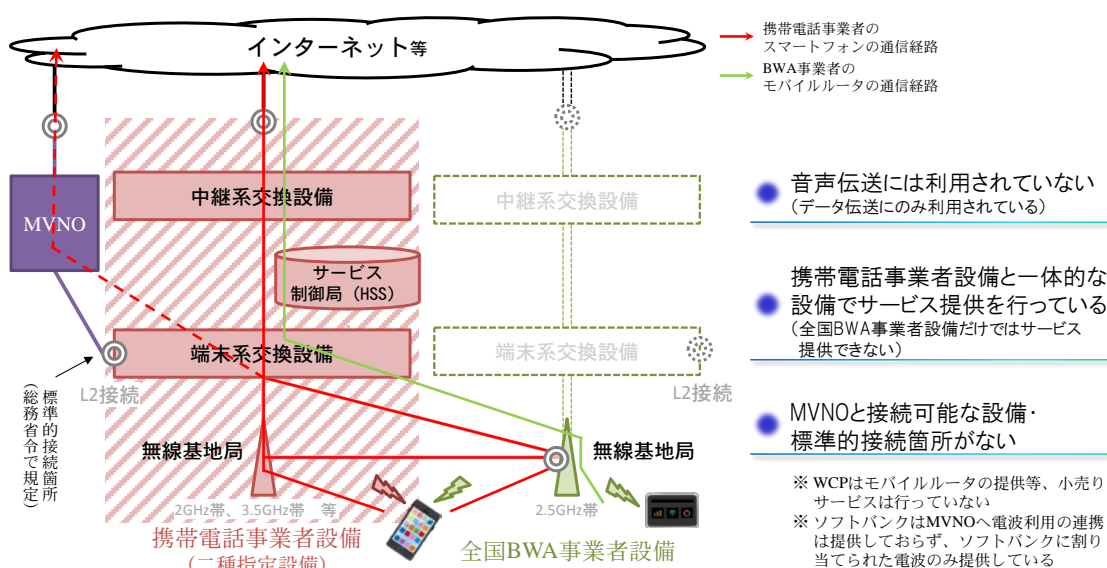
図表7 携帯電話事業者と全国BWA事業者との関係（イメージ）



※ WCPはモバイルルータの提供等、小売りサービスは行っていない
 ※ ソフトバンクはMVNOへ電波利用の連携は提供しておらず、ソフトバンクに割り当てられた電波のみ提供している

全国BWA事業者の設置する電気通信設備は、音声伝送役務の提供には利用されていない。また、全国BWA事業者の設置する電気通信設備は、基地局設備が中心であり、全国BWA事業者がデータ伝送役務を提供するためには、携帯電話事業者が設置するコア網設備（中継系交換設備、端末系交換設備、サービス制御局等）を利用することがほぼ必須な状況であって、その場合には、MVNOがL2接続する際の接続箇所は携帯電話事業者の設置する設備上に設けられることになる。なお、全国BWA事業者の設置する基地局設備は、前述のとおり、携帯電話事業者によるデータ伝送役務における電波利用の連携に利用されている（図表8参照）。

図表 8 全国 BWA 事業者の設置する電気通信設備の状況（イメージ）



〔二種指定制度における特定移動端末設備数のカウント〕

- ある事業者の電気通信設備の指定の要否は、その事業者の電波を受け得る特定移動端末設備の数によっているところ、2016年3月の施行規則改正において、特定移動端末設備の範囲に、携帯電話端末と同等性のあるBWA（WiMAX2+、AXGPIに限る）端末が追加された。
- その際、卸元MNOから提供されたサービスを卸先MNOが自社のサービスとセットで提供する場合、卸元のサービス、卸先のサービスのそれぞれについて端末数として1カウントすることと整理されている。

全国BWA事業者の設置する電気通信設備の指定について、モバイル検討会では、「MNOによるネットワーク提供について、透明性とMNOとMVNO間、MNOのネットワークの提供を受けるMVNO同士の公平性等を確保するため、接続協議における交渉上の優位性の考え方を明確にするとともに、総務省で、報告を受けている特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、第二種指定電気通信設備制度の適用を検討することが必要である」、「その際、事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度の在り方及び所要の措置について検討を行うことが必要である。そして、不要なアンバンドル（接続料の設定）を行う等、適用されるルールが過剰なものとならないようにする必要がある」と指摘されている。

(2) 意見

本研究会において、主要論点として「モバイル検討会報告書の指摘も踏まえ、透明性、公平性等を確保するため、BWA事業者の指定について検討するとともに、事業者間連携が進む中での二種指定制度の在り方について検討することが必要ではないか」と示して討議した中で、MVNO及びMNO並びに構成員から、次のような意見が示された。

ア MVNO

- ・ 早急にBWA事業者への二種指定制度の適用が必要である。これにより、グループ内取引において不当な運営がないかを検証するための前提条件となるBWA事業者が設定する接続料について、その公平性、適正性、透明性が確保される。(第2回会合：MVNO委員会)

イ MNO

- ・ BWA事業者の契約数の大半は携帯電話事業者によるキャリアアグリゲーション(以下「CA」という。)によるものであり、BWA事業者には、網構成、提供形態から「交渉上の優位性」はなく、指定は過剰規制である。(第5回会合：UQ、KDDI、WCP)
- ・ 検討に際しては、モバイル検討会報告書に記載のとおり、「交渉上の優位性」の考え方を明確にすべき。「交渉上の優位性」の考え方、BWA事業者における「交渉上の優位性」の有無、BWA事業者における特定移動端末設備のシェアの考え方、指定すべきとなった場合に適用される規制内容を包括して検討すべき。単純にシェアが10%を超過したことを根拠に指定することがないようにすべき。(第5回会合：UQ、KDDI)
- ・ 適用される規制については、モバイル検討会報告書に記載のとおり、過剰なものとならないようにすべき(仮に指定された場合、音声役務の提供が困難。電気通信事業会計への変更は社内会計システムや運用の変更等によりコストと時間を要する。MVNOからL2接続要望がない。MVNOに対してL2接続を提供することができない。)(第5回会合：UQ)
- ・ 「交渉上の優位性」については、2011年に「MVNO促進の観点から周波数割当てを受けたMNOとの接続必須性による交渉上の優位性」が整理されたが、MVNOとの取引関係は需給状況や市場環境によって左右されるものであり、当時と比較して様々な状況変化が生じている(BWA事業者、新規MNOの参入によるMVNOにおける選択肢の拡大、新規周波数割当てによるネッ

トワーク供給リソースの拡大（BWA周波数価値の相対的な低下）、SIMロック解除、SIMフリー端末の普及、eSIMの登場によるネットワーク選択の自由度増大。2030年代には多くの選択肢から選択しやすい環境が実現し、選ぶ側の優位性が一層拡大。）。(第5回会合：KDDI)

- ・ シェアについては、携帯電話事業者によるユーザ獲得分を除く等、事業の実態を考慮したものとするべき。(第5回会合：WCP)
- ・ 携帯電話事業者はBWA事業者のネットワークを市場価格に照らし合わせて適正な料金で仕入れている。(第5回会合：KDDI)
- ・ CA等のネットワーク連携についてMNOとMVNOの公平性が求められていると認識している（携帯電話事業者にBWA再卸の提供義務を課し、BWA事業者と携帯電話事業者間の卸条件の適正性を総務省による検証で確保する等で実現可能。制度の見直しに伴う時間とコストが削減。）。(第5回会合：ソフトバンク)
- ・ BWAやCAを想定していない現行制度の手直しではなく、5Gなど将来も見据えた規制のあり方の検討が必要である。(第5回会合：UQ)
- ・ グループ内取引に関する議論は指定と趣旨が全く異なることから、切り離して議論すべき。(第5回会合：UQ)

ウ 構成員

- ・ 会計システムについて、指定を前提に社内的に準備を進めるべきではないか。一方で、制度側においても一定の時間的猶予をとるべきではないか。また、音声役務の提供が無理であることを補正したルール改正を行うべきではないか。
- ・ 市場価格に照らして適正な料金で仕入れているとの主張について、設備をMVNOに貸すに当たっての料金についてはコストベースであるべきではないか。
- ・ MVNOを含んだ移動通信市場における公正競争の観点から、BWAの卸提供という方法は解決策ではなく、MNO市場やMVNO市場へのインパクトを考えることが必要である。
- ・ MNOは、設備設置事業者として、交渉の場に立つかどうかにかかわらず交渉上の優位性が存在するのではないか。
- ・ マーケットシェアで競争の優位性を判断する体系でも、マーケットシェアが10%を超えたら急に交渉上の優位性を発揮するというものではなく、規制のくびきなく他のビジネスを始めるとしたときに競争上の優位性があり得るのかという観点から考えるべきではないか。
- ・ IoTの登場やパートナー企業との協業が進展し、MNO・MVNOの関係が複層

化し、複雑化していく中で、現在のビジネスだけでなく、他のビジネスでも極めて大きな交渉上の優位性を獲得するという状況も将来的には考えることが必要である。これは、独禁法の体系では、事後規制的に注目をしているものである。

- ・ 複数のネットワークを1端末で利用することが当然となる時代において、端末設備数のカウント方法について共通理解を得るようルールを明確にすべき。端末設備そのものというよりは、ネットワークへの接続の回線数等を正確にカウントし、その交渉力について精査できる枠組みが必要ではないか。
- ・ 二種指定について長く検討してきたが、過剰規制にならないよう整理した今般の方法であれば指定可能。ただし、4Gの制度であって、5Gでは限界が出てくる。

(3) 対応の方向性

「交渉上の優位性」に関しては、次のとおり、電波利用の連携の結果であっても、全国BWA事業者は、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には、「交渉上の優位性」を有しているものと考えられる。

- ・ 前述の2011年12月の情報通信審議会答申では、従来のMNO間の関係に加え、新たにMNOとMVNOとの関係について、次のとおり整理している。

① 周波数の割当てについて

「MVNOの事業運営には周波数の割当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要であることにかんがみれば、原則、全てのMNOはMVNOとの関係においては交渉上の優位性を持ち得ると考えられる」

② 収益の拡大を図るインセンティブについて

「しかしながら、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、そういった場合までMNOがMVNOとの関係において優位な交渉力があると認めることは難しく、規制の適用対象から除外した場合でも公正競争を阻害するとは通常考えにくいことから、直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められないと考えられる」

- ・ 同答申の考え方は、全国BWA事業者の端末設備シェアが電波利用の連携

の結果一定割合を超える場合においても当てはまる。すなわち以下のとおりである。

① 周波数の割当てについて

全国BWA事業者も、周波数の割当てを受けていることから、周波数の有限希少性等により寡占市場が形成されているモバイル市場においては、MVNOに対する「交渉上の優位性」を持ち得る。

② 収益の拡大を図るインセンティブについて

全国BWA事業者は、大手携帯電話事業者への卸電気通信役務の提供により、相当水準の端末設備シェアを獲得し、多くの収益を得るため、MVNOへの設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない。

これまで端末設備シェアが一定割合を超えた電気通信事業者の設備は速やかに第二種指定電気通信設備として指定されてきており、全国BWA事業者の設置する電気通信設備について、特定移動端末設備のシェアが10%を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても二種指定設備として指定するべきである。総務省において、速やかにそのための手続を開始すべきである。その際、会計整理については、会計システムの準備には一定の期間を要することなどを考慮し、2020年度から実務上円滑に開始できるように、手続を進めることが適当である²¹。

また、全国BWA事業者のネットワークの状況等を踏まえ、指定された場合における関係規律について、次のような対応を行うことが適当である。総務省においては、関係規律の見直しのための手続を速やかに開始することが適当である。

- ① BWAは、電波法上、主としてデータ伝送を行うシステムとして規定されており、現在の全国BWA事業者は音声伝送を行っていないため、接続約款において音声伝送交換機能に関する記載を不要とすることとする（接続機能及び標準的接続箇所の見直し）。

²¹ 接続会計については、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日総務省令第24号）附則において、事業者の事業年度の中途に総務大臣が指定を行ったときは、その指定の日以後に開始する事業年度から適用することとされている。なお、接続約款については、事業法第34条第8項において、新たに指定をされた設備を設置する事業者は、接続約款を定め、指定をされた日から三月以内に総務大臣に届け出なければならないこととされている。

- ② 全国BWA事業者のネットワークは、現状において、携帯電話事業者による電波利用の連携が行われており、標準的接続箇所及び接続箇所ごとの技術的条件について携帯電話事業者の接続約款を参照する形で規定することを可能とする特例を設けること。
- ③ ②に加え、携帯電話事業者による電波利用の連携が行われている場合にあっては、接続料の算定について、携帯電話事業者と全国BWA事業者のそれぞれの接続会計を基に、携帯電話事業者が一体的に接続料を算定することを可能とする特例を設けること。

なお、今後5Gの導入等により、さらに様々な形態の事業者間連携が登場することも想定される中で、それに伴う多様な交渉上の優位性の発現が想定される。そのような環境の変化も踏まえつつ、事業者間連携が行われる場合における交渉上の優位性など、二種指定制度に関し、事業者間連携等を踏まえた規律の在り方について、第7章に記載のとおり、将来的な課題として引き続き検討を行うこととすることが適当である。

第6章 モバイル検討会報告書フォローアップ

モバイル市場の公正競争の促進のための方策に関し、モバイル検討会において検討を行い、2018年4月に取りまとめられた報告書で対応の方向性を示した論点がある。

本研究会では、「モバイル検討会で対応の方向性が示された事項について、着実に実施されているか。これらの事項について、さらに見直しを行うことが必要と考えられる点はないか」として、関係事業者等からその後の対応の状況などについての報告を受けて整理し、それを踏まえた討議をしてきた。第5章までに整理した事項以外の事項で、モバイル検討会において対応の方向性が示されたものについての取組状況は、図表9のとおりである。

その中で、MNPの円滑化に関する対応については、移転元事業者による引止め機会のない事業者間移転の実現に向け、KDDIから2019年春までに、ソフトバンクから同年5月末までに、それぞれウェブによるMNP手続を実施する方針が示されたところである²²。総務省においてその状況を注視するとともに、MNPの円滑化に向けてさらなる取組の必要性が認められる場合には、積極的に検討を進めていくべきである。また、総務省において、2018年9月に実施した強引な引止めに係る実態把握やコールセンターの混雑状況についての実態調査により、MNP手続の申込みを行う利用者に限定した値引きやポイント及びクーポンの付与、特定の移転先への勧誘行為等の存在が確認されたことから、より詳細な実態の把握を行うことが望ましい。また、実態調査においては、MNP時の予約番号払出しに係るコールセンターへの電話のつながりやすさに関し、数値による実態の把握という成果があった一方で、調査を行った3日間（週末を含む。）が特異な状況（台風の上陸）にあったこともあり、より深い分析をするため、一定の期間において再度調査を行うことを検討することが望まれる。

その他の事項については、一定の取組が進んでいるものもあるが、全ての項目について、引き続き、取組を注視していくことが適当である。

²² NTT ドコモは2006年11月から実施済み。

MNPの円滑化に関する調査結果の概要

(1) 強引な引止めに係る実態把握

MNP手順における移転元事業者による利用者への強引な引止めについて、事業者への書面での聞き取り調査やコールセンターへの架電等により、実態把握を実施した（2018年9月）。

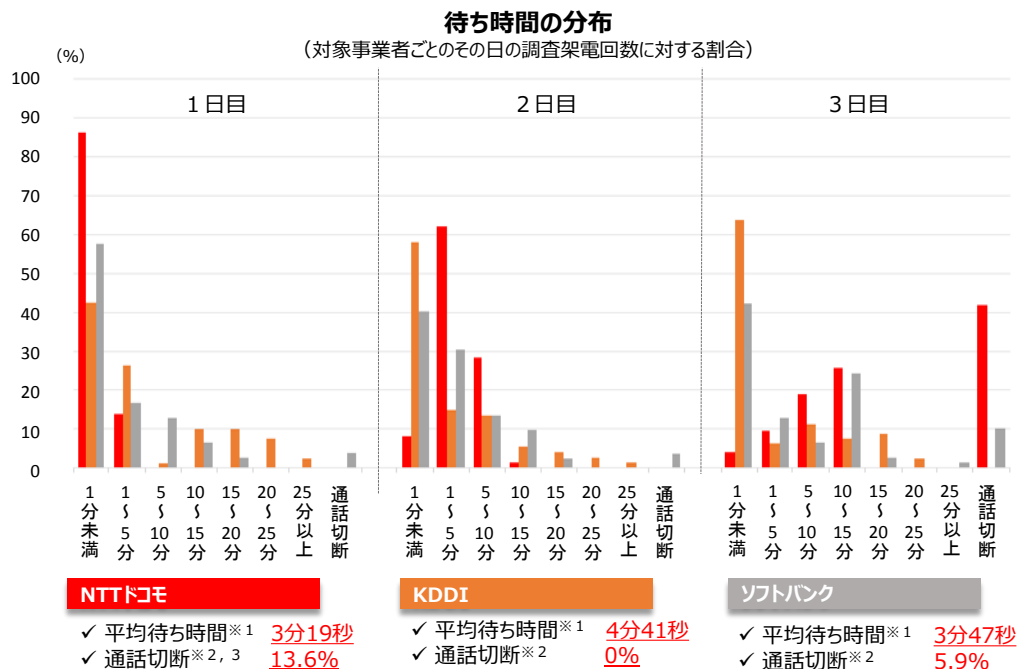
その結果、MNP手順の申込みを行う利用者限定した値引きやポイント及びクーポンの付与、特定の移転先への勧誘行為等が確認された。

(2) コールセンターの混雑状況調査の実施

連続する3日間（週末を含む）、MNP時の予約番号払出しに係るコールセンターへの電話のつながりやすさについて、実態調査を実施した（2018年9月）。

携帯電話事業者3社のコールセンターのそれぞれに3日間合計で200回以上架電し、架電ごとにコールセンターにつながるまでの待ち時間を計測した。

調査期間全体における各社の待ち時間^{※1}の平均は3～5分であったが、一定時間待機後、通話が切断した事例があった。



※1 待ち時間は、コールセンターの自動音声ガイダンス終了から、オペレータに繋がるまでの時間を計測。平均待ち時間は、通話切断を除外して算出。

※2 3日間の調査架電回数全体に対する、通話切断した架電の回数の割合。

※3 NTTドコモからは、調査対象の3日目について、台風が接近し、交通機関に大きな支障が生じたことから、コールセンターの閉鎖等を行ったため、コールセンター自体の応答率が大きく下がる結果となった旨の説明があったところ。

図表9 モバイル検討会報告書の提言に関する総務省の対応と事業者の取組状況

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係				
(1)ウェブによるMNP手続の実現・強引な引止めに関する実態把握	<ul style="list-style-type: none"> 指導を実施²³(2018年6月) ガイドライン改正(2018年8月) コールセンターの混雑状況等の調査を実施(前頁参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 指導前(2006年11月)から実現 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年5月末までに実現すべく検討中 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年5月末までに実現すべく検討中
(2)MVNOが確保する帯域幅の柔軟な変更の可能性に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> 要請を実施²⁴(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし(関連として、期間短縮や手続の簡略化等の要望あり) 実現に当たっては課題あり MVNOからの具体的な要望に基づき実現方法を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる 	<ul style="list-style-type: none"> 期間短縮や手続の簡素化を実施(2017年11月、2018年8月)
(3)SIMカードの提供等に係る標準的な期間についての実態把握	<ul style="list-style-type: none"> 実態把握を実施(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ベンダからSIMカードの調達等に約3か月を要する 	<ul style="list-style-type: none"> SIMカードの在庫状況に応じて最短1週間から最長3ヶ月程度で提供 	<ul style="list-style-type: none"> ベンダからSIMカードの調達等に約3か月を要する
(4)HLR/HSS連携機能の提供に係るMVNOの負担額の根拠等のMVNOへの十分な説明	<ul style="list-style-type: none"> 指導を実施²⁵(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 提供申込みを承諾した事業者に対し、指導前(2016年9月)から説明を書面にて実施 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし
(5)MNOの迷惑メールフィルタで受信拒否メールとして扱われないための基準のMVNOへの提示	<ul style="list-style-type: none"> 指導を実施(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 基準の提示を2018年10月から実施 	<ul style="list-style-type: none"> 基準の提示を2018年7月から実施 	<ul style="list-style-type: none"> 基準の提示を2018年9月から実施
(6)キャリアメールの転送サービスの実現可能性に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> 要請を実施²⁴(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし 実現に当たっては課題あり MVNOからの具体的な要望に基づき実現方法を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし
(7)一部事業者におけるテザリングの実現時期のMVNOへの提示	<ul style="list-style-type: none"> KDDIに対して指導を実施(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年夏より全MVNOへ提供 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年11月より全MVNOへ提供 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年4月より全MVNOへ提供
(8)一部端末において緊急通報時にGPS情報の提供が不可となる事案についての要因の究明等へのMNOの協力	<ul style="list-style-type: none"> 要請を実施(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし MVNOからの具体的な要望に基づき真摯に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの当該事象の報告や問い合わせ等なし MVNOからの具体的な要望に基づき調査に協力 当社のネットワーク側での制限はなし

²³ MNOにおいて2019年5月末までに措置を講じ、その後速やかに総務省に報告することとしている。

²⁴ 今後MVNOから要望があった場合には、MNOにおいて検討し、総務省に報告することとしている。

²⁵ MNOにおいて措置を講じ、2018年度のは2019年3月末までに、2019年度のは2020年3月末までに総務省に報告することとしている。

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
(9)MNO から MVNO への端末の提供に関する協議状況の実態把握	・電気通信市場検証会議において確認を実施し、年次レポートを公表(2018年8月)	(MNOからの市場シェアの高い端末の提供が関連MVNOでないMVNOでは実現できていない)		

事項	総務省の対応	テレコムサービス協会 MVNO 委員会		
(10)LINEの年齢認証に関する機能提供が実現しない要因に関する実態把握	・実態把握を実施※(2018年6月) ※年齢認証主体と年齢認証に係る情報伝達の仕組み等に要因があると考えられる	・MVNO ユーザにおけるLINE 年齢認証実現に向けて検討を実施(2018年7月～)		

2. 中古端末の国内流通促進関係				
(11)下取り端末の流通・販売を行う者に対するMNOによる当該端末の国内市場での販売の制限を業務改善命令の対象とするガイドラインへの対応	・ガイドラインを改正(2018年8月)	・販売制限していない	・販売制限していない	・販売制限していない
(12)中古端末のSIMロック解除を求めるガイドラインへの対応	・ガイドラインを改正(2018年8月) 〈施行:2019年9月～〉	・2019年2月20日から対応開始	・ガイドライン改正を踏まえ対応予定	・ガイドライン改正を踏まえ対応予定
(13)中古端末に関する民間の取組の後押し	・リユースモバイル関連ガイドライン検討会にオブザーバとして参加(2018年7月～)	—	—	—
(14)MNOによる盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開	・指導を実施(2018年6月)	・2018年12月に対応	・指導前(2012年9月)より対応	・指導前(2010年1月)より対応

3. 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係				
(15)利用期間拘束及び自動更新を伴う契約について、2年契約満了時又はそれまでに、違約金及び25か月目の通信料金のいずれも支払わない解約の実現	・指導を実施 ²⁶ (2018年6月)	・2019年3月から実施	・2019年3月から実施	・2019年3月から実施
(16)利用期間拘束の自動更新の有無による提供条件の格差の縮小の検討	・KDDI及びソフトバンクに対し要請を実施(2018年6月)	—	・店頭での説明やHP等での案内の強化に努める。なお、今後もお客様のニーズや市場動向を踏まえ、対応の是非を検討	・今後検討
(17)残債免除等施策の提供条件に関する利用者への説明の徹底を求めるガイドラインへの対応	・ガイドラインを改正(2018年8月)	— (現時点で、残債免除施策による販売方法は導入していない)	・ガイドライン改正を踏まえ対応 ・2019年1月より、再加入条件を撤廃	・社内へ再周知を行い、説明の徹底を図っている ・2018年11月より、再加入条件を撤廃

²⁶ MNOにおいて2019年3月末までに措置を講じ、その後速やかに総務省に報告することとしている。

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
(18)過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例の案内	・指導を実施 ²⁶ (2018年6月)	・2018年5月より、利用実態に基づく適切な料金プランの案内については、全国のショップにて「料金相談フェア」を実施 ・2018年9月より、コーポレートサイト上において、利用実態に応じたおすすめプランの案内を実施 ・2018年1月より、全国のショップにて「スマホ教室」を実施する等、理解促進に努めている	・「ピタットプラン」、「フラットプラン」を2017年7月から導入 ・2019年3月より、お客様との様々なタッチポイントにおいて新プランを訴求するとともに、料金シミュレーションにおいて新プランを“最適なプラン”として案内	・利用実績に応じた料金プランの案内を2019年3月に実施予定
(19)利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策の実施	・指導を実施 ²⁶ (2018年6月)	(同上)	・店頭での説明やHP等での案内の強化に努める。なお、今後もお客様のニーズや市場動向を踏まえ、対応の是非を検討	・各種相談窓口について、2019年3月までに毎月メールで実施している請求確定通知を用いて告知予定
(20)月途中の解約時の日割計算の実施可能性に関する検討	・要請を実施(2018年6月)	・日割計算は公平性確保の観点等により実施していない	・今後お客様へのニーズや市場動向を踏まえ、対応の是非を検討	・日割計算の実施は考えていない
(21)MNOから販売店に対して端末代金の販売価格や値引き額を実質的に指示することが業務改善命令の対象となるとするガイドラインへの対応	・ソフトバンクに対し指導を実施(2018年6月) ・ガイドラインを改正(2018年8月)	・ガイドライン改正を踏まえ対応	・ガイドライン改正を踏まえ対応	・2018年6月の行政指導を真摯に受け止め、ご報告した再発防止策に基づき、対応を実施
(22)MNOから販売店に対してキャッシュバック等の実質的指示を行うことは端末購入補助に該当することを明示するガイドラインへの対応	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(23)MVNOの音声通話付きサービスの初期契約解除制度の対象化	・省令を改正(2018年7月) ・ガイドラインを改正(2018年9月)	—	—	—

事項	総務省の対応	テレコムサービス協会 MVNO 委員会
(24)MVNO やその業界団体におけるサービス内容のわかりやすい周知	—	・MVNO サービスの利用に当たってのチェックポイントを改定し、公表・周知(2018年6月～)

その他(事業者の取組を注視すべき旨指摘された事項)

1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係

- ・電気通信事業者協会が策定した Android 端末における緊急速報の共通受信仕様の運用状況の注視
- ・5G関係機能の MVNO への提供に関する協議状況の注視
- ・MNO と MVNO との販売連携に関する協議状況の注視
- ・050IP 電話を卸提供する MVNE と MVNO との緊急通報に必要な位置情報の伝達に係る協議状況の注視

第7章 将来的な課題についての検討

(1) 現状等

モバイル市場は技術の進展が早く、今後も様々な技術の進展やそれに応じた新たなサービスの提供が見込まれる。特に、次世代の移動通信システムである5Gの導入、通信回線の柔軟な選択を可能とするeSIMの普及は、モバイル市場におけるサービス提供に大きな影響を与えるものとなることが想定されることである。

5Gについては、さらなる通信速度の向上だけでなく、「多数同時接続」や「超低遅延」といった特徴を持っており、我が国では2019年のプレサービス開始、2020年からの本格導入が予定されている。現在、総務省において、5Gの導入のための特定基地局の開設計画に係る認定申請を受け付けているところである。

eSIMについては、GSMA²⁷によりIoT/M2M向け及びコンシューマデバイス向けのそれぞれで標準化が進んでおり、例えばAppleの最新携帯端末であるiPhone XRに搭載され、世界24カ国の通信回線をeSIMにより利用可能な状況となっている²⁸。

(2) 意見

本研究会において、主要論点として、「eSIMの普及や5Gの進展等、技術の進展や環境の変化が予想され、それによりどのような課題が考えられるか」と示して討議を行った中で、これまで、MVNO及びMNO並びに構成員から次のような意見が示されている。

① 5G関係

ア MVNO

- ・ 5G時代に向けた新たなMVNOのネットワークアーキテクチャの検討において、以下の要件を満たすことが必要。(第2回会合：MVNO委員会、IIJ)
 - － セキュリティ、遅延時間、帯域、可用性等、利用用途に応じた柔軟

²⁷ GSM Association : <https://www.gsma.com/>

²⁸ 2019年2月現在 : <https://support.apple.com/HT209096>

- なサービス提供が可能であること
- ー それらが適切なコスト負担で利用可能なこと
- ー モバイルエッジコンピューティングやクラウドと親和し、柔軟かつ広範なAPIを通じ、IoTサービスの提供に向けた垂直的協業スキームをMVNOが容易に構築可能なこと
- ・ 全てのネットワークが仮想化される5Gでは、物理的ネットワークを前提とした現行の法規制についても発展的に見直される必要がある。その際、LTEが当面の間5Gと共存する想定の下で、現行の接続料算定における5Gコストの取扱い等、LTEと5Gの関係性等について十分留意することが必要である。行政では、2030年に向けた通信ネットワーク全体に関するビジョンにおいてMVNOの果たすべき役割を示し、もって事業者間協議の方向性を明らかにして欲しい。2020年代初頭までに、MVNOに関連する必要な制度整備が行われ、MVNOによる5Gの利活用が開始されることが望ましい。(第2回会合：MVNO委員会)
- ・ 各種LPWA方式やsXGP方式の出現及び5G時代の到来を見据えると、様々なシステムを統合して管理し、その接続性を担保することが重要となる。(第2回会合：日本通信)
 - ー 電波オークションをしていないことの接続制度への反映
 - ー 米国CBRSに代表される新たな電波利用制度の早期導入
 - ー 接続義務の明確化及び接続条件の透明性確保
 - ー 国際標準に準拠したMNO網の構築と網機能の開放
 - ー 第二種指定電気通信設備範囲の明確化及び周知

イ MNO

- ・ 禁止行為規制や卸契約書の届出義務が他事業者との協業の足かせになる可能性がある。5G時代に向けて制度見直しが必要ではないか。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 5Gの導入等においてイノベーションを促し、新事業・新サービスの創出や社会的課題の解決を促進する観点から、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を行うための環境整備が重要である。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 新たな制度の検討・運用に当たっては、今後も、MVNOを含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要である。(第5回会合：KDDI)
- ・ 今後の技術やサービス進化が妨げられることのないよう、現時点で画

一的なルール整備は避け、多様なビジネスモデルが創出可能な環境が確保されるよう配慮いただきたい。(第5回会合：ソフトバンク)

ウ 構成員

- ・ 5GやIoTの世界になると、先行きのコントロールは難しく、イノベーションの活性化のためには、過剰規制にならないような配慮が精一杯と思われる。IoTや5Gについては、今のルールを適用できない領域があるとして、何のルールもない状況もおかしいので、そこにふさわしいルールは何なのかを改めて考える必要がある。
- ・ 非常に変化が著しいと、マーケットも大きく動いているというのが我々の対象にしている事柄。マーケットと相談しながらルールをつくっていく姿勢が大事。臨機応変に、その時代にふさわしいルールがどうあるべきかを今後とも議論いただきたい。その場をどう設定するのも今後話題になってくるかと思う。
- ・ 5Gが本格的になったときには、L2接続か、10Mbps当たりの接続料か、低遅延性を生ずるためエッジサーバでつなぐなど接続形態自体が違ってくるのではないかなどということが考えられる。また、5Gの投資を4Gの接続料で回収しているのかという問題もある。5Gへの投資をどういうタイミングでどれくらい行うかは経営方針によって違ってくる。
- ・ 5Gはまだ標準化が完了しておらず、どのようなインターフェースかはっきりしないいため、具体的にどういう形で実装されるのか、まだはっきりしない。
- ・ IoT/M2Mの端末数や契約数は非常に多数となる可能性がある。現状は端末数のシェアにより、全てのデータ通信役務に対して二種指定の義務がかかることとなっているが、場合によっては従来型のデータ通信役務と小容量データ通信役務を分けた方がいいのかもしれない²⁹。

② eSIM関係

ア MVNO

- ・ ライトMVNOでは、eSIM対応端末へのSIM（プロファイル）の提供は自力では不可能であり、eSIMに対応した端末に、MVNOがプロファイルを提供することが可能となるよう、MNOのリモートSIMプロビジョニング基盤の開放が必要である。(第2回会合：MVNO委員会、IIJ)
- ・ 物理的なSIMカードが不要で、オンラインで契約が完結できるeSIMの

²⁹ 「第二種指定電気通信設備制度の全国 BWA 事業者への適用について」の関係での意見。

特性から、超短期的な利用など新たなサービスの促進が想定される。eSIMを利用したオンラインでの役務提供の際は、書面交付は電磁的手段を原則とすることが望ましい。(第2回会合：MVNO委員会)

イ MNO

- ・ eSIMについては、今後の技術動向を踏まえ、セキュリティ等を勘案して慎重な議論が必要である。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ eSIMについては、MVNOからの要望に応じて協議に対応する。(第5回会合：KDDI)
- ・ 現時点ではeSIMの普及動向等について不明であり、対応方針を検討中の段階である。なお、当社のプラットフォームを利用せず、MVNOにおいて(標準化された仕様に準拠の上)自ら必要な設備等を構築することも可能である。(第5回会合：ソフトバンク)

ウ 構成員

- ・ ネットワークサービスは、ハードではなくソフトで提供されるものであり、端末側でSIMを差し替えればどのキャリアの電波も受けられるため、端末数ではなく契約数でシェアを考える方が合理的であり、1枚のSIMを2台の端末に(または1台の端末に2枚のSIMを)差す場合や、eSIMによる1時間のみの契約、4G、5Gのいずれか又は両方が使える端末の普及などを見据え、見直しを検討した方がよいのではないか³⁰。

(3) 対応の方向性

モバイル市場においては、5Gの進展、eSIMの普及等、今後も様々な技術進展やそれに応じた新たなサービスの提供が見込まれており、その中で、予想される様々な動向を見据えつつ、将来生じることが想定される課題に関し、その対応方法や詳細な検討を行うべき時期などについて、現時点で検討しておくことが適当と考えられる。そのため、こうした課題について、中間報告書の取りまとめ以降、議論を深めることとすることが適当である。

³⁰ 「第二種指定電気通信設備制度の全国 BWA 事業者への適用について」の関係での意見。

【5Gの進展に伴う課題例】

- ① 5G時代におけるMVNOによる柔軟で多様なサービス提供の実現
 - ・ 仮想化、事業者間連携等に対応したMVNOによる適切なネットワーク利用形態の実現 等
- ② 5G時代に対応した二種指定制度に係る規律の見直し
 - ・ 仮想化、事業者間連携等に対応した指定対象、指定基準、接続料算定方法等の見直し
 - ・ 4G・5Gの並存状態に対応した両用端末のカウント方法の扱い、接続料算定方法等の整理
 - ・ IoT/M2M向け端末数の急激な増加に対応した指定基準のあり方の整理 等

【eSIMの普及に伴う課題例】

- ① MVNOによるeSIMを活用した柔軟で多様なサービス提供の実現
 - ・ 対応端末へのプロファイル提供の実現 (MNOによるリモートSIMプロビジョニング基盤の開放等)
 - ・ 超短期的なサービス等新たなサービスの提供に係る効率的なオンライン契約の実現 等
- ② eSIMに対応した二種指定制度に係る規律の見直し
 - ・ 一つの端末で複数のSIMを柔軟に使い分ける形態等に対応した端末カウント方法のあり方の整理 等

第8章 おわりに

モバイル市場においては、今後も技術の急速な進展、それに伴う料金・サービス、利用者のニーズの多様化、事業者間連携の状況の変化等、市場環境が急速に変化し続けることが想定される。

今般、モバイル市場における競争環境に関し、現時点での喫緊の課題と考えられる事項を中心に検討を行い、中間報告書として取りまとめた。関係者には、緊急提言及び本中間報告書に盛り込んだ事項について、必要な取組を早急に実施することが期待される場所である。

その際は、第1章において「検討の基本的視点」として掲げた「事業者間の公正な競争の促進による利用者利益の確保」、「利用者のニーズに合ったサービス・端末の選択の確保」、「技術進歩の成果を利用者が享受できる環境の確保」の3つの視点を十分に踏まえつつ検討を行うことが期待される。

本研究会では、引き続き、5Gの進展、eSIMの普及を見据えた将来的な課題等について検討を行うとともに、緊急提言や本中間報告書を受けた総務省や携帯電話事業者等の取組について消費者WGとともにフォローアップを行う。

参考資料

1. 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」概要

- ・ 開催要綱
- ・ 開催状況

2. 各種資料

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」開催要綱

1 目的

情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえ、利用者利益の向上が図られるよう、モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うため、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」を開催する。

2 名称

本研究会は、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) 事業者間の競争条件について
- (2) 利用者料金その他の提供条件について
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、本研究会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (6) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (7) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本研究会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課がこれを行うものとする。

(別紙)

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」構成員等

(敬称略、五十音順)

(座長代理)	相田 仁	東京大学大学院 工学系研究科 教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
	大橋 弘	東京大学 公共政策大学院・大学院経済学研究科 教授
	北 俊一	株式会社野村総合研究所 パートナー
	佐藤 治正	甲南大学 マネジメント創造学部 教授
	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
(座長)	新美 育文	弁護士 (元 明治大学 法学部 教授)
	西村 暢史	中央大学 法学部 教授
	西村 真由美	公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT 研究会代表

(オブザーバ) 公正取引委員会
消費者庁

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」開催状況

第1回会合（2018年10月10日）

- ・ 事務局説明
（モバイル市場の競争環境に関する主要論点（案））
- ・ ヒアリング
（慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 黒坂達也特任准教授）
- ・ 意見交換

第2回会合（2018年10月18日）

- ・ ヒアリング等
（モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 津坂徹郎エグゼクティブディレクター、長田三紀構成員、西村真由美構成員、MVNO委員会、楽天、インターネットイニシアティブ、ケイ・オプティコム、日本通信）

第3回会合（2018年11月14日）

- ・ ヒアリング
（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、全国携帯電話販売代理店協会）

第4回会合※（2018年11月26日）

- ・ 事務局説明
（モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言（案））
- ・ 意見交換

第5回会合（2018年12月26日）

- ・ ヒアリング
（NTTドコモ、UQコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、Wireless City Planning、リユースモバイル関連ガイドライン検討会）

第6回会合※（2019年1月17日）

- ・ 事務局説明
（モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言（案）に対するパブリックコメントの結果、中間報告に向けたその他の論点）
- ・ 意見交換

第7回会合（2019年1月22日）

- ・ 事務局説明
（これまでの議論を踏まえた検討の方向性（案））
- ・ 意見交換

第8回会合（2019年2月1日）

- ・ 事務局説明
（これまでの議論を踏まえた検討の方向性（案）②）
- ・ 意見交換

第9回会合（2019年2月22日）

- ・ 事務局説明
（モバイル市場の競争環境に関する研究会 中間報告書骨子（案））
- ・ 意見交換

第10回会合（2019年3月14日）

- ・ ヒアリング
（電気通信サービス向上推進協議会、電気通信事業者協会 消費者支援委員会、リユースモバイル関連ガイドライン検討会）
- ・ 事務局説明
（モバイル市場の競争環境に関する研究会 中間報告書（案））
- ・ 意見交換

第11回会合（2019年4月19日）

- ・ 事務局説明
（モバイル市場の競争環境に関する研究会 中間報告書（案）に対するパブリックコメントの結果）
- ・ 意見交換

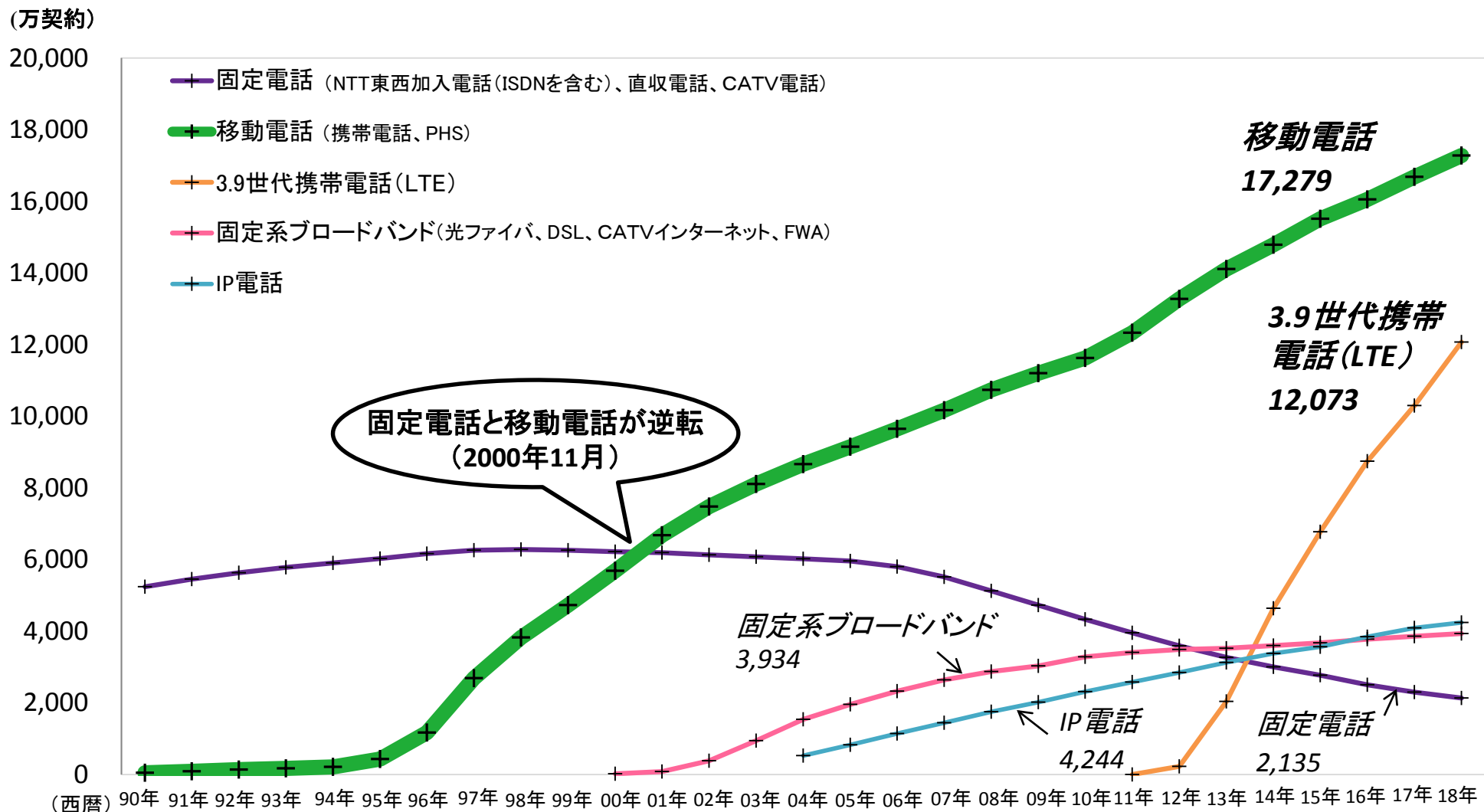
※ 第4回会合及び第6回会合は、ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWGとの合同開催

各種資料

第1章・第2章関係

(2018年3月31日時点)

□ 携帯電話の契約件数は、2000年11月に固定電話契約数を抜き、2000年からの18年間で約3倍に増加。



注1：数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計や、図表内の数値から計算される増減率と表示されている増減率等については一致しない場合もある。以下同じ。

注2：携帯電話及び移動系通信の契約数については、特段の記載がない限り、グループ内取引調整後の数値。

(2018年12月31日時点)

- 現在のモバイル市場は、実質的に大手携帯電話事業者(MNO)3グループに収れんしている。MNOから設備を借りてサービスを提供する事業者(MVNO)のシェアは11.5%。
- 楽天モバイル株式会社が2019年10月からMNOとしてサービス提供開始予定。

NTTドコモ

(シェア38.1%)

KDDI グループ

(シェア27.5%)

UQコミュニケーションズ

ソフトバンク グループ

(シェア22.9%)

Wireless City Planning

楽天モバイル

(2019年10月サービス提供開始予定)

ネットワークの
貸出し

接続料の
支払い

M
V
N
O
(シェア
11.5
%)

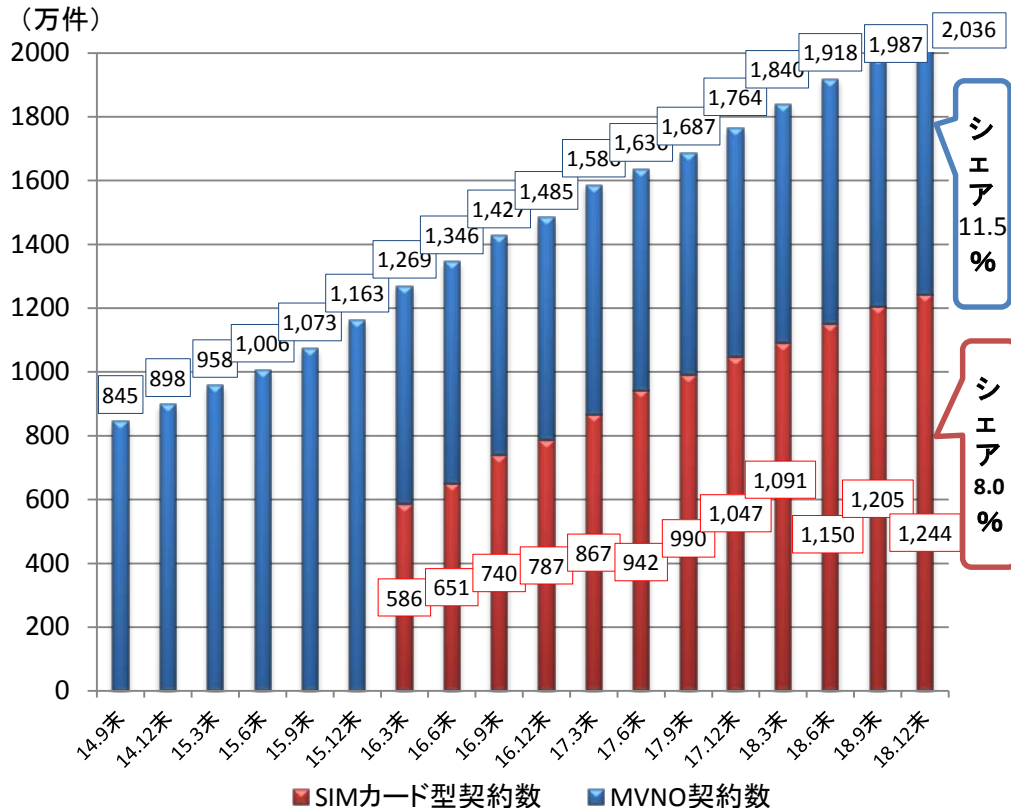
52万円~61万円
(10Mbps当たり・月額)

MVNOサービスの契約数の推移

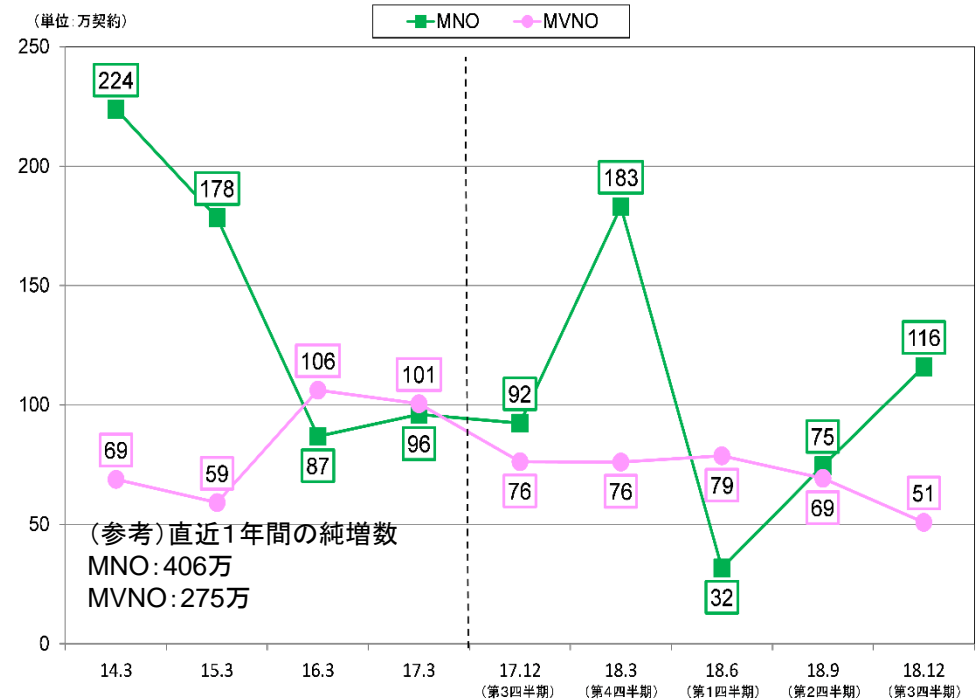
(2018年12月31日時点)

- MVNOサービスの契約数は、全体で2,036万（前期比+2.5%、前年同期比+15.5%）、SIMカード型で1,244万（前期比+3.2%、前年同期比+18.8%）とともに増加傾向。
- 直近1年間の純増数は、MNO(406万)がMVNO(275万)を上回っている。

【MVNOサービスの契約数の推移】



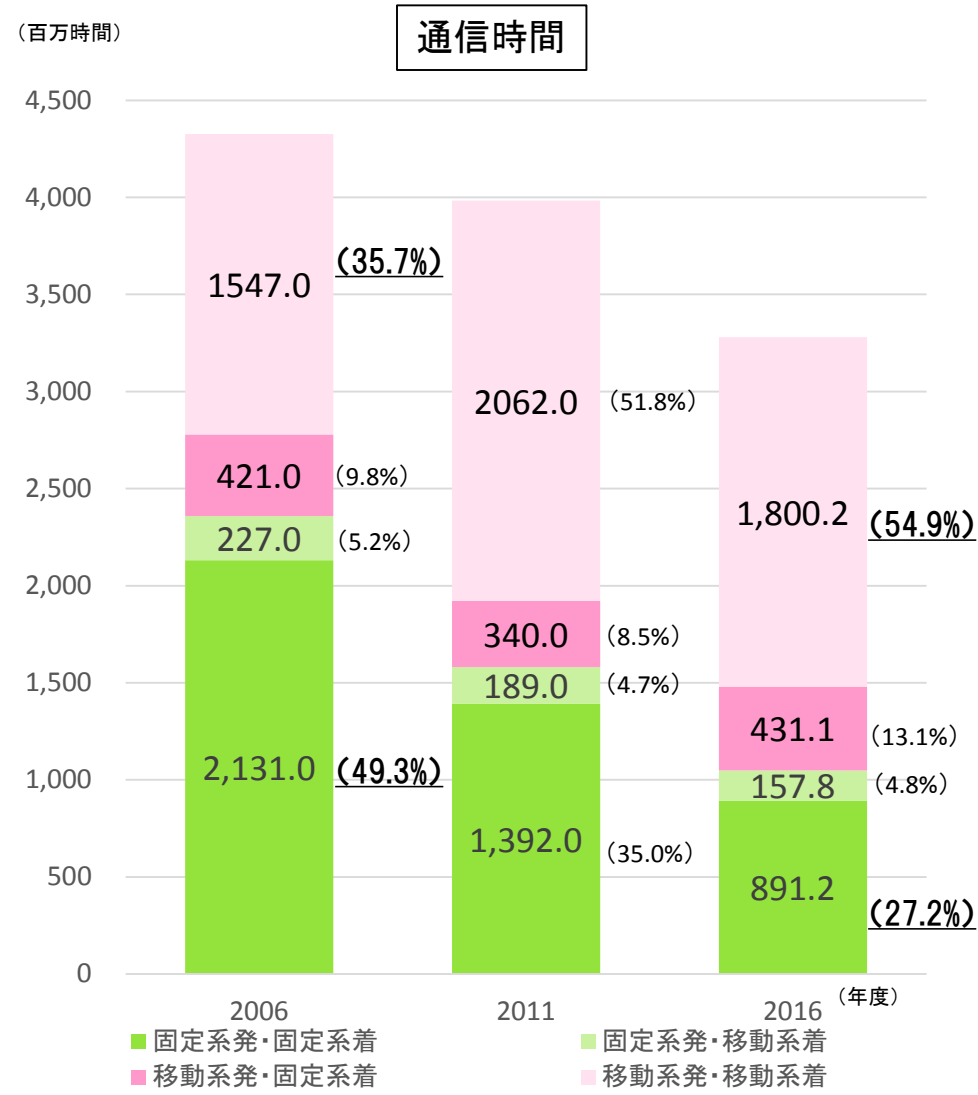
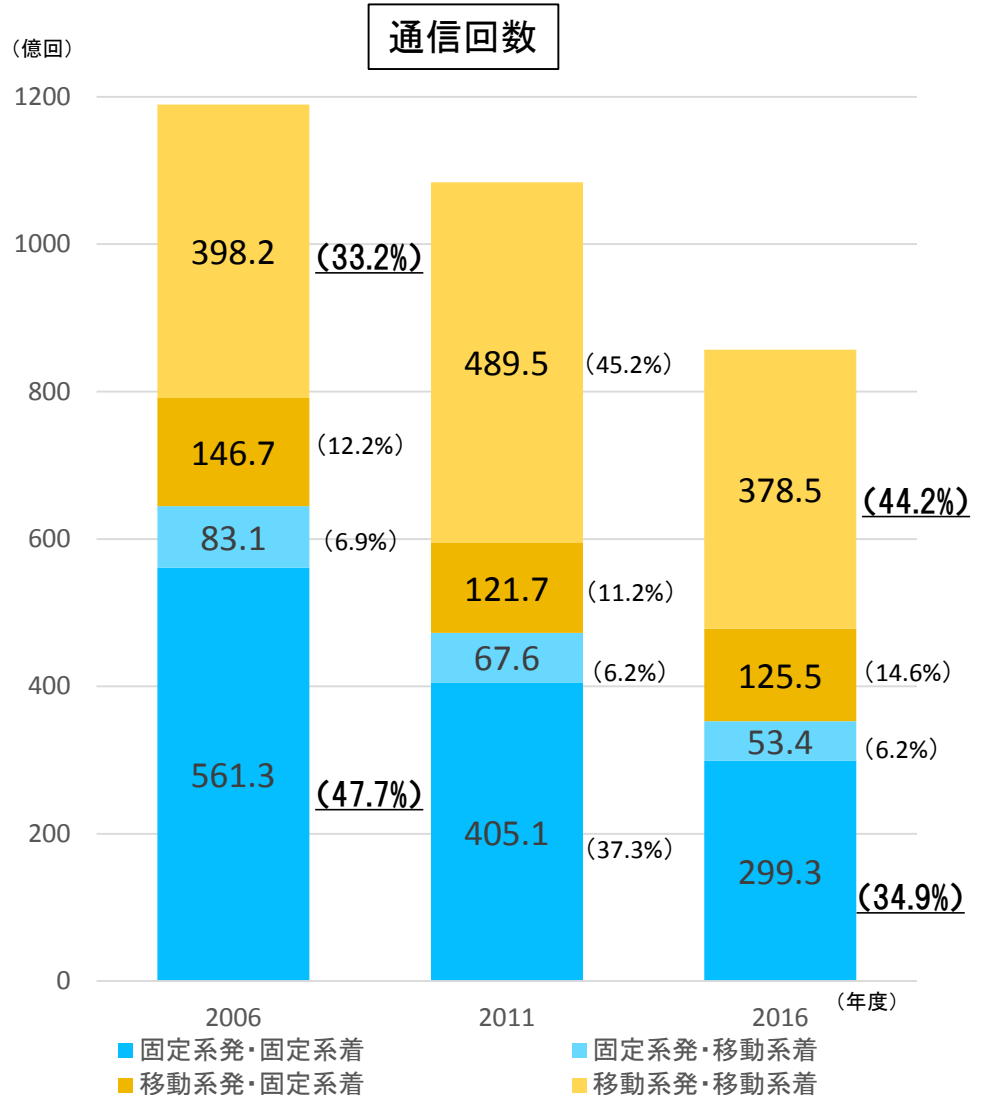
【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】



※SIMカード型契約数は、MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声サービスをSIMカードを使用して提供する形態のものを集計。契約数が3万以下のMVNOサービスは含まない。

音声通信トラフィックの推移

- 音声通信トラフィック全体としては、2006年から2016年までの10年間で減少傾向にある。
- 通信回数・通信時間とも固定系間通信が減少傾向・移動系間通信が増加傾向にある。

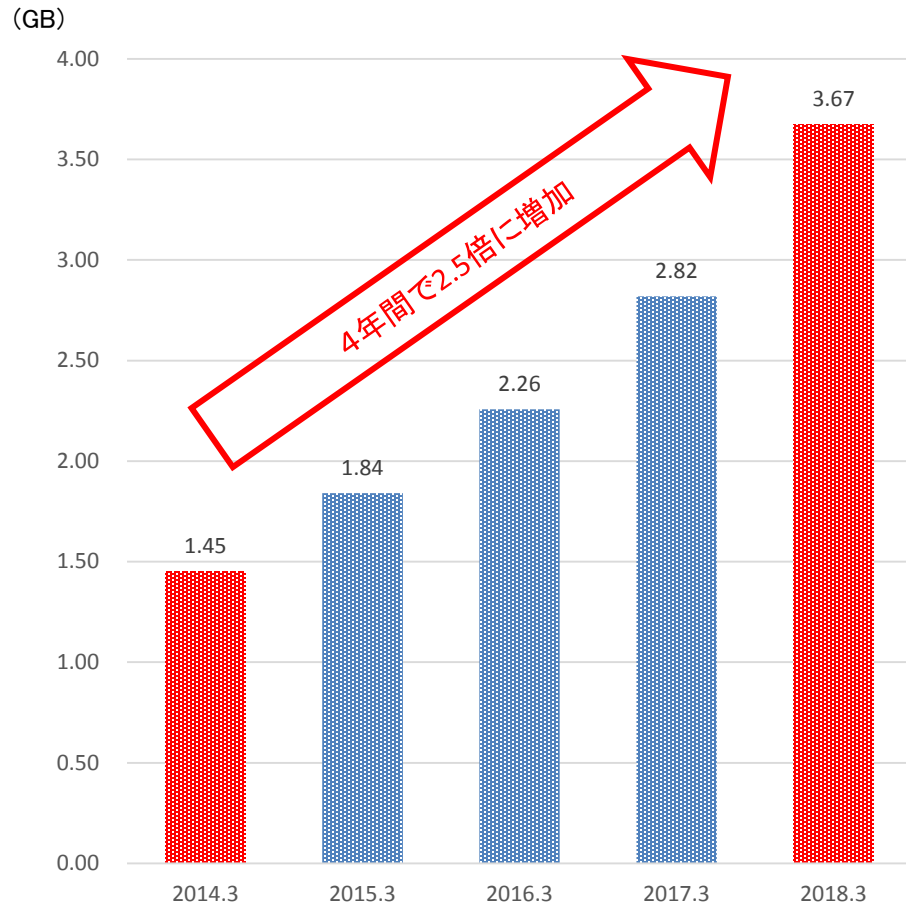


※1 固定系:加入電話・公衆電話・ISDN・IP電話 / 移動系:携帯電話・PHS
 ※2 グラフ右()内の数値は相互通信合計に対するシェア(四捨五入の関係上、各年度の合計が100%にならない場合がある)

(出典)総務省「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」

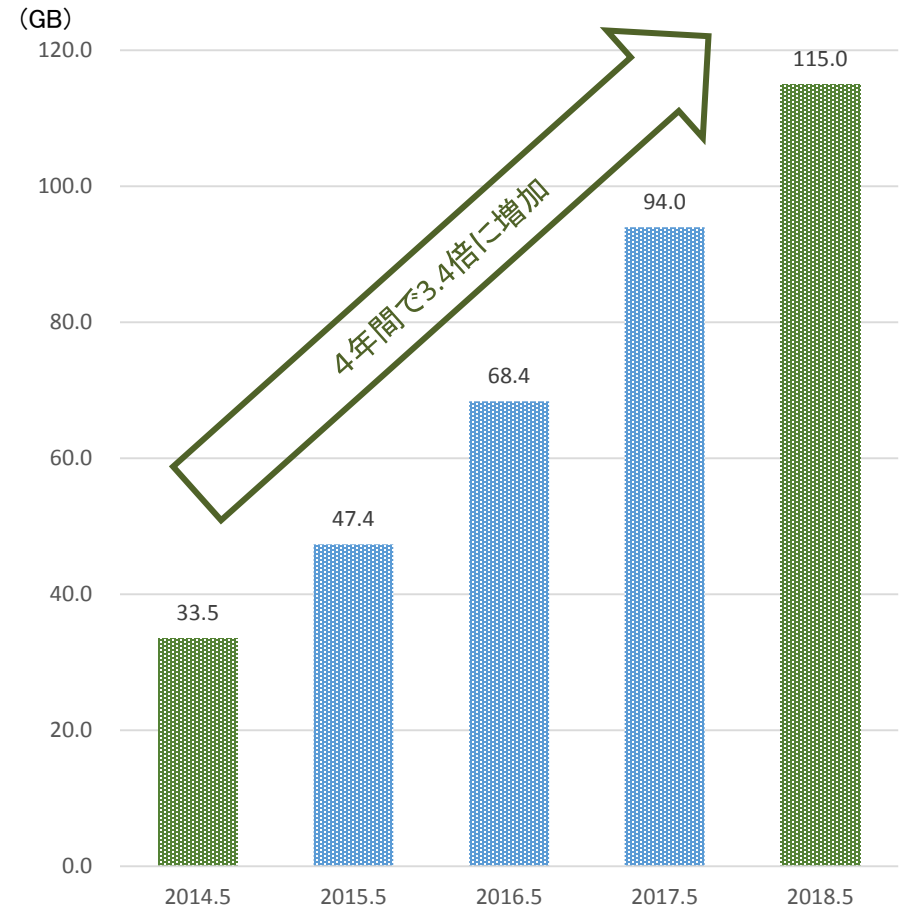
データ通信トラフィックについては、移动通信・固定ブロードバンドともに近年急速に増加している。

移动通信契約1件あたり



(出典) 総務省「我が国の移动通信トラフィックの現状(平成30年3月分)」より作成。
(各年3月に移动通信事業者5者が計測したトラフィック量から移动通信契約1件あたりの月間トラフィック量を推計。)

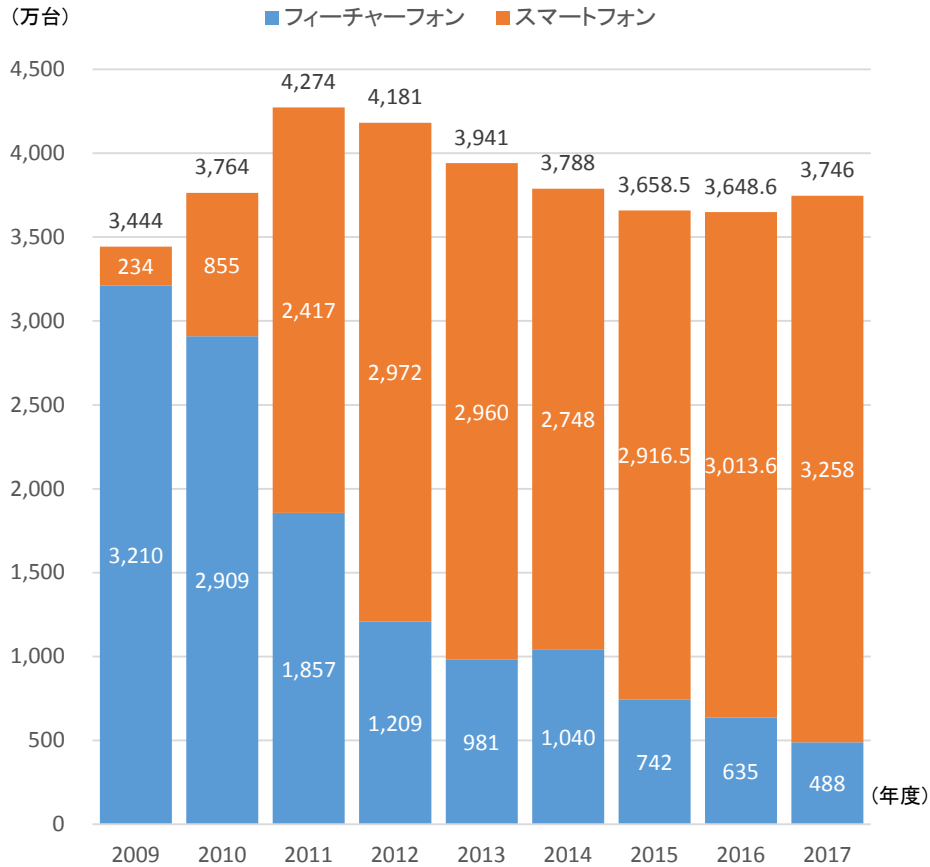
固定ブロードバンド※契約1件あたり



(出典) 総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」より作成。
(各年5月に協力ISP5社のブロードバンド契約者のトラフィックと、協力ISP5社の契約者数のシェアから、我が国のブロードバンド契約1件あたりの月間トラフィック量を推計。)

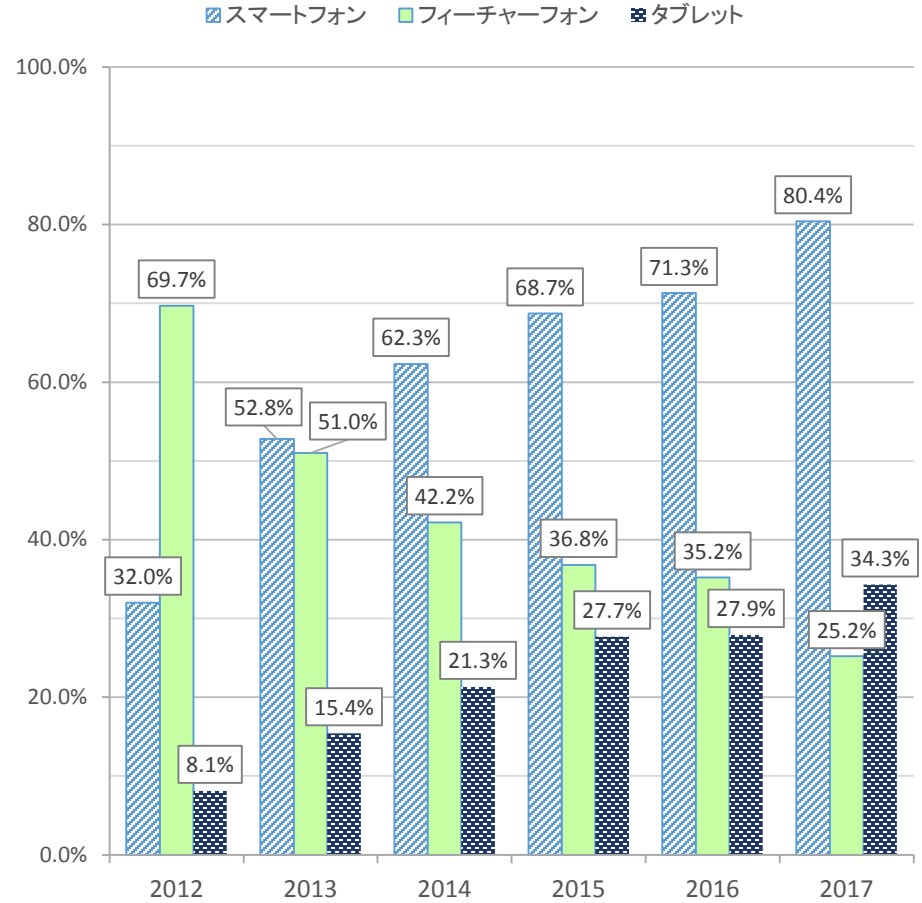
※ FTTH、DSL、CATV、FWA

携帯電話(スマートフォン)出荷台数の推移



(出典) 株式会社MM総研「国内携帯電話端末出荷概況」
(各年度通期の総出荷台数等からグラフを作成)

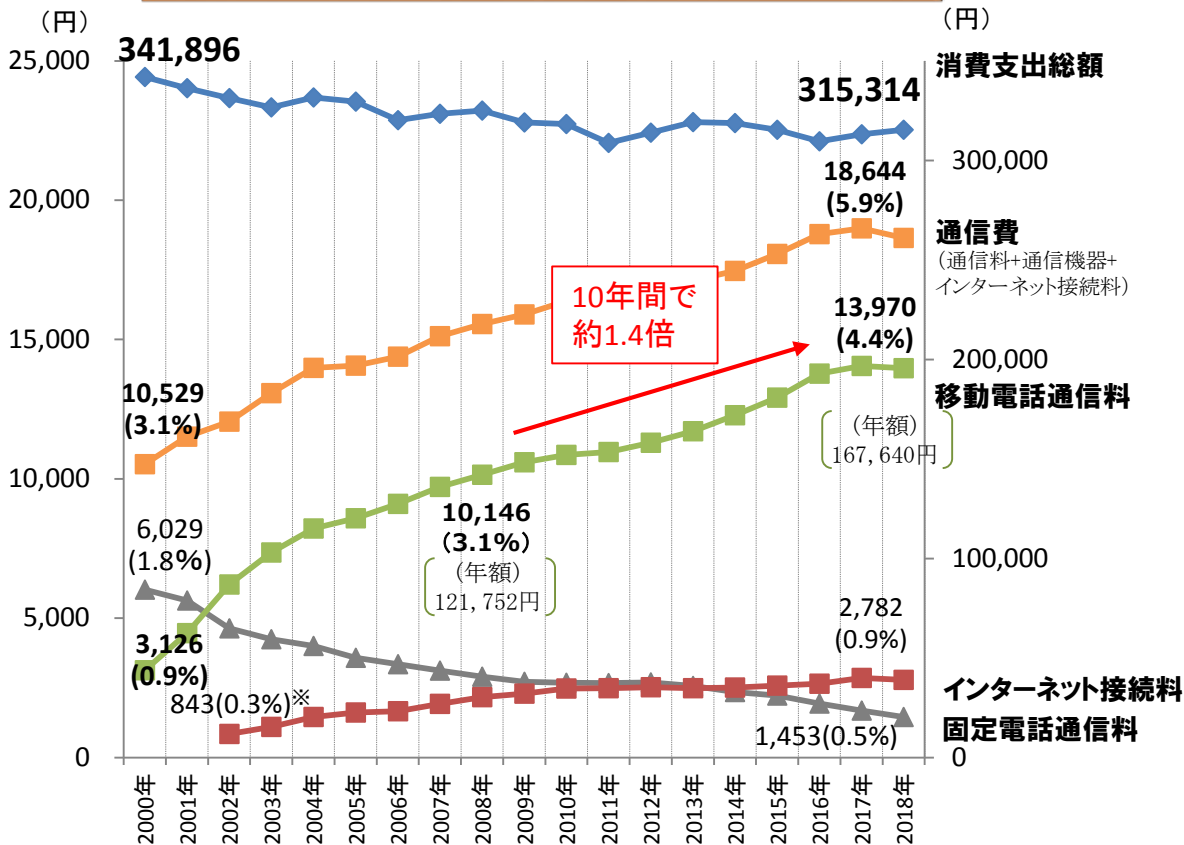
モバイル機器等の利用率



(出典) 総務省「平成29年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」
(「経年 モバイル機器等の利用率(全年代)」のグラフ形式を変えて引用。)

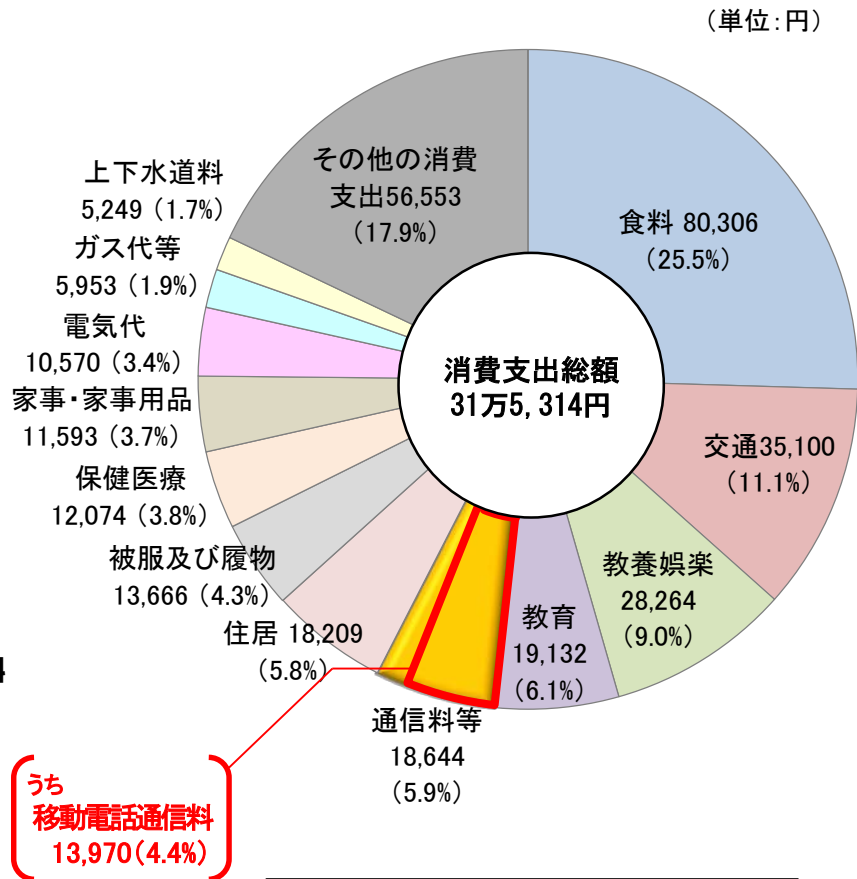
消費支出における通信費(二人以上世帯のうち勤労者世帯)

消費支出における通信費の推移(月平均)



* 2000年及び2001年はインターネット接続料の調査結果がないため、2002年のものを記載。

2018年の消費支出(月平均)



固定電話通信料	1,453円 (0.5%)
インターネット接続料	2,782円 (0.9%)
移動電話通信料	13,970円 (4.4%)
通信機器	440円 (0.1%)
計(通信費)	18,644円 (5.9%)

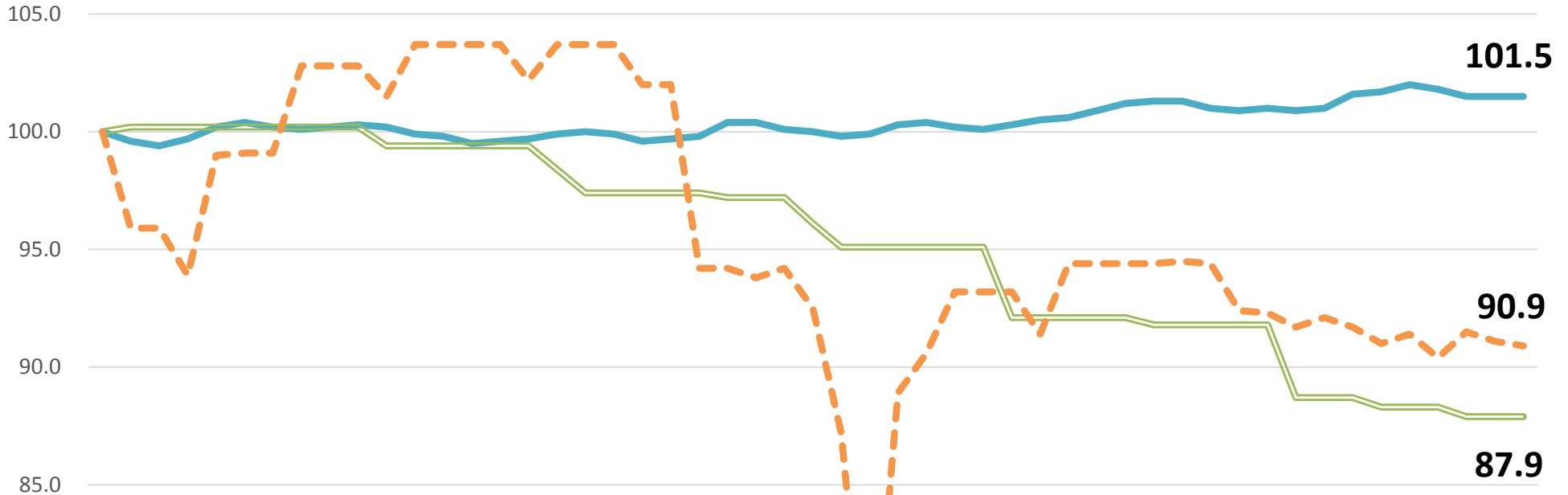
(出典)総務省「家計調査」から作成

半期(年度)ごとの推移(単位:円)

	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度
	上期 (4~9月)	下期 (10~3月)	上期 (4~9月)	下期 (10~3月)	上期 (4~9月)	下期 (10~3月)	上期 (4~9月)	下期 (10~3月)	上期 (4~9月)
消費支出	306,651	324,032	312,563	314,957	303,596	315,206	307,900	318,135	311,990
移動電話通信料 (消費支出に占める割合)	12,174 (3.97%)	12,661 (3.91%)	12,980 (4.15%)	13,438 (4.27%)	13,725 (4.52%)	14,023 (4.45%)	13,962 (4.53%)	14,082 (4.43%)	13,834 (4.43%)

注:各期の数値は、月当たりの平均値を記載。

消費者物価指数(2015年基準)の推移



参考:年平均の消費者物価指数(2015年基準)

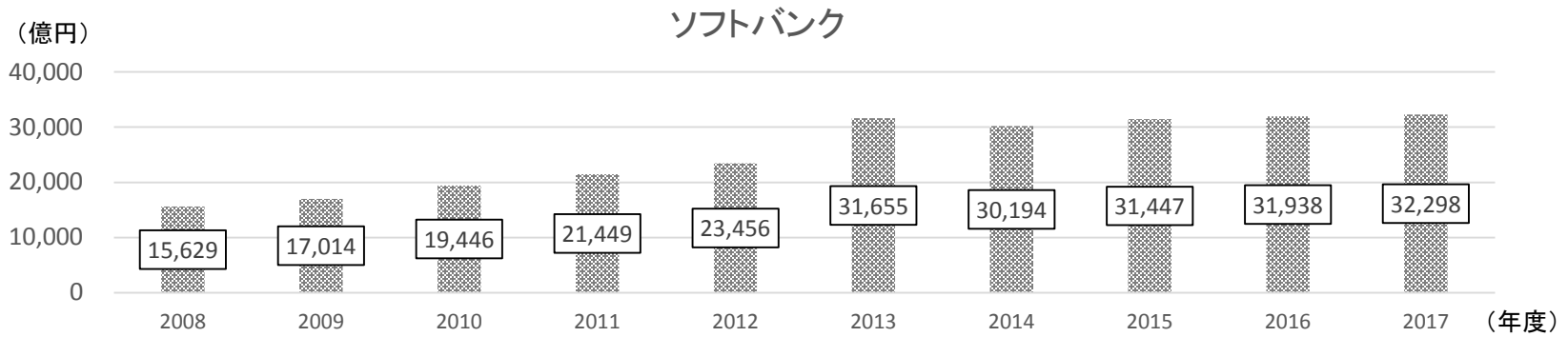
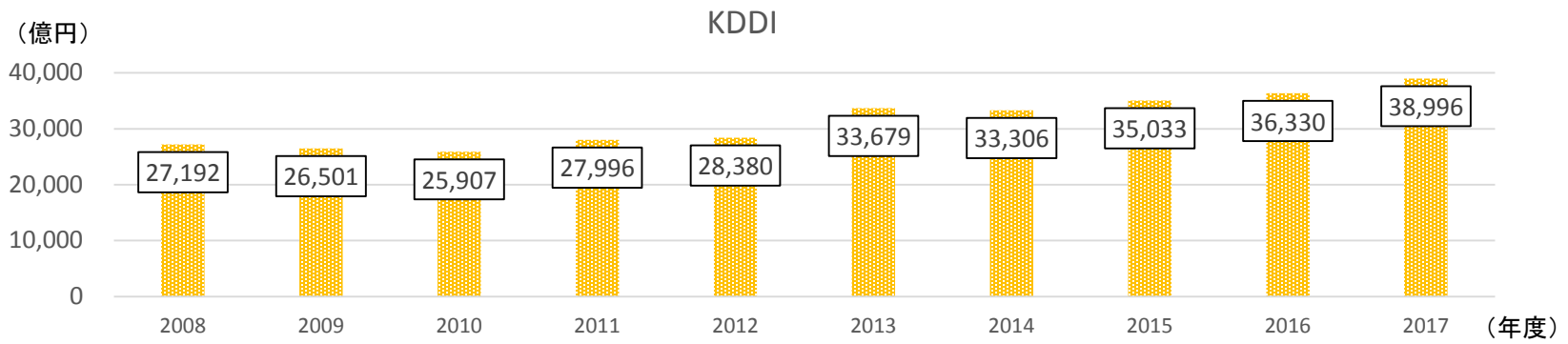
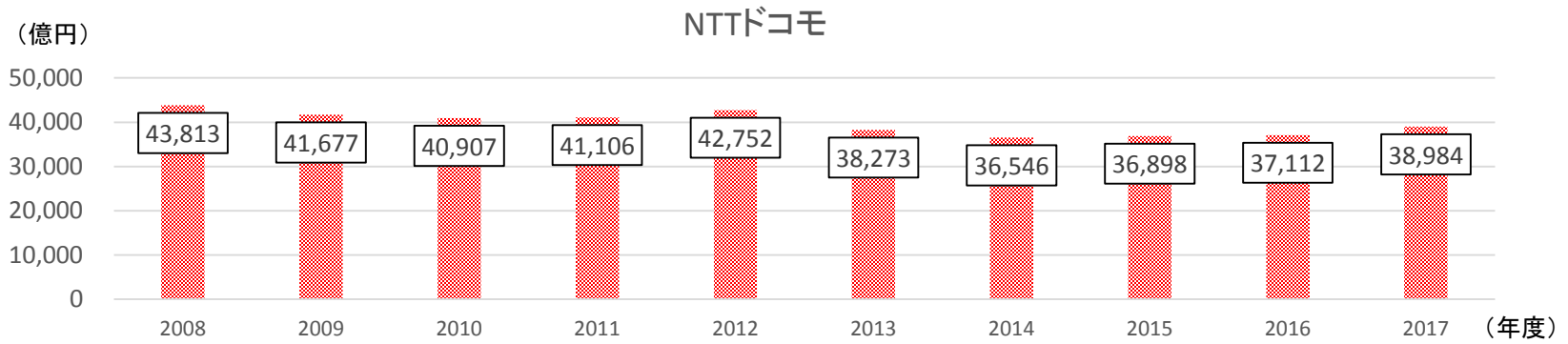
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
総合	96.3	96.2	96.6	99.2	100	99.9	100.4	101.3
通信料(携帯電話)	101.1	100.9	100.9	101.1	100	97.9	93.9	89.8
携帯電話機	101.1	94.8	91.2	94.9	100	100.1	90.7	92.3

2015年1月 2015年2月 2015年3月 2015年4月 2015年5月 2015年6月 2015年7月 2015年8月 2015年9月 2015年10月 2015年11月 2015年12月 2016年1月 2016年2月 2016年3月 2016年4月 2016年5月 2016年6月 2016年7月 2016年8月 2016年9月 2016年10月 2016年11月 2016年12月 2017年1月 2017年2月 2017年3月 2017年4月 2017年5月 2017年6月 2017年7月 2017年8月 2017年9月 2017年10月 2017年11月 2017年12月 2018年1月 2018年2月 2018年3月 2018年4月 2018年5月 2018年6月 2018年7月 2018年8月 2018年9月 2018年10月 2018年11月 2018年12月 2019年1月 2019年2月

— 総合 — 通信料(携帯電話) - - - 携帯電話機

(出典)総務省統計局「消費者物価指数」

大手携帯電話事業者3社の売上高の推移



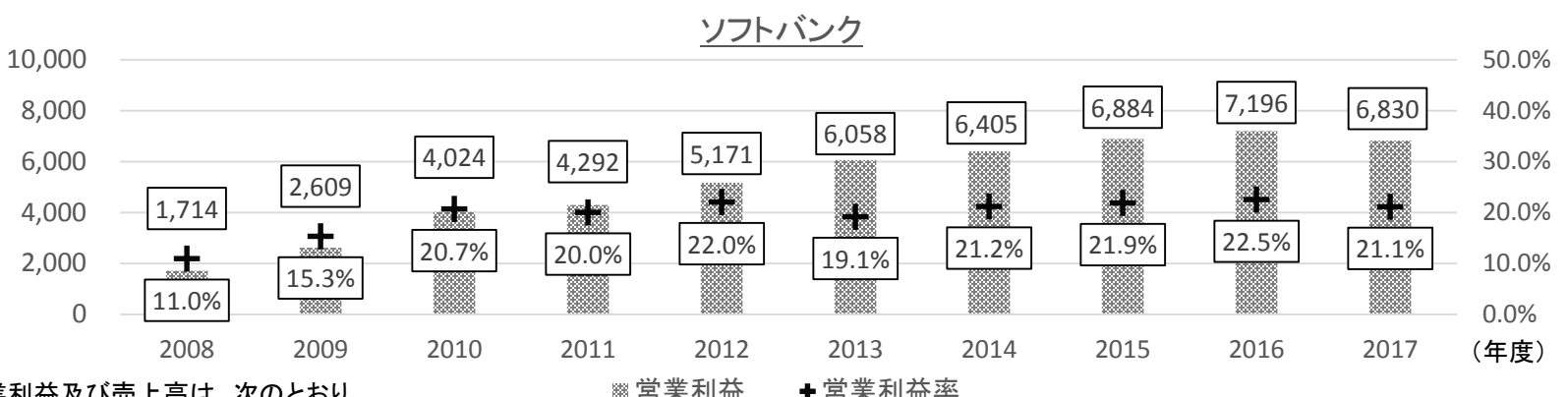
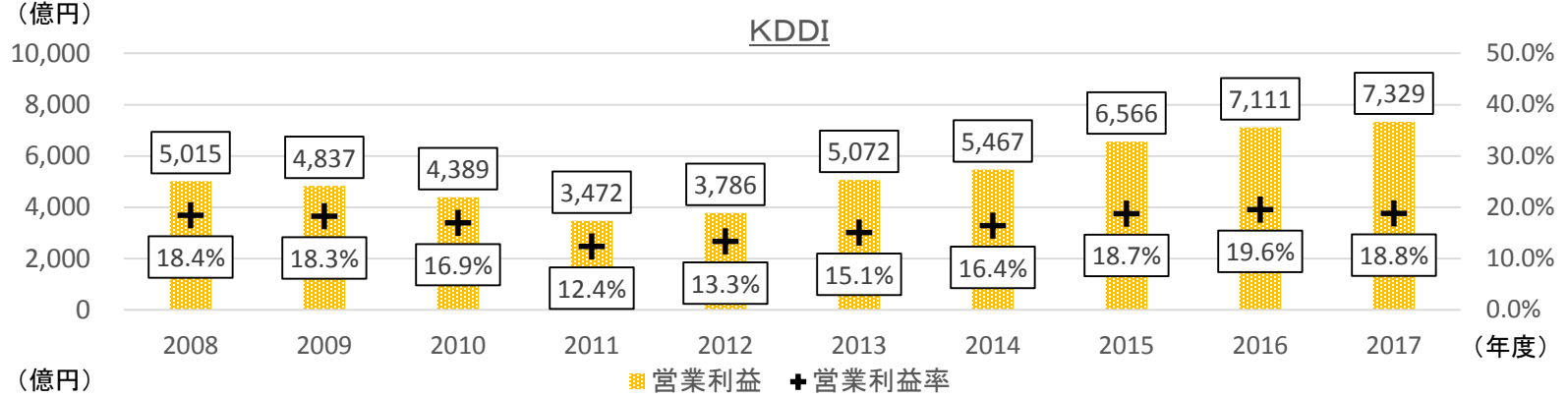
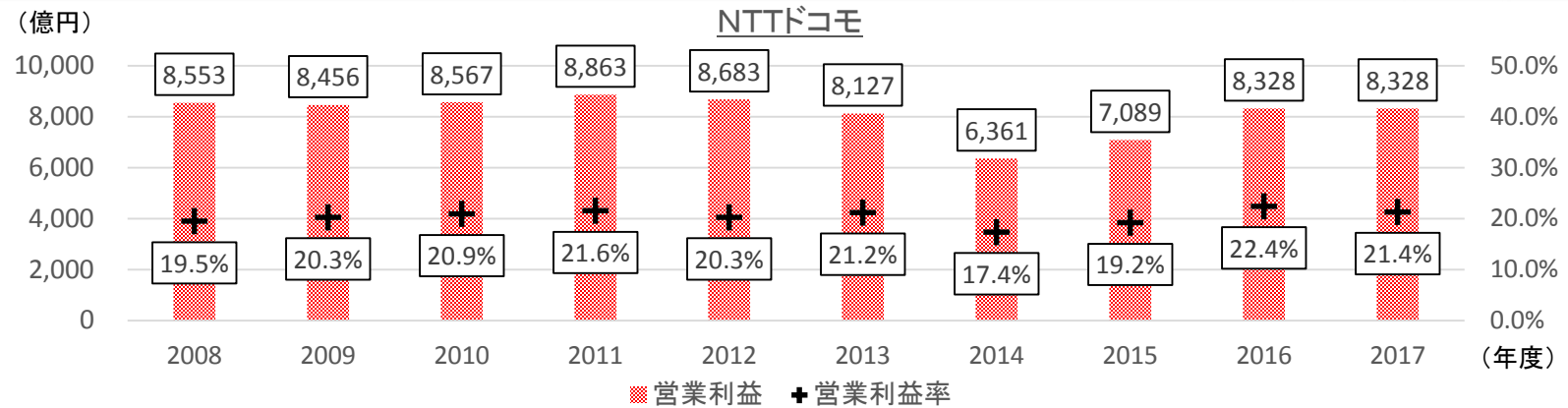
注) 使用した売上高は、次のとおり。

【NTTドコモ】 2012年度までは携帯電話事業に係るもの、2013年度以降は通信事業(固定等含む)に係るもの。

【KDDI】 2010年度までは移動通信事業に係るもの、2011年度以降はパーソナルセグメント(固定等含む)に係るもの。

【ソフトバンク】 2013年度までは移動通信事業に係るもの、2014年度以降は国内通信事業(固定等含む)に係るもの。

大手携帯電話事業者3社の営業利益及び売上高営業利益率の推移



注) 使用した営業利益及び売上高は、次のとおり。

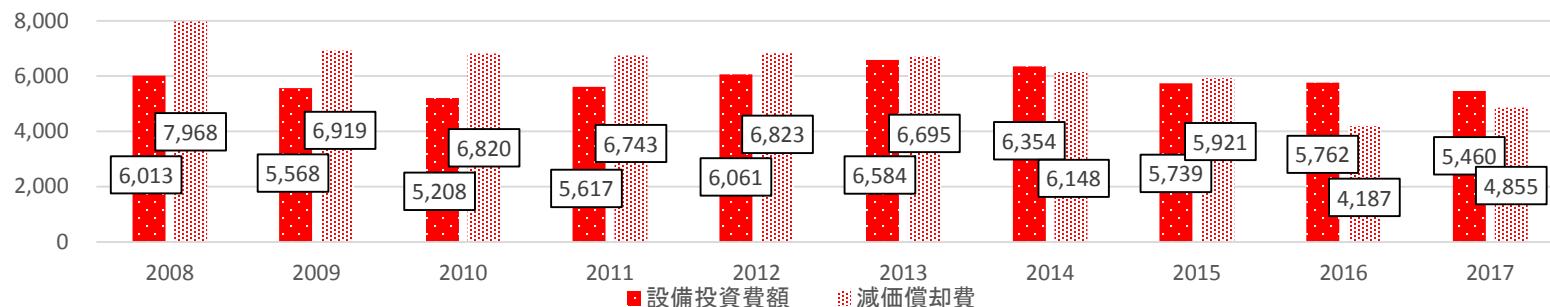
【NTTドコモ】 2012年度までは携帯電話事業に係るもの、2013年度以降は通信事業(固定等含む)に係るもの。

【KDDI】 2010年度までは移動通信事業に係るもの、2011年度以降はパーソナルセグメント(固定等含む)に係るもの。

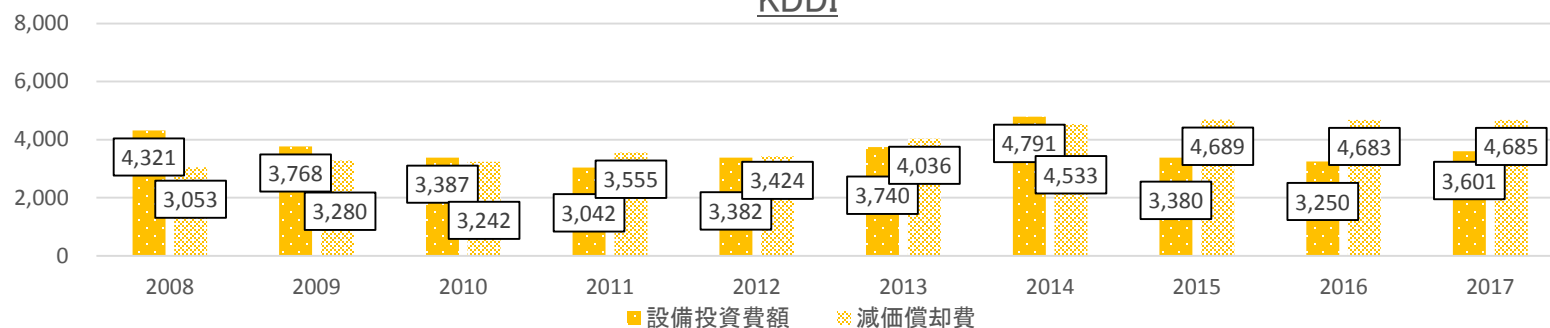
【ソフトバンク】 2013年度までは移動通信事業に係るもの、2014年度以降は国内通信事業(固定等含む)に係るもの。

大手携帯電話事業者3社の設備投資額及び減価償却費の推移

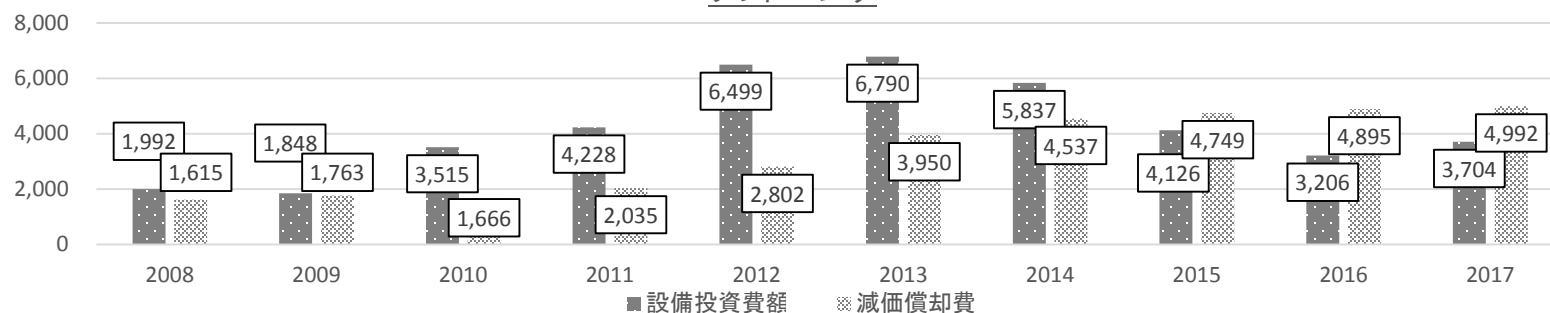
NTTドコモ



KDDI



ソフトバンク



注) 使用した設備投資額及び減価償却費は、次のとおり。

【NTTドコモ】 2012年度までは携帯電話事業に係るもの、2013年度～2016年度は通信事業(固定等含む)に係るもの。

2017年度は、設備投資額は通信事業(固定等含む)に係るもの、減価償却費は連結。

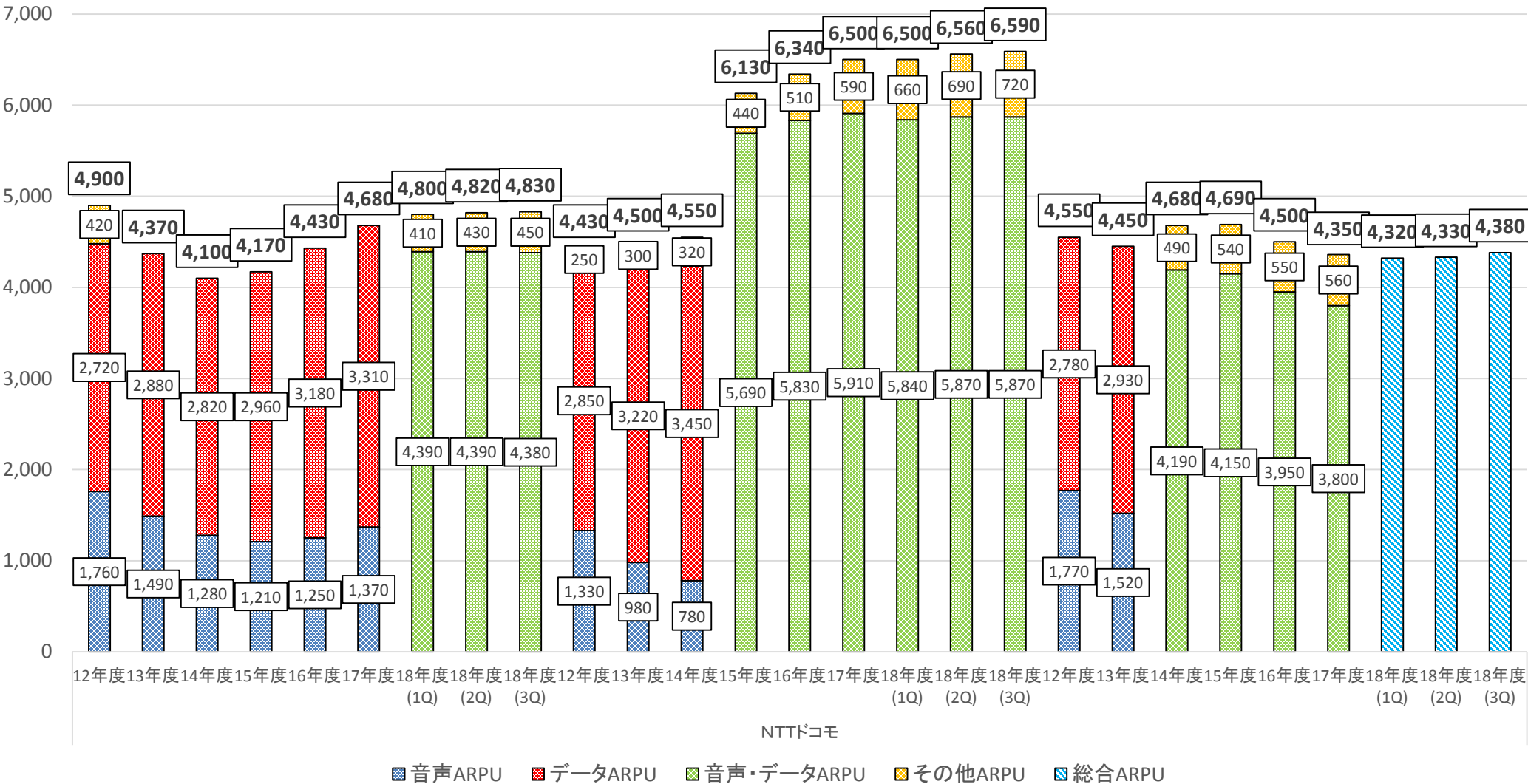
【KDDI】 2017年度までの設備投資額及び2010年度までの減価償却費は移動通信事業に係るもの。

2011年度以降の減価償却費はパーソナルセグメントに係るもの。

【ソフトバンク】2013年度までは移動通信事業に係るもの、2014年度以降は国内通信事業(固定等含む)に係るもの。

大手携帯電話事業者3社のARPU等の推移

(円/月)



- 注1) 各社のARPUは、各社ごとの基準で算出、公表されているもの。同一の計算方法で算出されたものではない。
- 注2) KDDIについては指標としてARPA (Average Revenue per Account : モバイル契約者1人当たりの月間売上高) を使用しているが、ここでは便宜上ARPUとして記載。
- 注3) 四捨五入表示のため、各ARPUの合計の数値と合計のARPUの数値が合わない場合がある。
- 注4) ドコモはスマートARPU、KDDIは付加価値ARPA、ソフトバンクはサービスARPUも含む。
- 注5) ソフトバンクの2011年度までのARPUは、通信モジュールを含む。

大手携帯事業者3社のスマートフォンの個人用プランの料金

(月額、税抜。2018年9月30日時点)

会社名		NTTドコモ		KDDI			ソフトバンク	
音声通信 基本料※1 (2年契約)	カケホーダイプラン (国内通話かけ放題)	2,700円	カケホ (国内通話かけ放題)	2,480円	2,700円	定額オプション (国内通話かけ放題)	2,700円	
	カケホーダイライトプラン (1回5分以内の国内通話かけ放 題)	1,700円	スーパーカケホ (1回5分以内の国 内通話かけ放題)	1,480円	1,700円	準定額オプション (1回5分以内の国内通話かけ放 題)	1,700円	
	シンプルプラン(従量料金)	980円	シンプル(従量料金)	980円	-	通話基本プラン(従量料金)	1,200円	
ネット接続料		300円		300円			300円	
データ通信料※2	用途	段階制定額	定額	段階制定額	定額		段階制定額	定額※3
	~1GB	2,900円	-	1,700円	2,900円※4		2,480円	-
	~2GB	4,000円		2,700円	3,500円※5		4,480円	
	~3GB			3,700円	4,200円		5,980円	
	~5GB	5,000円	4,700円	4,720円	5,000円			6,980円
	~20GB	7,000円	6,000円	5,700円	6,000円		5,980円	
	~30GB	-	8,000円	-	6,720円			8,000円
	~50GB		-	-	-			
追加	1,000円/1GB		550円/0.5GB、1,000円/1GB			550円/0.5GB、1,000円/1GB		
月々サポート等	可		不可		可※6	不可※7	不可※7	
合計	4,180円 ~10,000円	7,280円 ~11,000円	2,980円 ~8,480円	6,000円 ~9,500円	4,900円 ~11,000円	3,980円 ~8,480円	7,480円	
(参考) docomo with※8 適用の場合	2,680円 ~8,500円	5,780円 ~9,500円	-			-		

※1 カケホーダイライトプラン、スーパーカケホ及び準定額オプションは、1回の通話が5分を超えた場合、通話従量料金(20円/30秒)が発生。
 ※2 月間データ利用量が契約容量を超過した場合は、月末まで通信速度が送受信時最大128kbpsに制限される。速度制限の解除にはデータ量の追加購入が必要。
 ※3 対象の動画サービスやSNSはデータ容量の消費なく利用可能。※4 スーパーカケホとの組合せのみ可。※5 カケホとの組合せのみ可。※6 1GBプランの場合、月々サポート等の適用不可。
 ※7 2年契約なし(通話基本プラン:3,900円、準定額オプション:4,400円、定額オプション:5,400円)を選択した場合は、月々サポート等の適用可。
 ※8 特定の端末の購入を条件に恒常的に毎月1,500円割引を行うもの。ただし、月々サポート等の適用は不可。
 注 記載の金額は各種割引を考慮していない。各社とも家族割(家族で加入した場合に家族内通話に係る通話料を割引(一部事業者では月額料金から一定額を割引))、学割(学生が加入した場合に学生本人やその家族の月額料金から一定額を割引)、月々サポート(端末を購入した場合に月額料金から一定額を割引)、その他期間限定キャンペーンなどの割引あり。

大手携帯事業者3社の割引例

(2018年9月27日時点) (月額、税抜)

	割引名	概要	割引額	備考
NTTドコモ	ずっとドコモ割プラス	パケットパックの種別及びdポイントクラブのステージに応じて割引	家族100~2,500円/月 一人100~800円/月 ※割引の代わりにdポイントも選択可能	パケットパック、dポイントクラブのステージにより割引額が多段階で異なる。
	端末購入サポート	購入した端末の継続利用及び適用条件での契約継続を条件として、端末代金の一部を割引	約3万円~10万円 ※端末種別や手続(新規/MNP/機種変更)によって異なる。	12か月以内の新たな端末の購入、指定プラン以外への契約変更、回線の解約等を行った場合、期間拘束契約の違約金とは別に約1.5万~5万円の解除料が発生。
KDDI	iPhone キガトクキャンペーン	新規契約/機種変更で端末購入と同時に「auフラットプラン」に加入することを条件として割引	1年間 auフラットプラン20/30 520円/月 auフラットプラン25 Netflixパック 1,020円/月	対象端末はiPhone8以降。 18.9.14~18.11.30のキャンペーン。
	スマホ応援割	機種変更・新規契約と同時に「auピタットプラン」「auフラットプラン」に加入することを条件として割引	1年間 1,000円/月	機種変更の場合、原則端末の購入が必要。auピタットプラン(シンプル)を選択した場合、適用不可。
	iPhone MNP au購入サポート	MNPでのiPhone7・iPhone 8を購入、かつ、2年契約での「auピタットプラン」「auフラットプラン」への加入を条件として割引	iPhone7 35,000円 iPhone8 45,000円	12か月以内の新たな端末の購入、指定プラン以外への契約変更、回線の解約等を行った場合、期間拘束契約の違約金とは別に、経過月数に応じて約1万~5万円の解除料が発生。
ソフトバンク	キガ使い放題キャンペーン+	新規契約又は機種変更し、かつ、「データ定額50GB プラス」への加入を条件として割引	1,000円/月 (2019年4月請求分まで)	端末購入不要。 18.9.6~18.11.30のキャンペーン。
	1年おトク割	新規契約/機種変更、かつ、2年契約での「データ定額50GB プラス」「データ定額ミニモンスター」への加入を条件として割引	1年間 1,000円/月	端末購入不要。
	USIM単体専用割	持込み端末、かつ、2年契約なしでの「データ定額50GB プラス」「データ定額ミニモンスター」への加入を条件として割引	2年間 3,000円/月	2年契約の場合、加入不可。

主要MVNOの料金プラン(データ通信+音声)例

(2018年10月1日時点)(月額、税抜)

会社名 (ブランド名)	楽天 (楽天モバイル)		インターネット イニシアティブ (Ijmio) ※1※3	UQコミュニケーションズ (UQモバイル)		NTT コミュニケー ションズ (OCNモバイル ONE)	ケイ・オプティコム (mineo)			ビッグロープ (BIGLOBEモバイル)		
	従来プラン ※1	スーパーホーダイ ※2		従来プラン	おしゃべりプラン ぴったりプラン ※4				セレクトプラン ※1	スマホ まる特プラン		
データ通信料金	500MB	—	—	—	—	—	700円	790円	—	—		
	1GB	—	—	—	—	2,980円	—	—	700円※5	2,980円		
	2GB	—	2,980円	—	—	—	—	—	—	—		
	3GB	900円 (3.1GB)	—	900円	980円	3,980円	1,100円	900円	990円	900円	3,480円	
	4GB	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	5GB	1,450円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	6GB	—	3,980円	1,520円	—	—	1,450円	1,580円	1,670円	1,450円	3,980円	
	7GB	—	—	—	—	5,980円	—	—	—	—	—	
	8GB	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	9GB	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	10GB	2,260円	—	—	—	—	2,300円	2,520円	2,610円	—	—	
	12GB	—	—	2,560円	—	—	—	—	—	2,700円	5,980円	
	14GB	—	5,980円	—	—	—	—	—	—	—	—	
	20GB	4,050円	—	—	—	—	4,150円	3,980円	4,070円	4,500円	7,480円	
24GB	—	6,980円	—	—	—	—	—	—	—	—		
30GB	5,450円	—	—	—	—	6,050円	5,900円	5,990円	6,750円	8,980円		
音声通信 料金	基本料	700円	込み※6	700円	700円	込み※7	700円	610円	700円	960円	700円	込み※8
	通話料	20円/30秒	20円/30秒※9	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒※9	20円/30秒	20円/30秒		20円/30秒※9		
(利用回線)	ドコモ/KDDI	ドコモ	ドコモ/KDDI	KDDI		ドコモ	KDDI	ドコモ	ソフト バンク	ドコモ/KDDI		
合計	1,600円~	2,980円~	1,600円~	1,680円~	2,980円~	1,800円~	1,310円~		1,750円~	1,400円~	2,980円~	

※1 KDDI回線はデータ通信専用SIMの申込不可。※2 通信量がデータ容量を超えた場合でも最大1Mbpsで通信可能。※3 3,100円/月で+20GB、5,000円/月で+30GBの大容量オプションも提供。※4 500円/月でデータ容量が3倍になる増量オプションも提供。※5 音声通話SIMのみ利用可。※6 指定アプリから発信した場合、10分以内かけ放題。※7 5分以内かけ放題又は無料通話30分~/月を含む。※8 指定アプリから発信した場合、10分以内かけ放題又は無料通話90分/月 ※9 無料通話分超過時の従量料金。
注: 期間限定のキャンペーンや特定の条件を満たした場合のみ適用される割引等は除く。

主要MVNOの音声定額オプション(例)

□ 主要MVNOは、通常の料金プランに加え、オプション等として以下の音声定額サービスを提供。

(2018年10月1日時点)(月額、税抜)

提供事業者 【音声定額オプション等】	オプション等料金	通話時間制限
<p>楽天 楽天でんわ 10分かけ放題 by 楽天モバイル※1 2018年7月1日提供開始</p>	<p>850円 (データ通信・通話プラン料 1,600円~/月が別途必要)</p>	<p>10分以内かけ放題 (超過時10円/30秒)</p>
<p>インターネットイニシアティブ ① 誰とでも3分 家族と10分※1 2016年9月1日提供開始 ② 誰とでも10分 家族と30分※1 2017年5月1日提供開始</p>	<p>① 600円 ② 830円 (データ通信・通話プラン料 1,600円~/月が別途必要)</p>	<p>① 3分以内かけ放題 ② 10分以内かけ放題 (超過時:10円/30秒) <同一契約者名義間通話の場合> ① 10分以内かけ放題 ② 30分以内かけ放題 (超過時:10円/30秒)</p>
<p>NTTコミュニケーションズ ① OCNでんわ 10分かけ放題オプション※1 2017年2月1日提供開始 ② OCNでんわ トップ3かけ放題オプション※1 ③ OCNでんわ かけ放題ダブル※1 2017年9月1日提供開始</p>	<p>①② 850円 ③ 1,300円 (データ通信・通話プラン料 1,800円~/月が別途必要)</p>	<p>① 10分以内かけ放題 (超過時:10円/30秒) ② 国内通話料上位3番号へかけ放題 (上位3番号以外への通話:10円/30秒) ③ ①及び②</p>
<p>ケイ・オプティコム ① 通話定額30・60※2 2016年6月1日提供開始 ② mineoでんわ 10分かけ放題※1 2017年10月1日提供開始</p>	<p>① 840円・1680円 ② 850円 (データ通信・通話プラン料 1,310円~/月が別途必要)</p>	<p>① 30分・60分/月までかけ放題 (超過時20円/30秒) ② 10分以内かけ放題 (超過時:約9円/30秒)</p>
<p>ビッグローブ ① 通話パック60・90※1 2015年10月1日・2018年4月2日提供開始 ② 3分・10分かけ放題※1 2016年10月27日・2018年4月2日提供開始</p>	<p>①② 600円・830円 (データ通信・通話プラン料 1,400円~/月が別途必要)</p>	<p>① 30分・60分/月までかけ放題 ② 3分・10分以内かけ放題 (超過時:9円/30秒)</p>

※1 中継電話設備を介して提供するもの。発信の際に事業者識別番号の追加が必要(アプリで省略可)。

※2 大手携帯電話事業者から卸売を受けた音声サービスを利用してMVNOが独自の料金を設定し、提供するもの。利用時に特別な手順は不要。

いわゆる分離プランと従来プランの関係

- 新規契約でiPhoneを購入し、2年間利用した場合における月々の支払額を、いわゆる分離プランと従来プランで比較（NTTドコモ:iPhone 6s、KDDI:iPhone XS、ソフトバンク:iPhone 8）。

NTTドコモ (iPhone 6s)

従来

10,800円/月

新

10,150円/月

KDDI (iPhone XS)

従来

12,454円/月

新

12,703円/月

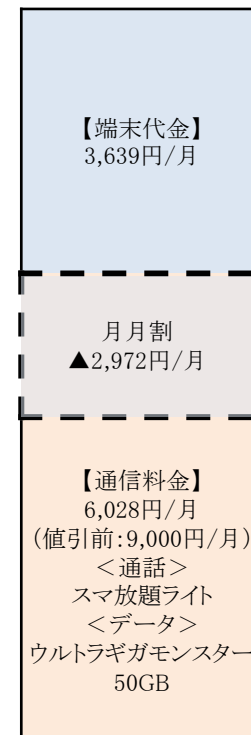
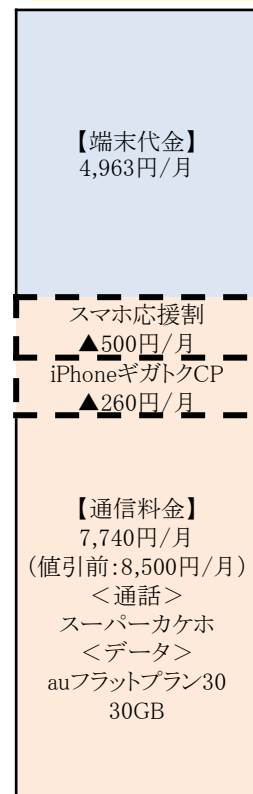
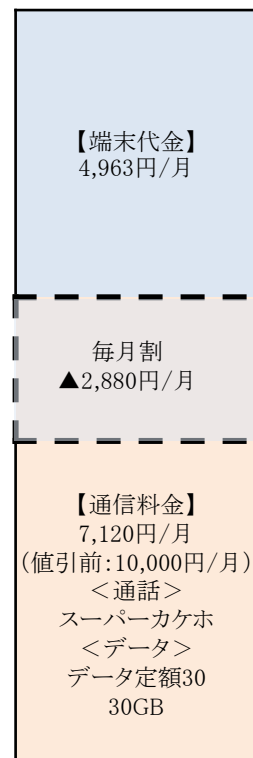
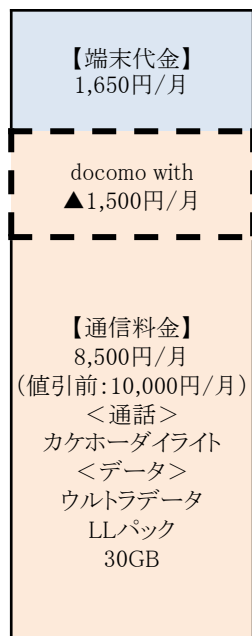
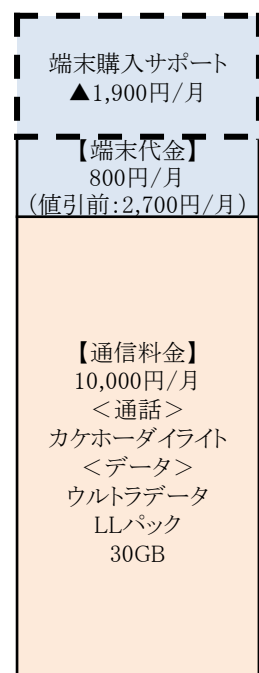
ソフトバンク (iPhone 8)

従来

9,667円/月

新

10,521円/月



注1) 現在、NTTドコモ及びソフトバンクの従来プランは新規加入不可であるため、それぞれ2017年6月15日時点、2018年9月20日時点の料金を記載。

注2) 一定期間のみ発生する割引は、2年間に均等に割り振る形で、月額料金に反映。

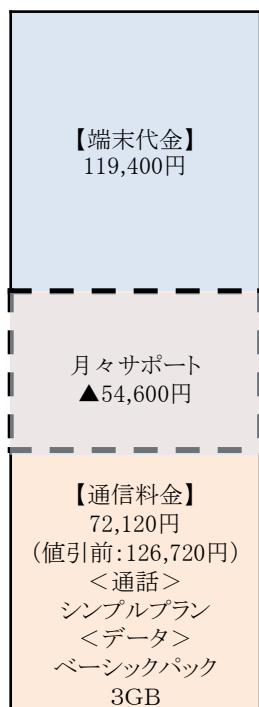
(税抜。2018年9月21日時点)

iPhone XS (64GB) 購入時の2年間の支払総額

(税抜。2018年9月22日時点)

- 各事業者と新規契約する場合において、次の条件に当てはめた2年間の支払総額は以下のようになる。
 - iPhone XS(64GB)を新品で購入。
 - 3GBで最も安くなるプランを選択。
 - 通話し放題は原則として適用しない。
 - 光ファイバーとのセット割、家族割等の対象が限定的な割引は適用しない。

総額 191,520円



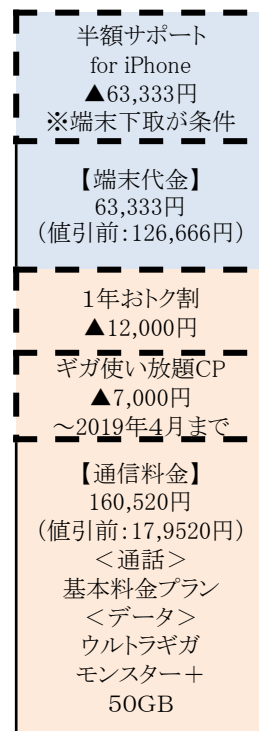
NTTドコモ

総額 188,436円



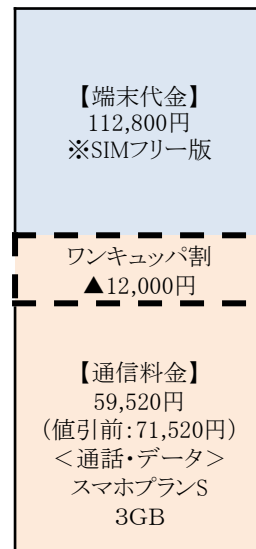
KDDI

総額 223,853円



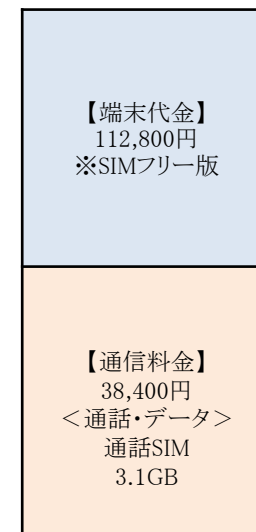
ソフトバンク①

総額 172,320円



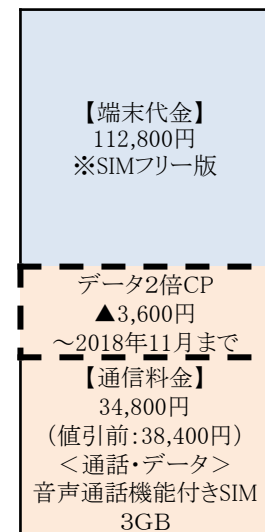
ソフトバンク②
(ワイモバイル)

総額 151,200円



楽天

総額 147,600円



IIJ

※ギガ使い放題CP+は、2019年4月までの期間限定。

※最大300回1国内通話10分無料。容量が3GBとなるのは2年間のみ。

※キャンペーンにより6か月間データ容量倍増

iPhone 7 (中古) 購入時の2年間の支払総額

(税抜。2018年9月22日時点)

- 各事業者と新規契約する場合において、次の条件に当てはめた2年間の支払総額は以下のようになる。
 - iPhone7を中古を40,000円(税抜)で購入。
 - 3GBで最も安くなるプランを選択。
 - 通話し放題は原則として適用しない。
 - 光ファイバーとのセット割、家族割等の対象が限定的な割引は適用しない。

総額 166,720円

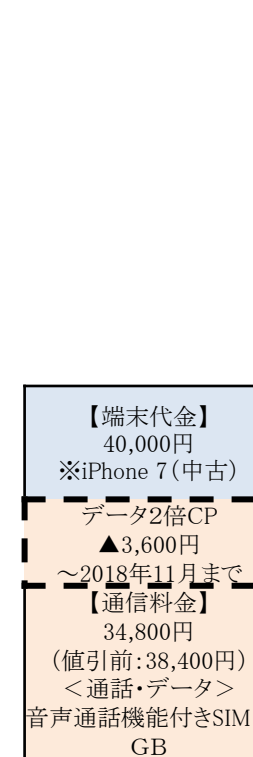
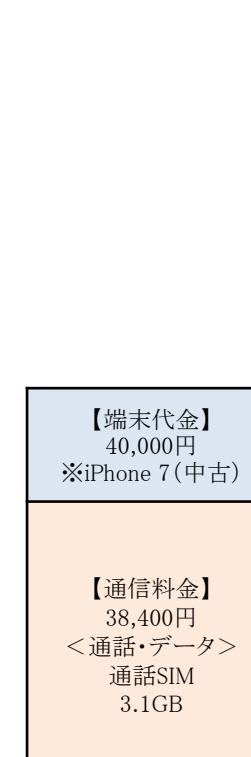
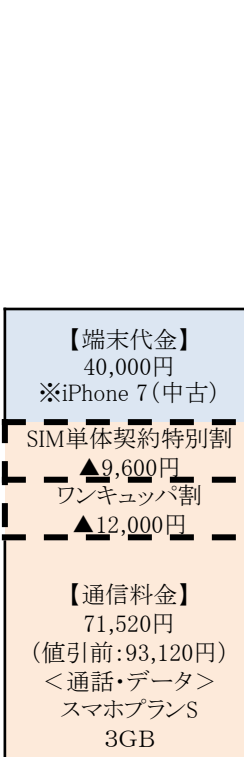
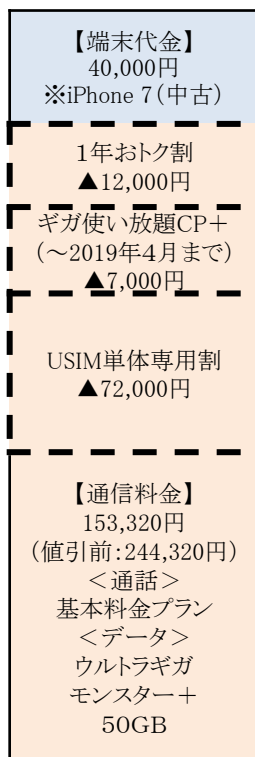
総額 159,520円

総額 193,320円

総額 89,920円

総額 78,400円

総額 74,800円



NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク①

ソフトバンク②
(ワイモバイル)

楽天

IIJ

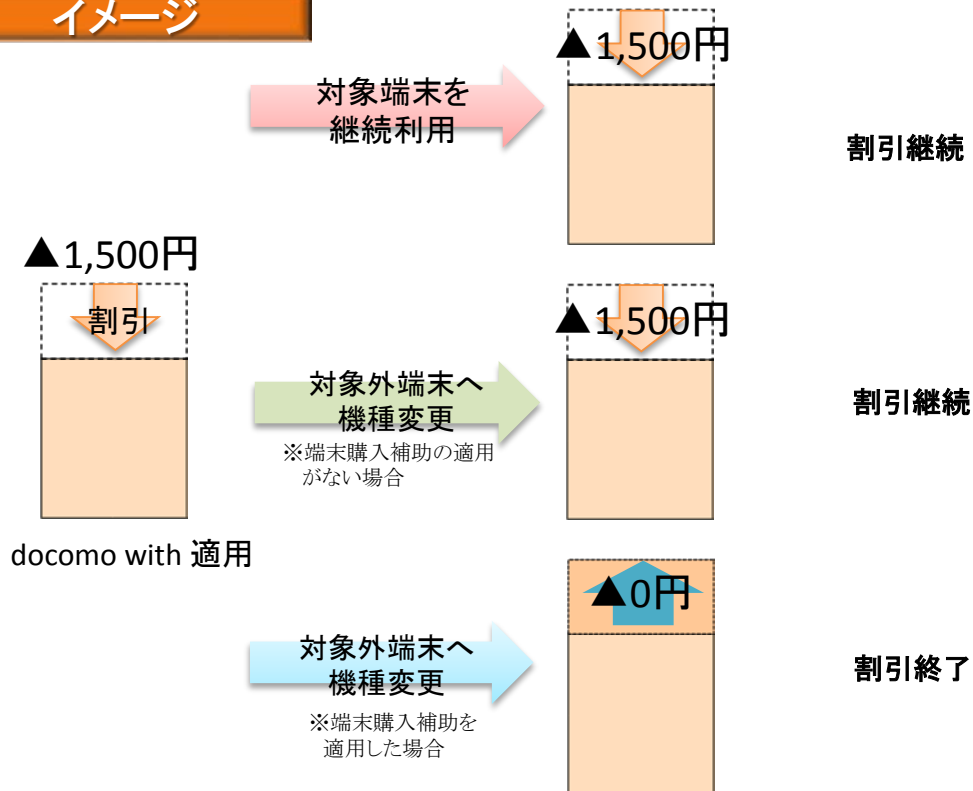
※キャンペーンにより
6ヶ月間容量倍増

注: iPhone7の価格は、リユースモバイル・ジャパン「2018年4-6月 リユースモバイル通信端末の買取/販売概況」より作成。

※最大300回1国内通話10分無料。
容量が3GBとなるのは2年間のみ。

- NTTドコモは、2017年6月1日から、料金プラン docomo with を提供。
- 契約時に特定の対象端末の購入が必要ではあるものの、その後は他の端末に変更しても、**恒常的に毎月1,500円を割引**(※)プラン。
cf: 端末購入補助は、時限的割引
- 対象端末は、
 iPhone 6s 32GB (39,600円)、Galaxy Feel (33,600円)、AQUOS sense (28,200円)、
 MONO (23,400円)、らくらくスマートフォン (36,000円)、arrows Be (31,200円)、LG style (37,200円)
※端末購入補助を受けて他の端末に変更した場合を除く。

イメージ



■ docomo with を利用した場合、
 2,680円/月 (1GB利用の場合) で
 スマートフォンを利用可能。

4,180円~/月

データ通信料 ~1GB: 2,900円 ~3GB: 4,000円 ~5GB: 5,000円 ~20GB: 7,000円
ネット接続料 300円
基本料: 980円

2,680円~/月

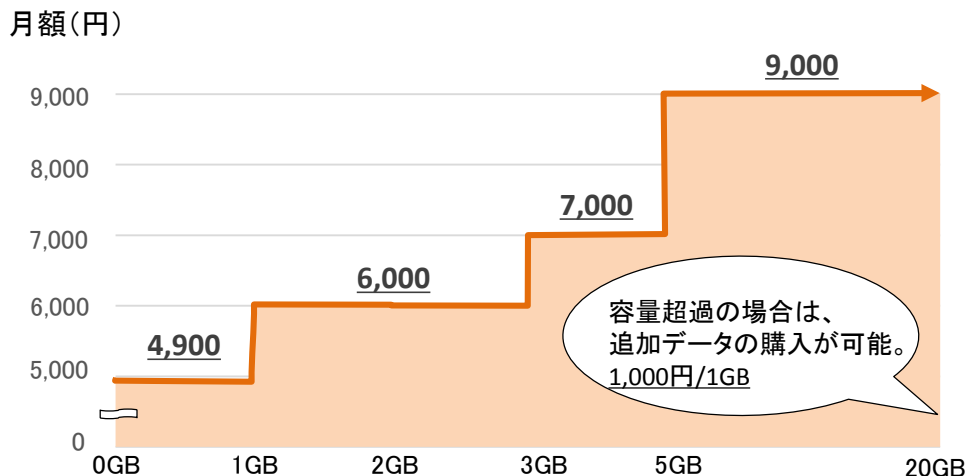
▲1,500円
データ通信料 ~1GB: 2,900円 ~3GB: 4,000円 ~5GB: 5,000円 ~20GB: 7,000円
ネット接続料 300円
基本料: 980円

(税抜。2018年9月1日時点)

- NTTドコモは、2018年5月25日から、実際のデータ使用量に応じた定額料金が自動的に適用される「ベーシックパック」及び「ベーシックシェアパック」を提供。
- ベーシックパック※1の料金は、4,900円(～1GB)～9,000円(5～20GB)。データ使用量によっては、従来プランよりも高額となる場合もある。
- ベーシックシェアパック※1の料金は、8,500円(～5GB)～17,000円(15～20GB)。
- 「ベーシックパック」と音声従量の基本プラン「シンプルプラン」を組み合わせた場合、4,180円(～1GB)から利用可能。

※1 5分以内かけ放題(2年契約)の場合。ベーシックパックにおいて音声通話が従量制の場合の料金は4,180円～8,280円。

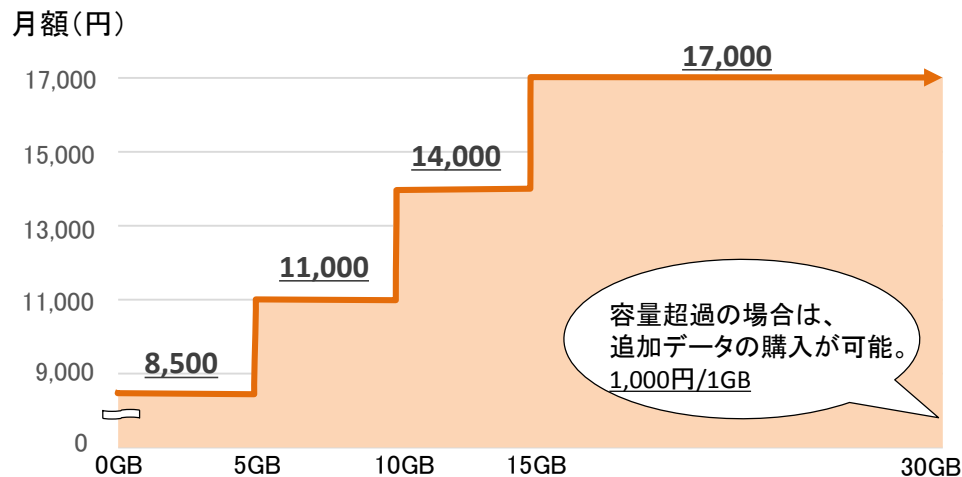
ベーシックパック (5分以内かけ放題の場合)



※1 ドコモ回線継続利用期間若しくは6ヶ月間のdポイント獲得数及びデータ使用量に応じて、更に100円～800円割引。

※2 対象の固定通信サービスとセットで利用した場合、データ使用量に応じて、更に100円～800円割引。

ベーシックシェアパック (5分以内かけ放題の場合)



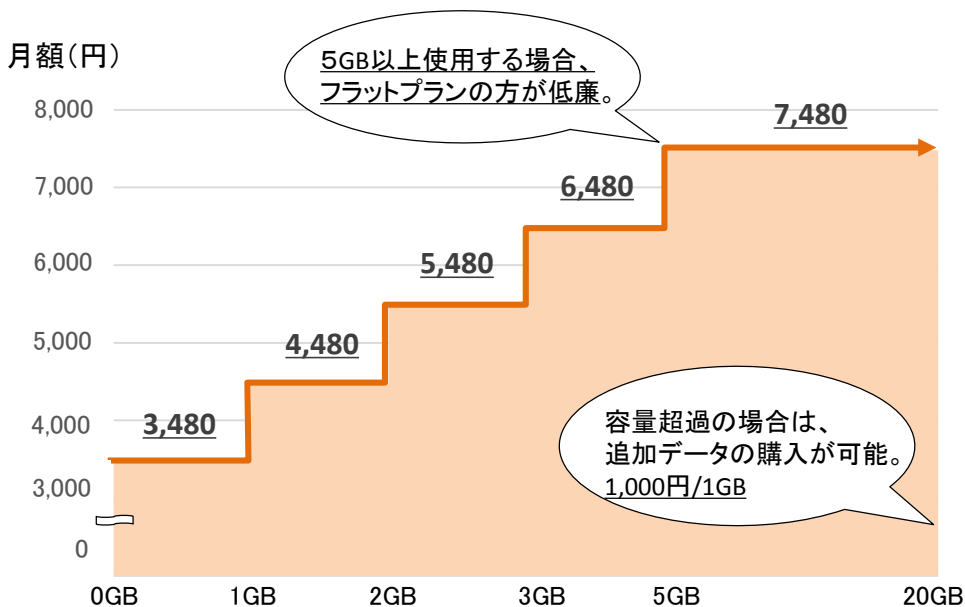
※1 ドコモ回線継続利用期間及びデータ使用量に応じて、更に900円～1,200円割引。

※2 対象の固定通信サービスとセットで利用した場合、データ使用量に応じて、更に800円～1,500円割引。

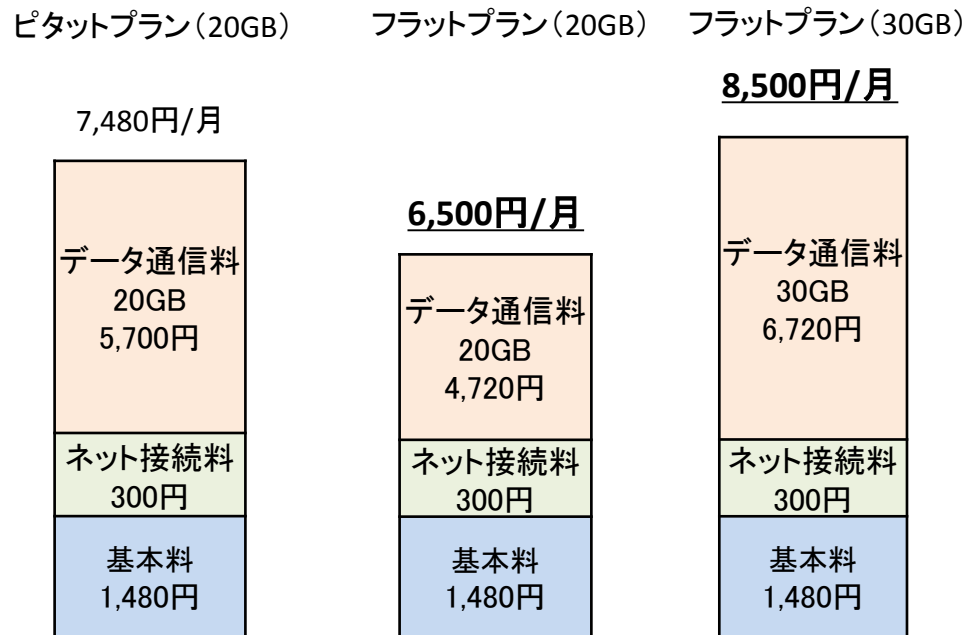
(税抜。2018年9月30日時点)

- KDDIは、2017年7月14日から、実際のデータ使用量に応じた定額料金が自動的に適用される「ピタットプラン」及び20GBまたは30GBのデータ定額型料金の「フラットプラン」を提供。
 - 端末購入を条件とする割引ではなく、通信料金を恒常的に値下げするもの。
 - ピタットプランの料金は、3,480円（～1GB）～7,480円（5～20GB）※
 - フラットプランの料金は、6,500円（20GB）、8,500円（30GB）※
- ※5分以内のかけ放題、2年間契約の場合。ピタットプランにおいて音声通話が従量制の場合の料金は2,980円～6,980円。

ピタットプラン (5分以内かけ放題の場合)



フラットプラン (5分以内かけ放題の場合)

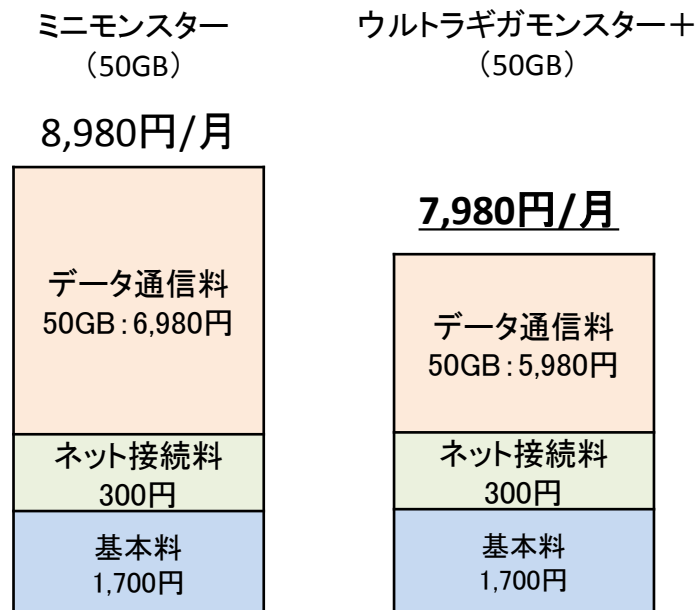


注1 機種変更・新規契約と同時に本プランに加入した場合、1年間、更に1,000円割引。
 注2 対象の固定通信サービスとセットで利用した場合、1GB、2GBでは更に月額500円割引、3GB～20GBでは更に月額1,000円割引。

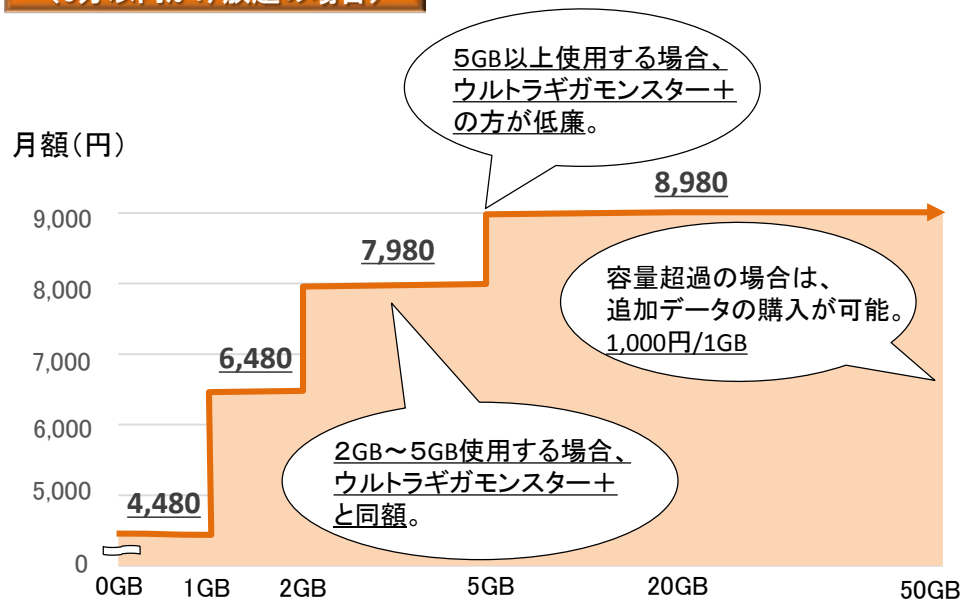
注1 機種変更・新規契約と同時に本プランに加入した場合、1年間、更に1,000円割引。
 注2 対象の固定通信サービスとセットで利用した場合、更に月額1,000円割引。

- ソフトバンクは、2018年9月6日から、対象の動画サービスやSNSが使い放題となる「ウルトラギガモンスター+」及び実際のデータ使用量に応じた定額料金が自動的に適用される「ミニモンスター」を提供開始予定。
- いずれの新プランも、端末購入補助を伴わない、いわゆる「分離プラン」。
※2年契約なしを選択した場合は、「月月割」が適用される。

ウルトラギガモンスター+ (5分以内かけ放題の場合)



ミニモンスター (5分以内かけ放題の場合)



※1 ウルトラギガモンスター+は、対象の動画サービスやSNSを、データ容量の消費なく利用可能。

<対象サービス>

YouTube、AbemaTV、TVer、GYAO!、Hulu、LINE、Instagram、Facebook

注1 機種購入時、2年契約を選択した場合、1年間、更に1,000円/月割引。

注2 対象の固定通信サービスとセットで利用した場合、更に1,000円/月割引。

注3 「みんな家族割+」(家族2人なら一人につき500円/月、家族3人なら一人につき1,500円/月、家族4人以上なら一人につき2,000円/月割引)の対象プラン。

注4 5分以内かけ放題プラン(2,000円/月)のほかに、かけ放題プラン(3,000円/月)、従量プラン(1,500円/月)を選択可能。

※1 フィーチャーフォンからスマホに切替えた利用者は、1年間、更に1,980円/月割引。

※2 データ定額プランの2GBについては、5分以内かけ放題との組合せ不可のため、かけ放題との組合せ。

大手携帯電話事業者による主なバンドルプランの現状

(税抜。2018年9月19日時点)

		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
インターネット 回線	施策	ドコモ光	①auひかり等 ②auスマートポート	①SoftBank 光 ②SoftBank Air
	特典	携帯電話のデータ通信契約に応じて、100円～3,500円/月割引	携帯電話のデータ通信契約に応じて、500円～2,000円/月割引	携帯電話のデータ通信契約に応じて、500円～1,000円/月割引
	契約期間	契約期間2年(自動更新)、違約金8,000円～13,000円 / 契約期間なし	①契約期間3年(自動更新)、違約金15,000円 / 2年(自動更新)、違約金9,500円 / 契約期間なし ②契約期間2年(自動更新)、違約金9,500円 / 契約期間なし※割引が適用されない	①契約期間5年(自動更新)、違約金15,000円 / 2年(自動更新)、違約金9,500円 / 契約期間なし ②契約期間2年(自動更新)、違約金9,500円
固定 電話	施策	ドコモ光電話(参考記載)	ホームプラス電話	おうちでんわ
	特典	割引等なし	携帯電話及びWi-Fiルータとセットで利用することで、830円/月割引	携帯電話等とセットで利用することで、480円/月割引
	契約期間	契約期間なし	契約期間なし	契約期間なし
電気	施策	-	auでんき	おうちでんき
	特典	-	携帯電話等とセットで利用することで、毎月の電気料金に応じて、電気料金の1%～5%をポイントで還元	携帯電話等1回線ごとに、2年間100円/月、3年目以降50円/月割引
	契約期間	-	契約期間1年(自動更新)、違約金なし	契約期間1年(自動更新)、違約金500円
ガス	施策	-	①中電ガス for au ②関電ガス for au	-
	特典	-	①携帯電話及びauでんきとセットで利用することで、ガス料金の2%をポイントで還元 ②携帯電話及びauでんきとセットで利用することで、ガス料金を3%割引	-
	契約期間	-	①契約期間2年(自動更新)、違約金なし ②契約期間1年(自動更新なし)、違約金なし	-
保険	施策	ドコモ サイクル保険	auの生命ほけん	ソフトバンクかんたん保険
	特典	携帯電話契約者のみ加入可	携帯電話とセットで利用することで、最大60か月間、200円/月割引	携帯電話契約者のみ加入可
	契約期間	契約期間1年(自動更新)、違約金なし	特定の契約期間なし	契約期間1年(自動更新なし)、違約金なし
端末 (Wi-Fiルータ等)	施策	-	Wi-Fiルータ	Wi-Fiルータ
	特典	-	携帯電話のデータ通信契約に応じて、500円～1,000円/月割引	携帯電話とセットで利用することで、933円/月割引
	契約期間	-	契約期間及び違約金は、Wi-Fiルータ提供事業者による	契約期間2年(自動更新)、違約金なし / 契約期間なし
コンテンツ	施策	dTVチャンネル	auスマートパス	Yahoo!プレミアム
	特典	携帯電話とセットで利用することで、300円/月割引	端末によっては毎月割が増額	Yahoo!ショッピング利用時のポイントを10倍還元等
	契約期間	契約期間なし	契約期間なし	契約期間なし
その他	施策	dカード GOLD	au住宅ローン	-
	特典	毎月、携帯電話料金の10%をポイントで還元	携帯電話とセットで利用することで、最大60か月間、500円/月割引	-
	契約期間	契約期間なし	特定の契約期間なし	-

注) 携帯電話の契約とセットで割引になるか、携帯電話の契約がないと契約できないサービスについて記載。

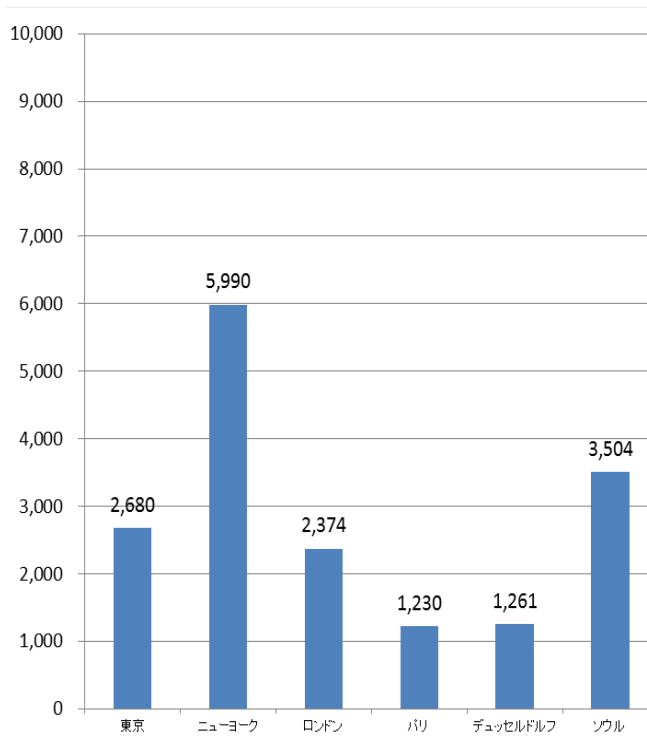
- シェア上位3事業者(サブブランドを含む)が提供する料金プランのうち、最も安いポストペイド型の一般利用者向けのもの(新規契約の場合)について、通話時間・データ通信量等の利用モデル(※)に係る月々の支払額を比較。

(※)日本の利用実態を基にしたモデル(通話は月70分、メールは利用月155通、データ通信量は月2GB/月5GB/月20GB)で比較。

- 東京の支払額は、2GB、5GBでは中位の水準、20GBでは高い水準となっている。

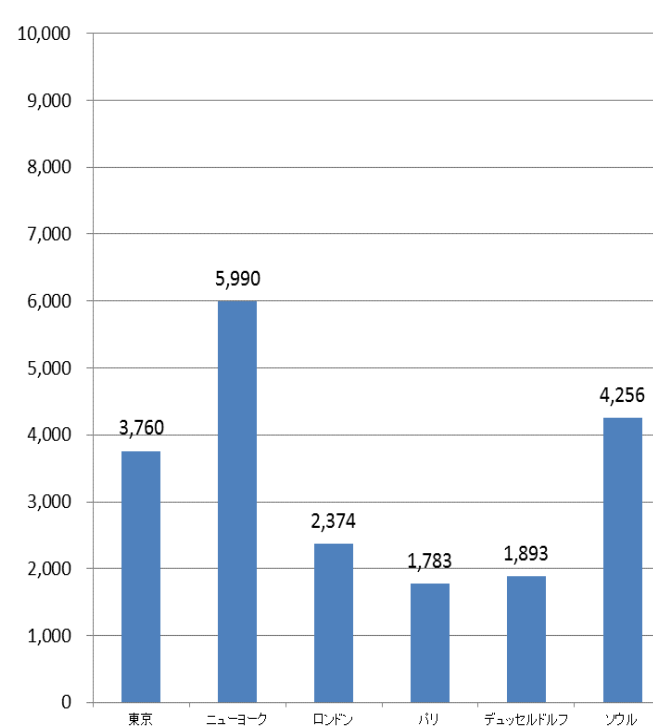
データ容量月2GB

(税込 単位:円)



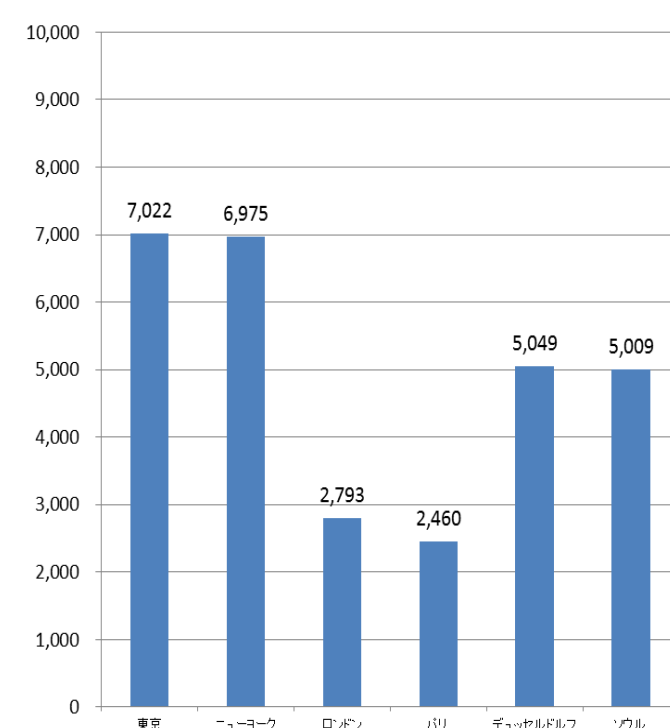
データ容量月5GB

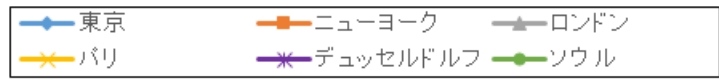
(税込 単位:円)



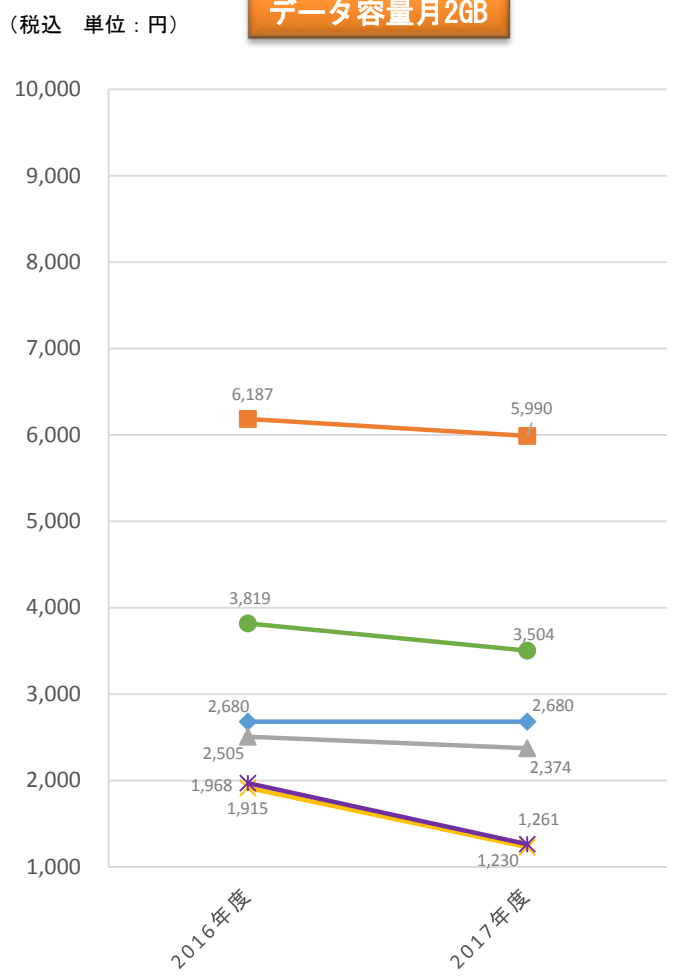
データ容量月20GB

(税込 単位:円)

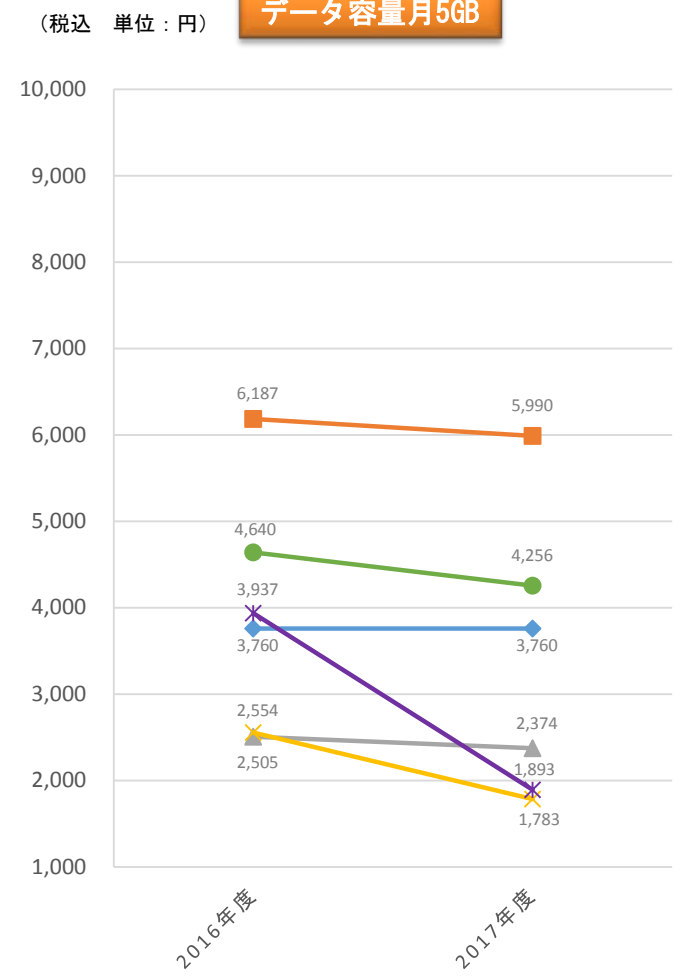




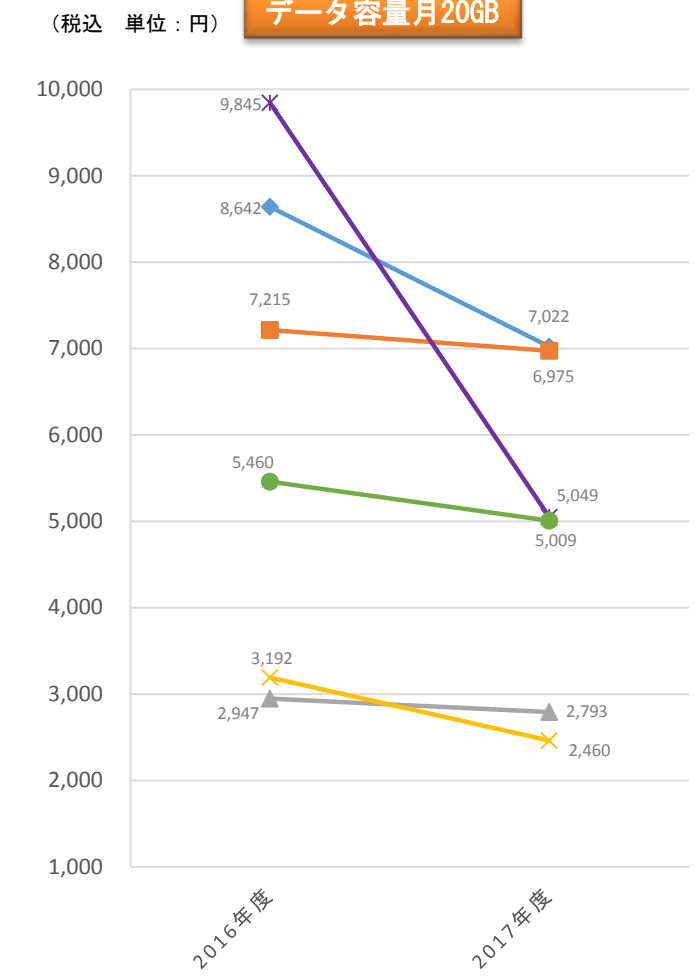
データ容量月2GB



データ容量月5GB



データ容量月20GB

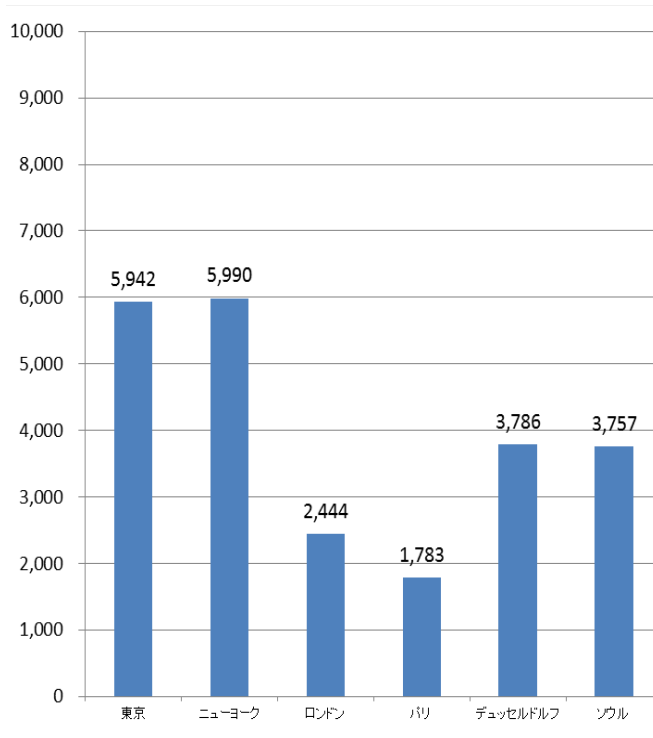


(注) 各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。

- スマートフォン(MNO)について、各都市における最もユーザシェアの高い事業者(メインブランド)の料金プランで比較。
- 東京の支払額は、2GB、5GB及び20GBのいずれにおいても高い水準となっている。

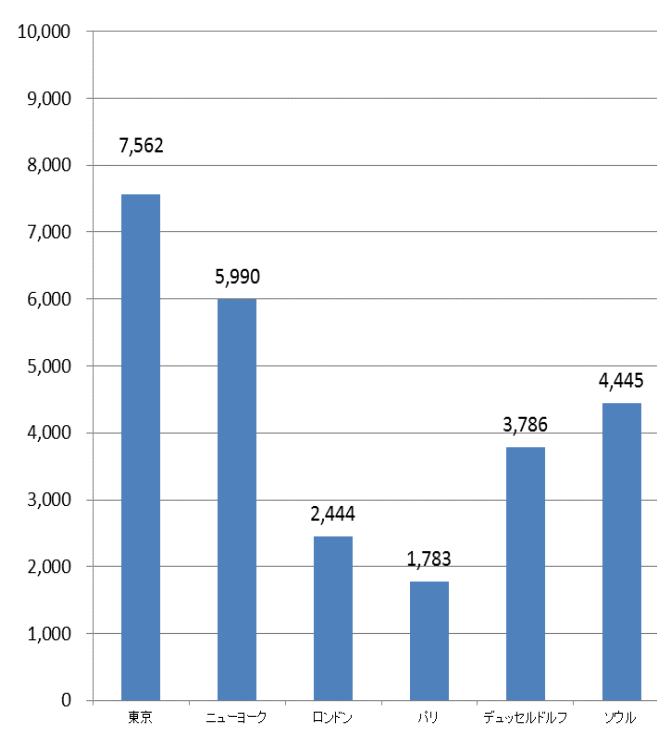
データ容量月2GB

(税込 単位：円)



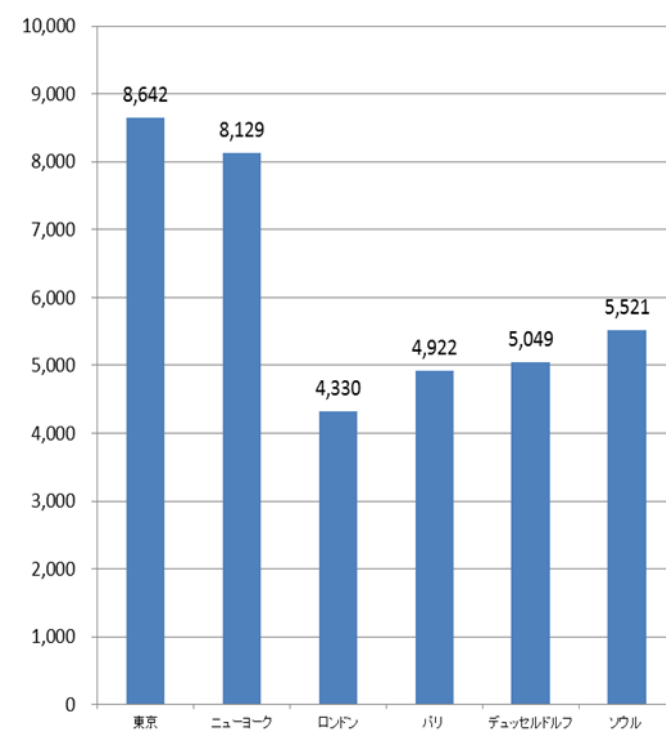
データ容量月5GB

(税込 単位：円)

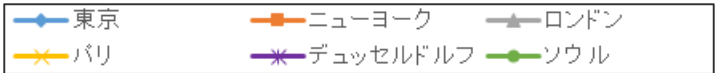


データ容量月20GB

(税込 単位：円)



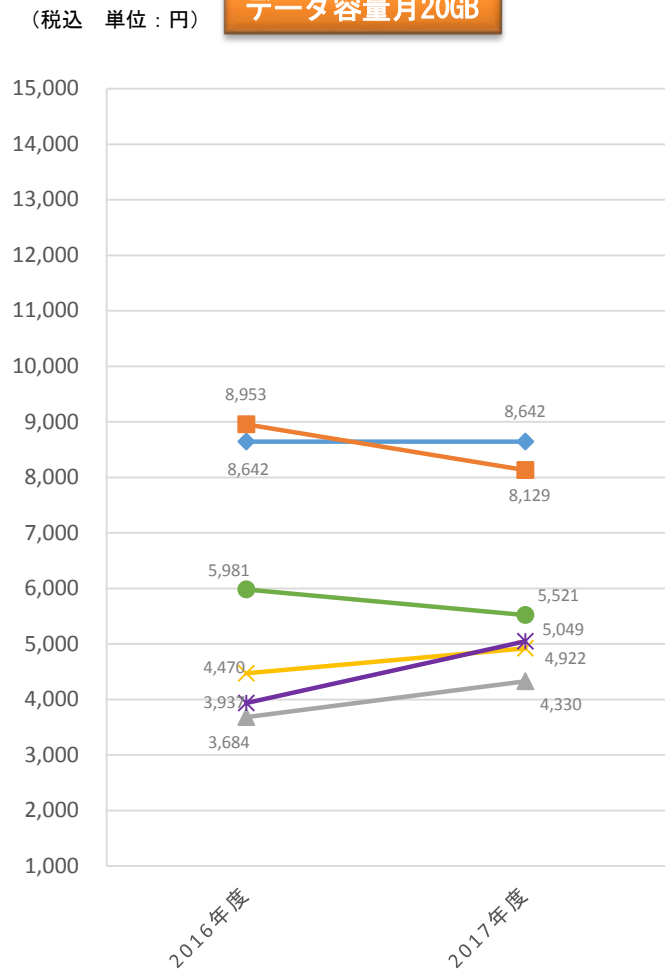
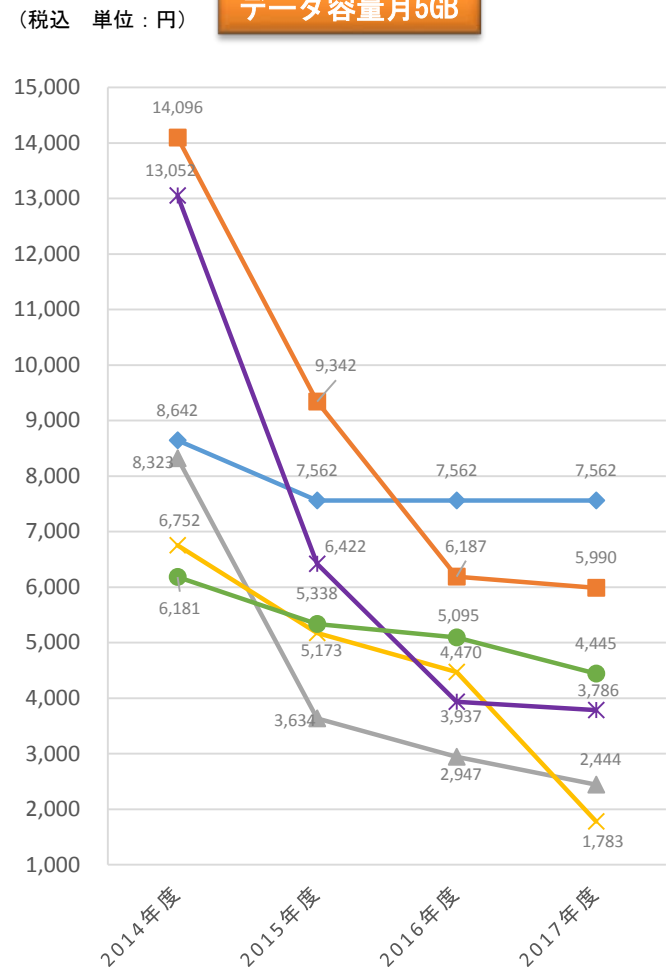
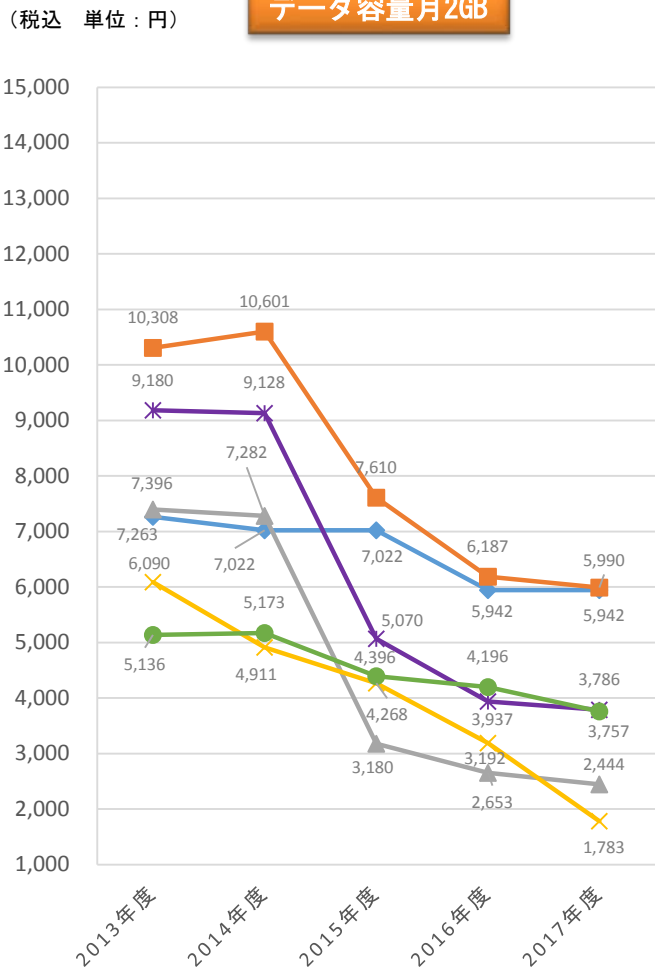
(注) 東京は、長期利用した場合、グラフの金額から最大648円(データ容量月2GB・利用年数15年以上の場合)又は最大864円(データ容量月5GB又は20GB・利用年数15年以上の場合)の割引が適用される。



データ容量月2GB

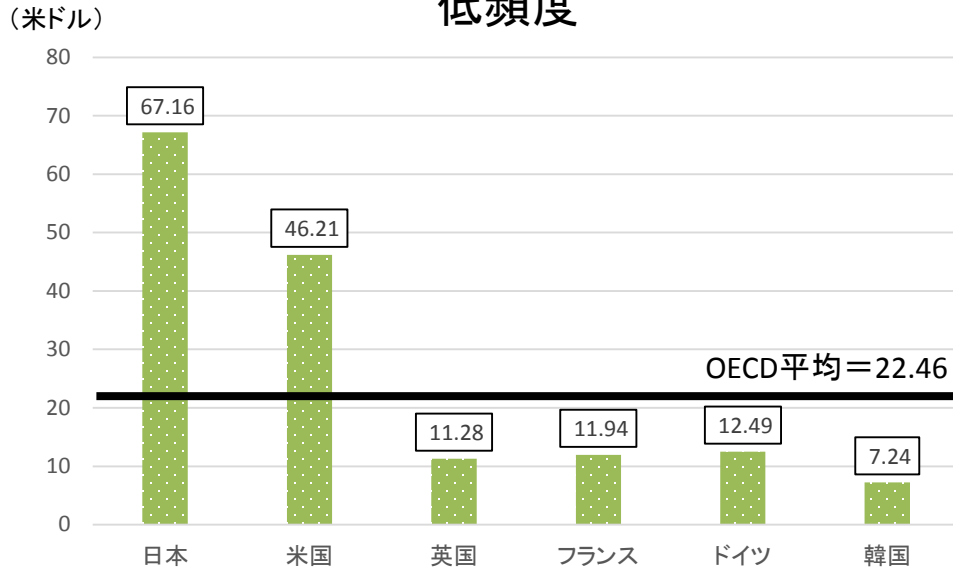
データ容量月5GB

データ容量月20GB

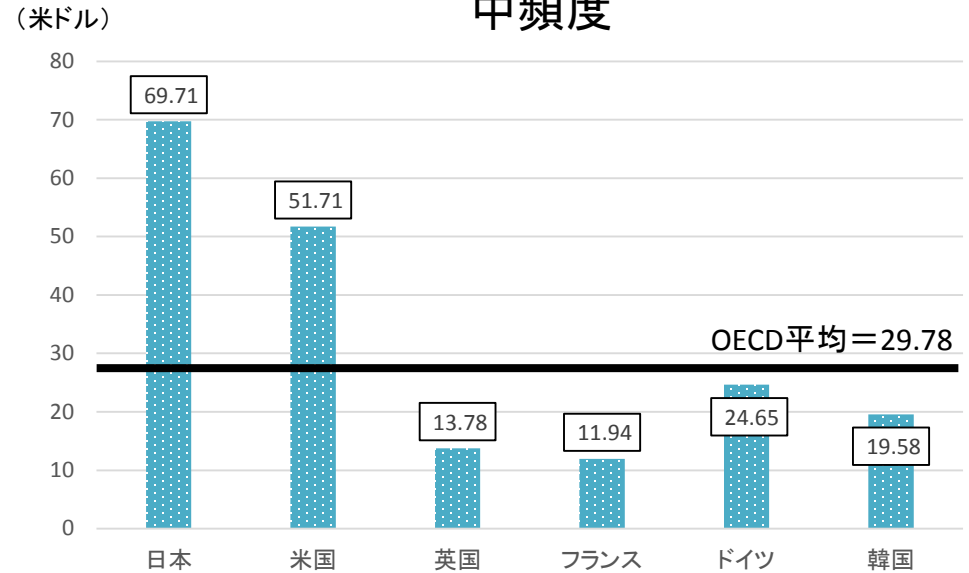


(注1) 各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。
 (注2) 各年度において設定しているモデルの音声通話の分数は異なる。
 (注3) シェアの変動により、年度によって対象事業者が異なる場合がある。
 (注4) 2013年度において東京は音声通話料金従量制のプランとなっており、同年度の東京の支払額は同年度のモデルの音声通話の分数を使用したもの。
 (注5) データ容量月5GBは2014年度から、データ容量月20GBは2016年度から通信料金を調査している。
 (注6) 2013年度及び2014年度は各年12月時点の通信料金を調査している。
 (注7) 2016年度においてデュッセルドルフではデータ容量月20GBプランを提供していなかったため、提供プランの中で最も容量が多い(15GB)プランと比較。

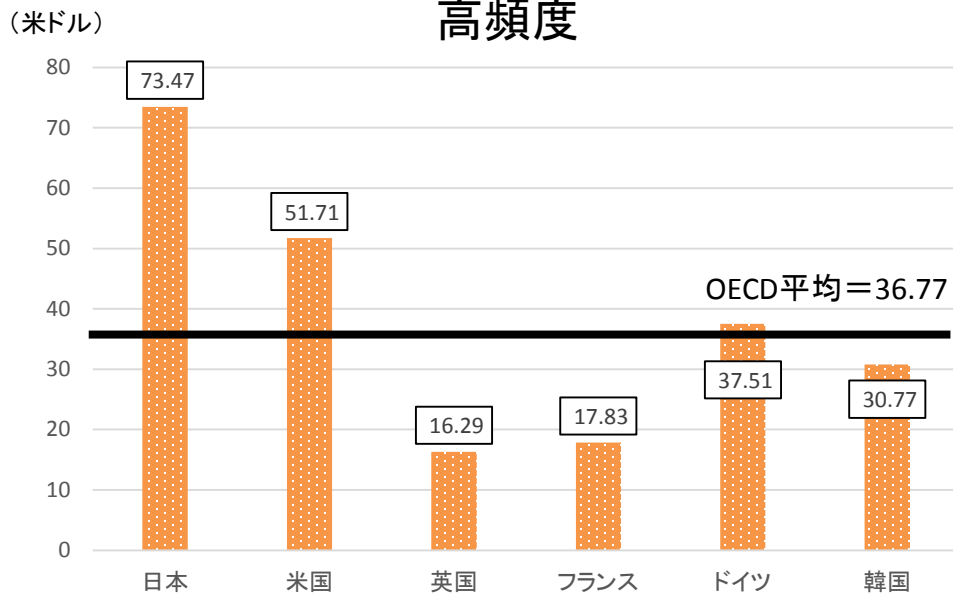
低頻度



中頻度



高頻度

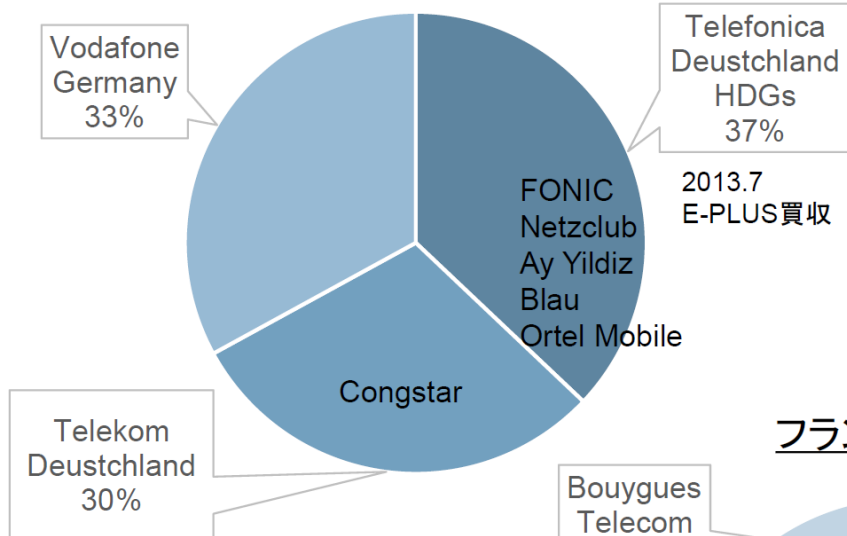


※ 日本は通話量が無制限かつデータ量が一定のプランが選択されているなど、携帯電話通信料は各国において様々な体系が存在することから、ある程度の幅を持つてみる必要がある。

- (備考)
1. OECD「OECD broadband statistics」(May 2017)により作成。
 2. 低頻度は、100calls + 0.5GB/month
中頻度は、300calls + 1GB/month
高頻度は、900calls + 2GB/month
 3. 通貨換算は購買力平価による。2017年の購買力平価は1ドル=99.6円等(OECD.stat)。

米・仏では、第4のMNOによるディスラプション(Un-Carrier戦略) 独では、MVNO政策によって、料金が低廉化

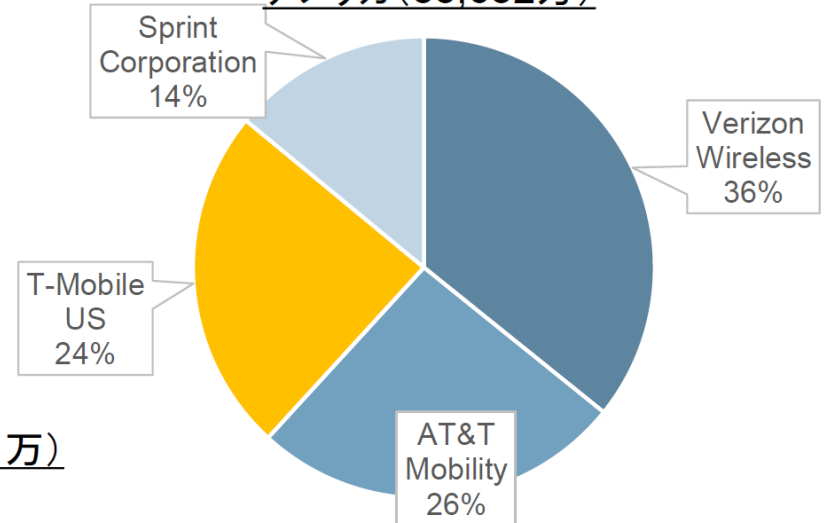
ドイツ(11,288万)



内、MVNOシェア47.6%
(5,373万)

- ①Freenet 1,170万
- ②1&1 Drillisch 873万
- ③Aldi Talk 499万

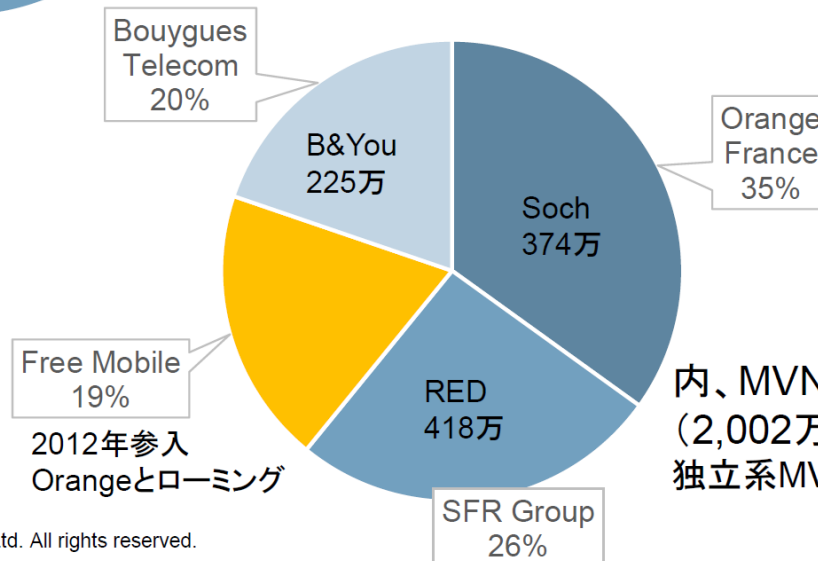
アメリカ(35,682万)



内、MVNOシェア11.5%
(4,100万)

- 近年、MVNOは減少傾向
- ①TracFone Wireless 2,213万
 - ②Virgin Media USA 340万

フランス(7,091万)



内、MVNOシェア28.6%
(2,002万)
独立系MVNOは減少傾向

イギリスでは、端末価格低下(Android)とSIMオンリー契約増によって、モバイル料金は下がり続けている

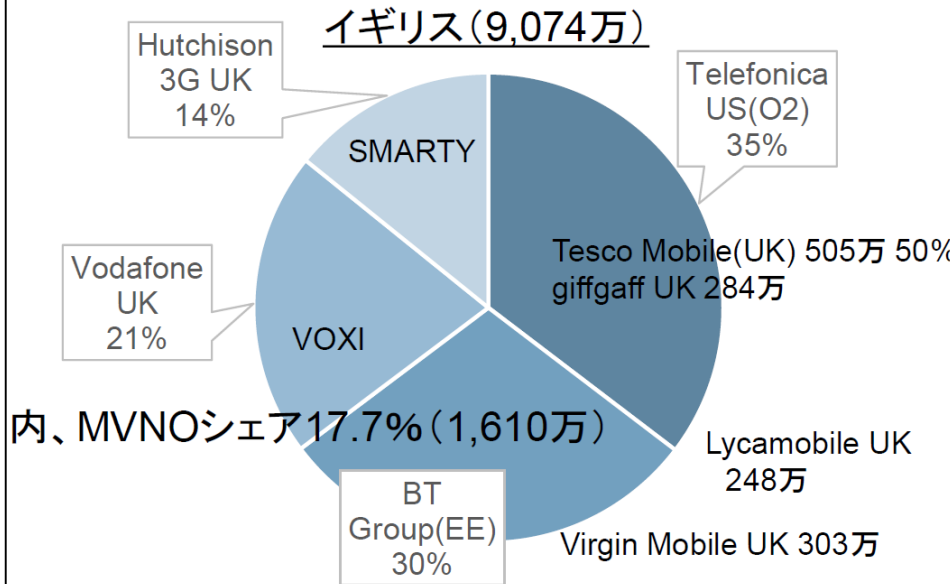


Figure 10: Proportion of mobile customers, by age and socio-economic group: 2018

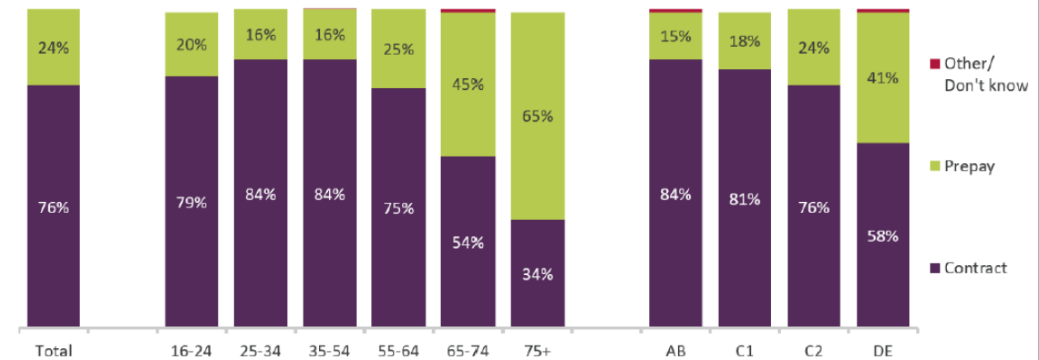


Figure 5: Weighted average monthly prices of standalone mobile services: 2014 to 2017

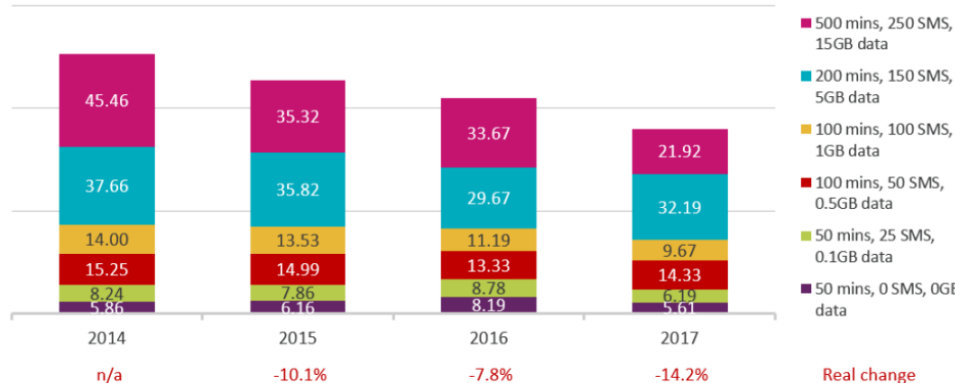
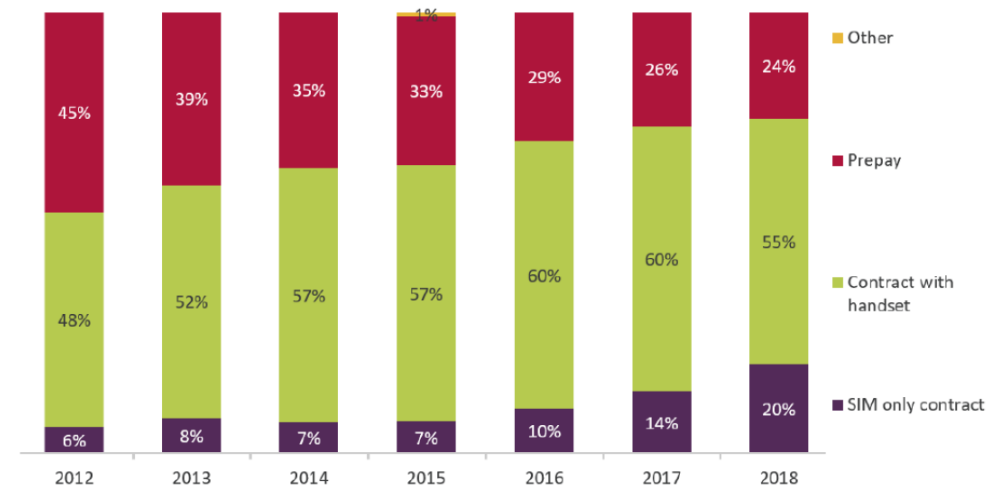


Figure 11: Take-up of mobile packages (%): 2010 to 2018



- 各国における通信サービスと端末のセット販売及びその際の割引の状況は以下のとおり。
- 日本と同様に端末購入者に対して広く大幅な割引等を行っている例は見当たらない。

	日本 (NTTドコモ)	米国 (Verizon)	英国 (Telefonica (O2))	フランス (Orange)	ドイツ (Telefonica (O2))
セット販売	○	○	○	○	○
通信契約 のみの提供	○	○	○	○	○
セット販売 時の割引例 (iPhone XS (64GB) の場合)	通信料金から ▲58,968円 (▲2,457円×24か月)	なし	なし (通信契約のみの 場合より通信 料金が高い)	大容量プランの場合、 端末代金から実質 ▲11,520円(€90)～ ▲25,600円(€200) ※端末代金の割引はある が、通信契約のみの場合 より通信料金は高くなる	なし
備考	・解約すると残月分 の割引は受けられ ない。 ・そのほか、旧端末 の下取りあり(iPhone 8 (64GB): 38,000円)。	旧端末の下取りあり (iPhone 8 (64GB): 34,968円(\$310))。た だし、24か月に分割 して還元。解約する と残月分の割引は 受けられない。	旧端末の下取りあり (iPhone 8 (64GB): 40,516円(£280))。	-	-

(1) 料金その他の提供条件の適正化

- ニーズに応じた料金プランの導入
 - ライトユーザ向け料金プラン等の導入(2015年)など
- 期間拘束(2年縛り・4年縛り)の見直し
 - 違約金及び2年経過後の通信料金の支払のない解約の実現の要請(2018年)など

→いまだスイッチングコストの抜本的な引下げが行われていない



→通信料金と端末代金の区分が不分明



端末購入を条件とした、行き過ぎた割引・キャッシュバック等を禁止。

(2) 端末販売の適正化

- 行き過ぎた端末購入補助の適正化
 - ガイドラインの制定(2016年)、合理的な負担額の明確化(2017年)など

→規律が及ばない販売代理店による独自値引きが横行

- 中古端末の流通促進
 - 下取り端末の流通・販売制限の禁止(2018年)など

(3) MVNO促進(接続料の適正化)

- 接続料の算定方法の見直し
 - 原価からの営業費の除外(2010年)、当年度精算の導入(2014年)、利潤の算定方法の厳密化(2017年)など

NTTドコモ (シェア38.1%)	docomo
KDDIグループ (シェア27.5%)	au UQ WIMAX
ソフトバンクグループ (シェア22.9%)	SoftBank Y! mobile
楽天モバイル (2019年10月サービス提供開始予定)	

ネットワークの貸出し(接続・卸)

接続料卸料金

Mobile MVNO

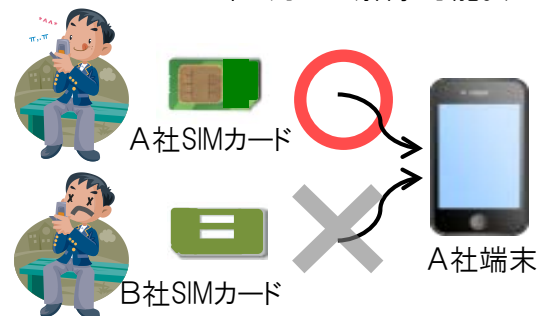
IIJ

OCN シェア 11.5%

mineo BIGLOBE

(4) SIMロック解除の推進

- SIMロック解除に応じることを義務づけ(中古端末を含む)
 - ガイドラインの制定(2014年)、解除が可能となるまでの期間の短縮(2017年)、中古端末の対象への追加(2018年、2019年9月から解除可能。)など



<SIMロック解除可能な時期>

一括払いの場合	即日
割賦払いの場合	100日経過後

2014年

「ICTサービス安心・安全研究会」報告書(12月)

- 利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの導入の必要性を指摘 → MNOにおいて、2GBや5GB上限等の料金プランを提供開始

2015年

「期間拘束・自動更新付契約」に係る論点とその解決に向けた方向性(7月)

- 期間拘束が自動更新されないプランの導入を提言 → MNOにおいて、期間拘束が自動更新されないプランを提供開始

「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」取りまとめ(12月)

- ライトユーザ等のニーズに対応した料金プランの導入を要請 → MNOにおいて、1GB上限等の料金プランを提供開始

2018年

「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(4月)

- 期間拘束契約を契約満了時点又はそれまでに違約金及び25か月目の料金の支払いなしに解約できるようにするよう指導(2018年6月) → MNOにおいて、2019年3月に更新月を迎える契約から順次対応
- 過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例を利用者に案内を行うよう指導(2018年6月) → MNOにおいて、2019年3月までに対応予定

2007年

「モバイルビジネス研究会」報告書(9月)

- 端末販売奨励金と通信販売奨励金の分計を推進 → 「電気通信事業会計規則」改正(2007年9月)

2015年

「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」取りまとめ(12月)

- 行き過ぎた端末購入補助の適正化 → 「端末購入補助ガイドライン」策定(2016年3月)
 - ・端末購入者の実質負担額が一定額を下回るような端末価格・通信料金の割引等を禁止

2016年

「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ(11月)

- 端末購入者に求める合理的な額の負担を明確化 → 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」策定(2017年1月)

2018年

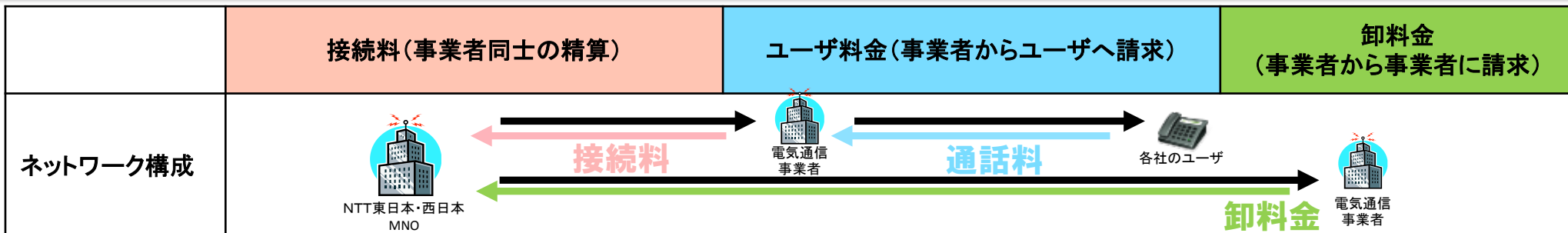
「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(4月)

- 販売店に対する端末価格等の実質的指示の禁止 → 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」改正(2018年8月)

- 2000年 電気通信審議会答申「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」(12月)
- 第二種指定電気通信設備制度の創設 → 「電気通信事業法」改正(2001年6月)
 - ・接続料等についての接続約款の届出・公表義務導入
 - ・接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないと規定
- NTTドコモ(2002年)、沖縄セルラー(同年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)を指定
- 2007年 日本通信からの裁定申請に係る総務大臣裁定(11月)
- データ接続料(帯域幅単位)の届出開始
- 2009年 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(10月)
- 接続料算定方法の整備 → 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」策定(2010年3月)
 - ・原価、利潤、需要による接続料の算定方法をガイドラインとして整備
 - ・原価から営業費を除外
 - 接続会計の導入 → 「電気通信事業法」改正(2010年12月)、
「第二種指定電気通信設備接続会計規則」制定(2011年3月)
 - ・接続料算定の基礎となる接続会計の整理・公表義務導入
- 2011年 情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(12月)
- 第二種指定電気通信設備の指定基準値の引き下げ(25%→10%) → 「電気通信事業法施行規則」改正(2012年6月)
- 2013年 「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(6月)
- 当年度の実績に基づく接続料による精算(当年度精算)開始 → 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改定(2014年3月)
- 2014年 情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(12月)
- ガイドラインで規定していた接続料算定方法等の法制化 → 「電気通信事業法」改正(2015年5月)、
「第二種指定電気通信設備接続料規則」制定(2016年3月)
(アンバンドル機能、機能ごとの接続料算定方法、特定移動端末設備の範囲)
- 2016年 「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ(11月)
- 利潤における資本調達コストの算定方法の厳密化 → 「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年2月)
- 2017年 「電気通信市場検証会議」平成28年度年次レポート(8月)
- データ伝送機能における接続料算定区分の設定(回線管理機能等) → 「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年9月)
- 2018年 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(4月)
- BWAに係る原価及び需要の接続料への適正な反映 → KDDI・ソフトバンクに要請(2018年3月)

- 2007年 「モバイルビジネス研究会」報告書(9月)
- SIMロック解除を法制的に担保することについて2010年に向けて検討するよう提言
- 2010年 「携帯電話のSIMロックの在り方に関する公開ヒアリング」(4月)
- 事業者による自主的なSIMロック解除を推進 → 「SIMロック解除ガイドライン」策定(2010年6月)
- 2014年 「ICTサービス安心・安全研究会」報告書(12月)
- 事業者がSIMロック解除に応じるよう義務づけ → 「SIMロック解除ガイドライン」改正(2014年12月)
※義務づけの対象は、2015年5月1日以降の発売に係る端末
- 2016年 「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ(11月)
- SIMロック解除が可能となるまでの期間の短縮、解約
- 2017年 におけるSIMロック解除の条件・手続の説明、MVNO向けのSIMロックの廃止等のルールを整備 → 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」策定(2017年1月)
- 2018年 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(4月)
- 事業者が中古端末のSIMロック解除に応じるよう義務づけ → 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」改正(2018年8月)
※2019年9月1日適用開始

料金・サービス規制の概要



固定通信	音声通信	長期増分費用方式 規制対象: NTT東日本・西日本	大臣認可	規制対象: NTT東日本・西日本 (注:その他事業者も一部規制あり)	上限価格規制 ユニバーサルサービス義務	大臣への事前届出	大臣への事後届出
	NGN、アクセス系データネットワークファイバ	将来原価方式 規制対象: NTT東日本・西日本	大臣認可	規制対象: NTT東日本・西日本 ※フレッツADSLやビジネスイーサ等は届出の対象外		大臣への事前届出	大臣への事後届出
	その他	実績原価方式 規制対象: NTT東日本・西日本	大臣認可	規制対象: NTT東日本・西日本 ※無線専用サービス等は届出の対象外		大臣への事前届出	大臣への事後届出
移動通信		規制対象: NTTドコモ KDDI ソフトバンク等	大臣への事前届出			事後規制(業務改善命令等)	大臣への事後届出

□ 大手携帯電話事業者各社は、利用期間拘束に関して次の3種類の料金プランを提供。

- ① 利用期間拘束(9,500円の違約金を伴う)が2年ごとに自動で更新されるもの
- ② 2年経過後はいつでも違約金なく解約できるもの
- ③ 当初から期間拘束がなく違約金のかからないもの

○NTTドコモ

期間拘束なし：4,200円

(違約金なし)

2年契約：2,700円

(違約金：9,500円)

更新月
2ヶ月

2年契約：2,700円

(違約金：9,500円)

長期利用割引適用

更新月
2ヶ月

期間拘束なし：2,700円

(違約金なし)

長期利用割引の適用なし

※ドコモは、2年契約が自動更新するプランについて、更新時に3,000ポイントを付与するとともに、パケットパック及びポイントプログラムのステージに応じた割引又はポイントを付与。(シェア：100円～2500円/月割引、単独：100～800円/月割引)

○KDDI、ソフトバンク

期間拘束なし：4,200円 (KDDI) / 5,400円 (ソフトバンク)

(違約金なし) ※ソフトバンクは、契約翌々月までの解約の場合、5,000円～9,500円の違約金がかかる。

2年契約：3,000円

(違約金：9,500円)

期間拘束なし：3,000円

(違約金なし)

2年契約：2,700円

(違約金：9,500円)

更新月
2ヶ月

2年契約：2,700円

(違約金：9,500円)

更新月
2ヶ月

期間拘束なし：4,200円 (KDDI) / 5,400円 (ソフトバンク)

(違約金なし)

更新月
2ヶ月

2年契約：3,000円

(違約金：9,500円)

期間拘束なし：3,000円

各社は2019年3月から、更新月を、契約満了月を含む3か月に延長

※KDDIは、2年契約が自動更新するプランについて、更新時に3,000円のギフト券を付与。また、いずれのプランについても、利用年数に応じてポイントを付与。

※ソフトバンクは、期間拘束がないプランの場合のみ、端末購入補助(月々割)が適用される。また、期間拘束のないプランを除き、更新時に3,000ポイントを付与するとともに、利用年数に応じて割引又はポイント付与。(通信料を、3年利用で1%割引～15年利用で5%割引)

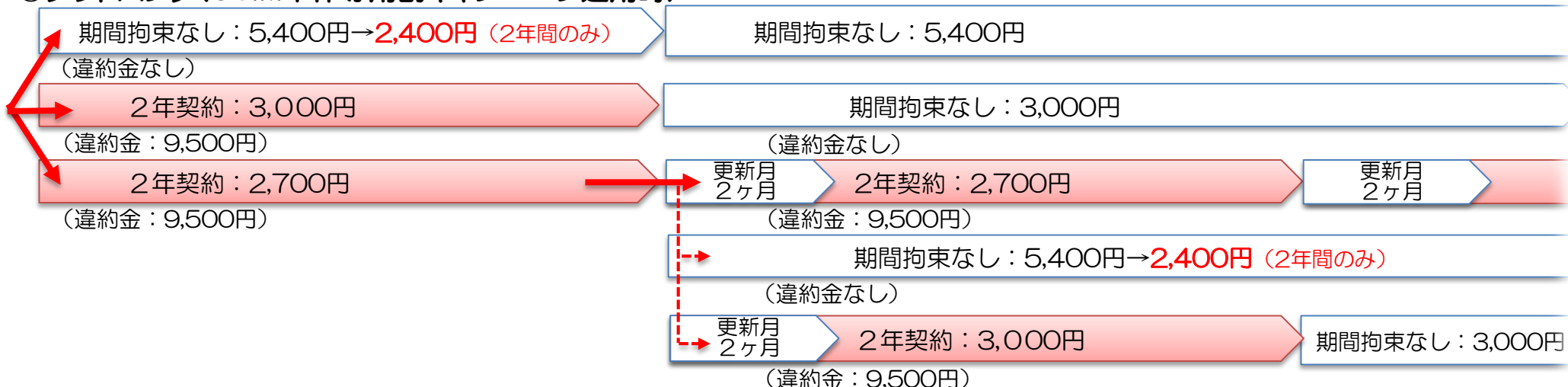
期間拘束のない契約の見直しの動き

- ソフトバンクは、2018年9月より、期間拘束がない場合の料金を月1,200円値上げ。
- あわせて、①期間拘束のない通話基本プランへの加入及び②加入時に端末を購入しないことを条件に、2年間毎月3,000円を割り引く「USIM単体専用割」を提供開始。

【期間拘束の内容別の各社の料金】

	NTTドコモ	端末購入補助	KDDI	端末購入補助	ソフトバンク	端末購入補助
2年契約	2,700円	○	2,700円	○	2,700円	×
2年契約後 期間拘束なし	2,700円	○	3,000円	○	3,000円	×
期間拘束なし	4,200円	○	4,200円	○	5,400円	○
					2,400円(2年間のみ) (2018/9/6～ USIM単体専用割キャンペーン)	×

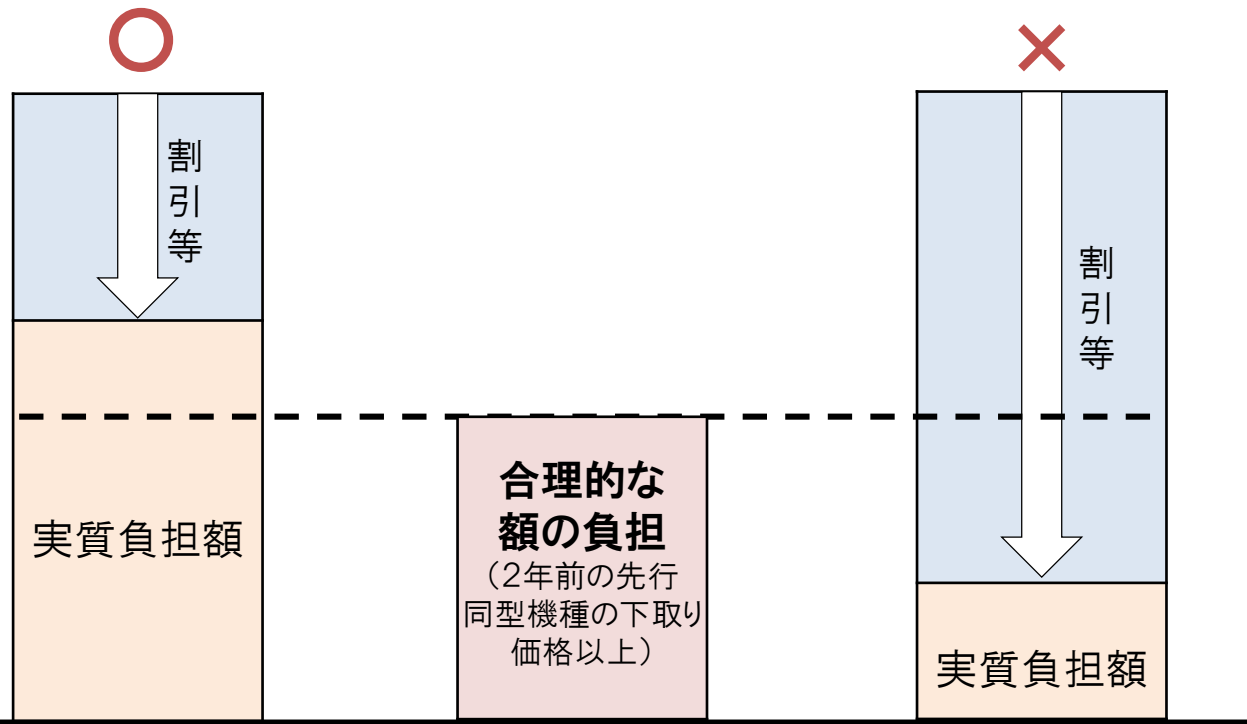
○ソフトバンク(USIM単体専用割キャンペーン適用時)



※ソフトバンクは、期間拘束がないプランの場合のみ、端末購入補助(月々割)が適用される。
また、期間拘束のないプランを除き、更新時に3,000ポイントを付与するとともに、利用年数に応じて割引又はポイント付与。

注:国内通話かけ放題となる料金プランの場合の料金(税抜)を記載。

- 行き過ぎた端末購入補助の適正化を図るため、**端末購入者の実質負担額が一定額を下回るような端末購入補助を禁止**するガイドラインを策定(2016年3月)。
- これにより、①高止まりしている通信料金の低廉化、②端末購入補助を受けない長期利用者等との公平性の確保、③低廉なMVNOサービスの一層の普及を図る。



【端末購入補助とは】

- スマートフォン購入又はMNPを条件とする
 - ▶ 携帯電話の通信料金割引
 - ▶ スマートフォンの購入代金割引
 - ▶ キャッシュバック・商品券・ポイント等
- スマートフォンの販売又はMNP(臨時増額に限る)に応じて販売店に支払う金銭(販売奨励金)
- スマートフォンの購入者にその購入を条件として提供する経済上の利益のために使うことを事業者が販売店に対して実質的に指示する金銭

※2017年5月以前発売の端末については、調達費用に照らして合理的な額の負担を求める。

※在庫端末や廉価端末等については、端末価格に相当するような行き過ぎた額とならない範囲で端末購入補助可能。

各携帯電話事業者の取扱い端末・端末販売手法

	NTT ドコモ	KDDI	ソフト バンク	ワイ モバイル	楽天	IIJ	NTT コミュニケー ションズ	UQ コミュニケー ションズ	ビッグ ロース	J:COM	LINE
SIMロック端末 の販売	○	○	○	○	×	×	×	○ 7,6s,SE	○ 7,6s,SE	○ iPhone7, LGS01, arrows M02	○ SE
SIMフリー端末 の販売	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
新品iPhone の販売	○	○	○	○ 7,6s,SE	○ SE 海外モデル	×	×	○ 7,6s,SE	○ 7,6s,SE	○ 7	○ SE
中古iPhone の販売	×	×	×	×	○ 6s CPO端末	×	×	○ 6s リファ-ビッシュ	×	×	×
その他中古端 末の販売	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
端末購入補助 施策の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
契約データ容 量によって端 末価格が変動	×	×	×	○	×	×	×	○	○	×	×
割賦販売 の有無	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○

注) ○×の判断に当たって、期間限定のキャンペーン等も考慮。

(2019年3月1日時点)

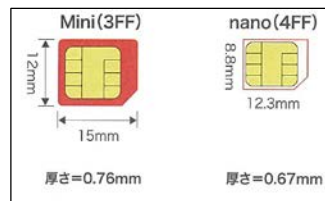
出典: 各社HP

「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」 I 「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」(SIMロック解除関連)概要

- 大手携帯電話事業者は端末にSIMロックをかけて販売。
- 携帯電話事業者を乗り換える際、SIMロックがかかった端末は使用できない。
- 利用者が現在の端末を乗換え先事業者でも使用可能とし、スイッチングコストを低減させるため、SIMロック解除を義務づけるガイドラインを策定(2014年12月)。

SIM (Subscriber Identity Module)カード

- 携帯電話事業者が発行する、利用者が通信サービスを受けるためのICカードで、携帯電話端末に差して利用。
- 電話番号などの情報が記録されており、携帯電話端末をネットワークに接続する際の認証に用いられる。
- 日本では、携帯電話事業者が、端末にあらかじめ自社のSIMカードを差して販売するのが一般的。



※ SIMカードにはサイズが複数あり、端末によって対応しているサイズが異なる。

(出典: 日経コミュニケーション2015年2月号)

SIMロック

- 携帯電話事業者が、(自社のSIMカード等)特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう端末を設定すること。
- 携帯電話事業者を乗り換える際、SIMロックがかかった端末は使用できない。



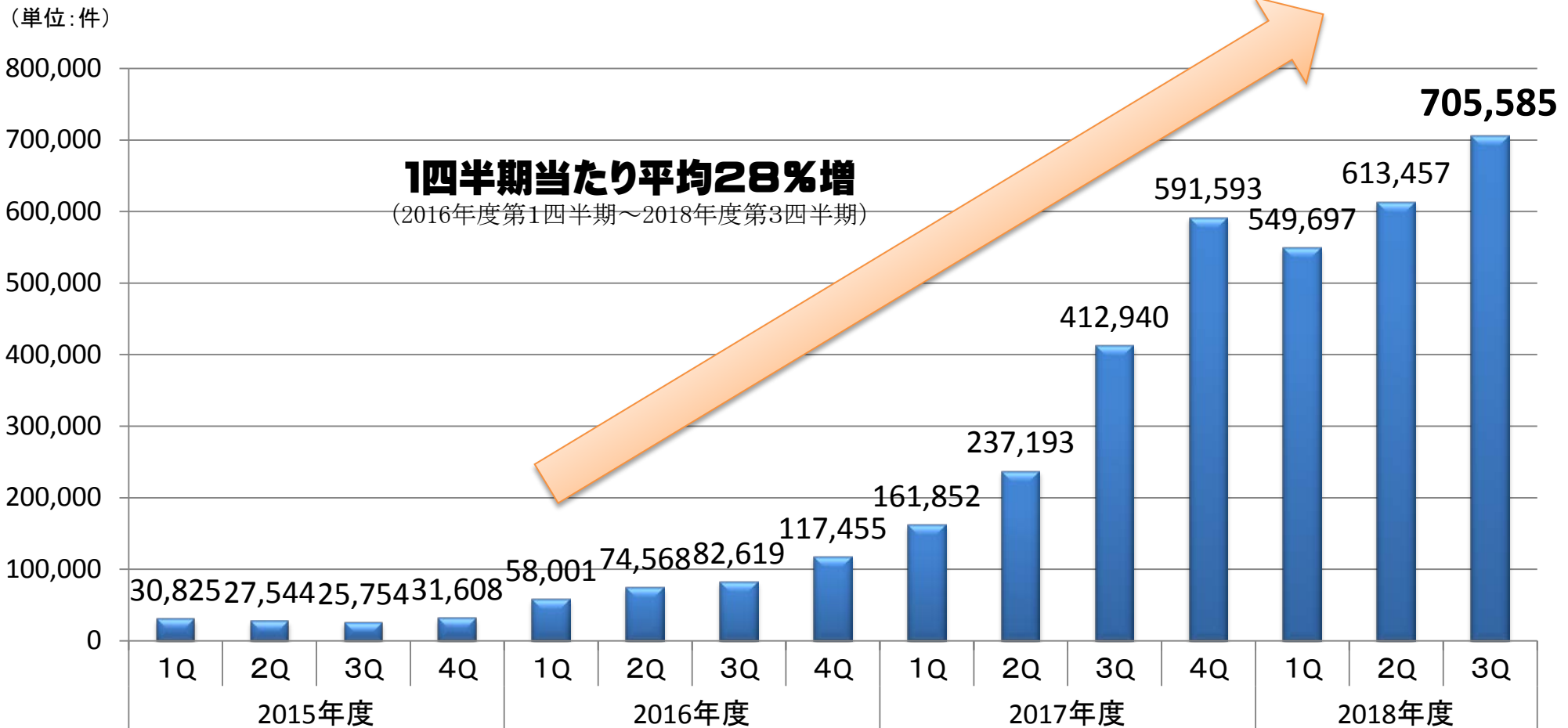
SIMロック解除

- SIMロック解除により、利用者は、現在の端末を乗換え先事業者でも使用可能となり、スイッチングコスト低減。
- そのため、携帯電話事業者に対して、SIMロック解除に応じるよう義務づけるガイドラインを策定(2014年12月)。

- ① 端末を一括払いで購入→支払確認後即時解除可能
- ② 端末を割賦払いで購入→購入から100日経過後に解除可能

※ 中古端末のSIMロック解除にも応じるよう義務づけ(2019年9月適用開始)。

□ SIMロックが解除された端末の数は、2016年度第1四半期以降に大きく増加している（1四半期当たり平均28%増）。



各社SIMロック解除対応状況

(税抜。2019年3月1日時点)

事業者	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク (ワイモバイルを含む)	UQコミュニケー ションズ	ビッグロープ ※2017年11月からSIMロック 端末の取扱い開始	J:COM	LINE ※2018年7月からSIMロッ ク端末の取扱い開始
対象端末	2015年5月1日以 降発売の端末 ※2011年4月～2015年4月発売 の端末も一部機種を除き対象	2015年4月23日以 降発売の端末	2015年5月1日以 降発売の端末	iOS端末3機種 (iPhone 7、6s、SE)	iOS端末3機種 (iPhone 7、6s、SE)	iOS端末1機種 (iPhone 7) Android端末2機種 (LGS01,arrows M02)	iOS端末1機種 (iPhone SE)
端末購入から 解除可能となる までの期間	【割賦払】 100日 ※過去に解除したことがある場合、 その時点から100日経過してい れば即解除可能。	【割賦払】 100日 ※過去に解除したことがある場合、 その時点から100日経過してい れば即解除可能(2017年12 月1日～)。	【割賦払】 100日 ※過去に解除したことがある場合、 その時点から100日経過してい れば即解除可能(2017年12 月1日～)。	【割賦払】 100日 ※過去に解除したことがある場合、 その時点から100日経過してい れば即解除可能(2017年12月1 日～)。	【割賦払】 100日 ※対象端末は、一括払いでの購 入不可。	【割賦払】 100日	【割賦払】 100日
	【一括払】 即日	【一括払】 支払確認後	【一括払】 支払確認後	【一括払】 支払確認後	【一括払】 支払確認後	【一括払】 支払確認後 ※Android2機種は制限なし。	【一括払】 支払確認後
解約後の解除	2019年2月20日～ 原則制限なし	解約後100日以内 のみ可	解約後90日以内 のみ可	解約後100日以内 のみ可	解約後90日以内 のみ可	解約後100日以内 のみ可 ※Android2機種は制限なし。	解約後100日以内 のみ可
中古端末の解除	可	不可	不可	不可	不可	不可 ※Android2機種は可。	不可
解除手数料	・インターネットによ る受付:無料 ・店頭受付:3,000円 ・電話による受付: 3,000円 ※中古端末は電話対応なし ※2011年4月～2015年4月発売 の端末は店頭受付のみ	・インターネットによ る受付:無料 ・店頭受付:3,000円	・インターネットによ る受付:無料 ・店頭受付:3,000円	・インターネットによ る受付:無料 ・電話による受付: 3,000円	・電話による受付: 無料	・インターネットによ る受付:無料	・インターネットによ る受付:無料
自社網を利用 するMVNOでの 利用可否	SIMロック解除をする ことなく利用可能	2017年8月1日以降発 売の端末は利用可能	2017年8月1日以降 発売の端末は利用 可能				

注)2018年8月の「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の改正を踏まえ、各社は2019年9月1日までに中古端末のSIMロック解除に対応予定(NTTドコモは2019年2月20日から対応)。

第 3 章 關係

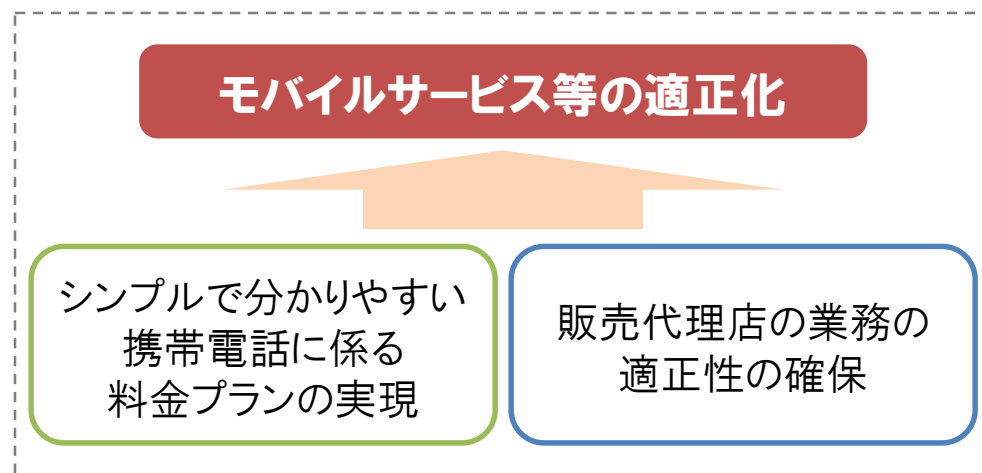
概要

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」及び「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG」が合同で、**モバイルサービス等の適正化に向けて早急に取り組むべき事項を整理**したものの。

構成

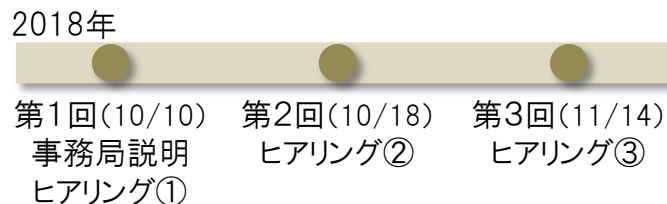
以下について、**電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を検討・実施**することを提言。

- ① シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現
- ② 販売代理店の業務の適正性の確保

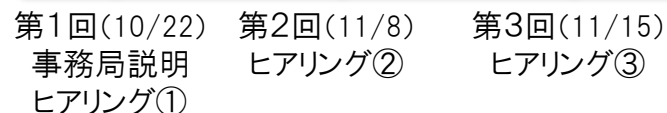


議論の経緯

モバイル市場の競争環境に関する研究会



消費者保護ルールの検証に関するWG



2019年

パブリックコメント
(~12/18)

第6回(1/17) 【合同会合】緊急提言とりまとめ

最低限の基本的なルールとして電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を検討・実施

主な問題点

- ❑ 購入する端末によって通信料金が異なり不公平。
- ❑ 割引等を受けるために通信役務の継続利用が求められる場合があり、利用者を過度に拘束。
- ❑ 端末買換えサポートプログラム(4年縛り)は、通信役務の継続を条件とし、利用者を困り込み。

- ❑ 期間拘束なしの料金プランが実質的な選択肢となっていない。
- ❑ 違約金の算定根拠が不明。
- ❑ 期間拘束の自動更新により、スイッチングコストが上昇。

主な提言

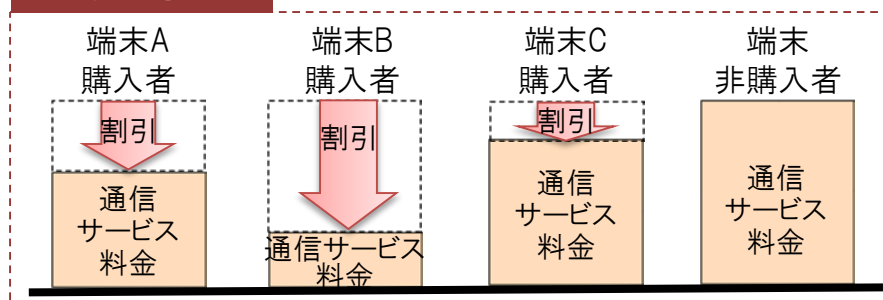
- ❑ 端末購入を条件とする通信料金の割引を廃止。
- ❑ 通信契約の一定期間の利用継続を条件とした端末代金の割引の見直し。
- ❑ 端末買換えサポートプログラム(4年縛り)について抜本的に見直し(通信契約とのひも付けを禁止)。

- ❑ 期間拘束なしの料金プランについて、合理的理由なく著しく劣る提供条件の設定を禁止。
- ❑ 合理的根拠のない著しく高額な違約金を禁止。
- ❑ 自動更新の有無により料金等に差を設けることを禁止。

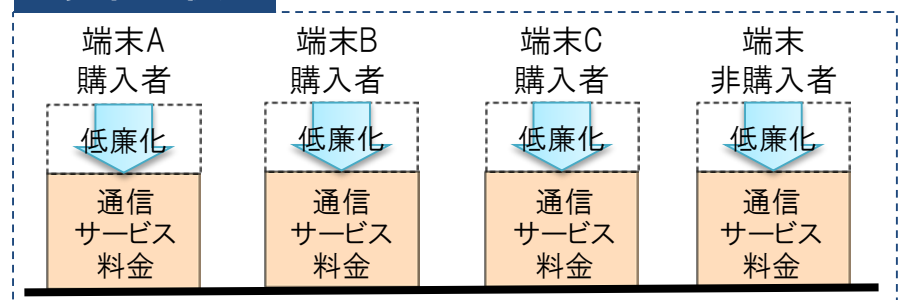
<想定される料金プランの見直しイメージ>

※このほか、過度に複雑な料金プランや合理性を欠く料金プランについても見直しを求める。

現状



見直し後



通信料金と端末代金の完全分離

行き過ぎた期間拘束

販売代理店の業務の適正性の確保に向け、電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を実施

主な問題点

- 通信サービスに係る苦情・相談が依然として多いが、販売代理店への指導は一義的には通信事業者に委ねられ、行政の現状把握が不十分。
- 二次、三次販売代理店等の存在も含め、通信事業者による指導が十分に行き届かず。
- 通信事業者・販売代理店による利用者に誤認を与える勧誘のほか、販売代理店における独自の過度な端末購入補助等の不適切な業務は、業務改善命令の対象外。

現状

通信サービスの提供条件の説明義務

代理店を直接把握する手段なし
(通信事業者を通じて把握)

利用者に誤認を与える勧誘への規律なし

端末の販売等に係る処分権限なし

主な提言

- 行政が販売代理店の存在を直接把握できるよう届出制度を導入。
- 通信事業者・販売代理店による、利用者に誤解を与える不適切な勧誘行為(社名や勧誘目的の不明示等)を禁止。
- 販売代理店の不適切な業務実態(独自の過度な端末購入補助等)について業務改善命令の規律を導入。

見直し後

通信サービスの提供条件の説明義務

代理店の届出制を導入

利用者に誤解を与える不適切な勧誘行為を禁止

通信サービスの提供を前提条件とする
端末の販売等について、
業務改善命令等の規律を導入

- モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るために、電気通信事業法の一部を改正し、必要な措置を講ずる。

モバイル市場の競争の促進

■ 事業者間の競争が不十分

- ☞ 大手3社による寡占(シェア9割)
- ☞ 端末代金と通信料金が一体化し、利用者に分かりにくく不公平。

■ 競争を促進するための基本的なルールを整備

- 通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度を整備。

販売代理店への届出制度の導入

■ 販売代理店への指導は一義的には事業者任せられ、行政の現状把握が不十分

■ 販売代理店の業務の適正性の確保に資する制度を整備

- 販売代理店に届出制度を導入することで、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保。

事業者・販売代理店の勧誘の適正化

■ モバイル・FTTH等の苦情・相談は高い割合で推移

- ☞ 分野別の相談件数(2017年度)で見ると、「インターネット接続回線(FTTH含)」は3.3万件(3位)、「移動通信サービス」は2.4万件(8位)
(出典:全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET))

■ 利用者の利益の保護のためのルールを強化

- 自己の名称等を告げずに勧誘する行為等を抑止することで、利用者利益の保護を強化。

- 現在のモバイル市場は大手3社が約9割のシェアを占める寡占的状況であり、競争が不十分との指摘。
- モバイル市場の競争を促進するため、競争を阻害するおそれがある一定の行為を禁止する。

現状・課題

携帯電話事業者の以下の行為により、競争が働く前提である利用者による適切かつ自由なサービス選択が阻害。

① 通信料金と端末代金の分離の不徹底

- 購入する端末により通信料金が異なる※など、料金プランがわかりづらく、正確に理解して事業者・サービスを比較することが困難。

※ 利用者間の不公平感も惹起。

② 行き過ぎた囲い込み

- 高額な違約金を伴う2年縛り・自動更新や4年縛りにより、利用者を過度に囲い込み。

改正法による措置

競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・販売代理店に対して以下の規律を設け、モバイル市場の公正な競争を促進。

① 通信料金と端末代金の完全分離

- 端末の購入等を条件とする通信料金の割引等の利益の提供※を約することを禁止。

※ 端末代金の割引やキャッシュバック等。

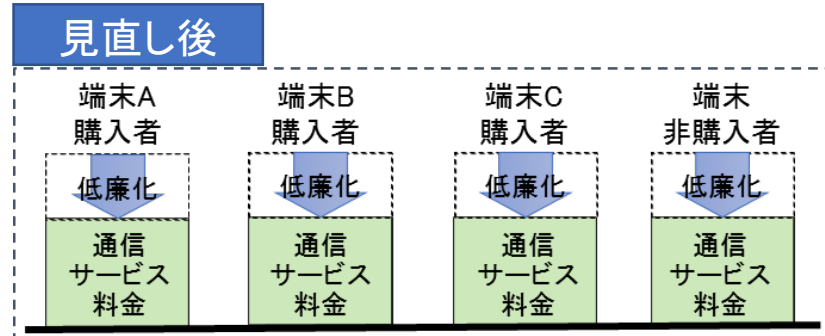
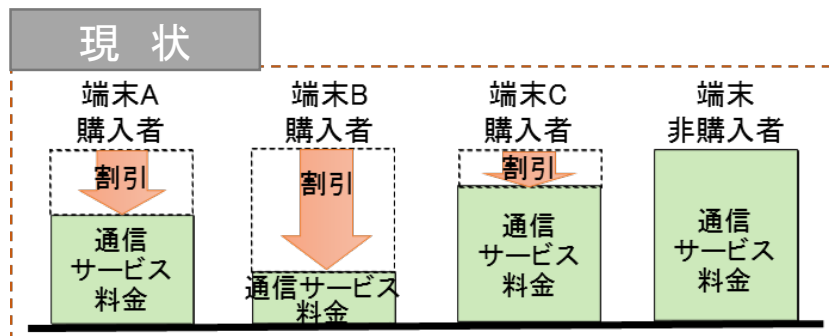
→ 通信料金単体での比較・競争を促進。

② 行き過ぎた囲い込みの禁止

- 契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止。
- 利用者による自由な事業者乗換えを促進。

➤ 違反した場合は業務改善命令の対象

< 想定される料金プランの見直しイメージ >



- 販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、販売代理店についての事前届出制度を導入する。

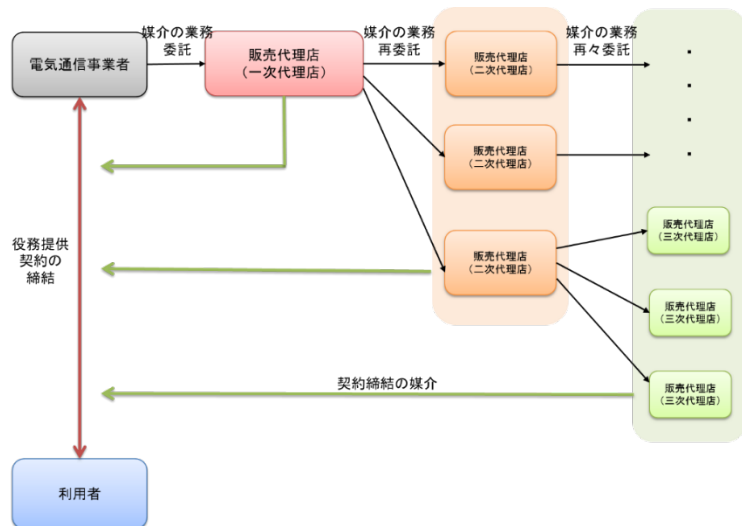
現状・課題

販売代理店への指導は一義的には事業者任せられており※、行政の現状把握が不十分。

- 現在、行政が販売代理店を迅速・適確に把握する手段がない。

(現在は、一部のみ電気通信事業者(携帯電話サービス、FTTHサービス等を提供する者のうち契約者数1万以上の者)からの報告により把握)

販売代理店の契約関係のイメージ



※ 電気通信事業法第27条の3において、電気通信事業者は、委託先の販売代理店の業務の適正かつ確実な遂行を確保するため、指導等の措置を講じなければならない旨を規定。

改正法による措置

販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、行政が販売代理店を直接把握するための制度を整備。

- 一定の通信サービス※の契約の締結の媒介等の業務を行う販売代理店について、総務大臣に対する事前届出制度を導入。

※ 携帯電話サービス、FTTHサービス、ISPサービス、電話サービス等の一般向けサービス

届出事項

- ① 販売代理店の名称・住所・代表者氏名
- ② 取り扱う通信サービスの事業者名等
- ③ 直接の委託元(電気通信事業者又は販売代理店)の名称等
- ④ 取り扱う通信サービスの区分 等

- 販売代理店の迅速・的確な把握により、法の規定※の適切な履行の監督及びこれらの違反に係る業務改善命令の円滑な執行を担保。

※ 既存の規定: 提供条件の説明義務、不実告知等の禁止
新たな規定: 改正内容(1)及び(3)

○ 電気通信事業に関する利用者の苦情・相談が多数生じていることに対応し、利用者の利益の保護のためのルールを強化する。

現状・課題

近年、モバイル・FTTH分野に関する利用者からの苦情・相談は高い件数で推移。

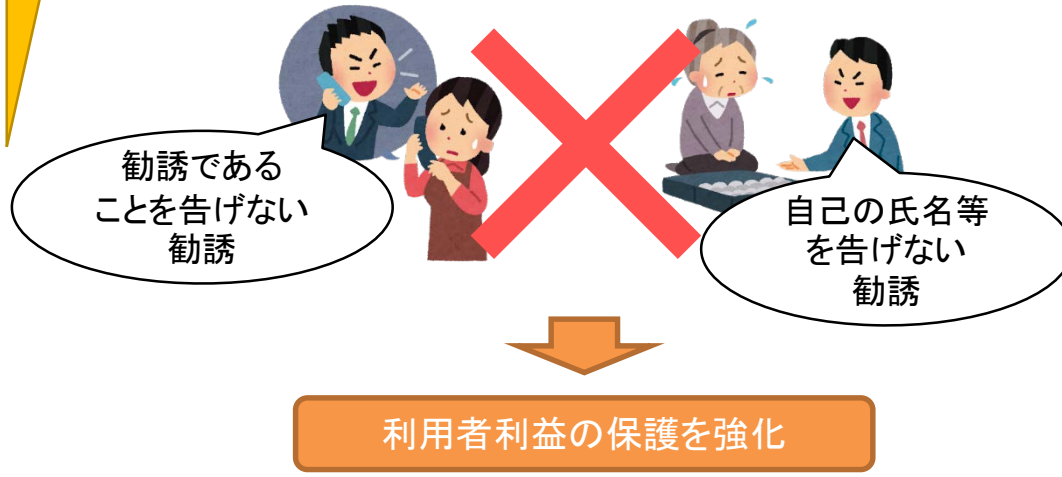
- 苦情・相談の要因には、既存の利用者保護規律で対応できない次のような行為がある。
 - ・ 勧誘主体等について誤解を与える勧誘
 - ・ 勧誘目的であることを明示しない勧誘
- 【苦情の例】
 「大手通信事業者からの電話だと思い契約したが、別の事業者だったので解約したい」
 「契約プランの変更と思ったら別会社との契約になっていた」
- 利用者のニーズに応じたサービス選択を阻害

改正法による措置

利用者の利益の保護のためのルールを強化し、既存の利用者保護規律で対応できない課題に対処。

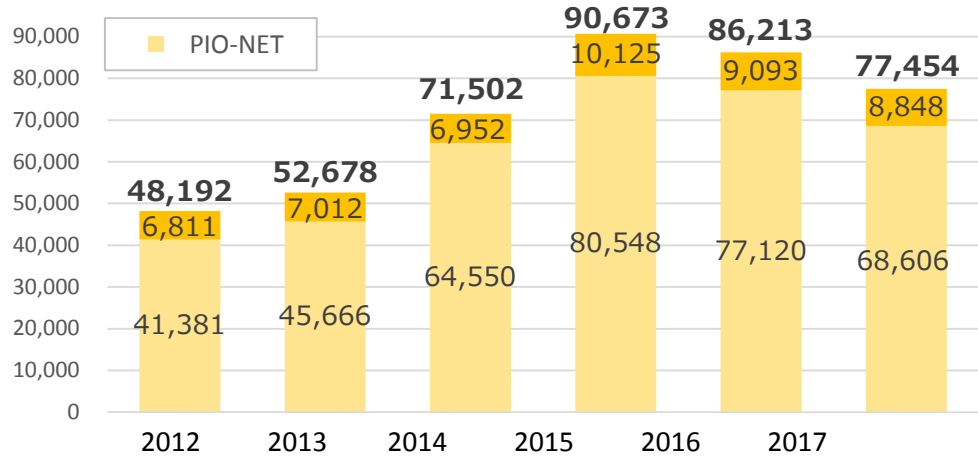
- 電気通信事業者又は販売代理店について、通信サービスの勧誘に先立って「自己の氏名若しくは名称」又は「勧誘である旨」を告げずに勧誘する行為を禁止。
- 違反した場合は業務改善命令の対象

利用者の誤解を招く不適切な勧誘の是正



電気通信サービスに係る苦情相談件数

(全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)及び総務省)



第4章関係

- 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則、事前規制がかかっていない。
- ただし、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務等の役務については、一定の規制。
- 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令を課すことができる。

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）
光IP電話（加入電話を提供する者のOAB～J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金額が一定の条件のもの）

具体的な規制内容

契約約款を作成し、
総務大臣に届出

指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者（NTT東日本・西日本）が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線
・フレッツ光・フレッツISDN・ひかり電話 等

保障契約約款を作成し、
総務大臣に届出

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話

プライスキャップ規制の
対象

全ての電気通信役務

競争事業者の

- 電話（通話）
 - F T T H
 - A D S L
 - I S D N
 - 専用サービス
 - I P 電話（O A B ~ J - I P 電話^{※1}及び050-I P 電話）
- ^{※1} 基礎的電気通信役務に該当するO A B ~ J - I P 電話を除く

携帯電話、P H S、インターネット接続サービス 等

指定電気通信役務

（保障契約約款届出対象役務）

（ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務）

N T T 東日本・西日本の

- F T T H <フレッツ光、フレッツ光ネクスト>
- 専用サービス <一般専用サービス 等>
- O A B ~ J - I P 電話 <ひかり電話>^{※2}
- その他 <フレッツ I S D N 等>

^{※2} ひかり電話のうち、加入電話に相当するものは、基礎的電気通信役務にも該当

N T T 東日本・西日本の

- その他 <フレッツ A D S L 等>

基礎的電気通信役務（契約約款届出対象役務）

（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務）

競争事業者の

- 電話
（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
- 加入電話に相当するO A B ~ J - I P 電話
（加入電話を提供する者のO A B ~ J 番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの）

N T T 東日本・西日本の加入電話に相当するO A B ~ J - I P 電話（基本料）

（加入電話を提供する者のO A B ~ J 番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの）

N T T 東日本・西日本の【ユニバーサルサービス交付金制度の補てん対象】

- 加入電話（加入者回線アクセス、緊急通報）
- 第一種公衆電話^{※3}（市内通話、離島特例通話、緊急通報）

^{※3} 戸外における最低限の通信手段として設置（市街地においては500m四方に1台、それ以外の地域においては1km四方に1台設置。）されている公衆電話（全国で10.9万台）

特定電気通信役務

（プライスカップ規制対象役務）

（指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

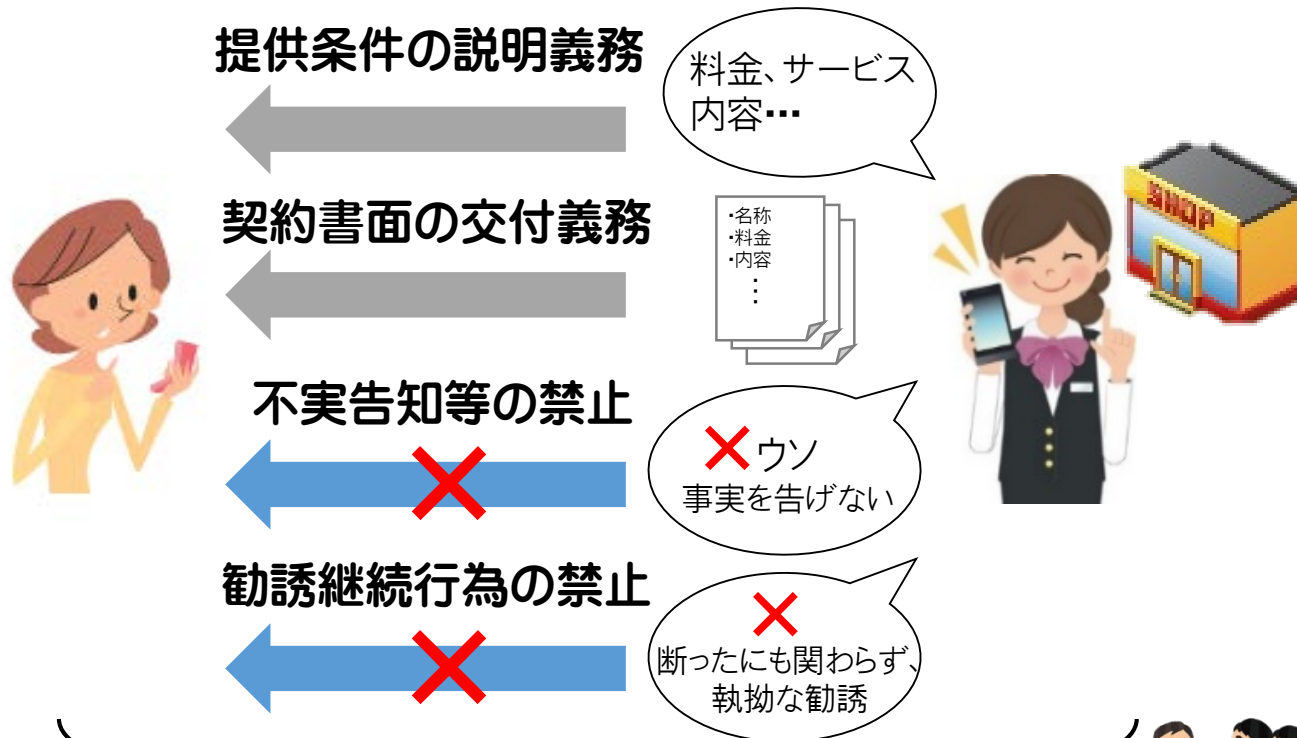
N T T 東日本・西日本の

- 加入電話（市内通話、県内市外通話等）
- I S D N（加入者回線アクセス、市内通話、県内市外通話）
- 公衆電話（基礎的電気通信役務以外）

消費者保護ルール

- 電気通信サービスの料金の事前規制の原則廃止に伴い、消費者保護ルールを整備(2004年)。
- サービスの多様化・複雑化を背景にして増加しつつある苦情・相談への対応や、消費者トラブルの防止のため、消費者保護ルールを強化(2016年)し、事業者の取組状況についてモニタリングを実施。

契約時



代理店に対する指導等の措置義務

契約後

初期契約解除制度*

契約書面受領後
8日以内

事業者の
合意なく
解約

苦情等の処理義務



- 電気通信事業者及び媒介等業務受託者(代理店)は、利用者と契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、料金その他の提供条件の概要について説明をしなければならない。

対象範囲

- 対象として指定された電気通信役務のうち、付加的な機能を除いた部分。オプションも除く。
 - ただし付加的機能・オプションでもあっても有効な意思表示がないのに加入させることは不適切。
- 法人契約、自動締結契約、都度契約、接続・共用契約、一定の変更・更新契約は除外。

基本説明事項

- 事業者の連絡先・名称等
 - 電気通信事業者の連絡先・名称等、媒介等業務受託者の連絡先・名称等
- 電気通信役務の内容
 - 名称、種類(施行規則別表)、品質、提供を受けることができる場所、緊急通報に係る制限、青少年フィルタリングサービス、帯域制御等その他の通信制限
- 通信料金等
 - 料金その他の経費(割引を含む)、割引の適用期間等の条件
- 契約変更・契約解除に関する事項
 - 契約変更・解除の連絡先・方法
 - 契約変更・解除の条件等(一定期間に限り無償解約できる、解除時に生じる違約金額、セット販売全体の解除で違約金が生じる旨等)
- 初期契約解除制度に関する事項(制度適用の場合)、確認措置に関する事項(措置適用の場合)

料金その他の経費の例

基本料金
通話料金
データ通信料金・インターネット接続料金
事務手数料
工事費、機器レンタル料
割引、キャッシュバック …

説明方法

- 共通事項: 平均的な消費者が理解できると推定できる程度に理解しやすい内容及び方法
- 原則的方法: 説明事項を分かりやすく記載した書面を交付して説明。
 - 代替的方法: 利用者が了解したときは、電子メール、ウェブサイト、DM等の広告、電話でも可能。

契約前の説明義務(2)

適合性の原則

- 提供条件の説明は、利用者の知識、経験、契約の締結の目的に照らして、利用者に理解されるために必要な方法・程度による必要がある。
 - 利用者がその利用実態等に対応した料金プランを選択できるよう、事業者において適切な説明を実施。
 - 利用者の属性を把握し判断する方法について、事業者において規定。
 - その他、高齢者、障がい者、未成年者等のように特に配慮が必要と考えられる利用者に対する説明の方法、知識・経験が十分とする利用者に対する説明の方法の例示あり。
- 【望ましい例】 高齢者に対し、専用資料を用意し、本人の意思に応じて丁寧かつ詳細な説明を行うこと。
- 【不適切な例】 通話のみを利用していた高齢者に対し、通常の説明のみでタブレット契約等を勧誘し、不要と考えられるような大容量・高額なデータ通信プランを推奨すること。

自動更新時の事前通知

- 携帯電話の「2年縛り」等、利用者の申出がない限り行われる契約更新で、更新後の中途解約違約金の額が基本料金額を超えるもの(=自動更新)については、提供条件の説明として、次の事項を通知することが必要。

自動更新をしようとする旨

自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨

自動更新後の契約期間

自動更新後の違約金の額

更新中止の手続きの方法

更新中止可能な具体的期間

※この他、自動更新に伴い変更する基本説明事項がある場合はその事項の内容を併せて通知必要

※主要な携帯電話サービス以外のサービスについては、施行後半年間、適用を猶予(準備期間)

- 電子メールで通知する場合、上記太枠の内容は電子メール本文に記載。その他はリンク先で容易に確認。
- 更新中止が可能な期間が到来する前に通知必要。

変更時の説明

- 種類を変更するときは全ての基本説明事項を説明。
- 利用者からの申出で変更する場合、電気通信事業者の申出で利用者に不利な変更をする場合は、変更される基本説明事項を説明。

- ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合において、法令遵守状況について実地調査を実施し、その結果を「平成29年度消費者保護ルール実施状況のモニタリング(評価・総括)」として2018年7月に公表。
- あわせて、当該結果を踏まえ、調査対象の電気通信事業者に対し、利用者への説明の実施状況等について、その改善を求める指導を実施。
- MNOサービスでは、「2年縛りプラン以外の料金プランが紹介されなかった例」が平均36%、「解約月の基本料金は日割りされない旨について説明がなかった例」が平均40%あった。

2. 法令遵守状況について(実地調査結果等)

(2) 実地調査の結果概要

- ① 2年縛りプラン以外の料金プラン(当初から縛りのないプラン及び2年後フリーのプラン^注)が紹介されなかった例:全体平均36%【昨年調査:68%】

注: 契約当初から「2年後フリープラン」を選択するのではなく、2年経過後に、違約金なくいつでも解約できるプランに移行することを選択できる場合は、その旨の紹介があったかどうかを確認

※ 全く言及のないケースのほか、「他の料金プランもあるが、料金が割高なのでこちらをご案内させていただく」として2年縛りプランのみを説明しているケースあり。

(参考)利用者アンケートにおいて、当初から縛りのないプランの説明がなかったとする回答の割合:73%(3社全体。以下同じ。)、2年後フリープランの説明がなかったとする回答の割合:57%

- ② 自動更新の説明がなかった例:全体平均27%【昨年調査:58%】

※ 全く言及のないケースのほか、「2年更新」といった言及があるのみで、(申し出ない限り)自動で更新されることの説明がないケースあり。

(参考)利用者アンケートにおいて、自動更新の説明がなかったとする回答の割合:20%

- ③ 更新月の説明がなかった例:全体平均22%【昨年調査:58%】

※ 全く言及のないケースのほか、「更新月」といった言及があるのみで、その意味(違約金なしに解約できること)又はその期間等について説明がないケースあり。

(参考)利用者アンケートにおいて、更新月の説明がなかったとする回答の割合:28%

- ④ 違約金又は具体的な違約金の額について説明がなかった例:全体平均15%

(参考)利用者アンケートにおいて、違約金の説明がなかったとする回答の割合:12%

- ⑤ 解約月の基本料金は日割りされない旨について説明がなかった例:全体平均40%【昨年調査:76%】

(参考)利用者アンケートにおいて、解約月の基本料金は日割りされない旨について説明がなかったとする回答の割合:35%

※ サンプル数が限られるため、本調査結果については、必ずしも一律に当該事業者の全体傾向を示しているとは判断できないことに留意が必要。

※ 数値は各項目に掲げる事例に該当した調査件数の割合(サービス内容等が事業者によって異なるため項目によっては母数が異なる)

携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)



通信役務市場の競争

【通信と端末のセット販売】

- ★ 通信と端末のセット販売において**端末代金を大幅に値引く販売方法**により、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ 端末の本来の価格として表示された**根拠のない価格からの大幅な値引き額等**を強調して消費者を不当に誘引する場合には景品表示法上問題となるおそれ

【中古端末の流通】

- ★ MNOの下取り端末について、**販売先事業者による国内流通を制限し、MVNOを排除すること**は、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ MNOの下取り端末を販売する際に**特定事業者のみ著しく不利な条件で販売すること**は、独占禁止法上問題となるおそれ

【MVNOとの取引における差別取扱い】

- ★ MNOが**特定のMVNOに対してのみ著しく有利な価格・条件**で接続することなどにより、当該MVNO以外のMVNOの事業活動を困難にさせる場合は独占禁止法上問題となるおそれ

【期間拘束・自動更新付契約(2年縛り)】

- ★ 2年縛りやその自動更新が**実質的に消費者を拘束すること以外に合理的な目的はない**と判断され、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ

【将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提としたプログラム(4年縛り)】

- ★ 4年縛りが**消費者の選択権を事実上奪い**、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ 4年縛りは**端末を半額で購入できるかのような印象**を与えることも懸念され、店舗での説明等が不十分であり、消費者を不当に誘引する場合には景品表示法上問題となるおそれ

【SIMロック】

- ★ SIMロックを設定することに**合理的な説明がつくとはいえず**、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ

スイッチングコストを高める行為、消費者を不当に誘引する行為等の組み合わせにより、競争者排除効果が増幅し、独占禁止法上問題となるおそれが一層高まる

消費者の選択が機能するための望ましい対応

(基本的考え方)

市場において事業者の十分な競争が行われるためには、**消費者による合理的な商品・役務の選択**が機能することが重要な要素である

(望ましい対応)

- 消費者が契約期間中に支払う**通信料金と端末代金の費用総額**の目安の提示(新規契約及び契約更新時)
- MNOの販売方法(通信と端末のセット販売、2年縛り等)は消費者にとって複雑なものとなっているため、**このような契約プランの改善**
- 消費者の利用状況を踏まえた、**最適なプランの提示**

MVNOの競争環境を確保するために望まれる制度上の対応

(基本的考え方)

MVNOがMNOの競争者として機能するため、**MNOが接続料を引き下げ、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブ**となるような**制度設計**が必要

(望ましい対応)

- 接続料等の**周波数割当**への活用
- 接続料の検証における一層の**透明性**の確保
- 接続料の**予見性**の確保

6 競争政策上の考え方

(1) 通信と端末のセット販売

通信役務の料金や端末の販売価格について、値引きやキャッシュバックが行われることは、価格競争の表れであり、それ自体は望ましいことである。

しかし、通信と端末のセット販売において端末代金を大幅に値引く販売方法は、端末の大幅な割引に誘引される消費者をそのような販売方法を採用することが可能なMNO3社との契約へ誘引するため、MVNOに対し、MNOは競争上優位な地位を獲得する。

この点、総務省は過度の端末購入補助の是正に取り組んでおり、これは電気通信事業法の趣旨・目的に沿ったものであるとともに、MVNOの競争環境の確保の観点からも評価できるものである。

端末市場において、MNO各社が販売する端末のシェアは約9割であり、また、前記販売方法がMNO各社によって並行して採られているという状況を踏まえれば、前記販売方法が、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占等)。この場合、MNO相互の意思の連絡が無く、MNO各社の個別の判断に基づくものであったとしても、それぞれの行為が独占禁止法上問題となるおそれがある。

なお、通常、販売代理店が独自の判断において行う端末代金の割引やキャッシュバックは独占禁止法上問題となるものではないが、販売代理店が、端末をその提供に要する費用を著しく下回る価格で販売するなどにより、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(平成21年12月18日 公正取引委員会)で示されている事項を満たす場合は、独占禁止法上問題となるおそれがある(不当廉売)。

また、端末の本来の価格として表示された価格での販売実績がないなど、根拠のない価格からの大幅な値引き額や値引き率を強調することで、他の事業者に係るものよりも著しく有利であると消費者を誤認させ不当に誘引する場合には、景品表示法上問題となるおそれがある。

消費者アンケートの結果によると、実際のMVNO利用者の割合と消費者の選好との間に乖離が生じている可能性があり、その要因の一つとして、消費者が契約内容やその負担額の大きさについて情報が不十分なため、本来の選好に沿った選択がなされていないことが考えられる。すなわち、①MNOの契約プランを複雑と感じる消費者が多数で、MNOの実際の契約プランは一定期間にかかる費用総額のイメージが理解しづらい、②消費者は、割引額を長期間の累積した金額で示されると誘引されやすい(実質的に同じ金額でも、短期間の金額で示された割引額を過少評価する)傾向がある、という状況において、MNOと契約した場合の一定期間の費用総額のイメージを持ってないまま、一括で示される端末値引き額の大きさに誘引されて、本来の選好に沿った選択をできていない消費者がいる可能性がある。

消費者の商品・役務の選択は、個々の消費者の選好を反映して行われることが望ましく、MNO各社は少なくとも期間拘束契約をする場合には、当該期間において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましい。また、契約の更新時においても同様に、更新後の拘束期間中において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましい。

6 競争政策上の考え方

(2) 期間拘束・自動更新付契約(いわゆる「2年縛り」)

2年縛りについて、MNO各社は契約期間の縛りのない価格から値引きをする代わりに2年間の利用を約束してもらう(中途解約する場合には契約解除料を払ってもらう)プランであるなどと説明している。独占禁止法の観点からは、2年縛りのないプランの料金が2年縛りを正当化するためだけに名目上設定されたもので、実体のある価格と認められず、全体としてみて利用者を2年間拘束すること以外に合理的な目的はないと判断される場合に、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。

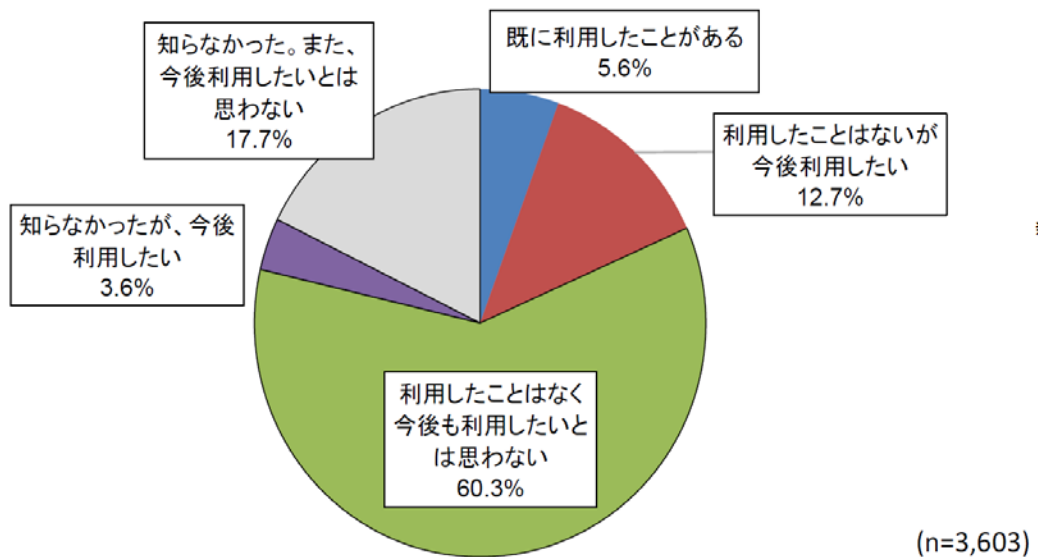
また、2年縛りを自動更新することについては、その趣旨を理解又は納得できずに不満を持つ消費者が多く(例:10年以上も使ったのに契約解除料を請求された)、これは消費者の利益とはなっていない。2年縛りの自動更新が実質的に消費者を拘束すること以外に合理的な目的はないと判断される場合に、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。

(3) 将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提としたプログラム(いわゆる「4年縛り」)

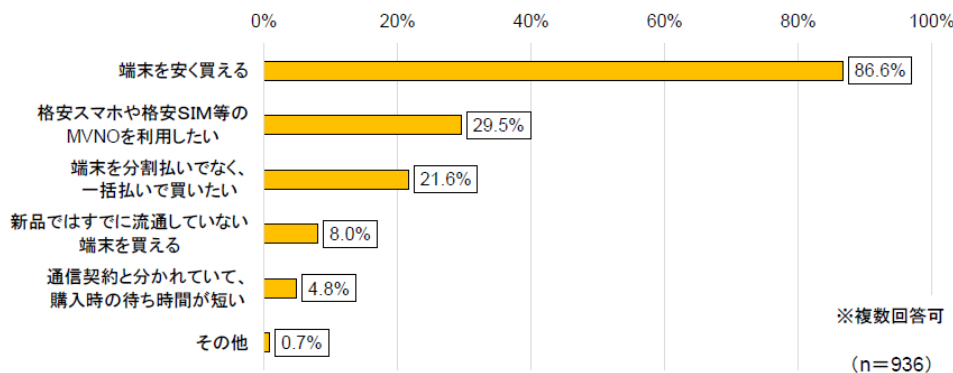
4年縛りのプログラムは、負担なくプログラムの解約等を行うことができる期間がなく、一度これを選択してしまうと、端末下取り及び同プログラムの再契約以外の選択をしようと考へても、端末が高額になるほど消費者にとってその際の実質的な負担が大きい。同プログラムが、消費者の契約変更を断念させることで消費者の選択権を事実上奪うものと判断される場合であって、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。

また、4年縛りは、あたかも端末を半額で購入できるかのような印象を与えることも懸念され、4年縛りのプログラムの表示の仕方や、店舗での実際の説明の仕方によっては、消費者がプログラムのメリット・デメリットを十分に理解しないままに契約してしまう可能性があることから、その表示や説明の内容・方法によっては、他の事業者に係るものよりも著しく有利であると消費者を誤認させ不当に誘引する場合には、景品表示法上問題となるおそれがある。

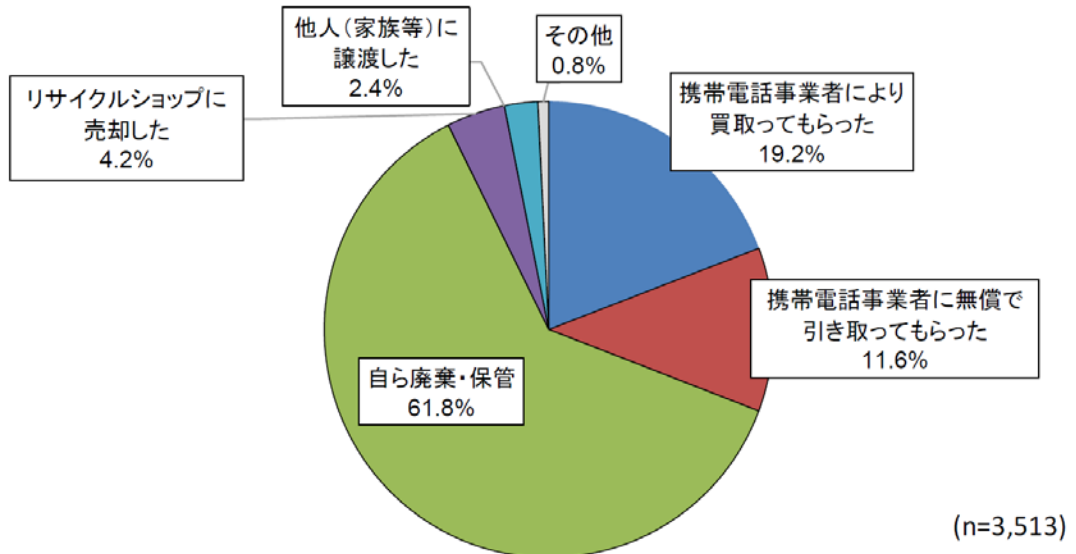
【移動系通信における中古端末の流通に関する認知度・利用意向】



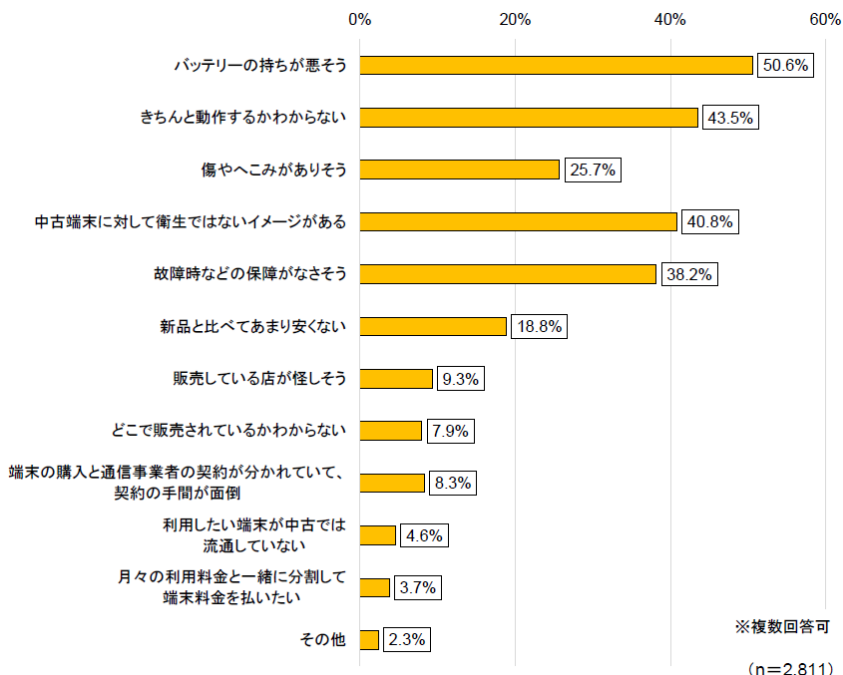
【中古端末を利用したい理由】



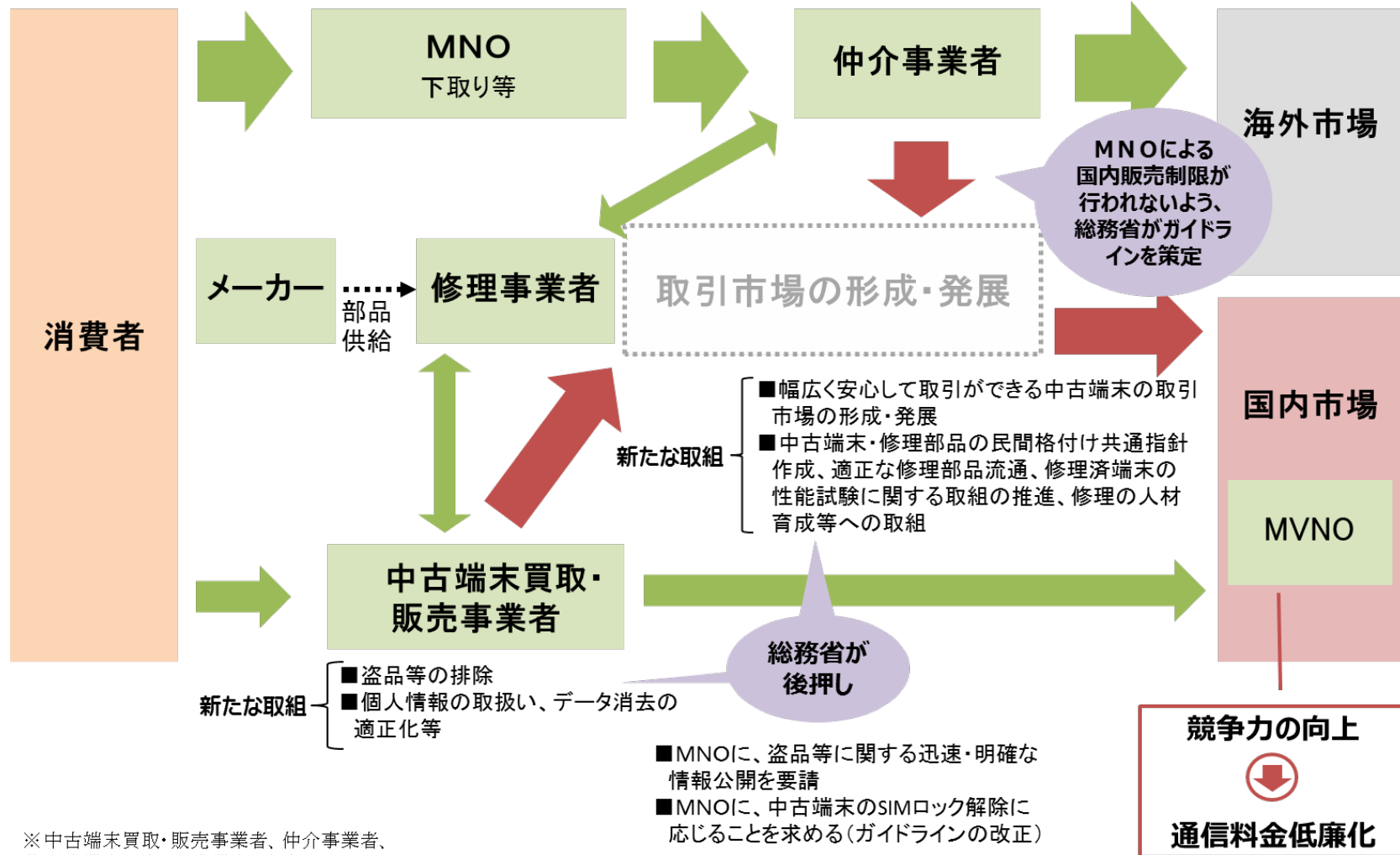
【利用していた端末の処分方法】



【中古端末を利用しない理由】



- MNOによる中古端末の国内流通制限を禁止するため、ガイドラインを改正する。
 - MNOによる中古端末のSIMロック解除の実施を確保するため、ガイドラインを改正する。
- 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を改正（2018年8月28日）。



※ 中古端末買取・販売事業者、仲介事業者、修理事業者を兼ねる事業者も存在。

使用しなくなった携帯電話端末内のデータ消去(キャリアショップの対応) 67

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
①データ消去(②以外)			
リサイクル品として回収の場合 (再資源化)	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内 ・データ消去後、店員が破砕処理(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内 ・データ消去後、店員が破砕処理(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内 ・データ消去後、店員が破砕処理(※1)
下取りの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内(データ消去を条件に下取りを実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内 ・下取り後、KDDIにおいてデータ消去を実施(※2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内 ・下取り後、ソフトバンクにおいてデータ消去を実施(※3) ・委託先においてデータ消去を実施
契約者からの依頼の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内
契約者以外からの依頼の場合			
②モバイルFeliCa ICチップ内のデータ消去			
リサイクル品として回収の場合 (再資源化)	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内のDOCOPY利用を含め、来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内(※4) ・データ消去後、店員が破砕処理(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内 ・店員が店頭ツールで消去 ・データ消去後、店員が破砕処理(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内 ・データ消去後、店員が破砕処理(※1)
下取りの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内のDOCOPY利用を含め、来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内(※4)(データ消去を条件に下取りを実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内 ・店員が店頭ツールで消去 ・下取り後、KDDIにおいてデータ消去を実施(※2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施
契約者からの依頼の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内のDOCOPY利用を含め、来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内(※4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内 ・店員が店頭ツールで消去 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内 ・店員が店頭ツールで消去
契約者以外からの依頼の場合			

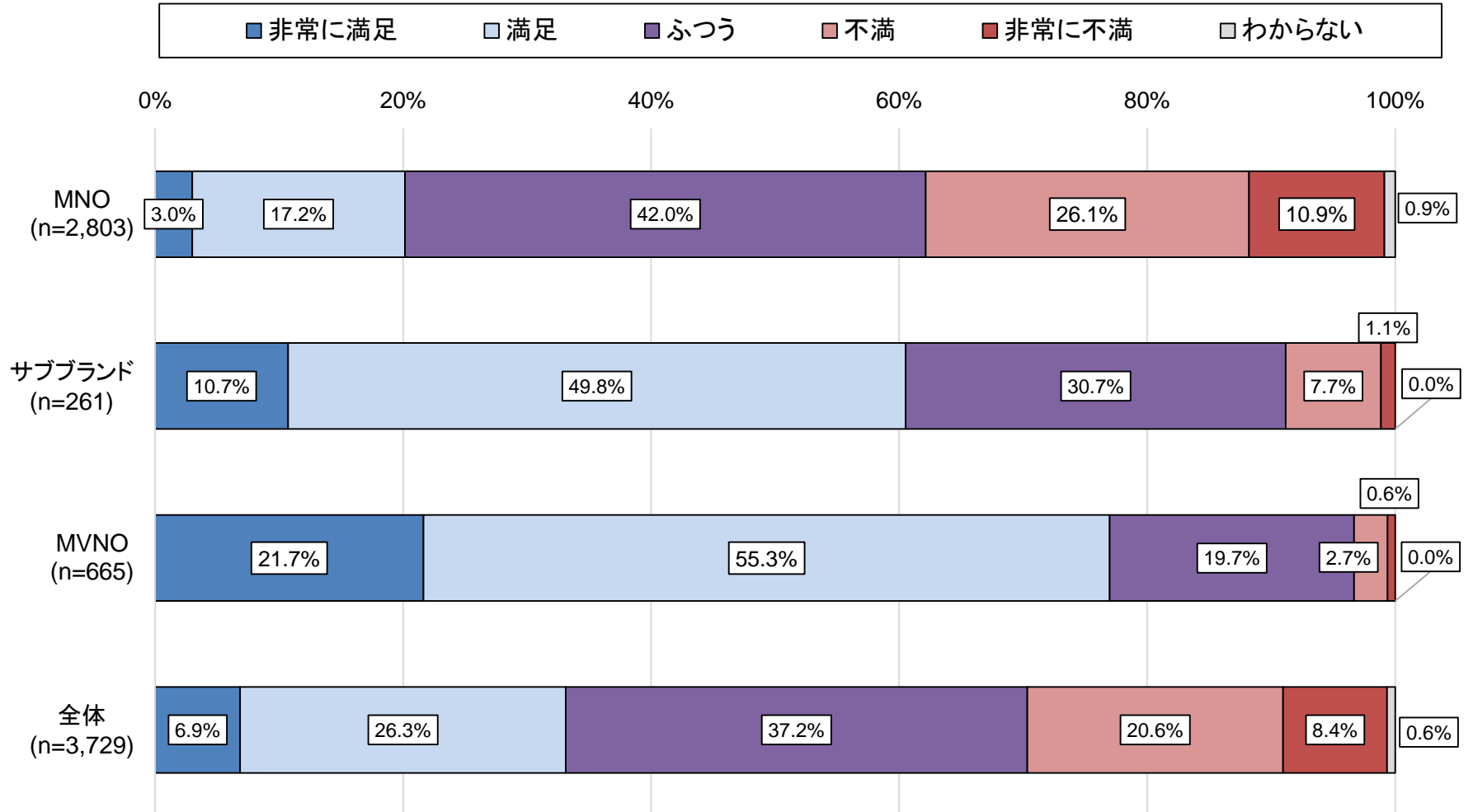
※1: 破砕により発火のおそれがある端末(電池内蔵型)の場合は、専門の処理業者が解体・機能破壊を実施。(NTTドコモは、ホームボタン付きiPhone・iPadは破砕処理を実施。)

※2: 下取り端末について、2019年3月転売分までは委託先がデータ消去及びFeliCa ICチップ内データの消去を実施。同年4月転売分からはKDDIが店舗外の別施設でデータ消去ツールを使って消去を実施。

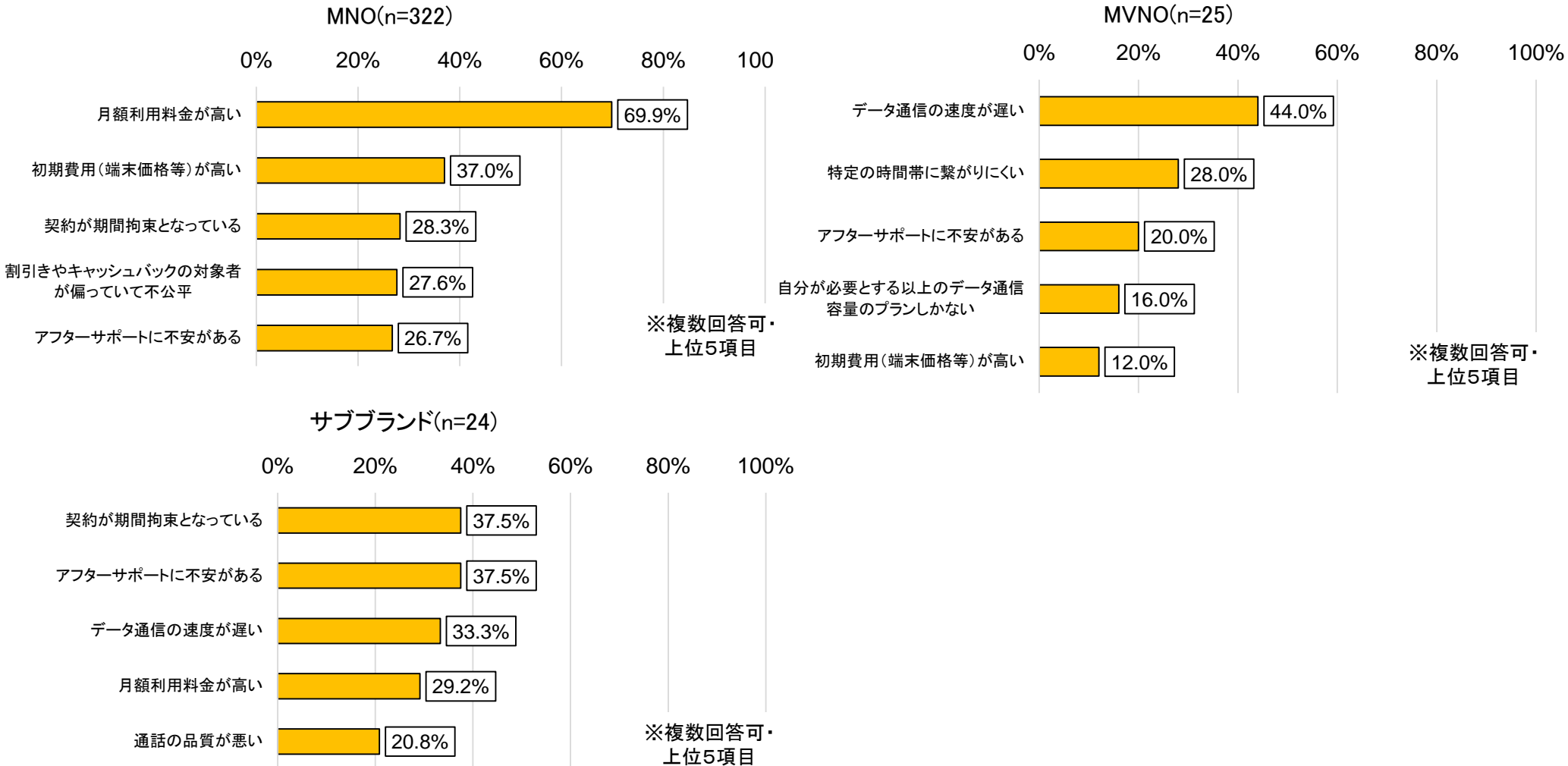
※3: 来店者自身によるデータ消去が確認できない場合に実施。

※4: データ消去方法は、次の2パターンを案内。①端末操作により、各電子マネーを一個ずつ削除。②店舗内のDOCOPY(データの移行やバックアップ、消去を行うための専用機器)により削除。なお、DOCOPYで削除できるのはドコモ端末のみ。

【移動系通信サービスの料金に対する満足度】



【移動系通信サービスの不満足な点】



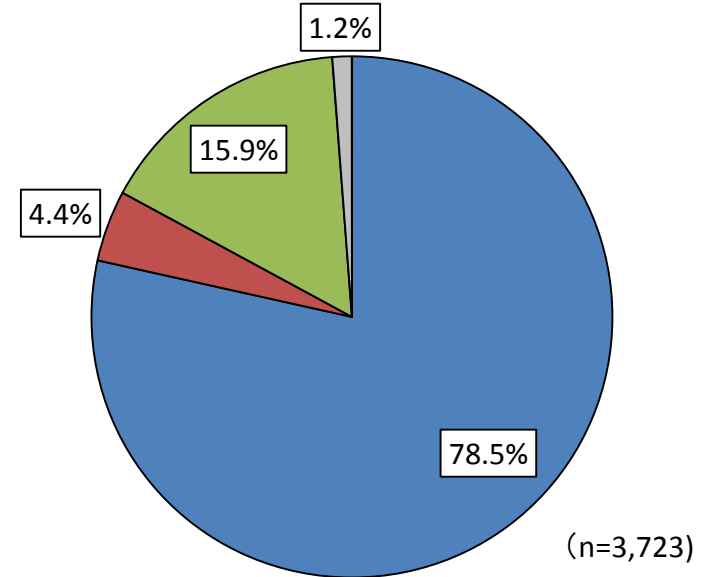
- アンケートに回答した全てのMNO及び約半数のMVNOがキャッシュバックを実施しており、還元対象費目を特に設定せずに実施している事業者が多かったほか、昨年度に引き続きMNOのみが他社設定違約金を還元対象費目としていた。還元方法はMNO、MVNOのいずれも同傾向であったが、現金でのキャッシュバックを実施したと回答したMNOはいなかった。
- 移動系通信サービスにおける、キャッシュバックと料金値下げに関する認識では、「キャッシュバックの増額よりも通信料金の値下げを優先してほしい」との回答が最も多かった(78.5%)。

【移動系通信事業者におけるキャッシュバックの実施状況】

	MNO	MVNO
アンケート回答者数	4者	21者
実施事業者数	4者	10者
還元対象費目	<ul style="list-style-type: none"> ・他社設定違約金(1) ・事務手数料(1) ・月額通信料金(1) ・端末機器等代金(1) ・なし(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・他社設定違約金(0) ・事務手数料(1) ・月額通信料金(1) ・端末機器等代金(1) ・なし(7)
還元方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現金(0) ・商品券等の金券(2) ・料金無償化、割引(1) ・専用ポイント(3) ・その他(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金(3) ・商品券等の金券(3) ・料金無償化、割引(3) ・専用ポイント(3) ・その他(0)

注：()内の数字は実施している事業者の数。複数回答可。

【移動系通信サービスにおけるキャッシュバックと料金値下げに関する認識】



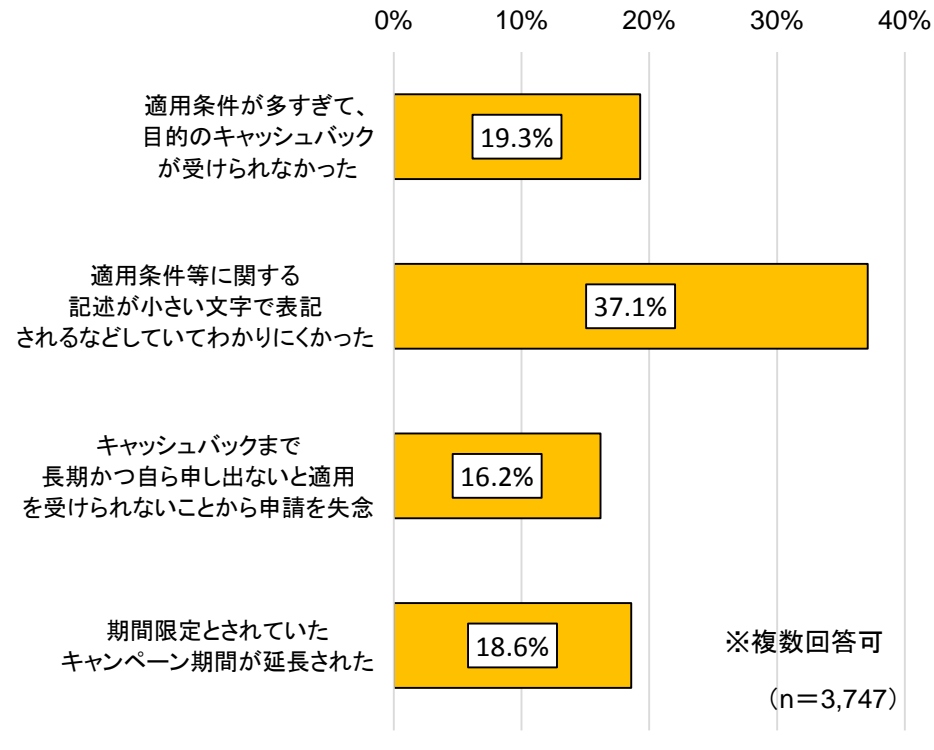
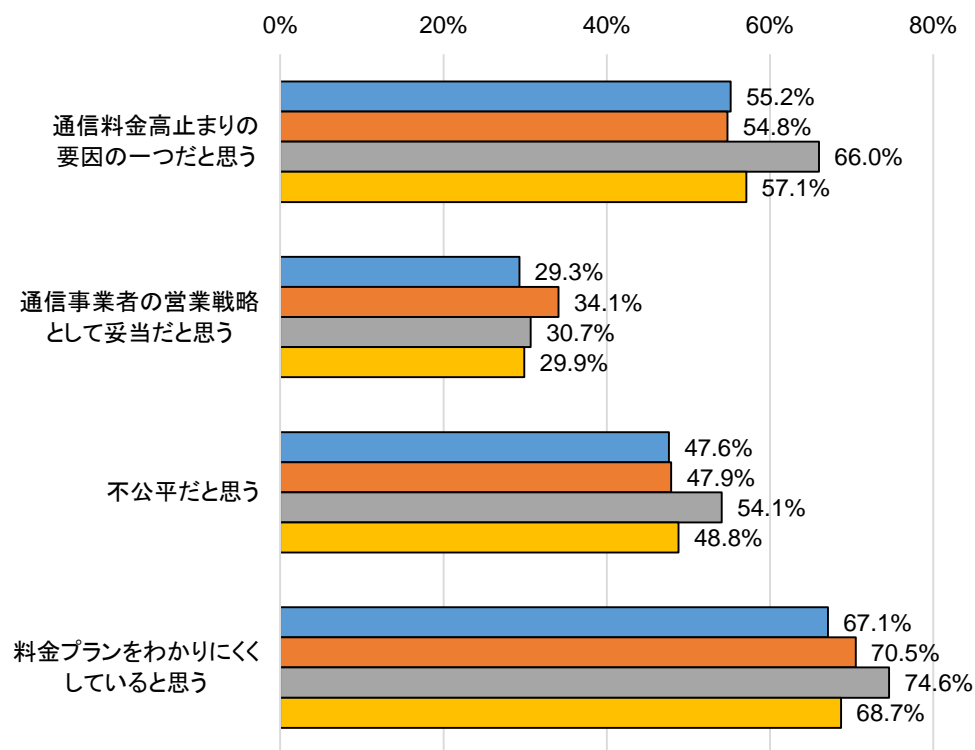
- キャッシュバックの増額よりも通信料金の値下げを優先してほしい。
- 通信料金の値下げよりもキャッシュバックの増額を優先してほしい。
- 通信料金の値下げとキャッシュバックの増額のどちらが優先でも構わない。
- その他

- キャッシュバックに対する認識では、MVNO利用者において批判的な意見の割合が高い。また、「料金プランを分かりにくくしている」と感じる人の割合は全体で68.7%であり、他の項目に比べ最も高かった。
- キャッシュバックに関する利用者の経験では、「適用条件等の表記がわかりにくい」が37.1%で最も多かった。

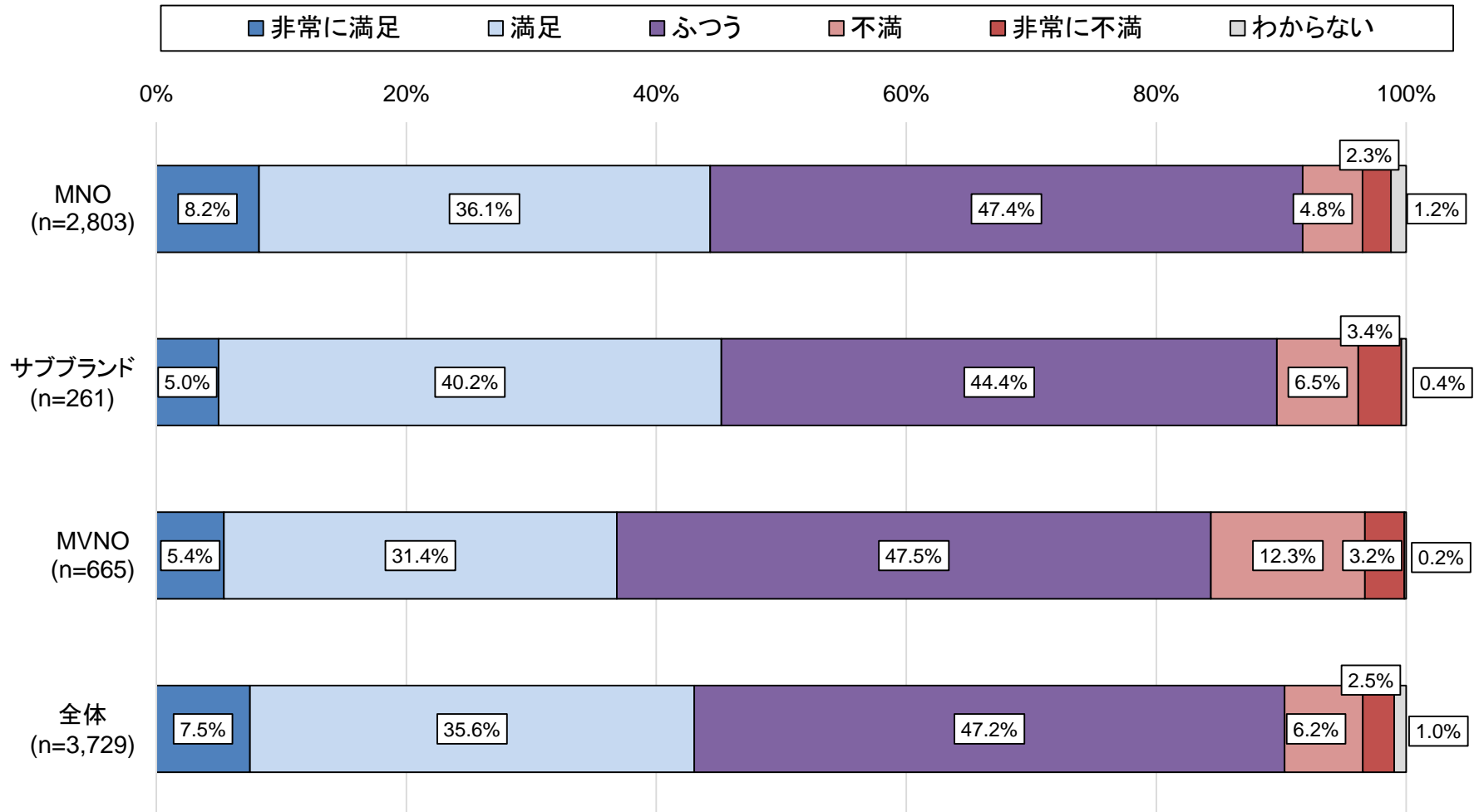
【移動通信サービスにおけるキャッシュバックに対する認識】

【移動系通信事業者のキャッシュバックに関する利用者の経験】

■ MNO(n=2,803) ■ サブブランド(n=261) ■ MVNO(n=665) ■ 全体(n=3,729)



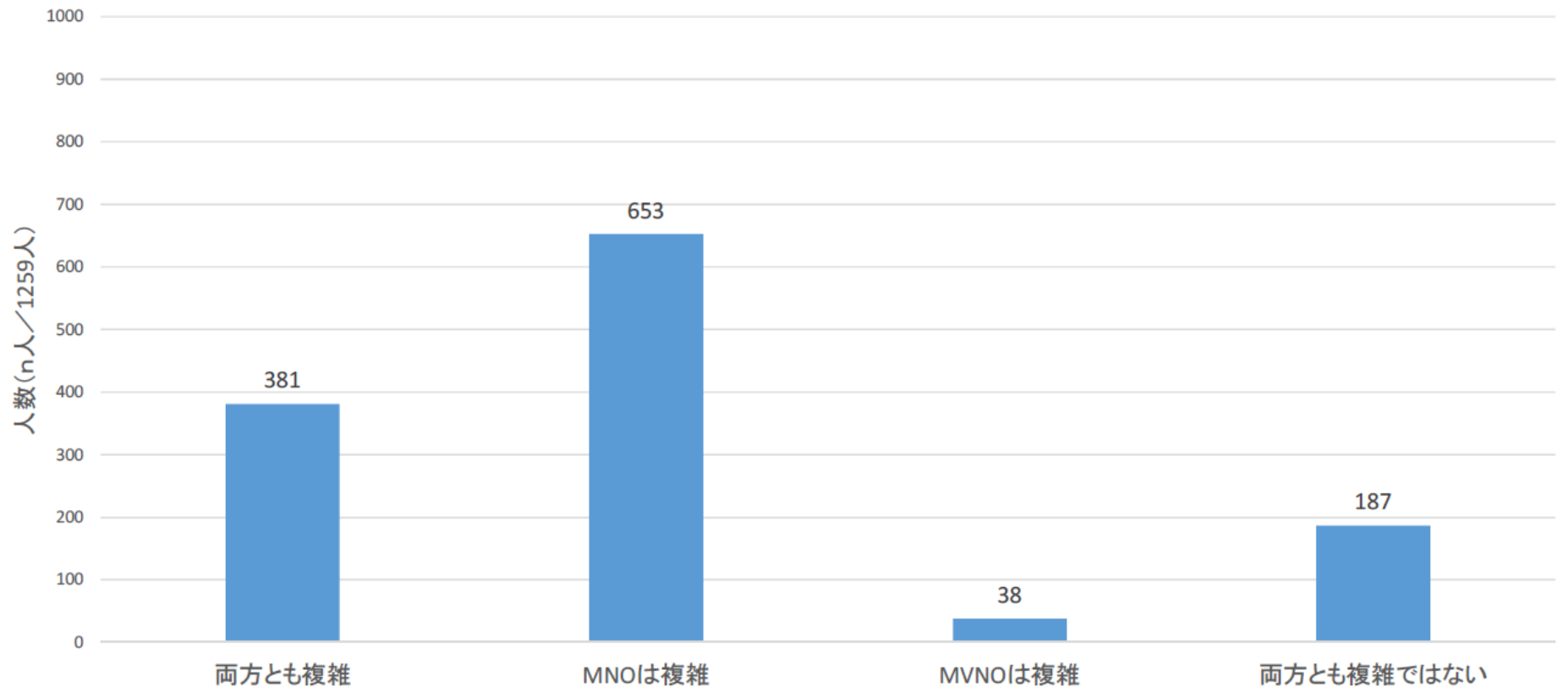
【移動系通信サービスの通信速度・品質に対する満足度】



Q. MNOの契約プランとMVNOの契約プランのどちらが複雑だと感じますか。

MVNO利用者（MNO使用の経験がある利用者1,259人中）

両方とも複雑	381人	30.3%
MNOは複雑	653人	51.9%
MVNOは複雑	38人	3.0%
両方とも複雑ではない	187人	14.9%

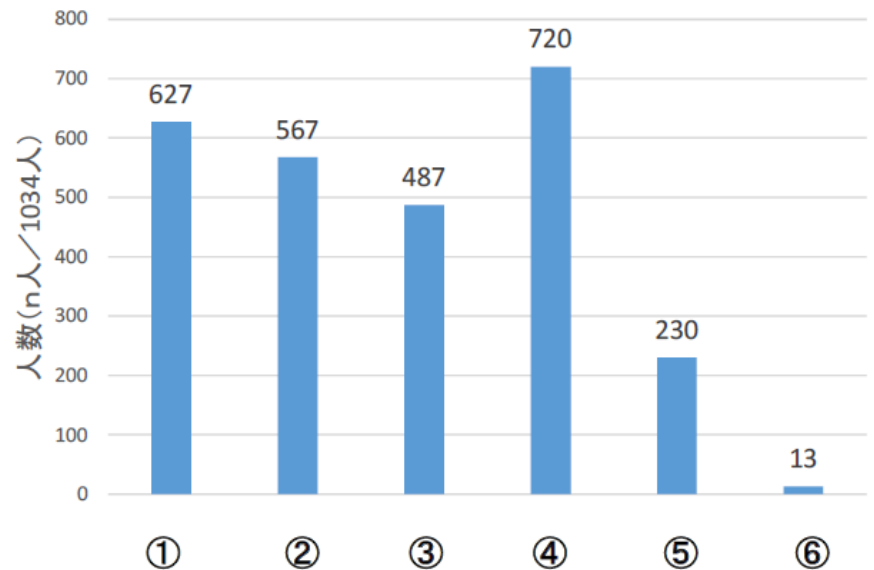


約82%の消費者がMNOは複雑（両方とも複雑も含め）と回答しており、約33%の消費者がMVNOは複雑（両方とも複雑も含め）と回答している。

Q.どのような点でMNO(MVNO)の契約プランが複雑だと思いますか。(いくつでも)

MVNO利用者(MNO使用の経験がありMNOのプランが複雑と感じる利用者1,034人中)

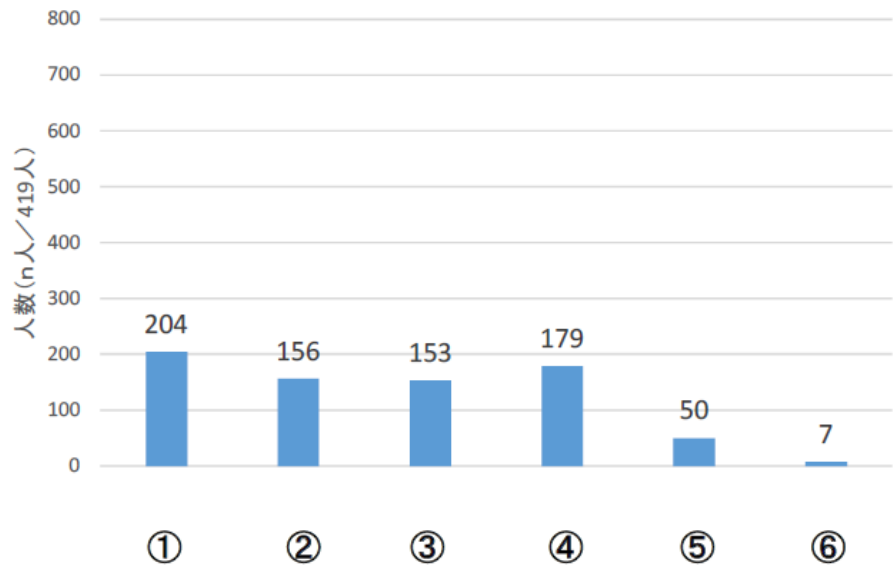
①通信料金は何円になるのかが分かりにくい	627人	60.6%
②将来的に(例えば2年間)支払う合計金額が分かりにくい	567人	54.8%
③違約金(中途解約金)がどのような場合にかかるのかが分かりにくい	487人	47.1%
④契約時のオプションが多く理解しづらい	720人	69.6%
⑤契約時の書類が多い	230人	22.2%
⑥その他	13人	1.3%



約70%の消費者が契約時のオプションが多く理解しづらいと回答している。その他、通信料金(約61%)、将来的な合計支払額(約55%)、違約金の条件(約47%)と続いている。

MVNO利用者(MNO使用の経験がありMVNOのプランが複雑と感じる利用者419人中)

①通信料金は何円になるのかが分かりにくい	204人	48.7%
②将来的に(例えば2年間)支払う合計金額が分かりにくい	156人	37.2%
③違約金(中途解約金)がどのような場合にかかるのかが分かりにくい	153人	36.5%
④契約時のオプションが多く理解しづらい	179人	42.7%
⑤契約時の書類が多い	50人	11.9%
⑥その他	7人	1.7%

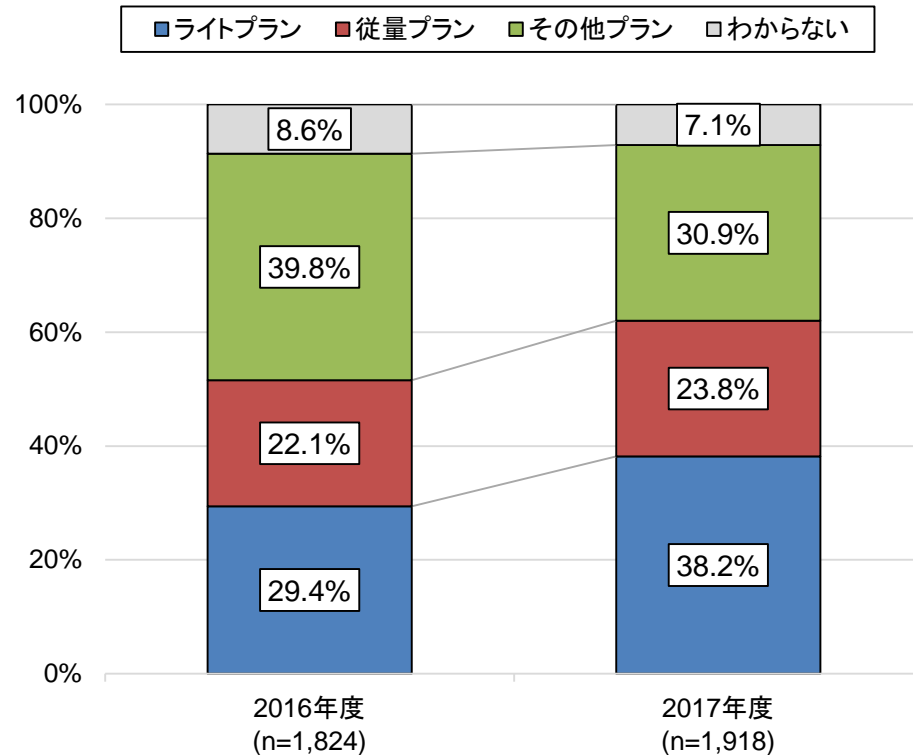


約49%の消費者が通信料金は何円になるのかが分かりにくいと回答している。その他、オプション(約43%)、将来的な合計支払額(約37%)、違約金の条件(約37%)と続いている。

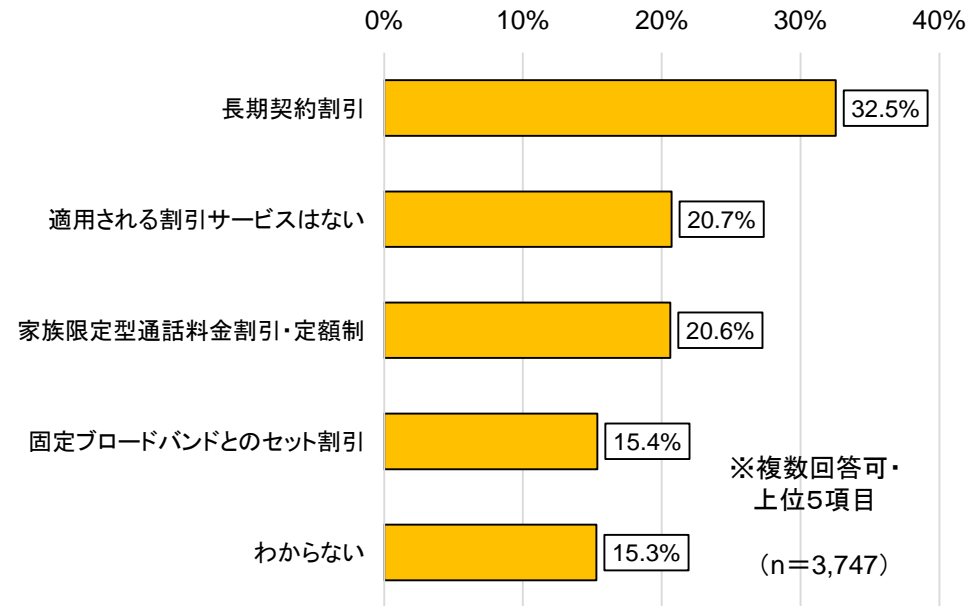
出典:「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)」(2018年6月28日公正取引委員会)別紙2「消費者アンケートの結果(概要)」

- MNO利用者の7.1%が、どの音声プランを自分が契約しているのかわからないと回答。
- 移動系通信サービス利用者の15.3%が、どの割引サービスを自分が受けているのかわからないと回答。

【MNOスマートフォン利用者における音声ライトユーザ向けプランの選択状況】



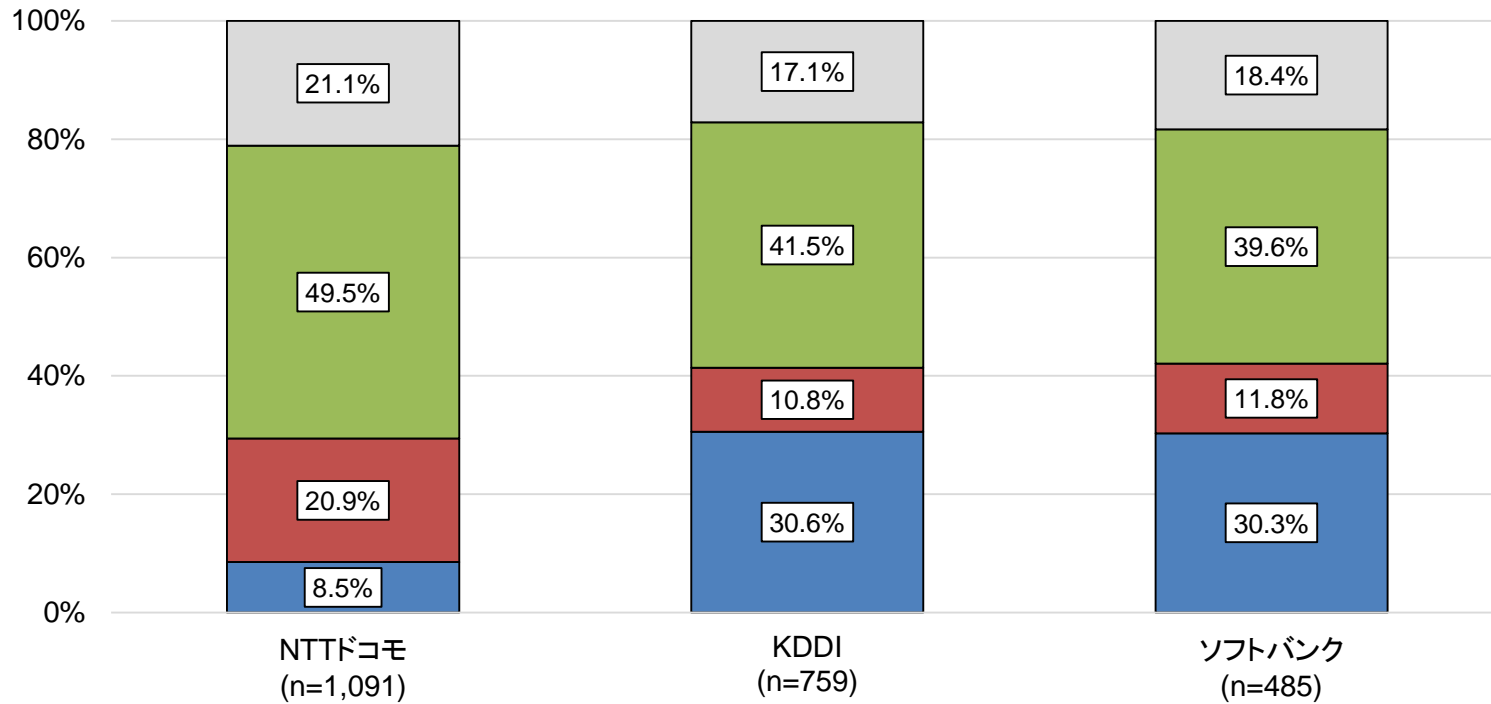
【現在適用を受けている割引サービス】



注: ライトユーザー向けプラン: MNOが提供している基本料が1,700円のプラン
 例) カケホーダイライトプラン (NTTドコモ)、スーパーカケホ (KDDI)、スマ放題ライト (ソフトバンク)
 従量プラン: MNOが提供している通話料が従量制 (一部無料) 基本料が1,000円未満のプラン
 例) シンプルプラン (NTTドコモ)、LTEプラン (KDDI)、ホワイトプラン (ソフトバンク)

□ MNO利用者の約2割が、どの期間拘束プランを自分が契約しているのかわからないと回答。

【期間拘束プランの状況(MNO別)】



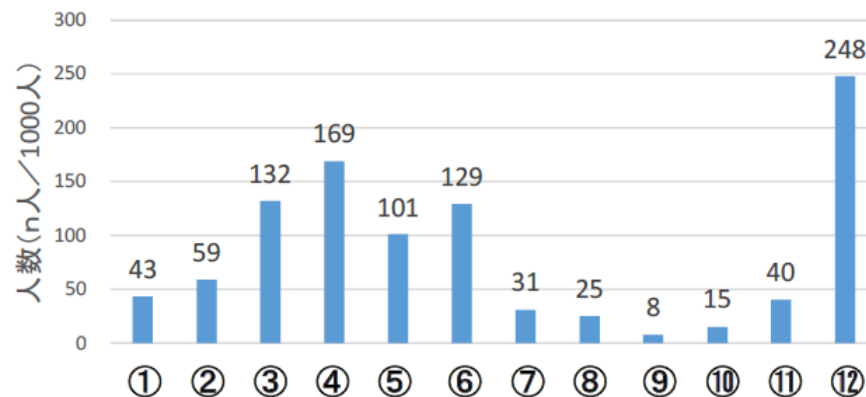
- 25ヶ月目以降はいつでも違約金なく解約できるプラン(※)
- 拘束期間がなく、いつでも違約金なく解約できるプラン
- 更新月以外は違約金がかかる従来の「2年縛り契約」
- 自分が契約している期間拘束に係るプランが分からない

※ NTTドコモが提供するプラン(「フリーコース」)は、期間拘束の更新月に選択可能。KDDIが提供するプラン(「誰でも割ライト」)及びソフトバンクが提供するプラン(「二年契約(フリープラン)」)は、期間拘束の更新月及び新規契約時に選択可能。

Q.毎月(2年間)に支払う携帯料金が何円安くなる場合、MNOからMVNOに契約を乗り換えますか。

MNO利用者(月額料金を示された利用者1,000人中)

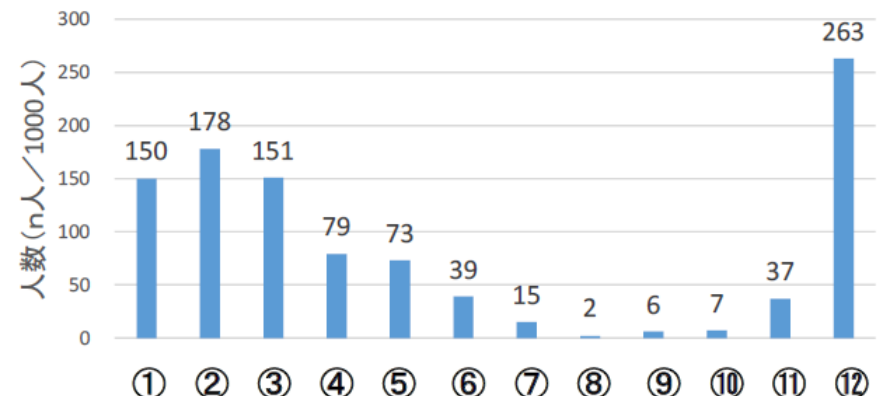
①0円以上～1,000円未満	43人	4.3%
②1,000円以上～2,000円未満	59人	5.9%
③2,000円以上～3,000円未満	132人	13.2%
④3,000円以上～4,000円未満	169人	16.9%
⑤4,000円以上～5,000円未満	101人	10.1%
⑥5,000円以上～6,000円未満	129人	12.9%
⑦6,000円以上～7,000円未満	31人	3.1%
⑧7,000円以上～8,000円未満	25人	2.5%
⑨8,000円以上～9,000円未満	8人	0.8%
⑩9,000円以上～10,000円未満	15人	1.5%
⑪10,000円以上	40人	4.0%
⑫何円であっても乗り換ええない	248人	24.8%



最頻値は何円であっても乗り換ええないを除くと、3,000円から4,000円

MNO利用者(2年間の総額を示された利用者1,000人中)

①0円以上～24,000円未満	150人	15.0%
②24,000円以上～48,000円未満	178人	17.8%
③48,000円以上～72,000円未満	151人	15.1%
④72,000円以上～96,000円未満	79人	7.9%
⑤96,000円以上～120,000円未満	73人	7.3%
⑥120,000円以上～144,000円未満	39人	3.9%
⑦144,000円以上～168,000円未満	15人	1.5%
⑧168,000円以上～192,000円未満	2人	0.2%
⑨192,000円以上～216,000円未満	6人	0.6%
⑩216,000円以上～240,000円未満	7人	0.7%
⑪240,000円以上	37人	3.7%
⑫何円であっても乗り換ええない	263人	26.3%

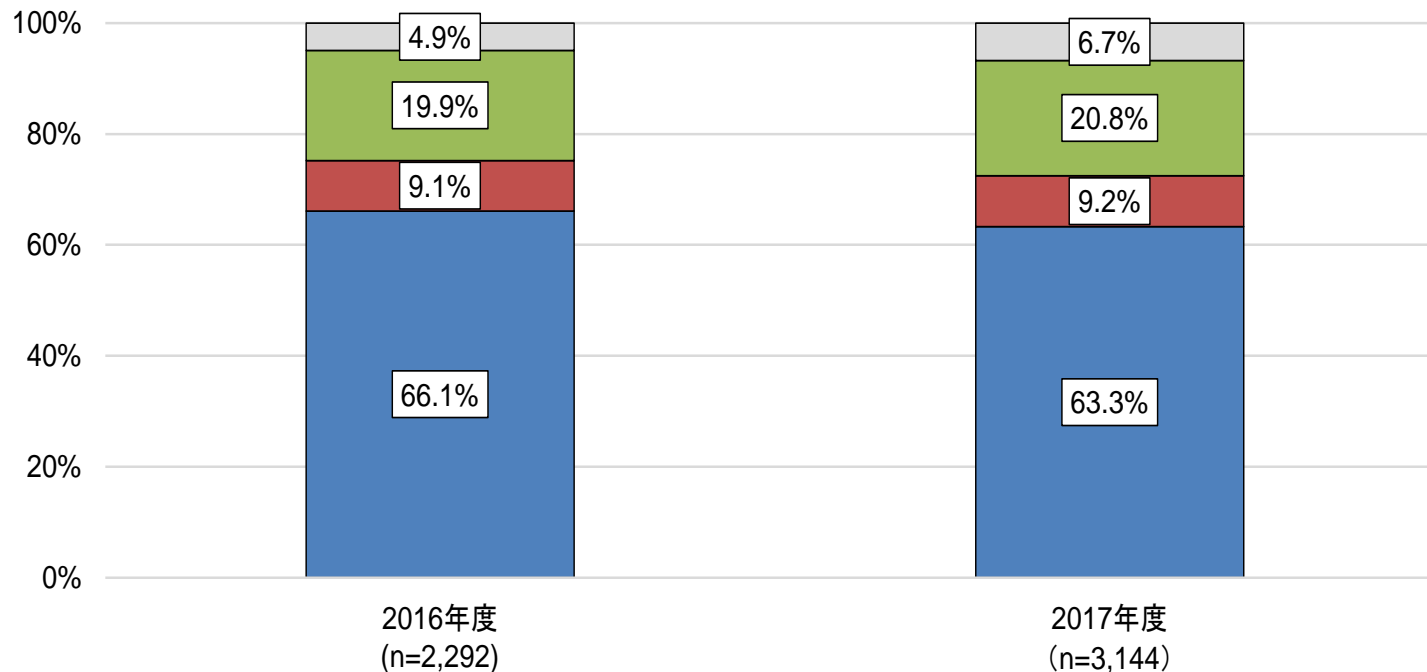


最頻値は何円であっても乗り換ええないを除くと、24,000円から48,000円

□ 移動系通信サービス利用者の63.3%が、「当初の期間拘束経過後は、料金をそのままに、いつでも解約できるようにすべき」と回答。

【拘束期間の自動更新に関する利用者の認識】

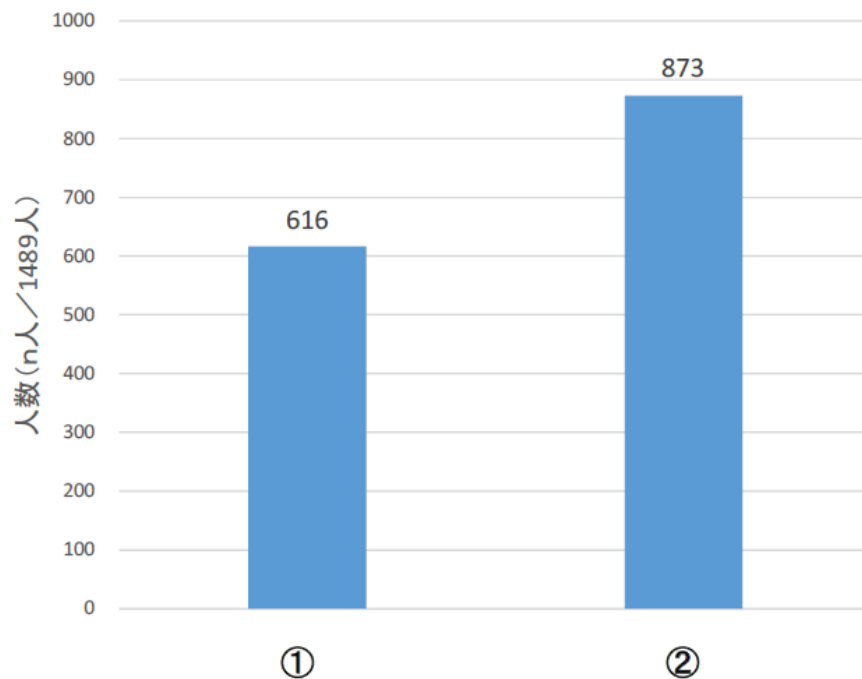
- 当初の拘束期間経過後は、基本料金をそのままに、いつでも解約できるようにすべき
- 当初の拘束期間経過後は、基本料金が上がっても良いので、いつでも解約できるようにすべき
- 基本料金が引き続き安くなるのだから、□ その他期間拘束が自動更新されても構わない



Q.あなたはX円安くなるのであればMNOからMVNO(別のMVNO)に契約を乗り換えると回答しました。その価格(X円安い価格)で(他の)MVNOが通信サービスを提供しているとします。乗り換えるためには9,500円(10,000円前後)の違約金(中途解約金)を支払う必要がある場合、通信会社を乗り換えますか。

MNO利用者(乗換えの可能性のある利用者1,489人中)

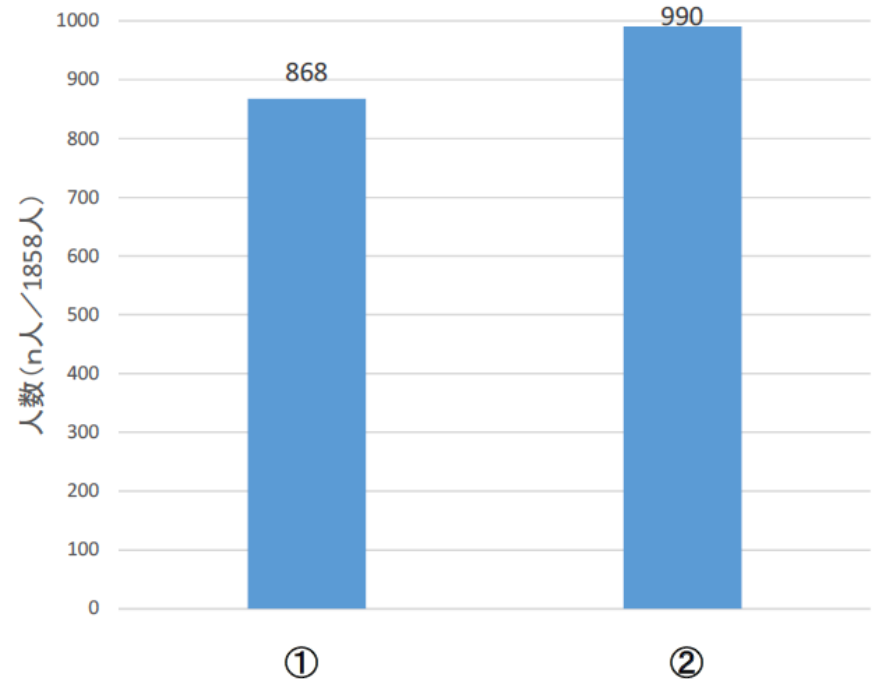
①現在の契約を解除してMVNOの安いプランで契約する	616人	41.4%
②現在の契約を継続する	873人	58.6%



現在の契約を継続すると約59%の消費者が回答している。

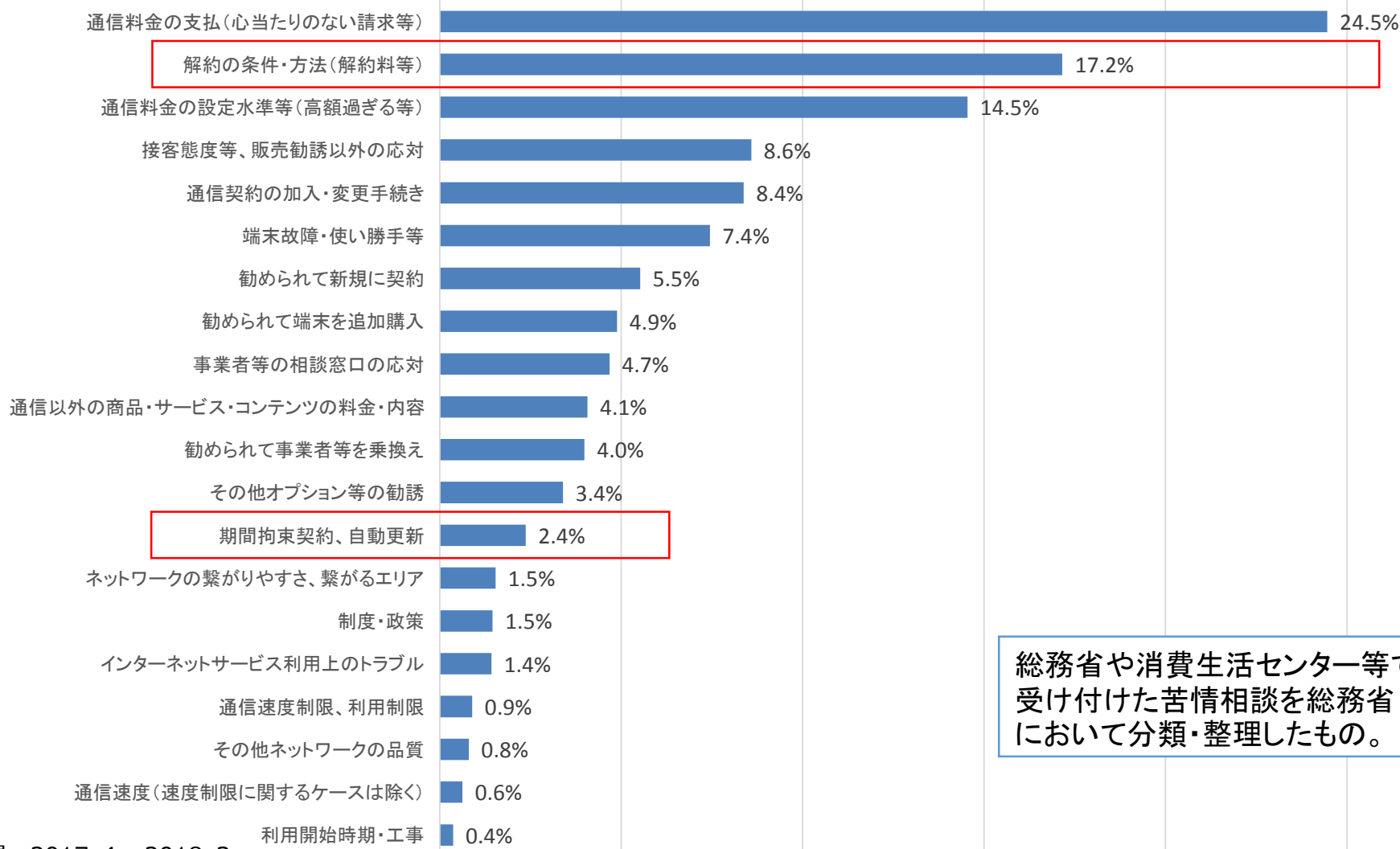
MVNO利用者(乗換えの可能性のある利用者1,858人中)

①現在の契約を解除して他社の安いプランで契約する	868人	46.7%
②現在の契約を継続する	990人	53.3%



現在の契約を継続すると約53%の消費者が回答している。

- 通信料金に関する苦情相談と解約の条件・方法に関する苦情相談が比較的高い比率を占める。
- 端末やオプションサービスに関する苦情相談も一定の比率で存在。



総務省や消費生活センター等で受け付けた苦情相談を総務省において分類・整理したもの。

N=6,243 期間：2017.4～2018.3

※複数選択のため、合計は必ずしも100%にならない。不明やその他はグラフから除外している。

第 5 章 関係

- 円滑な接続を図るため、接続協議において強い交渉力を有する事業者に対する「非対称規制」として、接続応諾義務に加えて、接続料や接続条件の約款化等が義務づけ。
- 接続料算定の適正性向上の観点から、これまでに算定・検証の基本的枠組みが整備。

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠

設備の不可欠性(ボトルネック性)

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力

指定要件

都道府県ごとに
50%超のシェアを占める加入者回線を有すること
NTT東日本・西日本を指定(1998年)

業務区域ごとに
10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること
NTTドコモ(2002年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、沖縄セルラー(2002年)を指定

接続関連規制

- 接続約款(接続料・接続条件)の認可制
 - 接続会計の整理・公表義務
- (※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務

- 接続約款(接続料・接続条件)の届出制
- 接続会計の整理・公表義務

適正原価+適正利潤に照らし公正妥当な額
(電気通信事業法第33条4項2号)

適正原価+適正利潤を超えない額
(電気通信事業法第34条3項2号)

算定

接続料の算定方法
(第一種指定電気通信設備接続料規則(2000年11月))

接続料の算定方法
(第二種指定電気通信設備接続料規則(2016年5月))

検証

接続約款の認可申請に併せて算定根拠の総務大臣への提出
(算定根拠も併せて接続約款を審議会へ諮問)
(電気通信事業法施行規則(1997年11月))

接続約款の届出に併せて算定根拠の総務大臣への提出
(届出のあった算定根拠を総務省にて確認)
(電気通信事業法施行規則(2016年5月))

接続会計の整理・公表義務
(第一種指定電気通信設備接続会計規則(1997年12月))

接続会計の整理・公表義務
(第二種指定電気通信設備接続会計規則(2011年3月))

- 二種指定制度における接続料は、事業法第34条第3項で「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」が上限とされ、具体的な算定方法は、二種接続料規則及び施行規則で規定。
- 接続料算定の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証。

アンバンドル機能

次の4つの機能について、接続料及び接続条件の設定が義務付けられている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

④SMS伝送交換機能

接続料の算定方法

- 事業法において、接続料は適正原価＋適正利潤を上限として設定する旨規定。
- 二種接続料規則において、原価、利潤及び需要の実績値に基づく「実績原価方式」による接続料算定方法について規定。

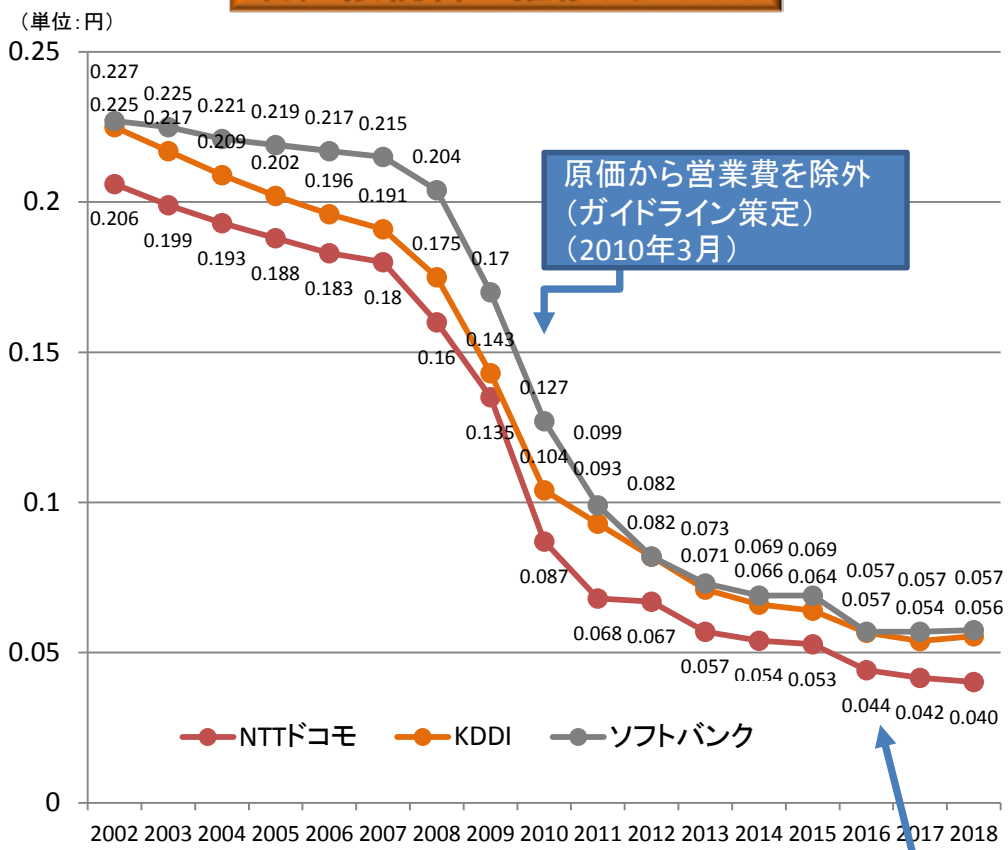
$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$
$$\text{適正な利潤} = \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税} \quad \text{等}$$

- 施行規則において、接続料算定の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定。

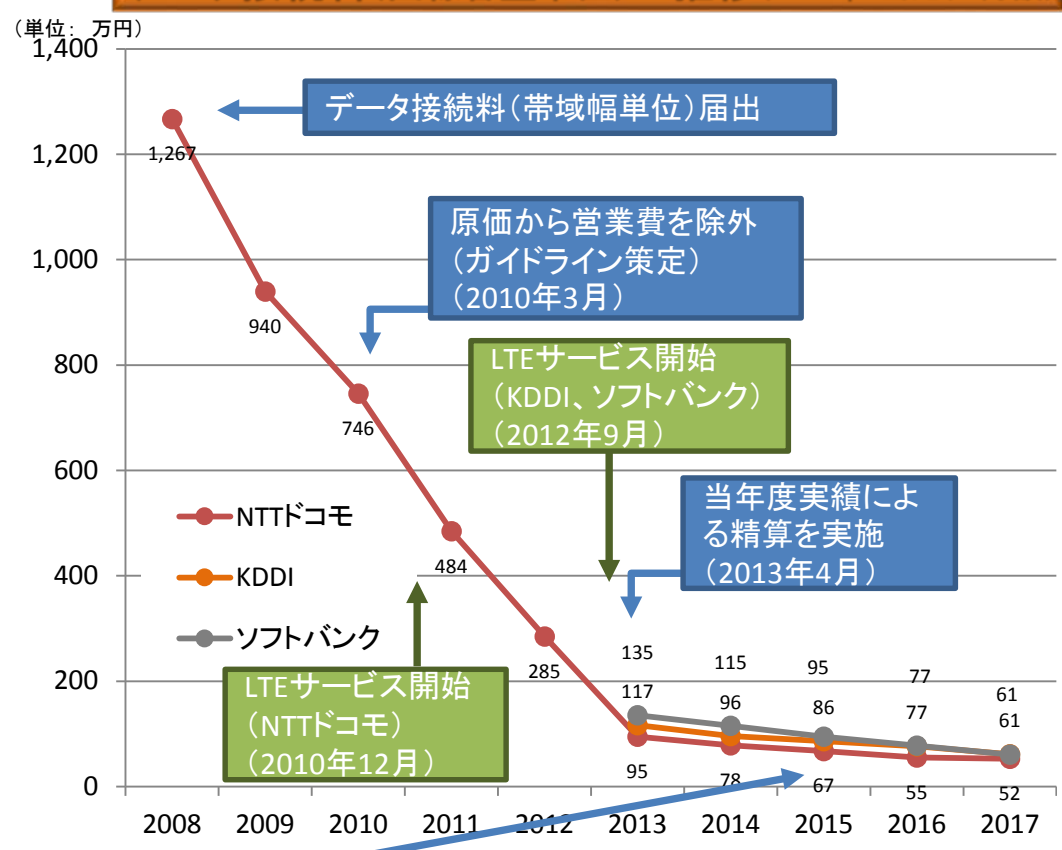
二種指定制度における接続料の推移

- MVNOが支払うデータ接続料は、これまで一貫して減少。
- 2014年度から2017年度までの3年間では、約33~47%の減少。

音声接続料の推移(1秒あたり)



データ接続料(回線容量単位)の推移(10Mbpsあたり・月額)



※ 2015年度の音声接続料及び2014年度のデータ接続料の値は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。

- 事業法第34条第3項第1号口の二種指定設備設置事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定めるべき「総務省令で定める機能」は、二種接続料規則第4条第1項に規定。

アンバンドル機能(二種接続料規則第4条)

1 音声伝送交換機能
2 データ伝送交換機能 ※接続料は、次の3部分に区分して算定 ア イ、ウ以外の機能 イ 回線管理機能 ウ SIMカード提供機能
3 番号ポータビリティ転送機能
4 ショートメッセージ伝送交換機能

※ アンバンドル機能は、①他の事業者から要望があること、②技術的に可能であること、③二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であることの要件を満たした場合に設定。

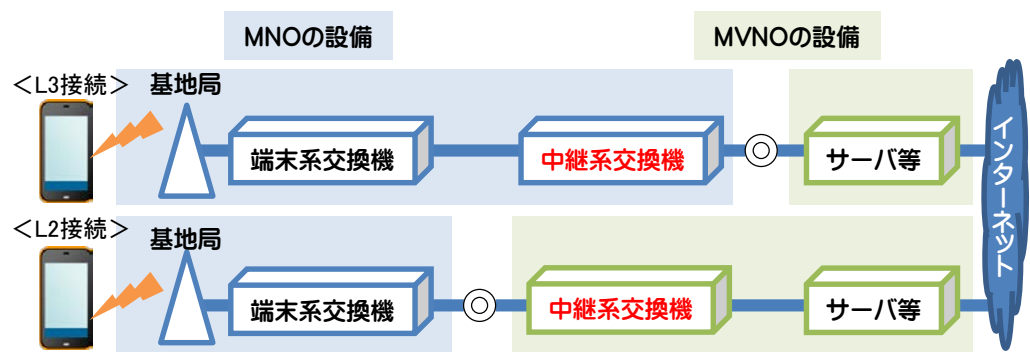
開放を促進すべき機能(ガイドライン)

1 料金情報提供機能
2 携帯電話のEメール転送機能
3 パケット着信機能
4 端末情報提供機能
5 HLR/HSS連携機能

※ 左記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、左記②、③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に設定。

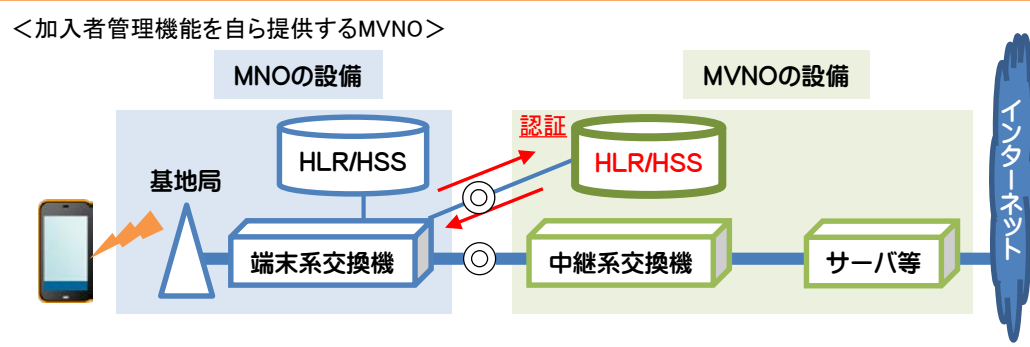
データ伝送交換機能(L2(レイヤ2)接続機能)の開放

- L2接続では、L3接続と異なり「中継系交換機」をMVNOが管理・運営。同交換機は、IPアドレスの配布や認証、セッション管理といった機能を担っており、MVNOのサービス設計の自由度が高くなる。
- 2007年の総務大臣裁定を踏まえ、2010年、ガイドラインにおいて「アンバンドルすることが望ましい機能」に設定（現在は二種接続料規則においてアンバンドル機能に設定）。



HLR/HSS(加入者管理機能)連携機能の開放

- 加入者管理機能(※)は、SIMカードに記録されている携帯電話番号や加入者識別番号のほか、端末の所在地、顧客の契約状況等を管理するデータベースであり、個別のSIMカードによるネットワーク利用を認証・制御。MVNOが設置することにより、独自料金体系による国際ローミングサービスの提供、IoT用の耐久性の高いSIMカードの発行等が可能となる。
※ HLR(Home Location Register) / HSS(Home Subscriber Server)
- 2016年、ガイドラインにおいて「開放を促進すべき機能」に設定。



データ伝送交換機能における接続料算定区分設定

- データ伝送交換機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素である制御系の機能(回線管理機能)やSIMカードの提供については、接続約款には接続料の記載がなされていたが、具体的な算定方法が定められていなかった。
- 2017年、接続料の適正化を図るため、二種接続料規則において、これらの接続料を算定するための区分を設定。

【データ伝送交換機能に係る接続料算定区分(二種接続料規則)】

接続料算定区分	接続料の単位
1 2及び3以外	回線容量
2 回線管理機能 ※ 伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの	回線数
3 SIMカードの提供に係るもの	SIMカードの枚数

- 一種又は二種指定設備設置事業者と「接続協定」を締結する場合、接続事業者は、接続約款に基づく接続料・接続条件で締結することとなる。
- 「卸契約」を締結する場合、事業者間の個別協議により、料金・条件等を定めることが可能。
※ 一種及び二種指定設備設置事業者は、一定規模以上(契約数50万回線以上等)の卸契約等を総務大臣に届出。

	接続協定 (二種指定設備設置事業者との場合)	選択可能	卸契約
提供/接続に係る義務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提供すべき機能(接続機能)は総務省令で規定 ■ <u>接続応諾義務あり</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ■ どのような役務を提供するかは事業者間協議で決定 ■ <u>提供義務なし(※1)</u> ■ 不当な差別的取扱いは業務改善命令の対象 <u>支配的事業者(NTTドコモ)の場合、特定関係法人であつて総務大臣が指定した者に対する不当な優遇の禁止</u>
料金・条件に係る義務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総務大臣に届け出た<u>接続約款に基づき協定を締結することが必要</u> ■ <u>接続料は、適正原価に適正利潤を加えた額を超えない額とされている</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>事業者間協議により個別に契約を締結することが可能(※2)</u> ■ 不当な競争を引き起こすものであり、利用者の利益を阻害するときは業務改善命令の対象
紛争処理手続	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総務大臣による協議再開命令や裁定、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁を利用することが可能 		

※1 ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない(事業法第121条)。

※2 ただし、一種及び二種指定設備設置事業者は、卸役務の提供の業務について届出が必要(事業法第38条の2)。

設備を接続する場合

- MVNOがMNOのネットワークに設備を接続する形態の場合(データ伝送交換機能等)、事業法上、「接続協定」か「卸契約」をMVNOが選択可能。
- データ伝送交換機能の場合、「卸契約」でも接続約款と同一の料金等の条件が提示されていることが多く、多くのMVNOが「卸契約」で当該機能を利用している。

※ 接続協定と卸契約の料金比較(NTTドコモの例) (月額)

接続協定 (接続約款)	524,493円/10Mbps
卸契約 (卸契約約款)	524,493円/10Mbps

設備を接続しない場合

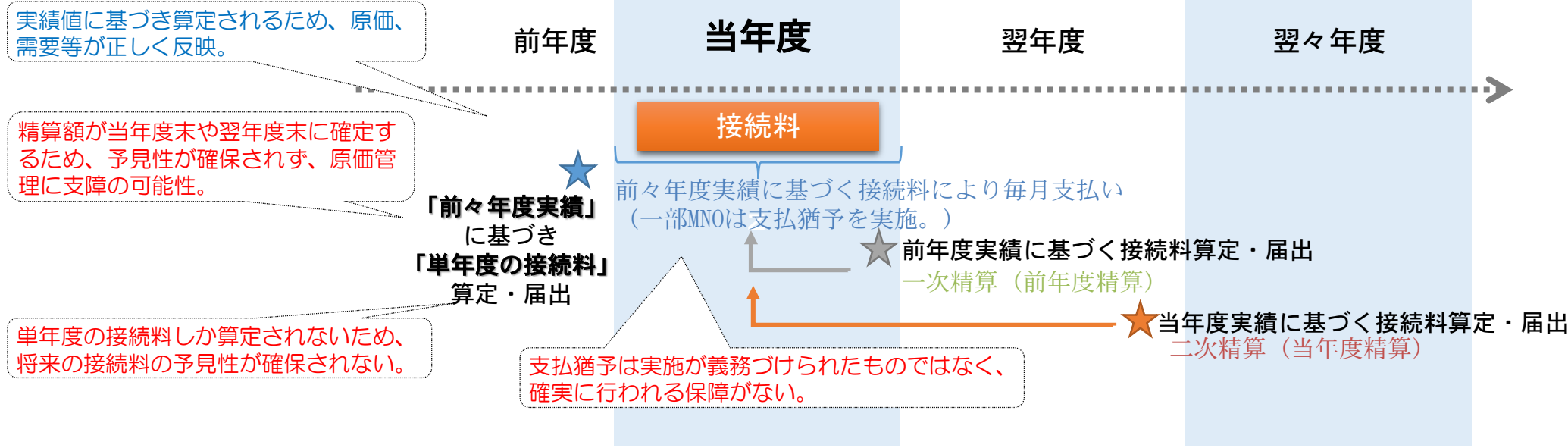
- 他方、MVNOがMNOのネットワークに設備を接続しない形態の場合(080/090による音声通話等)には、「卸契約」のみが可能。

※ 卸契約の料金(NTTドコモの例(定期利用契約、2001回線以上契約の場合)) (月額)

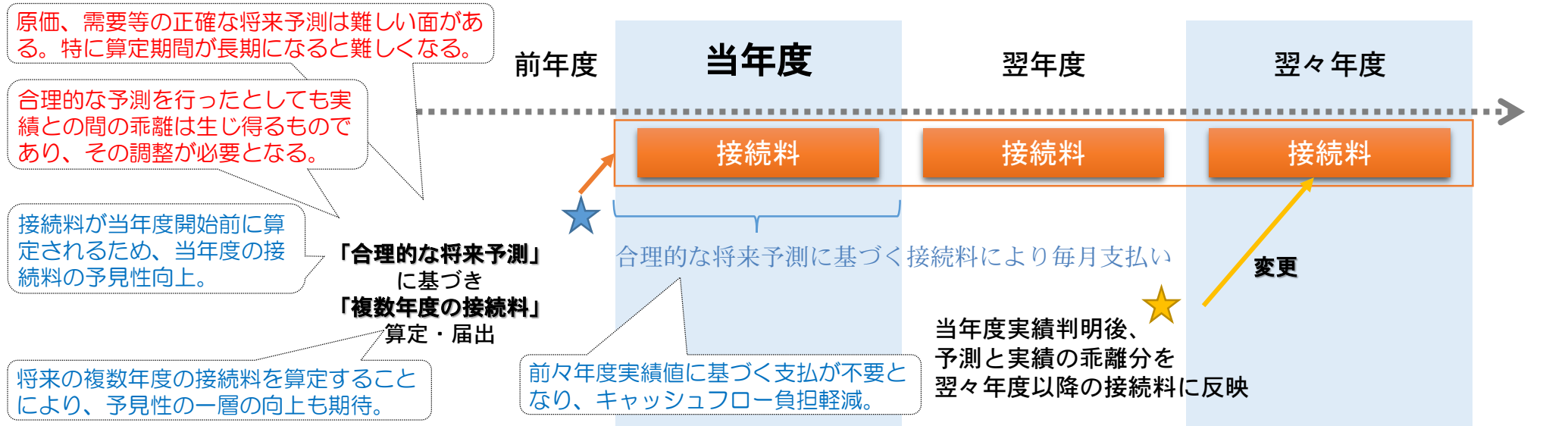
卸契約 (卸契約約款)	基本料金:666円/回線 音声通信料:14円/30秒
----------------	----------------------------

「実績原価方式」と「将来原価方式」の比較

実績原価方式

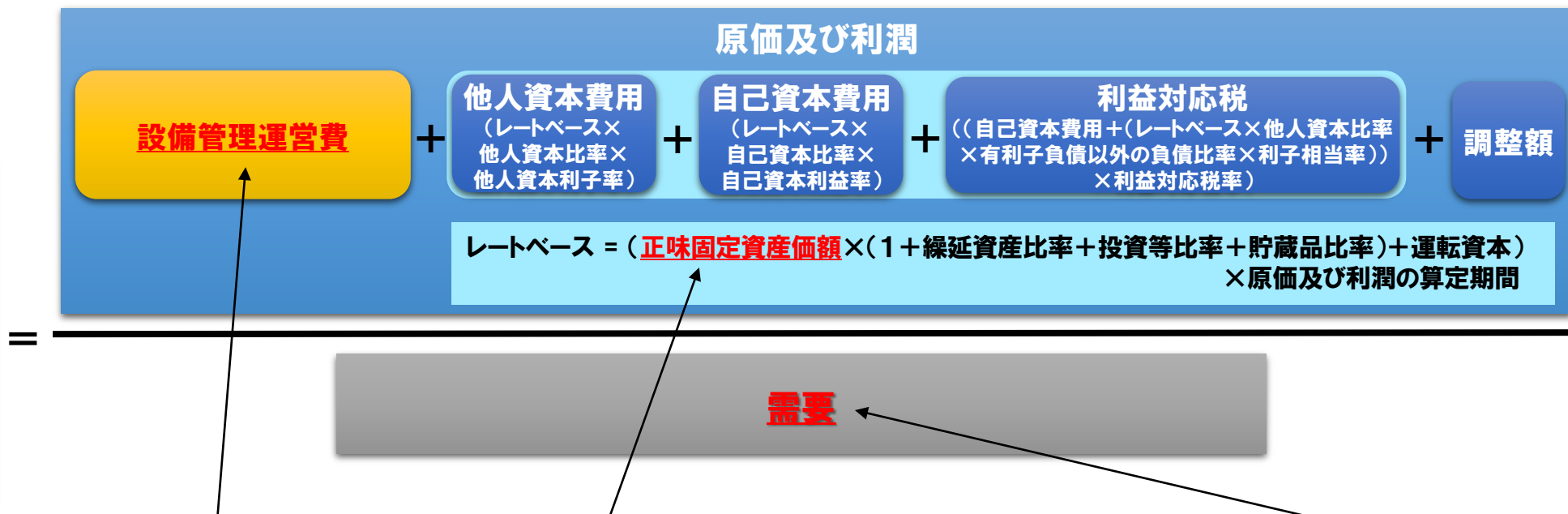


将来原価方式(複数年度の予測を行い、乖離額を将来の接続料に反映させる場合)



- 一種指定制度における「実績原価方式」の接続料算定方法は、以下の図式のとおり(概要)。
- 「将来原価方式」では、このうち①「設備管理運営費」、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税算出の基礎となる②「正味固定資産価額」、③「需要」について、合理的な将来予測に基づき算定。
- 具体的な将来予測方法は事業者任せられており、その適切性を認可の過程で判断。

接続料



- 一種接続会計規則「設備区分別費用明細表」記載の費用の額。
- 「将来原価方式」では、これと通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定。

- 一種接続会計規則「固定資産帰属明細表」の帳簿価額。
- 「将来原価方式」では、これと通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定。

- 機能ごとの通信量等の直近の実績値。
- 「将来原価方式」では、これに代えて将来の合理的な機能ごとの通信量等の予測値を用いる。

「需要」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が 加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)までの接続料を予測した際の事例)

- フレッツ光については、年度末契約数が、毎年度、2013(H25)年度事業計画と同数の純増(50万契約)と予測し算定している。
- ダークファイバ、専用線等については、過去の増減等を用いて算定している。

(単位:千芯)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光サービス芯線数	3,135	3,405	3,590	3,746	3,913
フレッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780
ダークファイバ	504	651	769	889	1,018
シングルスター	391	443	498	561	630
シェアアクセス	113	208	271	328	388
専用線等	140	133	127	121	115

- ・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、
 ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用
 マンションタイプ：ミニ・・・1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用
 ミニ以外・・・光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用
 ベーシック ：1ユーザで1芯を使用
- ・ダークファイバについては、
 シングルスター方式：平成25年度は直近3年間における最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定
 シェアアクセス方式：平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に織り込んで算定
- ・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲4.8%)で推移

(単位:万契約)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレッツ光年度末契約数	975	1,025	1,075	1,125	1,175
純増数	40	50	50	50	50

「固定資産価額」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)年度までの接続料を予測した際の事例)

- 事例では、一種接続会計規則「固定資産帰属明細表」に区分ごとに記載されている2012(H24)の固定資産の額を基礎として、当該区分ごとに設定した「算定方法」により予測値を算定している。
- 予測値の「算定方法」としては、「当年度取得固定資産」(※)、「契約者数変動率」等をベースとしている。
 ※ フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測している。

(単位:百万円)

			平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	取得固定資産	1,160,427	1,241,410	1,295,812	1,341,563	1,383,797	前年度値＋当年度取得固定資産－除却額
		正味固定資産	450,999	454,136	432,066	402,541	373,971	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)－除却損
	電柱	取得固定資産	97,856	109,012	120,363	131,607	142,613	前年度値×契約者数変動率
		正味固定資産	33,871	37,732	41,661	45,553	49,362	前年度値×契約者数変動率
	その他	取得固定資産	15,463	16,048	16,404	16,686	16,938	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	1,891	1,964	2,008	2,043	2,074	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
土木	取得固定資産	868,084	967,051	1,067,749	1,167,496	1,265,131	前年度値×契約者数変動率	
	正味固定資産	175,571	195,588	215,954	236,128	255,875	前年度値×契約者数変動率	
建物	取得固定資産	38,780	40,125	40,950	41,608	42,198	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	11,769	12,177	12,427	12,627	12,806	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
構築物	取得固定資産	2,854	2,954	3,015	3,064	3,107	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	572	591	604	614	623	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
無形固定資産	取得固定資産	46,584	47,561	48,207	48,738	49,229	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	7,406	7,581	7,694	7,786	7,871	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
その他	取得固定資産	34,967	36,141	36,864	37,441	37,959	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	24,879	25,714	26,228	26,639	27,007	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
合計	取得固定資産	2,265,015	2,460,302	2,629,364	2,788,203	2,940,972		
	正味固定資産	706,958	735,483	738,642	733,931	729,589		

「設備管理運営費」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)年度までの接続料を予測した際の事例)

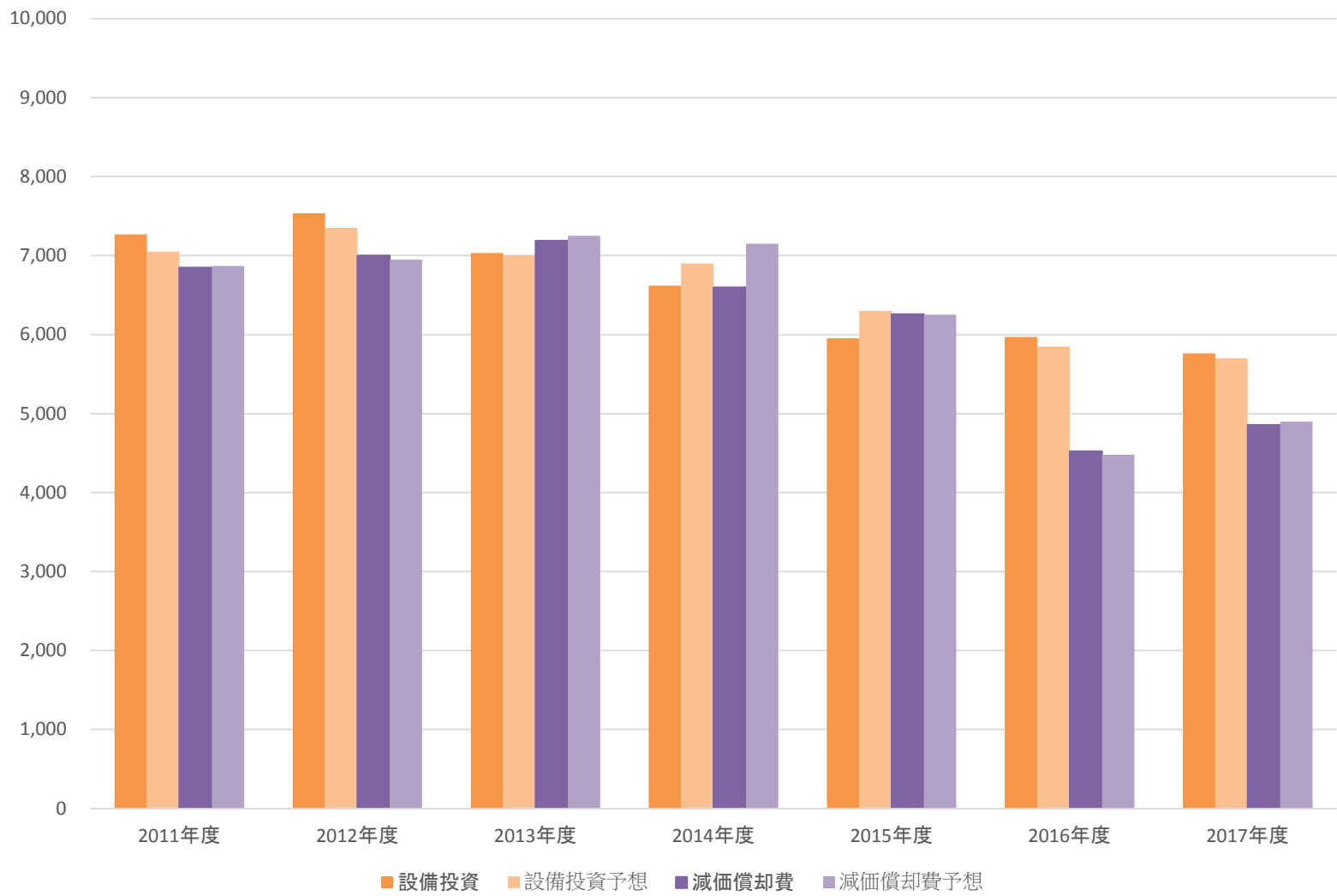
- 事例では、一種接続会計規則「設備区分別費用明細表」に区分ごとに記載されている2012(H24)年度の費用の額を基礎として、当該区分ごとに設定した「算定方法」により予測値を算定している。
- 予測値の「算定方法」としては、「取得固定資産伸び率」(※)、「契約者数変動率の伸び率」等をベースとしている。
 ※ フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測している。

(単位:百万円)

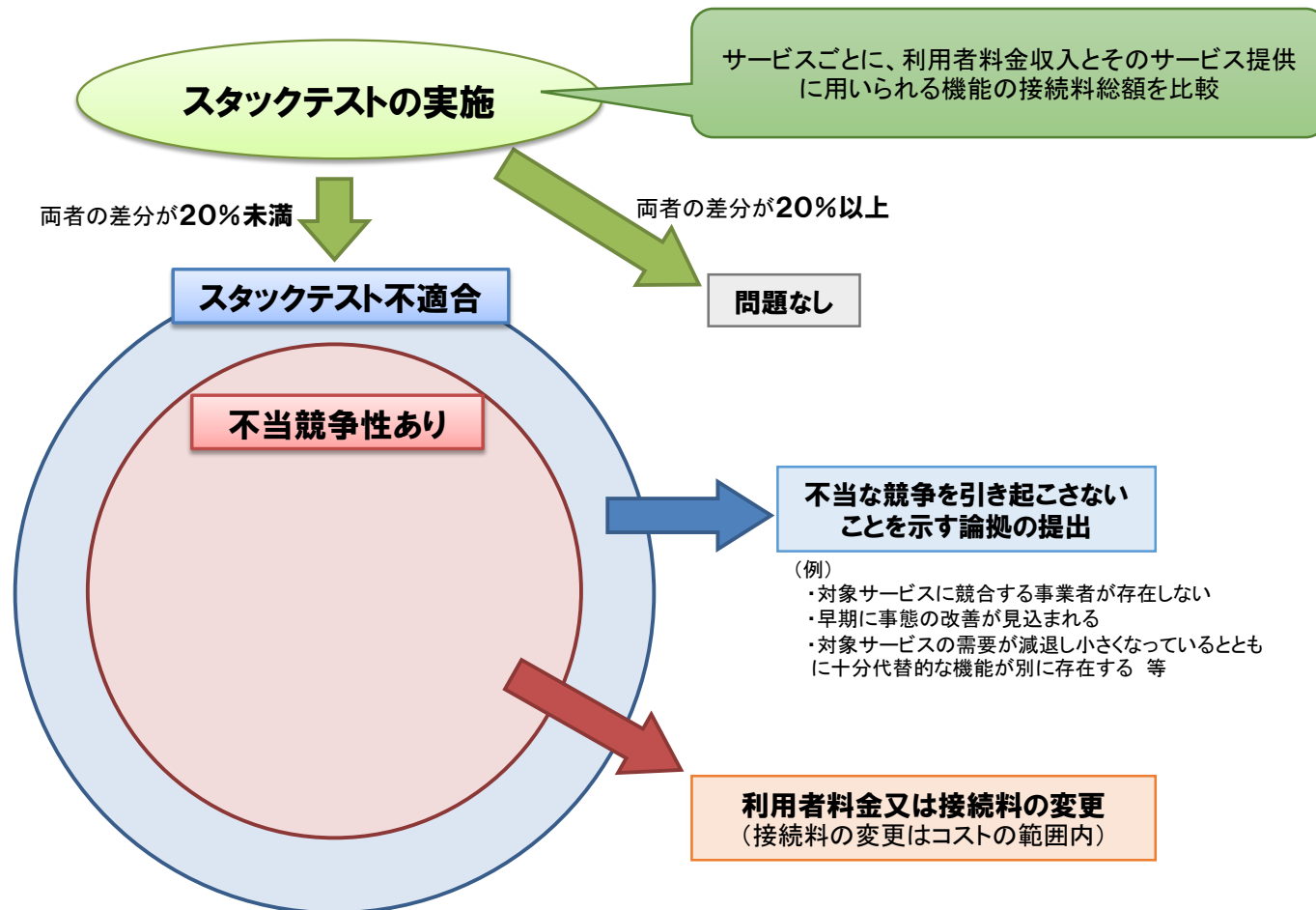
区分	平成24年度実績		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		営業費用				
営業費	0	0	0	0	0	0
施設保全費	24,911	24,009	27,715	28,756	29,630	30,375
共通費	2,317	2,314	2,692	2,824	2,939	3,042
管理費	3,392	3,393	3,964	4,147	4,306	4,447
試験研究費	4,055	4,055	3,651	3,401	3,281	3,165
通信設備使用料	3	3	3	3	3	3
租税公課	14,524	14,524	15,825	16,984	18,077	19,150
減価償却費	51,829	51,820	53,081	52,377	50,986	49,662
固定資産除却費	7,215	6,966	7,291	7,398	7,435	7,474
(再)除却損	3,187	3,051	3,167	3,162	3,122	3,085
合計	108,247	107,084	114,222	115,890	116,657	117,318

算定方法
—
<故障修理・工事施工> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
前年度値×取得固定資産伸び率
前年度値×正味固定資産伸び率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率

□ 例えば、NTTドコモは、毎年4月末頃に公表する決算短信において、当該年度における設備投資、減価償却費の予想値を公表しており、その水準は概ね実績と一致している。



- 一種指定制度においては、価格圧搾による不当競争を回避するため、接続料と利用者料金の関係の検証について、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(2018年2月策定)に定められた方法により検証を実施。
- 利用者料金と接続料とが近接(両者の差分が20%未満)する場合に、接続料水準が妥当でない可能性があるかと判断。



(1) 目的等	<ul style="list-style-type: none"> 接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証。 その結果に応じ接続料の水準の調整その他必要な対応を実施。
(2) 検証時期	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、接続約款の認可申請等に際し、検証。
(3) 検証対象	<ul style="list-style-type: none"> ①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③フレッツ光ADSL、④フレッツ光ネクスト、⑤フレッツ光ライト、⑥ひかり電話、⑦ビジネスイーサワイド、⑧その他総務省が決定するサービスメニュー(将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。)
(4) 検証方法	<ul style="list-style-type: none"> 検証対象ごとに利用者料金収入と接続料等総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費相当基準額(※)を下回らないものであるかを検証。 ※ 当面の間、利用者料金収入の20%相当。
(5) 結果の公表等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、検証の実施結果を具体的な算出方法と併せて総務省に報告。 事業者は、認可申請に際し、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を公表。
(6) 結果の取扱	<ul style="list-style-type: none"> 利用者料金収入と接続料等総額との差分が営業費相当基準額を下回った場合には、事業者は、次のいずれかの措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> 価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、算定根拠において提示。 接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、状況が解消される所要の措置を講じた上で、接続料の認可申請を行う。 総務省では、上記措置を受けて、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであるかを判断し、当該不当な競争を引き起こすものと認められる場合には、法の規定に基づき、是正に向けた措置を講ずる。
(7) その他	<ul style="list-style-type: none"> 総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合は、事業者(必要な場合は事業者と競合する他の電気通信事業者)に対し関係のデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うこととする。 検証のための具体的な算出方法は、その適正性の確保のため必要な範囲内において、前回の検証における方法から変更することができる。事業者は、具体的な算出方法を変更したときは、「結果の公表等」により、当該変更の内容及び理由を報告し、及び非公表とする正当な理由がある部分を除き公表するものとする。

- MNOは、IoT事業者向けに、従来のLTEによる回線提供サービスに加え、セルラーLPWA（※）による回線提供サービスを開始している。

※ セルラーLPWA技術として、低～中速の移動に対応し、比較的伝送速度のあるCat.M1と、少量のデータ通信向けのNB-IoTの二種類が存在。

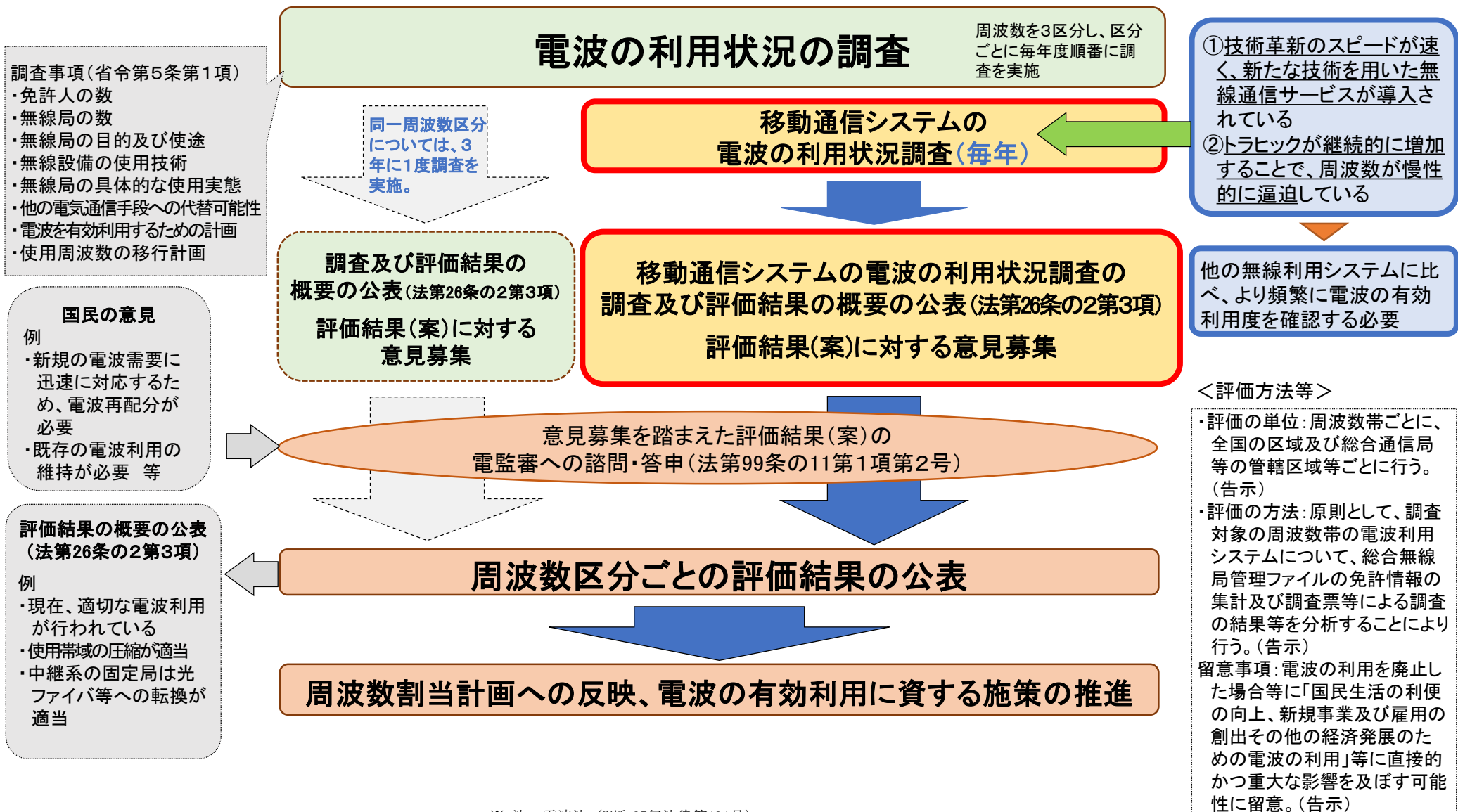
		NTTドコモ※1（注）	KDDI	ソフトバンク※6
通信方式		Cat.M1	Cat.M1	Cat.M1、NB-IoT
回線当たり 月額通信料 （基本料が 最も安い例）	基本料	400円※2	40円※4	10円
	内包データ量	約30MB	10KB	10KB
	超過データ通信料	0.03円/KB （上限額：1,200円※2）	10円/KB	0.6円/KB
	下り最大通信速度	128kbps	1,000kbps	Cat.M1：800kbps NB-IoT：27kbps
回線当たり 月額通信料 （基本料が 最も高い例）	基本料	600円※2	300円※5	200円
	内包データ量	約150MB	2MB	2MB
	超過データ通信料	0.03円/KB （上限額：2,900円※2）	0.15円/KB	0.2円/KB
	下り最大通信速度	300kbps※3	1,000kbps	Cat.M1：800kbps NB-IoT：27kbps
その他の費用		—	初期費用 ・ 契約事務手数料 ：1,500円/回線 ・ プラットフォーム設定料 ：50万円/契約	ソフトバンクのIoTプラットフォームの 利用に係る費用 ・ 初期費用：1万円/契約 ・ 月額費用：1万円/契約※7

※1 セルラーLPWA専用の料金プランの設定がないため、セルラーLPWAに対応した一般的なIoT向け料金プランを記載

※2 2年定期契約ありの場合 ※3 データ量3GB以降は128kbps ※4 契約回線数が500万1回線以上の場合 ※5 契約回線が1～1万回線の場合

※6 ソフトバンクのIoTプラットフォームと併用する場合 ※7 API利用1万コール以下、ストレージ1GB以下

（注）NTTドコモは2019年4月9日に新たなIoT機器向け料金プランを発表（2019年4月25日提供開始）。そのうち、基本料最安値のものは150円/回線・月（内包データ量 200KB）



※ 法：電波法（昭和25年法律第131号）

省令：電波の利用状況等の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号）

告示：平成19年総務省告示第1号（電波法第二十六条の二第二項に規定する電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針を定める件）

総合無線局管理ファイルの免許情報の集計：法第103条の2第4項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理
調査票等による調査：免許人に対して調査票、ヒアリング等によって報告を求める事項の収集

電波の利用状況調査におけるMVNOに対するサービス提供の調査結果・評価結果の概要

<2018年度>

○調査結果の概要

	ドコモ	KDDI/沖縄セル	ソフトバンク	UQ	WCP
MVNOへの取組	<ul style="list-style-type: none"> HLR/HSS連携機能等の提供について継続して取組を実施。 接続や卸プランの料金低減を実施。 希望者に対し、一元的な窓口を設置し、サービス説明や約款の公開を実施。相互接続方法についても公表を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信設備を相互に接続するL2/L3接続サービス、卸電気通信役務として接続型のL2/L3接続サービス、再販型の音声、データ通信サービスを提供。 LTE通信サービス標準プランを策定、公表。 協議用窓口を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 開設計画の認定を受けていない電気通信事業者にも無線設備を広く公平に利用できるよう、専門窓口の設置、卸標準プランの策定及び公開を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> KDDI、家電量販店、ISP等に提供。契約数全体の多くはこれらのMVNO事業者のもの。 自社HPIにて標準プラン、技術参考資料を公開。 一元的な協議用窓口を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 開設計画の認定を受けていない電気通信事業者にも無線設備を広く公平に利用できるよう、専門窓口の設置、卸標準プランの策定及び公開を実施。
MVNO数(※)	27	32	373	57	6
MVNO契約数	928万	624万	402万	2,902万 グループ内:2,716万 グループ外:187万	2,888万 グループ内:2,887万 グループ外:1万
全契約数に占める割合 (全契約数)	12.2% (7,637万)	11.9% (5,228万)	9.7% (4,154万)	98.9% (2,933万)	100% (2,888万)

※免許人から直接回線の提供を受けるMVNOに限り、MVNOから回線の提供を受けるMVNOは含まない。

○適切な電波利用が行われているかの程度を評価

免許人名	分析結果	評価
ドコモ	HLR/HSS連携機能等の提供や標準プランの策定、MVNO事業希望者への窓口設置等を実施し、MVNO数/MVNO契約数の確保に努めていると認められる。	電波の割当てを受けていない者等(MVNO)に対するサービス提供を行っており、適切な電波利用が行われていると認められる。
KDDI/沖縄セル	標準プランの策定やMVNO事業希望者への窓口設置等を実施し、MVNO数/MVNO契約数の確保に努めていると認められる。	電波の割当てを受けていない者等(MVNO)に対するサービス提供を行っており、適切な電波利用が行われていると認められる。
ソフトバンク	標準プランの策定やMVNO事業希望者への窓口設置等を実施し、MVNO数/MVNO契約数の確保に努めていると認められる。	電波の割当てを受けていない者等(MVNO)に対するサービス提供を行っており、適切な電波利用が行われていると認められる。
UQ	標準プランの策定やMVNO事業希望者への窓口設置等を実施し、MVNO数/MVNO契約数の確保に努めていると認められる。 MVNO契約数の93%以上を免許人グループ内契約数が占める。	電波の割当てを受けていない者等(MVNO)に対するサービス提供を行っているものの、グループ内の回線提供が大半を占めており、必ずしも多様かつ多数のMVNOが回線を利用している状況にあるとは言いがたい。
WCP	標準プランの策定やMVNO事業希望者への窓口設置等を実施し、MVNO数/MVNO契約数の確保に努めていると認められる。 MVNO契約数の99%以上を免許人グループ内契約数が占める。	電波の割当てを受けていない者等(MVNO)に対するサービス提供を行っているものの、グループ内の回線提供が大半を占めており、必ずしも多様かつ多数のMVNOが回線を利用している状況にあるとは言いがたい。

- 「交渉上の優位性」については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(2011年12月)において、従来のMNO間の関係に加え、新たにMNOとMVNOとの関係について整理。
- 現状、全国BWA事業者の端末設備シェアの大半は電波利用の連携の結果であるところ、この場合における全国BWA事業者への二種指定制度の適用については以下のように考えられる。

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(2011年12月20日情報通信議会答申)

- ① MVNOの事業運営には周波数の割当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要であることにかんがみれば、原則、すべてのMNOはMVNOとの関係においては「交渉上の優位性」を持ち得ると考えられる。
- ② しかしながら、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、そういった場合までMNOがMVNOとの関係において優位な交渉力があると認めることは難しく、規制の適用対象から除外した場合でも公正競争を阻害するとは通常考えにくいことから、直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められない。

周波数の割当て

全国BWA事業者も、周波数の割当てを受けていることから、周波数の有限希少性等により寡占市場が形成されているモバイル市場においては、MVNOに対する「交渉上の優位性」を持ち得る。

収益の拡大を図るインセンティブ

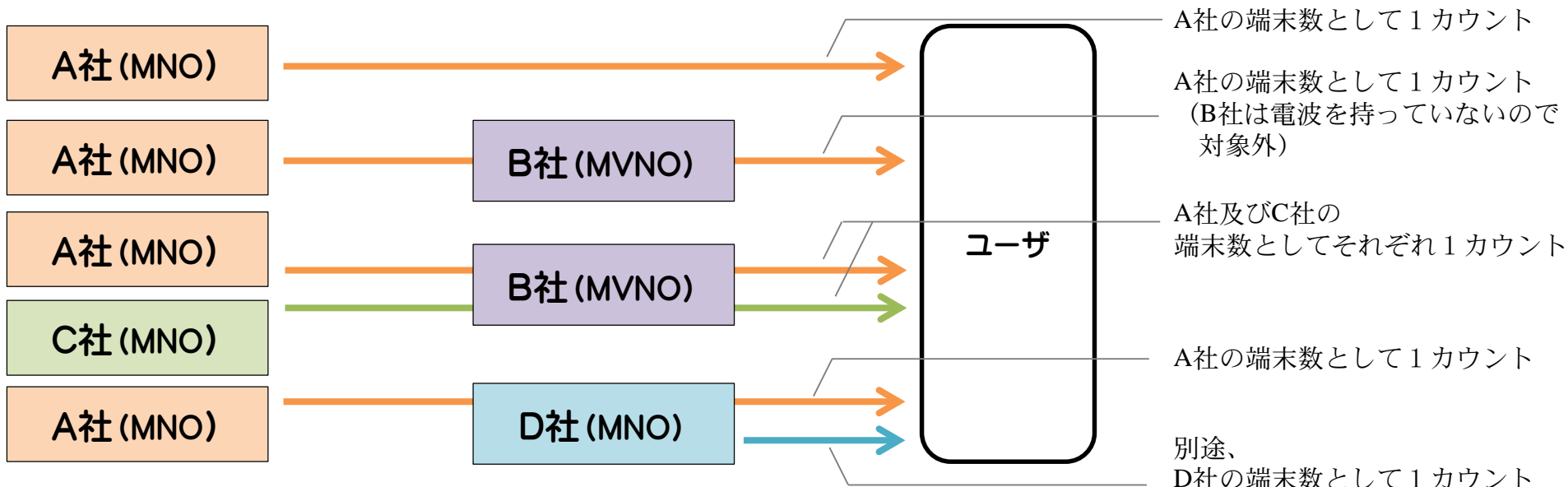
現状、全国BWA事業者は、大手携帯電話事業者への卸電気通信役務の提供により、相当水準の端末設備シェアを獲得し、多くの収益を得るため、MVNOへの設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない。

電波利用の連携の結果であっても、端末設備シェアが一定割合を超えた場合は、**全国BWA事業者も二種指定制度の適用対象**となる。

二種指定制度における端末数のカウントについて

- ある事業者の電気通信設備の指定の要否は、その事業者の電波を受け得る特定移動端末設備の数によって、2016年3月の電気通信事業法施行規則改正において、特定移動端末設備の範囲に、携帯電話端末と同等性のあるBWA(WiMAX2+、AXGPIに限る)端末を追加した。
- その際、卸元MNOから提供されたサービスを卸先MNOが自社のサービスとセットで提供する場合、卸元のサービス、卸先のサービスのそれぞれについて端末数として1カウントすることと整理している。

事業者の電波に着目し、
それを受け得る特定移動端末設備の数でシェアを算定



□ 全国BWA事業者のネットワークの状況等を踏まえた規律の見直しのイメージは以下のとおり。

携帯電話事業者に係る規律

全国BWA事業者に係る規律

接続約款の作成・届出義務

- 約款に記載する接続機能
 - 音声伝送交換機能
 - データ伝送交換機能
 - MNP転送機能
 - SMS伝送交換機能
- 機能ごとの接続料
- 約款に記載する標準的接続箇所
 - 音声伝送交換に係る接続箇所
 - データ交換に係る接続箇所
 - SMS伝送交換に係る接続箇所
- 接続箇所ごとの技術的条件

音声伝送役務に係る記載は要さない(1)

接続料は携帯電話事業者と一体的に算定(2)

携帯電話事業者の約款への参照で足りることとする(3)

- 約款に記載する接続機能
 - ~~● 音声伝送交換機能~~ (1)
 - データ伝送交換機能 (1)
 - ~~● MNP転送機能~~ (1)
 - ~~● SMS伝送交換機能~~ (2)
- 機能ごとの接続料 (2)
- 約款に記載する標準的接続箇所
 - ~~● 音声伝送交換に係る接続箇所~~ (1)
 - データ交換に係る接続箇所 (3)
 - ~~● SMS伝送交換に係る接続箇所~~ (1)
- 接続箇所ごとの技術的条件 (3)

整理・公表義務
接続会計の

損益計算書

移動電気通信
役務収支表

貸借対照表

役務別固定資産
帰属明細表

接続会計の整理・公表は要する

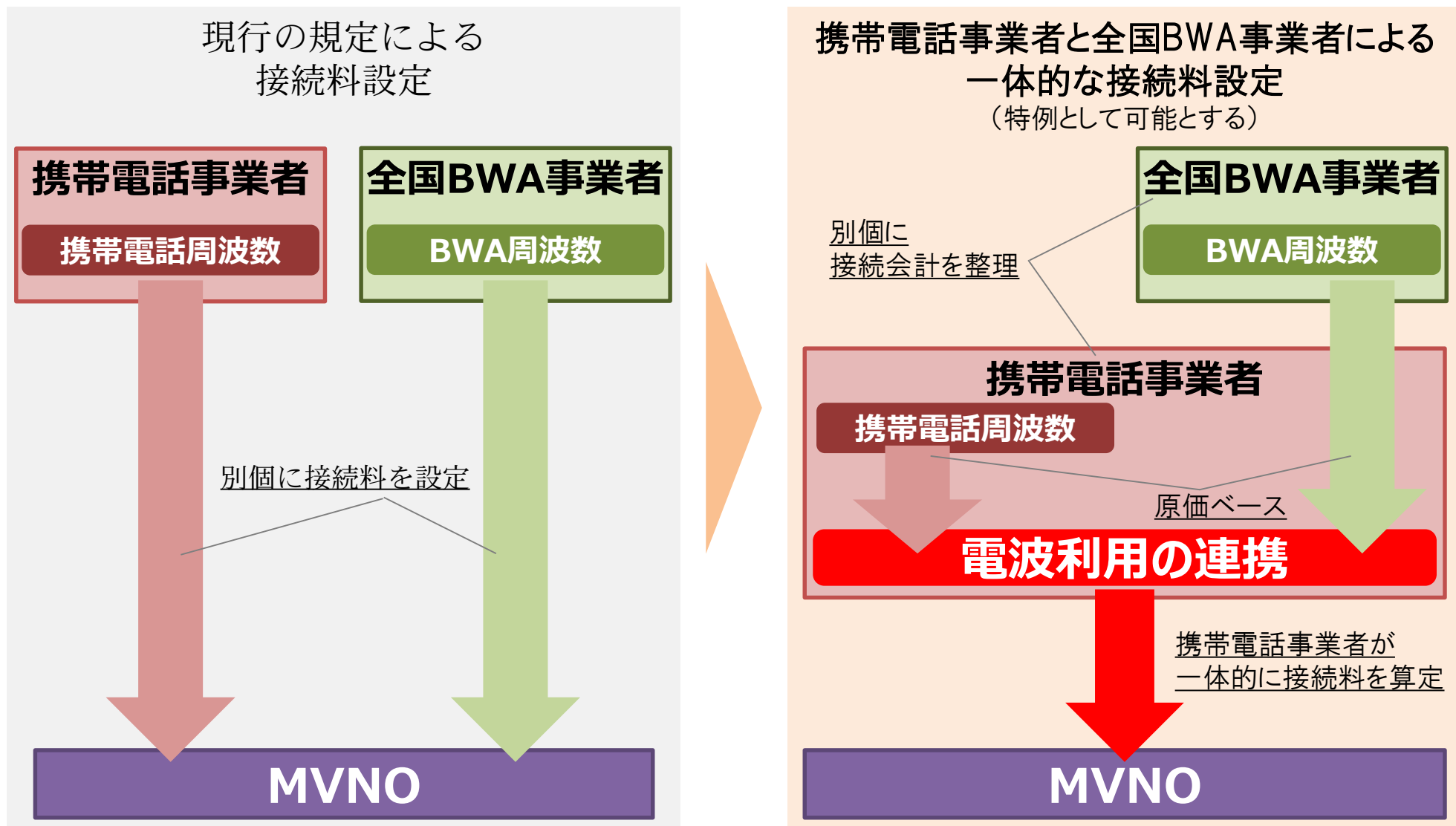
損益計算書

移動電気通信
役務収支表

貸借対照表

役務別固定資産
帰属明細表

- 携帯電話事業者と全国BWA事業者のそれぞれの接続会計を基に、携帯電話事業者が一体的に接続料を算定することを可能とする特例のイメージは以下のとおり。



第 6 章 関係

通信料金の適正化、サービスの改善に向けて、ネットワーク提供条件の同等性確保、中古端末の国内流通促進、利用者の自由なサービス・端末選択の促進の3つの柱を通じて、モバイル市場の公正競争の更なる促進を図る。

<主な課題とそれに対する施策の提言>

ネットワーク提供条件の 同等性確保

● 関連MVNOやサブブランドの料金・品質(速度)の妥当性

- MNOの料金とコストの関係、MNOグループ内の「ミルク補給」を検証。
- MNOがトラヒックの不当な差別的取扱いを行わないことを担保(省令改正)。

● 接続料算定の適正性

- BWAサービスの提供のためにも用いる設備のコスト算定の厳正化(KDDI・ソフトバンクに対し3月22日に文書手交)。

● 事業者間移転(MNP)の円滑化

- 事業者間移転時に移転元からの引き止め機会のない手続が可能となるよう、MNOにおけるウェブによる手続を実現(ガイドラインに明示)。

● MNOの迷惑メール設定におけるMNOとMVNOの同等性

- MVNOからのメールが受信拒否されないための基準をMVNOに提示するようMNOに要請。

中古端末の 国内流通促進

● 中古端末の国内市場への流通

- MNOによる中古端末の国内市場での販売制限が業務改善命令の対象となることを明確化(ガイドラインを策定)。

● 中古端末のSIMロック解除

- MNOが中古端末のSIMロック解除に応じることを確保(ガイドラインを改正)。

● 中古端末の国内取引市場の形成

- 幅広く安心して取引ができる中古端末の取引市場の形成・発展に向けた関係者間の協力を後押し。
- 中古端末や修理部品の格付けについて、民間の共通指針の策定を後押し。
- 関係者による中古端末の流通阻害要因の排除に向けた取組(盗品の排除等)を後押し。
- MNOにおける盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開を実現。

利用者の自由な サービス・端末選択の促進

● 利用者の利用期間拘束

- 2年契約満了時点までの違約金及び25か月目の料金のいずれも支払わない解約を、MNOにおいて実現。
- MNOに対し、自動更新の有無による提供条件の格差の縮小について検討を要請。
- 残債免除等施策の提供条件について、消費者保護ガイドラインにおいて契約前説明の対象と明示。

● 利用者による利用実態に合わせたサービス選択

- 過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例を利用者に案内するようMNOに要請。

● MNOから販売店への値引き等に関する実質的指示等

- MNOによる販売店に対する端末代金の販売価格やその値引き額の実質的指示は、業務改善命令の対象となることを明確化(ガイドラインを策定)。
- 公正取引委員会との連携を図る。

モバイル通信市場の公正競争促進に向けて措置すべき事項について(指導)(2018年6月6日実施)

1 携帯電話番号ポータビリティ(MNP)の円滑化

MNPIに際して、移転元事業者による強引な利用者の引き止めが生じないよう、対面や電話による利用者への対応等、利用者の引き止め機会となる手続を行わずに事業者間移転が可能となる手続を確保されたい。この趣旨から、貴社において、移転元事業者として、ウェブによるMNP手続が行われていない場合には、これが行われるよう平成31年5月末までに措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

2 加入者管理機能(HLR/HSS)連携機能の提供に係るMVNOの費用負担

HLR/HSS連携機能の提供に関してMVNOからの要望により協議を行うに際しては、MVNOが負担する金額並びにその根拠及び適正性に関する説明を当該MVNOに対し書面により行うこととし、その実施実績について、本年度のものについては、平成31年3月末までに、平成31年度のものについては、平成32年3月末までに、それぞれ報告されたい。

3 貴社の迷惑メールフィルタ設定

自社からのメールが受信拒否メールとして扱われないことを要望するMVNOに対しては、貴社において設けるセキュリティ確保のための要件を満たす場合にはこれに応じるとともに、この要件となる基準を当該MVNOに提示することとし、その対応状況について、本年度のものについては、平成31年3月末までに、平成31年度のものについては、平成32年3月末までに、それぞれ報告されたい。

4 ネットワーク利用制限の対象端末に関する迅速かつ明確な情報公開

端末代金の支払状況について、その支払い又は不払いが確認された翌々日までにネットワーク利用制限の対象端末に関する情報公開用ウェブサイトへ反映されるよう本年12月末までに措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

5 利用者契約における利用期間拘束

利用期間拘束及びその自動更新を伴う契約について、平成31年3月末までに、契約期間満了時点又はそれまでに、違約金及び25か月目の通信料金のいずれも支払わずに解約することができるよう措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

6 利用者による利用実態に合わせたサービス選択

利用者がその利用実態に応じたサービス選択をできるよう、平成31年3月末までに次の措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、その実現後、速やかにその旨報告されたい。

- ① データ使用量と契約している料金プランに乖離が生じている利用者に対して、過去の利用実績等に基づき、利用金額が適正となる料金プランの例を案内すること。
- ② 契約時以外での料金プランの見直しに関する相談の機会を充実させる等、利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策を実施すること。

モバイル通信市場の公正競争促進に向けた検討等について(要請)(2018年6月6日実施)

1 帯域幅の柔軟な変更の可能性

柔軟な帯域幅変更について、MVNOからの要望状況並びに現時点で考えられる検討課題及び対応可能性について本年6月末までに報告するとともに、今後MVNOから要望があった場合には、検討課題を抽出し、対応可能性について検討することとし、その検討結果について遅滞なく報告すること。

2 音声卸料金の低廉化等

音声卸料金の低廉化等について、MVNOからの要望状況並びに現時点で考えられる検討課題及び対応可能性について本年6月末までに報告するとともに、今後MVNOから要望があった場合には、検討課題を抽出し、対応可能性について検討することとし、その検討結果について遅滞なく報告すること。

3 キャリアメールの転送サービス

キャリアメールの転送サービスについて、MVNOからの要望状況並びに現時点で考えられる検討課題及び対応可能性について本年6月末までに報告するとともに、今後MVNOから要望があった場合には、検討課題を抽出し、対応可能性について検討することとし、その検討結果について遅滞なく報告すること。

4 利用者契約における利用期間拘束

利用期間拘束の自動更新の有無による利用者への提供条件の格差を縮小することについて検討し、その検討結果について本年6月末までに報告すること。

5 月途中の解約時における日割計算

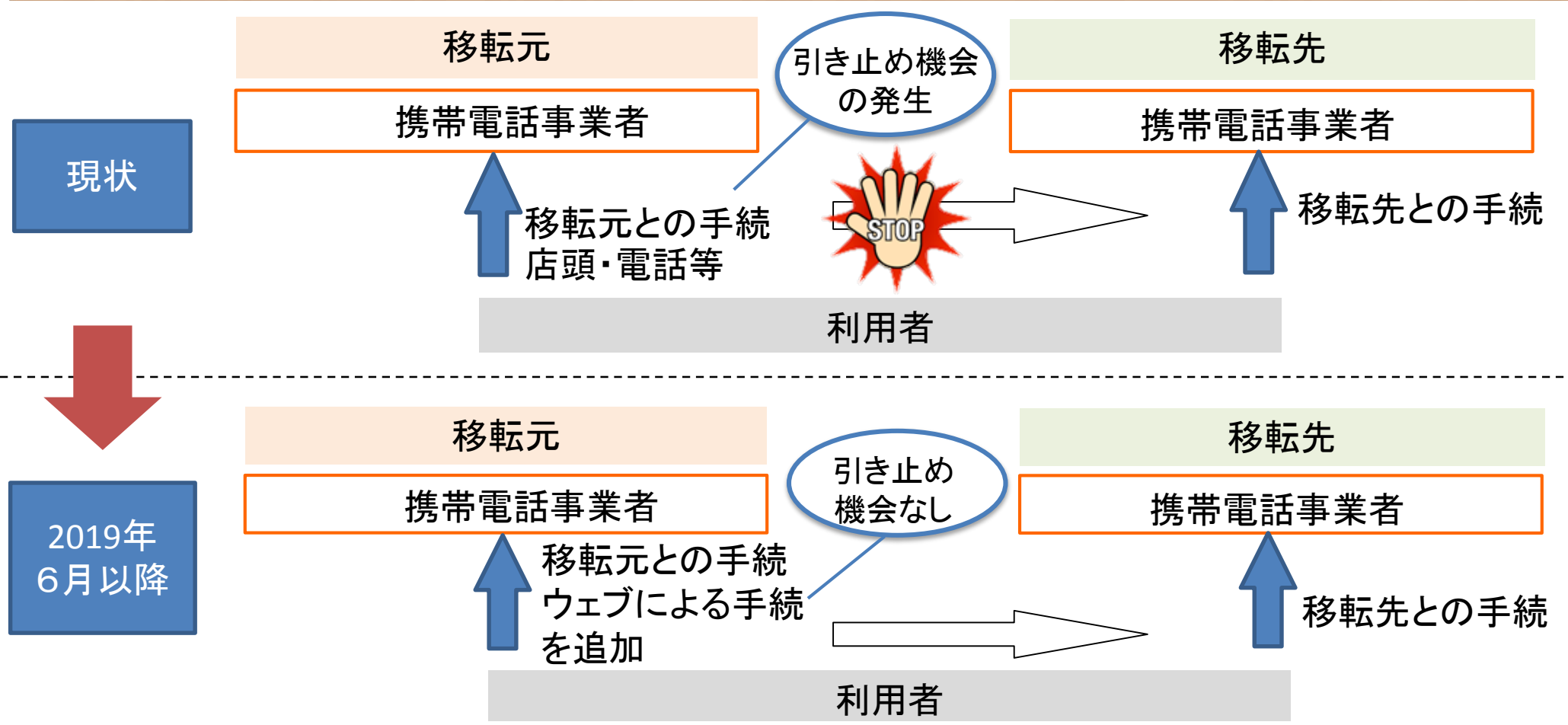
月単位で設定している利用者料金に関し、利用者が必要以上に費用を負担することがないように、月途中の解約時における日割計算の実施について、各種料金ごとにその妥当性・可能性を検討し、その検討結果について本年6月末までに報告すること。

KDDI株式会社に対する行政指導（2018年6月6日） （MVNOにおけるテザリングの早期実現について）

- 総務省はKDDI株式会社に対し、MVNOにおけるテザリングの早期実現と実現時期の速やかな明示を指導。
- 2018年10月末より、ケイ・オプティコムでは、iPhone・iPad端末でのテザリングが可能となる見込み。

- MVNOにおいてテザリングができない状態が続くことは、MVNOと二種指定設備設置事業者の間、MVNO間で同等の条件で競争ができない状態を放置することになる。
- この点、2018年4月まで開催したモバイル市場の公正競争促進に関する検討会の議論において、KDDI及びソフトバンクのネットワークを利用するMVNOのサービスではテザリングができない場合があることが明らかになった。
- この課題については、ソフトバンクのネットワークでは2018年4月以降、実現が図られたものの、KDDIのネットワークを利用する一部のMVNOでは、iPhone・iPad端末において未実現のままとなっていた。
- このため、MVNOの利用者によるテザリングの早期実現を図り、また、テザリングの実現時期をMVNOに提示する必要があることから、総務省は、6月6日、KDDIに対して、早期実現と実現時期の速やかな明示を指導した。
- 7月23日付けのケイ・オプティコムの発表によれば、KDDIのネットワークを利用したMVNOのサービスにおいて、iPhone・iPad端末でのテザリングが可能となるとのことである（10月末予定）。

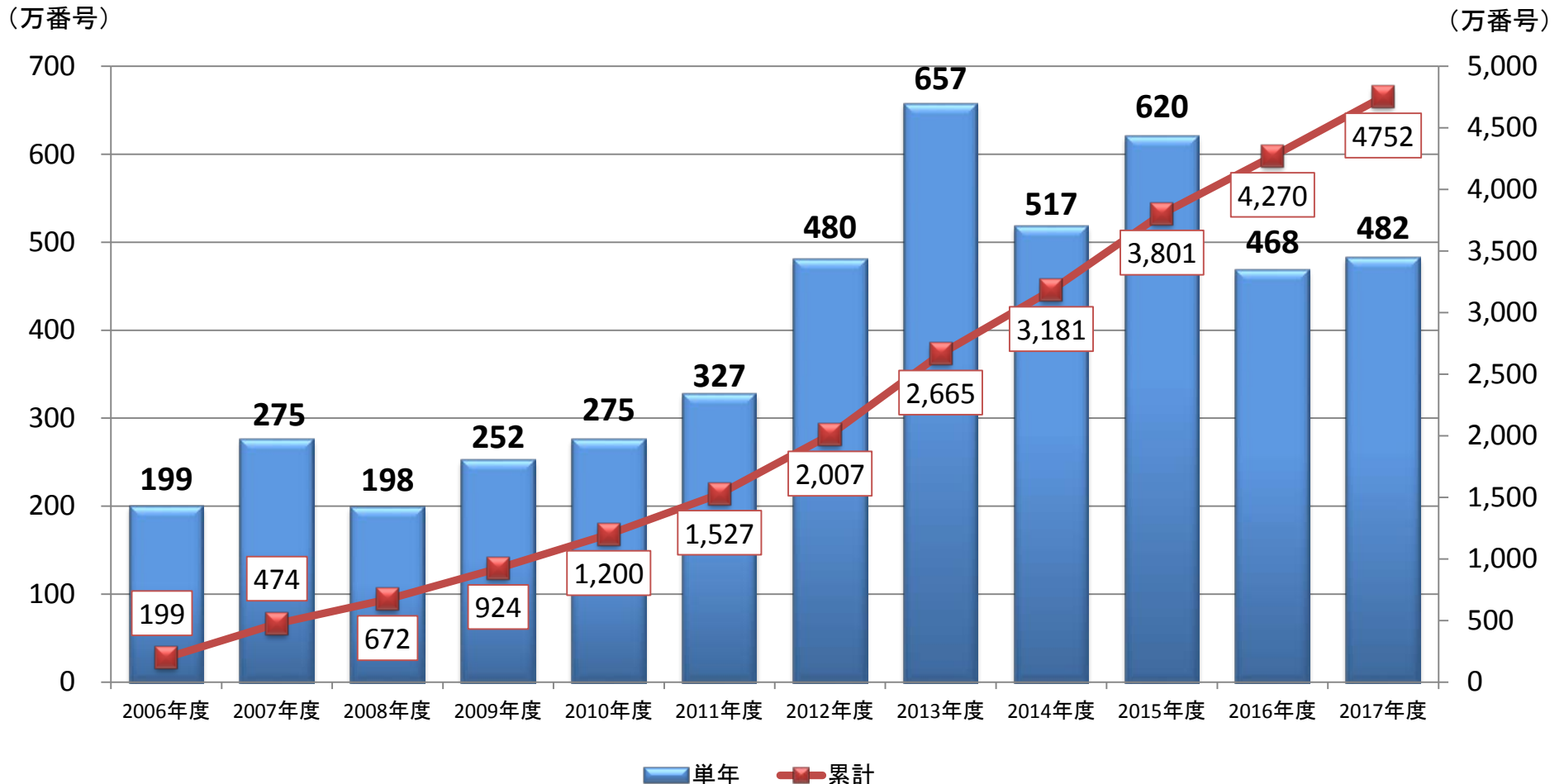
- 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」において、移転元事業者による引き止め機会のないMNP※1を可能とすべく、ウェブによるMNP手続を実現することが有効である旨指摘された。
- 当該指摘を受け、2018年8月28日、「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」を改正※2。



※1 MNP (Mobile Number Portability) : 電話番号を変更せずに携帯電話事業者を乗換える制度。2006年10月より開始。

※2 「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン(2004年5月28日策定)」の一部を改正し、名称を変更。

- MNP※の利用数は、2008年度から2013年度まで増加していたが、2014年度には減少し、近年は横ばい。2017年度は482万番号となっている。



注) MNP (Mobile Number Portability) : 電話番号を変更せずに携帯電話事業者を乗換える制度。2006年10月より開始。

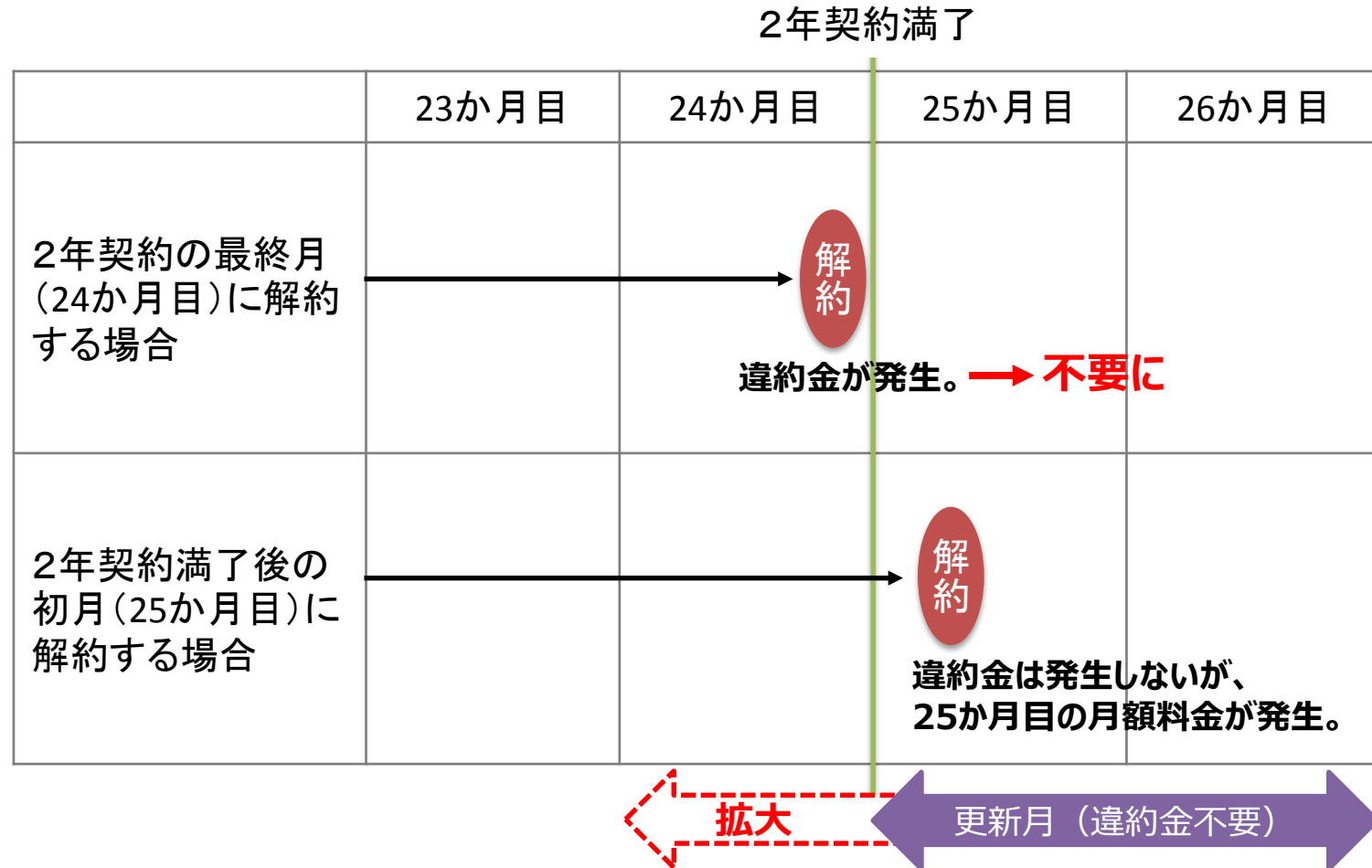
出典: 電気通信事業報告規則等に基づく報告 (2013年度以前の数値は任意のアンケートに基づく報告値)

MNPに係るコールセンターの時間帯別待ち時間の分布

各社の時間帯別待ち時間の分布はグラフのとおり（括弧内は調査期間全体における各社の平均待ち時間）。



- MNOによる期間拘束(いわゆる「2年縛り」)契約を契約満了時点又はそれまでに違約金や25か月目の料金の支払いなしに解約できるようにするよう行政指導(2018年6月6日)。
- MNO各社とも、2019年3月に更新月を迎える契約から対応。



2年契約満了時点までの違約金支払いのない解約の実現

(2018年10月1日時点)

- 2017年、KDDI（7月）及びソフトバンク（9月）は、指定端末の48回割賦での購入及び指定料金プランへの加入を加入条件としたオプションプログラムを提供開始。
- 以下の条件を満たした場合に、旧端末の割賦残債（最大2年分）が免除される。
 - ① 指定端末を一定期間利用後、**新たに端末※を購入し、機種変更**をすること。
 - ② **旧端末を下取り**に出すこと
 - ③ **機種変更後も新端末について同様のプログラムに加入**すること
- 総務省では、「4年縛り」と呼ばれる残債免除プログラムの提供条件について、大手携帯電話事業者や販売代理店による**契約前説明の対象とするガイドライン改正を2018年8月に実施**（「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」）。

撤廃 〔ソフトバンク:2018年11月29日
KDDI:2019年1月16日〕

0か月目 1か月目 ~ 24か月目 25か月目 ~ 49か月目 50か月目 ~ 74か月目

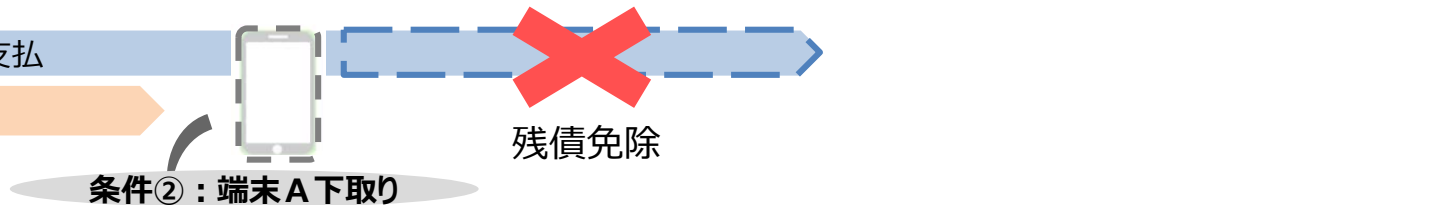
指定端末A購入（48回割賦）



端末代金48回割賦支払
プログラム料の支払

端末A

プログラムに加入



残債免除

条件②: 端末A下取り

条件①: 端末B※に機種変更

条件③: 再度プログラムに加入

端末代金48回割賦支払
プログラム料の支払

端末B



残債免除

条件②: 端末B下取り

条件①: 端末C※に機種変更

条件③: 再度プログラムに加入

端末代金48回割賦支払
プログラム料の支払

端末C

撤廃

※ KDDIは、端末の指定なし。ソフトバンクは、プログラム指定の端末を購入する必要あり。

- メールの受信に必要なセキュリティ基準をMVNOに提示するようMNOに要請。
→2018年6月6日付けで書面による行政指導を実施。

